

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 7 日) (月曜日)

開 会	7
開 議	7
日程第 1 会議録署名議員の指名	7
日程第 2 会期の決定	7
日程第 3 諸般の報告	7
日程第 4 行政報告	7
宮路市長報告	7
日程第 5 報告第 2 号平成 2 1 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	8
日程第 6 報告第 3 号平成 2 1 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	8
宮路市長提案理由説明	8
田畑純二君	9
富迫財政管財課長	10
上園哲生君	10
富迫財政管財課長	10
日程第 7 同意第 1 号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	10
宮路市長提案理由説明	10
日程第 8 同意第 2 号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	11
宮路市長提案理由説明	11
山口初美さん	11
宮路市長	11
日程第 9 同意第 3 号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	12
宮路市長提案理由説明	12
西藺典子さん	12
宮路市長	12
日程第 10 同意第 4 号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	13

宮路市長提案理由説明	1 3
日程第 1 1 同意第 5 号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3
日程第 1 2 承認第 1 号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて	1 4
日程第 1 3 承認第 2 号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて	1 4
日程第 1 4 承認第 3 号専決処分（平成 2 1 年度日置市一般会計補正予算（第 9 号））につき承認を求めることについて	1 4
日程第 1 5 承認第 4 号専決処分（平成 2 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号））につき承認を求めることについて	1 4
宮路市長提案理由説明	1 4
小園総務企画部長	1 5
山口初美さん	1 6
小園総務企画部長	1 6
山口初美さん	1 6
宮路市長	1 6
山口初美さん	1 7
休 憩	1 7
休 憩	1 7
小園総務企画部長	1 7
花木千鶴さん	1 7
宮路市長	1 8
池満 渉君	1 8
宮路市長	1 8
山口初美さん	1 9
漆島政人君	2 0
山口初美さん	2 0
漆島政人君	2 0
日程第 1 6 議案第 5 8 号上神殿辺地総合整備計画の変更について	2 1
宮路市長提案理由説明	2 1

小園総務企画部長	2 2
日程第 1 7 議案第 5 9 号日置市行政嘱託員条例の一部改正について	2 2
日程第 1 8 議案第 6 0 号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	2 2
日程第 1 9 議案第 6 1 号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	2 2
宮路市長提案理由説明	2 3
小園総務企画部長	2 3
日程第 2 0 議案第 6 2 号日置市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について	2 5
日程第 2 1 議案第 6 3 号日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について	2 5
日程第 2 2 議案第 6 4 号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	2 5
宮路市長提案理由説明	2 5
小園総務企画部長	2 5
瀬戸口産業建設部長	2 6
山口初美さん	2 6
上園企画課長	2 6
田畑純二君	2 6
上園企画課長	2 6
休 憩	2 7
日程第 2 3 議案第 6 5 号平成 2 2 年度日置市一般会計補正予算（第 2 号）	2 7
日程第 2 4 議案第 6 6 号平成 2 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	2 7
日程第 2 5 議案第 6 7 号平成 2 2 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 7
日程第 2 6 議案第 6 8 号平成 2 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	2 8
日程第 2 7 議案第 6 9 号平成 2 2 年度日置市診療所特別会計補正予算（第 1 号）	2 8
宮路市長提案理由説明	2 8
田畑純二君	3 0
上園企画課長兼地域づくり課長	3 2
平田特別滞納整理課長	3 2
野崎福祉課長	3 3
地頭所教育総務課長	3 3
西藺典子さん	3 4
大園健康保険課長	3 4

坂口洋之君	3 5
宮路市長	3 5
坂口洋之君	3 5
宮路市長	3 5
坂口洋之君	3 5
平田特別滞納整理課長	3 5
花木千鶴さん	3 5
上園地域づくり課長	3 6
平田特別滞納整理課長	3 7
漆島政人君	3 7
福元総務課長	3 7
上園地域づくり課長	3 7
瀬川農林水産課長	3 8
漆島政人君	3 8
福元総務課長	3 8
瀬川農林水産課長	3 8
漆島政人君	3 9
宮路市長	3 9
瀬川農林水産課長	4 0
梶 康博君	4 0
瀬川農林水産課長	4 0
梶 康博君	4 0
瀬川農林水産課長	4 0
山口初美さん	4 0
宮路市長	4 1
山口初美さん	4 1
宮路市長	4 1
休 憩	4 1
田畑純二君	4 1
田淵青松園長	4 2
平地日置市診療所事務長	4 2
日程第 2 8 陳情第 6 号子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書	4 2

日程第 29 陳情第 7 号子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書	4 2
日程第 30 請願第 2 号自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の請願書	4 2
散 会	4 2

第 2 号 (6 月 17 日) (木曜日)

開 議	4 8
日程第 1 一般質問	4 8
梶 康博君	4 8
宮路市長	4 9
梶 康博君	5 0
宮路市長	5 1
梶 康博君	5 1
宮路市長	5 2
梶 康博君	5 2
宮路市長	5 2
梶 康博君	5 2
宮路市長	5 2
梶 康博君	5 3
宮路市長	5 3
梶 康博君	5 3
宮路市長	5 4
梶 康博君	5 4
宮路市長	5 4
梶 康博君	5 5
宮路市長	5 5
出水賢太郎君	5 5
宮路市長	5 7
田代教育長	5 8
休 憩	5 8
出水賢太郎君	5 8
宮路市長	5 8
出水賢太郎君	5 9

宮路市長	5 9
出水賢太郎君	5 9
宮路市長	6 0
出水賢太郎君	6 0
宮路市長	6 1
出水賢太郎君	6 1
田代教育長	6 2
地頭所教育総務課長	6 2
出水賢太郎君	6 2
田代教育長	6 3
出水賢太郎君	6 3
地頭所教育総務課長	6 3
出水賢太郎君	6 3
宮路市長	6 3
久保建設課長	6 4
出水賢太郎君	6 4
宮路市長	6 4
出水賢太郎君	6 4
宮路市長	6 5
出水賢太郎君	6 5
宮路市長	6 6
出水賢太郎君	6 6
宮路市長	6 6
出水賢太郎君	6 6
上園哲生君	6 7
宮路市長	6 8
田代教育長	6 9
休 憩	6 9
上園哲生君	6 9
宮路市長	7 0
上園哲生君	7 0
宮路市長	7 0

上園哲生君	7 1
宮路市長	7 1
上園哲生君	7 1
宮路市長	7 1
上園哲生君	7 2
宮路市長	7 2
上園哲生君	7 2
宮路市長	7 2
上園哲生君	7 3
宮路市長	7 3
上園哲生君	7 3
宮路市長	7 3
上園哲生君	7 4
宮路市長	7 4
上園哲生君	7 4
宮路市長	7 4
上園哲生君	7 5
宮路市長	7 5
上園哲生君	7 5
宮路市長	7 6
上園哲生君	7 6
宮路市長	7 7
西園典子さん	7 7
宮路市長	7 9
西園典子さん	7 9
宮路市長	8 0
西園典子さん	8 0
宮路市長	8 1
西園典子さん	8 2
宮路市長	8 2
西園典子さん	8 2
宮路市長	8 2

	西園典子さん	8 2
	宮路市長	8 3
	西園典子さん	8 3
	宮路市長	8 3
休	憩	8 3
	池満 渉君	8 4
	宮路市長	8 4
	池満 渉君	8 6
	宮路市長	8 6
	池満 渉君	8 7
	宮路市長	8 7
	池満 渉君	8 8
	宮路市長	8 8
	池満 渉君	8 9
	宮路市長	9 0
	池満 渉君	9 0
	宮路市長	9 1
	池満 渉君	9 1
	宮路市長	9 2
散	会	9 3

第3号（6月18日）（金曜日）

	開 議	9 8
日程第 1	一般質問	9 8
	山口初美さん	9 8
	宮路市長	1 0 0
	山口初美さん	1 0 2
	大園健康保険課長	1 0 2
	山口初美さん	1 0 2
	大園健康保険課長	1 0 2
	山口初美さん	1 0 2
	平田特別滞納整理課長	1 0 2

山口初美さん	1 0 2
宮路市長	1 0 2
山口初美さん	1 0 3
宮路市長	1 0 3
山口初美さん	1 0 3
宮路市長	1 0 3
山口初美さん	1 0 3
宮路市長	1 0 4
山口初美さん	1 0 4
宮路市長	1 0 4
山口初美さん	1 0 4
宮路市長	1 0 4
山口初美さん	1 0 4
宮路市長	1 0 4
山口初美さん	1 0 5
宮路市長	1 0 5
山口初美さん	1 0 5
宮路市長	1 0 6
山口初美さん	1 0 6
宮路市長	1 0 6
山口初美さん	1 0 6
宮路市長	1 0 6
山口初美さん	1 0 6
宮路市長	1 0 6
山口初美さん	1 0 6
宮路市長	1 0 6
山口初美さん	1 0 7
宮路市長	1 0 7
山口初美さん	1 0 7
山口初美さん	1 0 8
宮路市長	1 0 8
休 憩	1 0 8
漆島政人君	1 0 8
宮路市長	1 0 9
漆島政人君	1 1 0
宮路市長	1 1 0

漆島政人君	1 1 1
宮路市長	1 1 1
富迫財政管財課長	1 1 1
漆島政人君	1 1 2
宮路市長	1 1 2
漆島政人君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
漆島政人君	1 1 3
宮路市長	1 1 4
漆島政人君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
漆島政人君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
漆島政人君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
漆島政人君	1 1 5
宮路市長	1 1 5
漆島政人君	1 1 6
宮路市長	1 1 6
漆島政人君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
漆島政人君	1 1 7
宮路市長	1 1 8
漆島政人君	1 1 8
宮路市長	1 1 9
漆島政人君	1 1 9
宮路市長	1 2 0
休 憩	1 2 0
中島 昭君	1 2 1
宮路市長	1 2 1
田代教育長	1 2 3
中島 昭君	1 2 4
田代教育長	1 2 4
中島 昭君	1 2 5

田代教育長	1 2 5
中島 昭君	1 2 6
田代教育長	1 2 6
中島 昭君	1 2 6
田代教育長	1 2 6
中島 昭君	1 2 6
田代教育長	1 2 6
中島 昭君	1 2 7
田代教育長	1 2 7
中島 昭君	1 2 7
田代教育長	1 2 7
中島 昭君	1 2 7
田代教育長	1 2 7
中島 昭君	1 2 7
地頭所教育総務課長	1 2 7
中島 昭君	1 2 7
田代教育長	1 2 8
中島 昭君	1 2 8
田代教育長	1 2 8
中島 昭君	1 2 9
田代教育長	1 2 9
中島 昭君	1 2 9
田代教育長	1 2 9
中島 昭君	1 2 9
田代教育長	1 2 9
中島 昭君	1 2 9
宮路市長	1 3 0
中島 昭君	1 3 0
宮路市長	1 3 0
中島 昭君	1 3 1
宮路市長	1 3 1
中島 昭君	1 3 1
宮路市長	1 3 1
中島 昭君	1 3 1

宮路市長	1 3 2
中島 昭君	1 3 2
宮路市長	1 3 2
中島 昭君	1 3 2
宮路市長	1 3 2
中島 昭君	1 3 3
宮路市長	1 3 3
中島 昭君	1 3 3
富迫財政管財課長	1 3 4
中島 昭君	1 3 4
宮路市長	1 3 4
中島 昭君	1 3 4
富迫財政管財課長	1 3 4
中島 昭君	1 3 5
宮路市長	1 3 5
田代教育長	1 3 5
休 憩	1 3 5
門松慶一君	1 3 5
宮路市長	1 3 6
門松慶一君	1 3 7
宮路市長	1 3 7
門松慶一君	1 3 7
宮路市長	1 3 8
門松慶一君	1 3 8
宮路市長	1 3 9
門松慶一君	1 3 9
銚之原商工観光課長	1 4 0
門松慶一君	1 4 0
銚之原商工観光課長	1 4 1
門松慶一君	1 4 1
銚之原商工観光課長	1 4 1
門松慶一君	1 4 1

	銚之原商工観光課長	1 4 2
	門松慶一君	1 4 2
	銚之原商工観光課長	1 4 2
	門松慶一君	1 4 2
	宮路市長	1 4 3
	門松慶一君	1 4 3
	宮路市長	1 4 3
	門松慶一君	1 4 4
	宮路市長	1 4 4
	坂口洋之君	1 4 4
	宮路市長	1 4 5
休	憩	1 4 7
	坂口洋之君	1 4 7
	宮路市長	1 4 7
	坂口洋之君	1 4 8
	宮路市長	1 4 8
	坂口洋之君	1 4 8
	宮路市長	1 4 8
	坂口洋之君	1 4 8
	宮路市長	1 4 8
	坂口洋之君	1 4 9
	宮路市長	1 4 9
	坂口洋之君	1 4 9
	宮路市長	1 4 9
	坂口洋之君	1 4 9
	宮路市長	1 5 0
	坂口洋之君	1 5 0
	宮路市長	1 5 0
	坂口洋之君	1 5 0
	宮路市長	1 5 0
	坂口洋之君	1 5 1
	宮路市長	1 5 1

坂口洋之君	1 5 1
宮路市長	1 5 2
坂口洋之君	1 5 2
宮路市長	1 5 2
坂口洋之君	1 5 2
上園企画課長	1 5 2
坂口洋之君	1 5 3
宮路市長	1 5 3
坂口洋之君	1 5 3
宮路市長	1 5 3
坂口洋之君	1 5 4
宮路市長	1 5 4
坂口洋之君	1 5 4
宮路市長	1 5 4
坂口洋之君	1 5 4
宮路市長	1 5 4
坂口洋之君	1 5 4
宮路市長	1 5 5
坂口洋之君	1 5 5
宮路市長	1 5 5
坂口洋之君	1 5 5
宮路市長	1 5 5
坂口洋之君	1 5 5
宮路市長	1 5 5
坂口洋之君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
坂口洋之君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
坂口洋之君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
坂口洋之君	1 5 6
宮路市長	1 5 7
坂口洋之君	1 5 7
宮路市長	1 5 7
散 会	1 5 7

第4号 (6月21日) (月曜日)

開 議	1 6 2
-----	-------

日程第1 一般質問	1 6 2
黒田澄子さん	1 6 2
宮路市長	1 6 4
田代教育長	1 6 5
黒田澄子さん	1 6 6
宮路市長	1 6 6
黒田澄子さん	1 6 6
宮路市長	1 6 6
黒田澄子さん	1 6 6
宮路市長	1 6 6
黒田澄子さん	1 6 6
宮路市長	1 6 6
黒田澄子さん	1 6 6
宮路市長	1 6 7
黒田澄子さん	1 6 7
田代教育長	1 6 8
黒田澄子さん	1 6 8
田代教育長	1 6 8
黒田澄子さん	1 6 8
田代教育長	1 6 8
黒田澄子さん	1 6 8
田代教育長	1 6 8
黒田澄子さん	1 6 9
満留介護保険課長	1 6 9
黒田澄子さん	1 6 9
宮路市長	1 7 0
黒田澄子さん	1 7 0
宮路市長	1 7 1
黒田澄子さん	1 7 1
宮路市長	1 7 2
黒田澄子さん	1 7 2
長野瑛や子さん	1 7 2

	宮路市長	1 7 3
	田代教育長	1 7 5
休	憩	1 7 6
	長野瑛や子さん	1 7 6
	田代教育長	1 7 6
	長野瑛や子さん	1 7 6
	田代教育長	1 7 7
	長野瑛や子さん	1 7 7
	田代教育長	1 7 7
	長野瑛や子さん	1 7 7
	田代教育長	1 7 8
	長野瑛や子さん	1 7 8
	田代教育長	1 7 9
	長野瑛や子さん	1 7 9
	田代教育長	1 7 9
	長野瑛や子さん	1 8 0
	田代教育長	1 8 0
	長野瑛や子さん	1 8 0
	田代教育長	1 8 0
	長野瑛や子さん	1 8 1
	福元総務課長	1 8 1
	長野瑛や子さん	1 8 1
	福元総務課長	1 8 2
	長野瑛や子さん	1 8 2
	宮路市長	1 8 2
	長野瑛や子さん	1 8 3
	宮路市長	1 8 3
	長野瑛や子さん	1 8 3
	上園企画課長	1 8 3
	長野瑛や子さん	1 8 4
	宮路市長	1 8 4
	長野瑛や子さん	1 8 4

	宮路市長	1 8 4
	長野瑛や子さん	1 8 5
	宮路市長	1 8 5
	長野瑛や子さん	1 8 5
	宮路市長	1 8 5
	長野瑛や子さん	1 8 5
	宮路市長	1 8 6
	長野瑛や子さん	1 8 6
休	憩	1 8 6
	田畑純二君	1 8 6
	宮路市長	1 8 9
	田畑純二君	1 9 2
	宮路市長	1 9 2
	上園企画課長	1 9 2
	田畑純二君	1 9 2
	宮路市長	1 9 3
	田畑純二君	1 9 3
	宮路市長	1 9 3
	田畑純二君	1 9 3
	宮路市長	1 9 4
	田畑純二君	1 9 4
	宮路市長	1 9 4
	田畑純二君	1 9 5
	宮路市長	1 9 5
	田畑純二君	1 9 5
	宮路市長	1 9 5
	田畑純二君	1 9 5
	宮路市長	1 9 6
	田畑純二君	1 9 6
	宮路市長	1 9 6
	田畑純二君	1 9 7
	宮路市長	1 9 7

	花木千鶴さん	1 9 7
休 憩		1 9 9
	宮路市長	1 9 9
	花木千鶴さん	2 0 0
	宮路市長	2 0 1
	花木千鶴さん	2 0 1
	宮路市長	2 0 1
	花木千鶴さん	2 0 2
	宮路市長	2 0 2
	花木千鶴さん	2 0 2
	宮路市長	2 0 3
	花木千鶴さん	2 0 3
	宮路市長	2 0 4
	花木千鶴さん	2 0 4
	宮路市長	2 0 4
	花木千鶴さん	2 0 4
	宮路市長	2 0 5
	花木千鶴さん	2 0 5
	宮路市長	2 0 5
	花木千鶴さん	2 0 5
	宮路市長	2 0 6
	花木千鶴さん	2 0 6
	上園企画課長	2 0 7
	花木千鶴さん	2 0 7
	宮路市長	2 0 8
	花木千鶴さん	2 0 9
	宮路市長	2 0 9
散 会		2 0 9

第5号（6月30日）（水曜日）

開 議		2 1 4
-----------	--	-------

日程第1 議案第58号上神殿辺地総合整備計画の変更について（総務企画常任委員長報告）

.....	2 1 4
日程第 2 議案第 6 2 号日置市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について (総務企画常任委員長報告)	2 1 4
池満総務企画常任委員長報告	2 1 4
日程第 3 議案第 6 5 号平成 2 2 年度日置市一般会計補正予算 (第 2 号) (各常任委員長報告)	2 1 6
池満総務企画常任委員長報告	2 1 6
漆島文教厚生常任委員長報告	2 1 8
上園産業建設常任委員長報告	2 2 0
日程第 4 議案第 6 6 号平成 2 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (文教 厚生常任委員長報告)	2 2 3
日程第 5 議案第 6 7 号平成 2 2 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 1 号) (文教厚生常任委員長報告)	2 2 3
日程第 6 議案第 6 8 号平成 2 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (文教厚生 常任委員長報告)	2 2 3
日程第 7 議案第 6 9 号平成 2 2 年度日置市診療所特別会計補正予算 (第 1 号) (文教厚生常 任委員長報告)	2 2 3
漆島文教厚生常任委員長報告	2 2 4
休 憩	2 2 6
日程第 8 陳情第 6 号子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書 (文教厚生常任 委員長報告)	2 2 6
漆島文教厚生常任委員長報告	2 2 6
日程第 9 陳情第 3 号「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書 (産業建設常任委員 長報告)	2 2 8
上園産業建設常任委員長報告	2 2 8
山口初美さん	2 3 0
出水賢太郎君	2 3 0
坂口洋之君	2 3 1
日程第 1 0 意見書案第 6 号子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書	2 3 1
漆島文教厚生常任委員長提案理由説明	2 3 1
日程第 1 1 意見書案第 7 号改正国籍法に関する意見書	2 3 2
池満 渉君提案理由説明	2 3 2

山口初美さん	2 3 3
上園哲生君	2 3 3
漆島政人君	2 3 3
日程第 1 2 議案第 7 0 号平成 2 2 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号）	2 3 4
宮路市長提案理由説明	2 3 4
日程第 1 3 閉会中の継続審査の申し出について	2 3 5
日程第 1 4 閉会中の継続調査の申し出について	2 3 5
日程第 1 5 議員派遣の件について	2 3 5
日程第 1 6 所管事務調査結果報告について	2 3 5
閉 会	2 3 6
宮路市長	2 3 6

平成22年第3回（6月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
6月7日	月	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
6月8日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生
6月9日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
6月10日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（予備）
6月11日	金	休 会	
6月12日	土	休 会	
6月13日	日	休 会	
6月14日	月	休 会	
6月15日	火	休 会	
6月16日	水	休 会	
6月17日	木	本 会 議	一般質問
6月18日	金	本 会 議	一般質問
6月19日	土	休 会	
6月20日	日	休 会	
6月21日	月	本 会 議	一般質問
6月22日	火	休 会	
6月23日	水	休 会	
6月24日	木	休 会	
6月25日	金	休 会	議会運営委員会
6月26日	土	休 会	
6月27日	日	休 会	
6月28日	月	休 会	
6月29日	火	休 会	
6月30日	水	本 会 議	付託事件等審査結果報告

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 2号	平成21年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について

- 報告第 3号 平成21年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 同意第 1号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 2号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 3号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 4号 日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 5号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 承認第 1号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分（平成21年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分（平成22年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて
- 議案第 58号 上神殿辺地総合整備計画の変更について
- 議案第 59号 日置市行政嘱託員条例の一部改正について
- 議案第 60号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 61号 日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 62号 日置市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第 63号 日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
- 議案第 64号 日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 65号 平成22年度日置市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 66号 平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 67号 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 68号 平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 69号 平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 70号 平成22年度日置市一般会計補正予算（第3号）
- 陳情第 3号 「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書
- 陳情第 6号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書
- 陳情第 7号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書
- 請願第 2号 自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の請願書
- 意見書案第6号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書
- 意見書案第7号 改正国籍法に関する意見書

第 1 号 (6 月 7 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（監査結果報告、議長報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 2号 平成21年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 6	報告第 3号 平成21年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 7	同意第 1号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 8	同意第 2号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 9	同意第 3号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第10	同意第 4号 日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第11	同意第 5号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第12	承認第 1号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第13	承認第 2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第14	承認第 3号 専決処分（平成21年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについて
日程第15	承認第 4号 専決処分（平成22年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて
日程第16	議案第 58号 上神殿辺地総合整備計画の変更について
日程第17	議案第 59号 日置市行政嘱託員条例の一部改正について
日程第18	議案第 60号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第 61号 日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第 62号 日置市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
日程第21	議案第 63号 日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
日程第22	議案第 64号 日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第23	議案第 65号 平成22年度日置市一般会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第 66号 平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第25	議案第 67号 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第 68号 平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第27	議案第 69号 平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 28 陳情第 6 号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書
- 日程第 29 陳情第 7 号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書
- 日程第 30 請願第 2 号 自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の請願書

本会議（6月7日）（月曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長兼地域づくり課長	上園博文君
税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	有村芳文君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
日置市診療所事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長 瀬川利英君
上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 肥田正和君
会計管理者 朴木義行君
農業委員会事務局長 福留正道君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 地頭所 浩君
社会教育課長 芝原八郎君
監査委員事務局長 石塚澄幸君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（成田 浩君）

ただいまから、平成22年第3回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（成田 浩君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（成田 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、中島昭君、田畑純二君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（成田 浩君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの24日間にすると思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月30日までの24日間と決定いたしました。

△日程第3 諸般の報告（監査結果報告、議長報告）

○議長（成田 浩君）

日程第3、諸般の報告を行います。監査結果の報告であります。平成22年2月23日、24日に実施されました1月分の例月現金出納検査の結果、3月23日、24日に実施された2月分の例月現金出納検査の結果。4月22日、23日に実施された

3月分の例月現金出納検査の結果。平成21年11月6日及び11月10日から11月13日までに実施された、本庁総務課等の定例監査の結果。11月16日、17日及び19日、20日に実施された青松園、クリーンセンター等の定例監査の結果。11月27日に実施された商工観光課吹上砂丘荘の定例監査の結果。12月15日から18日に実施された介護保険課等の定例監査の結果。平成22年1月7日、8日に実施された健康保険課等の定例監査の結果。1月12日から14日に実施された市民スポーツ課等の定例監査の結果。1月18日、19日に実施された財政管財課等の定例監査の結果。2月16日、19日に実施された伊集院中学校普通教室棟建設工事、土橋竹之山線改良工事、榎園公営住宅建築工事などの随時監査の結果。2月15日、16日に実施された指定管理者の「ゆすいん」等の財政援助団体等の監査の結果。2月17日、18日に実施された日置市体育協会等の財政援助団体等の監査の結果について、報告がありましたので、その写しを配付いたします。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（成田 浩君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2月16日からの主な行政執行についてご報告申し上げます。

3月13日、公立保育所として45年間運営をしてまいりました伊集院北保育所の民営化に伴う閉所式を行いました。

次に、3月24日、日置市診療所の開所式

を同診療所で行いました。規模は縮小されましたが、引き続き地域医療を担う医療機関として地域住民の健康保持と増進を図っていきたいと思っております。

次に、4月3日、伊集院町清藤団地に昨年夏から建設しておりました、株式会社てまひま堂の工事完成に伴う落成式がありました。

同社においては、平成18年に設置したコールセンターの稼働により、今までの工場での生産能力が限界であることから、新工場建設となったものであります。

新工場は、最新設備の導入により、今後の業務拡大にも期待されるところであります。

次に、5月22日、伊集院文化会館において、日置市市制施行5周年記念式典を挙行いたしました。国、県の関係行政機関や姉妹都市を初め、そのほか市内の各種行政委員会等の来賓やオープニング出演者約700名の参加をいただき、盛大に開催できました。

また、市制5周年を記念して制作しました日置市民歌につきましては、広く市民の方に活用いただければ、今後の市民の一体化に役立つものと思っております。

次に、5月24日、伊集院町清藤団地にデジタル写真のプリント事業を行う「しまうまプリントシステム株式会社」と新工場の立地協定を結びました。6月に着工され、10月から操業の予定であります。

以下、5月25日までの主要な行政執行につきましては、報告書を提出してございますので、お目通しをお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第2号平成21年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について

△日程第6 報告第3号平成21年度日置市水道事業会計予算繰越

計算書の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第5、報告第2号平成21年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第6、報告第3号平成21年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2件を一括議題といたします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第2号は、平成21年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成21年度日置市繰越明許費繰越計算書、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

平成21年度において年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、繰越明許費により歳出予算の経費を平成22年度へ繰り越しました。

その概要につきましては、平成21年度の国の第1次補正予算による地域活性化・公共投資臨時交付金事業や第2次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業のほか、市道整備事業、土地区画整理事業などについて所要の手続を行いました。

一般会計の総務費の総務管理費では、市庁舎改修事業248万円、携帯電話等エリア整備事業2億6,858万9,000円、地域情報通信基盤整備推進交付金事業6,979万3,000円、民生費の社会福祉費で健康交流施設大浴場外部改修事業141万6,000円、児童福祉費の子ども手当支給事業554万4,000円、衛生費の保健衛生費で、東市来保健センター空調機改修事業120万円、新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業3,000万円、農林水産業費の農業費で、農道等施設整備事業5,000万円、林業費で、林道等舗装事業2,000万円、林業整備活性化・林業再生事業416万6,000円、

上神殿地区市有林作業道開設業務委託
170万1,000円、伊集院森林公園管理
棟塗装事業460万円、商工費では、吹上キ
ャンプ村施設屋根防水事業70万円、土木費
の道路橋梁費では、市道整備事業1億
2,000万円、道整備交付金事業下谷口恋
之原線ほか2路線5,638万1,000円、
地域活力基盤創造交付金事業和田平鹿倉線ほ
か2路線5,847万2,000円、都市計画
費では土地区画整理事業、通常費1,973万
8,000円、土地区画整理事業交付金
2,766万7,000円、土地区画整理事業
まちづくり交付金936万2,000円、土
地区画整理事業地方特定道路2,647万
1,000円、土地区画整理事業費6,629万
9,000円、住宅費で、地域住宅交付金
882万8,000円、公営住宅ベランダ改
修事業530万円、消防費では、消防本部南
分遣所外壁改修事業170万円、防災情報通
信設備整備事業643万4,000円、教育
費の教育総務費で、教職員住宅施設維持補修
事業105万5,000円、小学校費では、
理科教育等設備整備事業1,687万
8,000円、小学校施設維持補修事業
1,803万3,000円、小学校地震補強事
業7,182万1,000円、中学校費では、
理科教育等設備整備事業725万9,000円、
中学校施設維持補修事業3,266万円、中
学校施設維持補修事業・整備工事5,236万
4,000円、中学校地震補強事業7,854万
9,000円、中学校太陽光発電事業
5,257万8,000円、社会教育費では、
中央公民館の公民館施設維持補修費1,623万
6,000円、地区公民館の公民館施設維持
補修事業324万1,000円、伊集院総合
運動公園プール塗装・側溝改修事業501万
8,000円、伊集院総合体育館床整備事業
546万8,000円、伊集院武道館床張り
かえ事業242万3,000円、東市来弓道

場扉改修事業25万円、日吉運動公園グラウ
ンド設備改修事業175万2,000円、日
吉研修棟改修事業48万5,000円、吹上
浜公園施設改修事業野球場排水対策ほか1件、
402万3,000円、吹上保健体育施設管
照明器取りかえ事業27万7,000円をそ
れぞれ平成22年度へ繰り越しいたしました。

国民保養センター及び老人休養ホーム事業
特別会計では経営費の管理費で、江口浜荘解
体設計委託業務357万円を平成22年度へ
繰り越しいたしました。

介護保険特別会計では、総務費の総務管理
費でグループホームスプリンクラー設備整備
事業777万6,000円を22年度へ繰り
越しいたしました。

次に、報告第3号は、平成21年度日置市
水道事業会計予算繰越計算書の報告について
であります。

平成21年度日置市水道事業会計予算繰越
計算書を地方公営企業法第26条第3項の規
定により報告するものであります。

資本的支出の建設改良費、恋之原第3水源
地築造工事732万9,000円、市道神之
川・南神之川線配水管布設工事1,649万
6,000円、県道仙名伊集院線配水管布設
工事341万3,000円、長里伊作田配水
池既設配水池流入管布設工事の年度内完了が
困難となったことにより工期延長により、そ
れぞれ平成22年度へ繰り越しをいたしました。

以上2件、ご審議をよろしくお願ひいたし
ます。

○議長（成田 浩君）

これから2件について質疑を行います。質
疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

この繰越計算書について今市長から説明を
受けたわけですが、この繰越明許費の制
度を活用しようとする場合には、その年度の

遅くとも3月末日までに予算の款項、事務及び金額は明示して、議会の議決を得なければならないというふうに了解しております。そのはずでございますが、今市長の説明では、3月末までに間に合わなかったというような感じなんですけど。大体間に合わなかった予想はつくんですけども、確認の意味も含めて、なぜ3月末までにしななかったのか、なぜこの6月にずれ込んだのか、その理由を我々議員が納得できるように、ちょっと具体的にわかりやすく説明してください。大体の予想はつくんですけども、確認の意味も含めてです。以上。

○財政管財課長（富迫克彦君）

ただいまご質問のございました、繰越明許費繰越計算書の件についてでございます。

去る3月の議会で繰越明許費の内訳表という形で議会のほうにはお示しをいたしまして、ご承認をいただいた上で、今回事業費の確定ですね、そういったものがございましたので、計算書という形で今回ご報告をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○5番（上園哲生君）

ただいま市長のほうから繰越明許費の計算書のご説明があったわけですけども、確かに3月議会で国のほうから、きめ細かな臨時交付金という形で、いわゆる経済対策として、そして仕事が途切れることなくという配慮のもとで、我々もそういう形で審議をしてきて原案を可決してきたんですけども。

ただ、4月の落札表だとか見ますと、本当にきめ細やかな事業の入札結果が示されていないんですね。ですから、事業の執行状況といいますか、今、繰越明許までやって、やりながら、どの程度進捗状況があるのか、ち

よっとご説明いただきたいと思います。

○財政管財課長（富迫克彦君）

きめ細かな臨時交付金の関係の執行状況についてでございますが、ただいま手元のほうに資料を持ってきておりませんが、ご指摘ございましたように、4月の中旬についてはなかなか執行ができてなかったという状況でございます。ただし、連休前から5月、6月にかけて順次事業が出てきておまして、少し20日程度でしょうか、ブランクができたような感じではございますが、その後は順調に今工事の発注を準備をしてるところでございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

これで報告第2号及び報告第3号の2件の報告を終わります。

△日程第7 同意第1号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第7、同意第1号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第1号は、日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市公平委員会の設置に伴い、委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により同意を求めるものであります。

湯田平浩美氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから同意1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第8 同意第2号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第8、同意第2号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第2号は、同じく日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市公平委員会の設置に伴い、委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により同意を求めるものであります。

東幸也氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから同意第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

この東氏の選任したいということでの名前が挙がっておりますが、この方は労働者の代表というような位置づけであるという説明が先ほど全員協議会の中でありましたけれども、ほかに候補者は挙がらなかったのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に今言いましたように、労働組合のほうの日置市内にございます、そういう方々にお当たりいたしましたけど、企業的にやはりきちっと今までのそういう組合運動またいろんな形でした方ということで、パナソニックの東委員長にお願いするというございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

△日程第9 同意第3号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第9、同意第3号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第3号は、同じく日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市公平委員会の設置に伴い、委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により同意を求めるものであります。

新倉哲朗氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願ひします。

○議長（成田 浩君）

これから同意第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○15番（西園典子さん）

1つだけお尋ねしたいと思います。

ご本人がどうこうという意味ではなくて、日置市もこの和田法律事務所にお世話になっておるんじゃないかと思いますが、日置市の実情をわかっていらっしゃる事務所という意味で、その内部というか、そこに入っている方がこうして入られることのメリット・デメリット、いろんなのがあるんじゃないかなと私は思ったりしたわけでもございますが、そこ辺の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

日置市の顧問弁護士の和田弁護士のほうにお願いしておりまして、今までの経緯の中におきまして、日置市におきます実態等いろんなことをご理解している弁護士さんであるという方でしたので、今回委員のほうにお願いしたいということで、議会のほうに同意を求めるものでございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第10 同意第4号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第10、同意第4号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第4号は、日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

現評価員の辞任に伴い、後任の評価員として選任したいので、地方自治法第404条第2項の規定により同意を求めるものであります。

平田敏文氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（成田 浩君）

これから同意第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第4号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、同意第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第4号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから同意4号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第11 同意第5号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第11、同意第5号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第5号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

現委員が平成22年6月10日をもって任期満了となるため、新たに委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

折田智子氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（成田 浩君）

これから同意第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第5号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、同意第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第12 承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第13 承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第14 承認第3号専決処分（平成21年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めること

について

△日程第15 承認第4号専決処分（平成22年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第12、承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてから日程第15、承認第4号専決処分（平成22年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについてまでの4件を一括議題といたします。

4件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第1号は、専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布されたことに伴い、緊急を要したため日置市税条例の一部改正したものであります。

次に、承認第2号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布されたことに伴い、緊急を要したため日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

2件の内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明をさせます。

次に、承認第3号は、専決処分（平成21年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについてであります。

平成21年度一般会計歳入歳出予算の地方交付税、繰入金及び市債の確定並びに議会費及び総務費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,189万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ237億4,836万2,000円とするものであります。

歳入では、地方交付税で特別交付税の交付決定により2億3,573万9,000円を増額計上いたしました。

繰入金では財政調整基金繰入金の減額により3,244万8,000円を減額計上いたしました。

市債では、土木債の市道整備事業、教育債の社会体育施設整備事業、消防債の消防施設整備事業、災害復旧債の現年補助農地農業用災害復旧事業などの事業費確定にとり1,140万円を減額計上いたしました。

歳出では、議会費で費用弁償の増額、総務費で財産管理費の施設整備基金積立金に1億9,181万5,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

次に、承認第4号は、専決処分（平成22年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについてであります。

ウイルス性感染症口蹄疫の発生により、子牛生産農家が影響を受けているため、その支援に要する経費について、平成22年度一般会計歳入歳出予算の農林水産費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ214億6,255万円とするものであります。

歳入では、繰入金で財政調整基金繰入金の増額により255万円を増額計上いたしました。

歳出では、農林水産費の農業費で、補助金及び交付金255万円を増額計上いたしました。

以上4件、ご審議をよろしくお願いいたし

ます。

○議長（成田 浩君）

これから4件について質疑を行います。質疑は（発言する者あり）済みません。

○総務企画部長（小園義徳君）

承認第1号及び承認第2号につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

まず、承認第1号の日置市税条例の一部改正でございますが、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、平成24年度以降に課税される市民税において、16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止され、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ分が廃止されることにより、平成23年1月1日から、給与所得者及び公的年金受給者は扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出しなければならないとする条項の追加で、第36条の3の2及び次ページ中段の第36条の3の3の条文を追加するものでございます。

別紙2ページめくっていただきまして、中段にございます「3,298円」を「4,618円」に改めるとありますのは、たばこ税の税率改正で旧3級品以外のたばこについて1,000本当たり「3,298円」から「4,618円」に改めるものです。

附則第16条の2第1項中、「1,564円」を「2,190円」に改めるとありますのは、旧3級品のたばこは1,000本あたり「1,564円」から「2,190円」とし、いずれも平成22年10月1日からの適用となります。

附則第19条の3につきましては、平成24年から平成26年までの間に、年間1人1口座に限り非課税口座を開設することができるようになり、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されたことに伴う改正です。

限度額は、毎年新規投資額で100万円で

す。このほか、条文の整理を行うものでございます。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものです。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

承認第1号は以上でございます。

続きまして、承認第2号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、第2条第2項のただし書きの改正は、基礎課税額の限度を3万円引き上げ、56万円にするもの、同条第3項のただし書きの改正は、後期高齢者支援金分支援金等課税額を1万円引き上げ、13万円にするものでございます。

この改正による影響額としましては、昨年度の世帯数で試算しますと、医療分129世帯で387万円、支援分で179世帯、179万円となります。

次に、第23条の2は条文の追加で、非自発的失業者いわゆる自己都合でなく、リストラなどで職を失った失業者でございますが、国民健康保険税の負担軽減を図るもので、前年の給与所得を100分の30に減額して、国民健康保険税を算定するとともに、軽減判定時にも給与所得を100分の30にして判定するという課税の特例を追加するものでございます。

第24条の2も条文の追加で、特例対象被保険者等に係る申告について、離職の理由など必要な事項を記載した申告書の提出や雇用保険受給者資格証等の事実を証明する書類の提示などを規定しております。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものです。ただし、附則第17条及び第18条の改正規定については、平成22年6月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから4件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

市の税条例の一部を改正するこの条例の内容について、1点お伺いしたいと思います。

所得税、住民税の扶養控除を単純に廃止した場合に、厚生労働省の資料によりますと、厚生労働省関連だけで21の制度に影響が出るということをおっしゃっております。私立幼稚園の就園奨励費の補助だとか、それから保育料、それから市営住宅などの利用料、いろいろ影響が考えられるということなんですが、そこら辺の説明をお願いします。

○総務企画部長（小園義徳君）

今回のこの改正に伴います扶養控除の影響、どの辺の影響があるかというような質問でございますけれども、すべてをその辺の状況を資料が今のところ手元にございませんで、後もってお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○2番（山口初美さん）

非常に市民にどういう影響が出るかということは大事な問題でございますので、ちょっと休憩していただいて、資料を出していただいてから審議を続けることを要望したいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、部長のほうから話ございましたように、若干扶養控除が減になる中におきまして、それぞれの税率区分におきまして、今ご指摘ございました保育料の関係とか、またいろんな福祉関係におきまして影響が若干あるのかなとは思っております。

しかし、この扶養控除におきましても、今これだけの金額でございますので、さほど大

きなみんなに影響があるということは、ちょっと今のところはないというふうに思っておりますけど、多少の影響が若干そういう就業する中において、そこまでの試算、算定というのはちょっとしておりませんので、きょうはご審議をしていただき、また後日あらゆる問題にどれぐらいの影響力がするのかわかりませんので、また後日このことについては資料を添付させていただきたいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

この扶養控除などの廃止によって、収入はふえないのに所得がふえたことになって、結局は増税というようなことにつながっているわけです。そして、その税金の額によって、またいろいろな制度にも影響してくると。これは本当に市民にとっては大変な問題だと思います。今、すぐに資料が提出できないということであれば、ここで即決はぜひ避けていただくということを提案したいと思います。

○議長（成田 浩君）

資料の提出を求めることの見解ですから、ちょっと暫時休憩いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時51分開議

○議長（成田 浩君）

先ほど、暫時休憩と言いましたけど、それをとって休憩前に引き続き、会議を行います。

ここで、しばらく休憩をいたします。次の会議を11時15分といたします。

午前10時52分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務企画部長（小園義徳君）

ただいまの日置市税条例の改正についてで

ございますけれども、地方税法の改正に伴う改正でございまして、24年度からの適用という形になっております。それで、おっしゃるように、21を超える制度への影響という分でございます、その辺のことにつきましても今後試算を加えながら確認してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

1点だけ伺っておきたいと思います。

今先ほどの質疑者が、そんな細かいことまで聞いたかったわけではなくて、それぞれの市民がどのような影響を受けるのかということとか、この議会においてはマクロ的にといいますか、全体の財政の流れとしてエリアではどうなるのかというぐらいでも説明をほしかったなあという思いがあると思うんですね。

それで、現段階ではそれが準備ができていないということで、ただいまの部長の説明は今後いろいろ試算していくんだということでありましたが、ぜひその大枠の中でもどんなふうな例があったり、——があったりとかつていう、その辺の財政全体での影響ですとか、それから、それを議会のほうにも資料ができたなら提出していただきたいと思いますことと、もう1点は、住民の皆さんが24年度からということでありましたら、国で決定したことでありますので、市町村はそれに従って事務をとり行うのはもちろん責務でございますが、国民それぞれにとって影響があることは大変先ほどの議員からのご指摘のとおりだと思いますので、その辺のところ、どのようにやっぱり市民に対して説明責任を果たしていこうとお考えなのか、それは国の法律だから国がやるべきものだとお考えなのか、それともやっぱり身近な自治体が責任をどうとっていくとお考えなのか、その辺の考え方について答

弁をいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、今回はこれは高校の無償化、これに関連してこの特別控除を排除するということであろうかというふうに思っております。公立・私立それぞれにおきます高校無償化の中におきますということ、ご指摘ございましたとおり、私ども上位の中におきます決定されたことでございますけど、市民の皆様方にどう影響力、特にこの税法の中でどうなるか。また、そういうさっきもございましたとおり、福祉関係、学校関係、こういう所得によっていろんな基準がございますので、今後私どものほうもやはり標準家庭といいますか、200万円のところ、300万円、400万円、500万円、そういう子供2人ぐらいの制度設計をして、そこでどう影響するのか、こういう試算もまたつくっていききたいというふうに思っております。このことについては、また議会のほうにもご報告申し上げたいということでございますので、十分私どもも上位で決まったことでございますけど、市民の皆様方に影響があるということはおもう否認ませんので、やはりそのようなことでやはり報告ということをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○市長（宮路高光君）

議会のほうにもご説明申し上げますけど、市民のほうにも広報紙等も使いながら標準的なことにおきます算定した中におきまして、どういう影響があるということは市民のほうにも広報をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

承認第4号の専決処分、口蹄疫の関係で1つお伺いをいたしますが、幾らか沈静化してきたんじゃないかなという気はしますけれども、まだ宮崎のほうでは発生したりとかっていう話がありますが、実はこの予算措置について私は何ら異議はないわけですが、市内の畜産農家の方々の入り口にやっぱり立入禁止もございまして、私たちも支持者の方とか、ほとんど直接お話をお伺いする機会がありません。数人の方には私のはがきを書いて頑張ってくださいというようなのを書いたりもしましたけれども、実際どうなんでしょう。農家の方々から、この制度に対して行政ができる支援としては、もっとこんなことが欲しいとか何とかという、その辺の農家の実態、声といったものをつかんでおられるのか。だったらお聞かせをいただきたい。もちろん経済的なことだけでということではありませんが、行政としていかなる相談にも応じる覚悟は持っておりますというぐらいの励ましのそういう応援体制をしっかり構えてのこととありますので、その農家の方々の声といったようなものはいかなるものがあるのかをお聞かせをいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この口蹄疫が発生いたしまして4月末から、特に移動禁止を含めた中におきまして、この地域は移動禁止にはなっておりませんが、基本的には特に子牛の競り市ということを開催をしていないと。肥育につきましては、それぞれ年月が来ましたら、それぞれの屠畜場で処理もしております。この中におきまして、特に鹿児島中央畜連の管内におきましては5月、6月まで競り市が開催されないということございまして、農家の方々の不安というのは、もし7月に再開されたときにその価格がどうなるのか、やはりこの問題が私どもも競りをまだ終わっておりませんので、大変そういう不安を持っているのも事実でござ

います。

この中におきまして、その価格を含めた中におきまして、今回の支給につきましては、1カ月に1万円ということでやっておりますけど、それよりも次再開された市場がどういう動向になるのか。この問題を十分私どもも熟慮していかなければならないというふうに思っております。このことについては、また開催された後につきまして、それぞれ関係機関とも十分打ち合わせをさしていきながら、また市も含めその関係機関の中におきますこの評価とも、宮崎の場合はそれぞれ評価ということで殺傷いただく牛等についてはしますけど、子牛の場合の再開されたときの価格がどう変化するのか、ここあたりが大変大きな農家の皆様方が心配しているのも実情でございます。なるべく早くこのことの再開ができるような形の中でやらなければならないことかというふうに思っておりますので、再開された後におきまして、もう少しまたいろんなご意見もいただきながら、また関係機関と十分打ち合わせをしながら、農家の救済というのは図っていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号、承認第2号、承認第3号及び承認第4号の4件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号、承認第2号、承認第3号及び承認第

4号の4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので、発言を許可します。最初に反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、承認第1号日置市税条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

国で決まったことでもありますから、私がここで1人反対してもどうなるものでもありませんが、この条例の改正は子ども手当や高校授業料の無償化の財源に充てるためということで、地方税法の一部を改正する法律が公布されたわけです。

今回子ども手当創設にあわせて、所得制限のある児童手当が廃止されるために、子育て世代への影響は複雑です。増税額が少ない低所得者や児童手当の支給がなかった高所得者には恩恵が見られます。また、所得税住民税の非課税世帯では、活用し切れなかった扶養控除のかわりに子ども手当が支給されるメリットもあります。

一方、今回のように、サラリーマンの平均的所得層で最も支援が薄くなるという矛盾もはらんでいるために、単純に低所得者を支援するものとは言えないということです。

この扶養控除の廃止の影響、これは所得税が11年1月から、住民税が12年の6月からあらわれるということが言われております。また、この扶養控除の廃止ということは、厚生労働省の資料によりますと、所得税、住民税の扶養控除を単純に廃止した場合に、厚生労働省関連だけで21の制度に影響が出ることが明らかになっておりますし、ほかにも市営住宅などの利用料などにも影響します。多くの制度で負担増を招くことがわかっております。扶養控除の廃止ということは、収入はふえないのに扶養控除が廃止されることによ

って、所得がふえたことになって、結局は増税ということになるわけです。市民は今本当にいろいろな負担が重くて、生活が大変であるということで、本当にこの税金の負担は軽くしてほしいというのが市民の実態であります。どうしても私はこの条例の改正の中身に賛成することはできません。市当局からの市民への影響の説明も不十分でありましたけれども、本当に市民に対する影響ははかり知れないものがあるということを最後に申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○12番（漆島政人君）

この条例改正は、私が所属する所管に係る分ですので、そこで承認第1号について、賛成の立場で討論いたします。

まず、何回も繰り返されるようですが、この地方税法を国が改正した背景には、子ども手当、高校の無償化、これに伴ってやはりその対象となる人はその所得控除を、控除対象になる部分を削っていこうという考えのもとで国は地方税法を改正したんだろうと思います。

しかし、この問題には所得控除の廃止をする以前に、子ども手当、高校の無償化、この問題が本当にどうなのかというのはまだ現段階でも民間レベル、また地方レベルでもいろいろ議論がなされてるわけです。また、政府自体でもこれをそのまま確実にやっていくというような方針もなってないようです。またいろいろ変更も出るんじゃないかと、そういう状況でやるわけですが、でも、一つはっきり言えるのは、やはり地方自治体の場合は上位の上の方針に逆らって事業運営をできないという方針があります。したがって、国が法改正をすれば、それに沿った形で条例改正をして、事業運営を進めないといけないという原則になるわけですので、そこが承認する

主な理由です。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。本件について承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

よろしいです。起立多数です。したがって、本件は承認することに決定しました。

これから承認第2号について討論を行います。討論はありませんか。——討論がありません。反対討論ですか。賛成討論です。

○2番（山口初美さん）

私は、承認第2号日置市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減制度につきまして、前年の所得を100分の30とみなして算定するこの提案につきましては、一定の軽減につながるということで、これは評価をして、この点については認めますけれども、最初のほうの基礎課税額医療分及び後期高齢者支援金等課税額支援分の課税限度額の引き上げ、この点につきましては、やはり市民の負担がふえるということで、今本当に不況のもとで本当にみんな減税を願っているわけで、この点につきましては賛成するわけにいきません。

簡単ですが、以上、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

○12番（漆島政人君）

承認第2号につきまして賛成の立場で討論いたします。

これも国が地方税法を変えた、国民健康保険税法を変えたことによって条例改正が出てきたわけですけど。これについても近年、1番目の基礎課税額の改正については、近年の医療費高騰に伴い、応能応益の割合を50%何とか維持していくと。それと、また中間所得者層の負担を軽減していく、その辺に国が法改正したねらいがあったのではないかと思います。

先ほどの扶養控除等によっていろんな影響は出ると思いますけど、その辺についても、今後この問題についても、1軒の家庭を特定して、いろいろどういった影響が出るか調査しないとわからない部分もあるんじゃないかなど。しかし、全体的な考え方としては、やはり国の考え方に、先ほども申し上げましたとおり従って、地方も事務をやっていかないといけないという原則があります。

また、この2番目の非自発的失業者に対する軽減措置についても、近年の不況の影響で、こういった改正を国はやったんだろうと思います。また、これもいろんなケースがあるわけですけど、これも国の方針に基づいてやっていかないといけないという地方自治体の、納得いかない部分もあるかもしれませんが、原則がありますので、そこで承認することに賛成いたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本件について承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

よろしいです。起立多数です。したがって、

本件は承認することに決定しました。

これから承認第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

これから承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△日程第16 議案第58号上神殿辺地
総合整備計画の変更につ
いて

○議長（成田 浩君）

日程第16、議案第58号上神殿辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

もう一回言い直します。議案第58号上神殿辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第58号は、上神殿辺地総合整備計画

の変更についてであります。

上神殿辺地総合整備計画に市道1路線を追加し、並びに整備中の市道1路線及び飲用水供給施設の事業費を増額することに伴い、同計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項において準用する同条第1項の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長から説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

議案第58号上神殿辺地総合整備計画の変更について、別紙により補足説明を申し上げます。

上神殿辺地総合整備計画は、公共的施設の整備計画として、平成18年度から平成22年度までの5年間の計画で実施しておりますが、今回の変更につきましては、表に示しましたように上段が変更後の事業費になります。

表で道路橋梁を1,787万円増額し、1億4,055万6,000円に、飲用水供給施設で3,000万円増額し、3億963万円にし、事業費合計で4億5,018万6,000円にしようとするもので、財源内訳は特定財源1億2,385万2,000円、一般財源3億2,633万4,000円で、このうち辺地債を1億7,090万円に予定するものでございます。

変更の事業内容につきましては、次ページ、資料のとおりでございますが、現在整備中の市道麦生田上神殿線の舗装のり面保護160メートルと市道小間線の道路改良で測量設計延長1,200メートルを追加し、飲用水供給施設として第1水源地浄水場漏水管等を整備するものでございます。

場所につきましては、次ページ、管内図を

お開きください。

上神殿辺地の区域は、右上に赤でくくってございますが、青線を表示してありますのが、市道麦生田上神殿線、緑色で表示してありますのが市道小間線であります。

次のページに拡大してお示しいたしております。

最後の図面をお開きいただきたいと思いますが、伊集院地域水道未普及地域解消事業ということでございますが、茶色の太線で上神殿辺地区域を、計画給水区域を赤で囲み、整備箇所を表示してございますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから議案第58号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第58号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

△日程第17 議案第59号日置市行政嘱託員条例の一部改正について

△日程第18 議案第60号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

△日程第19 議案第61号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第17、議案第59号日置市行政嘱託員条例の一部改正についてから日程第19、議案第61号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてまでの3件を一括議題といたします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第59号は、日置市行政嘱託員条例の一部改正についてであります。

組織機構の見直しに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第60号は日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

職員の職業生活と家庭生活との両立支援を推進するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第61号は、日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上3件につきましては総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

議案第59号日置市行政嘱託員条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市行政嘱託員条例の一部を次のように改正するもので、組織機構の見直しに伴い、処務規程の第7条中、「総務企画部総務課」を「総務企画部地域づくり課」に改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は平成22年4月1日から適用するものでございます。

議案第59号は以上でございます。

続きまして、議案第60号日置市職員の勤

務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、別紙により説明申し上げます。

日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するもので、第8条の3第1項は、小学校就学前の子供または小学校就学中で、放課後児童クラブ対象児童がいる職員の早出、遅出勤務の請求に関することで、職員の配偶者の就業等の有無にかかわらず請求できるものとするものです。

第8条の3第2項は、日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員についての読み替え規定であり、第1項と同じように職員の配偶者の就業等の有無にかかわらず請求できるものとするものです。

第9条第2項は、3歳に満たない子のある職員が、深夜勤務及び時間外勤務の制限を請求した場合は、災害その他勤務が著しく困難な場合を除き、深夜勤務及び時間外勤務をさせてはならないことを新たに定めるものでございます。

このほか改正に伴う条文の整理でございます。

附則としまして、この条例は平成22年6月30日から施行するものであります。

議案第60号は以上でございます。

続きまして、議案第61号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するもので、第2条は、育児休業をすることができない職員を定めています。職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等に関係なく、職員は育児休業をすることができるようになったことによるもの、また非常勤職員等については、上位法地方公務員の育児休業等に関する法律ですが、これに直接規定されたことにより削除するものでございます。

なお、第10条の育児短時間勤務をするこ

とができない職員についても同じであります。

第2条の2、出生の日及び産後の8週間の期間内に、最初の育児休業を取得した職員は、特別の事情がなくても再び育児休業を取得することができるとした人事院規則で定める条例の期間を57日とするものです。

第3条は、再度に育児休業をすることができる特別の事情の改正であり、夫婦が交互にそれぞれ3月以上育児休業する場合に認められていたものを、これにかかわらず3月以上経過した場合には認められることとなったものです。

また、第11条第5号の育児短時間勤務の特別の事情においても同じであります。

第5条は、育児休業の承認の取り消し事由について、第1号の職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、この取り消し事由に当たらないとするものであり、第14条の育児短時間勤務の承認の取り消し事由についても同じであり、第1号を削除し、各号を繰り上げるものでございます。

第18条の部分休業をすることができない職員については、第1号は上位法により規定されたことにより削除し、第3号及び第4号は、配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無にかかわらず部分休業ができることによる削除であります。このほか改正に伴う条文の制定でございます。

附則としまして、この条例は平成22年6月30日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第59号、議案第60号

及び議案第61号の3件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号、議案第60号及び議案第61号の3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。議案第61号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第62号日置市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について

△日程第21 議案第63号日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

△日程第22 議案第64号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第20、議案第62号日置市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてから日程第22、議案第64号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの3件を一括議題といたします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第62号は、日置市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてであります。

移動通信用鉄塔施設整備事業に要する費用の一部を分担金として徴収するため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第63号は日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第

1号の規定により提案するものであります。

2件につきましては、後ほど総務企画部長に説明させます。

次に、議案第64号は、日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

給水区域内の自治会が統合したことに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させます。

以上3件につきまして、ご審議をよろしくお願ひします。

○総務企画部長（小園義徳君）

議案第62号日置市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

趣旨として、第1条は、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、移動通信用鉄塔施設整備事業に要する費用の一部に充てるため、徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものです。

第2条は、分担金の徴収対象者は電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者で、事業の施行により設置した移動通信用鉄塔施設を使用するものとしております。

第3条は、分担金の額を定めており、限度額を第1号で事業の対象となる地域の世帯数が100以上を21分の4、第2号で事業の対象となる地域の世帯数が100未満を63分の8とし、この範囲内で市長が定める額としております。

第4条で分担金の徴収方法は、事業終了後30日以内に収入通知書により一括して徴収するとしております。

第5条は委任で、この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるとしております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第63号日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市過疎地域産業開発促進条例の一部を次のように改正するもので、この条例は市内に工場、ソフトウェア業に係る事業もしくは旅館を新設し、または増設する者に対し固定資産税の課税免除を行うことにより、本市の産業開発を促進し、もって住民福祉の向上及び雇用の増大に寄与することを目的としておりますが、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴いまして、条文中、ソフトウェア業を情報通信技術利用事業に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の日置市過疎地域産業開発促進条例の規定は平成22年4月1日から適用するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第64号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

今回の改正は、給水区域内の自治会が本年3月に統合したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

別紙をごらんください。第2条第2項中に掲げる別表の給水区域について、伊集院地域で8つの自治会が3つに、東市来地域で11の自治会が3つに、吹上地域で8つの自治会が3つに統合したことにより、上水道事業及び簡易水道事業区域ごとにそれぞれ新しい自治会名に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行、改正後の日置市水道事業の設置に関する条例の規定は、平成22年4月1日から適用するものでございます。

以上説明申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

よくわからないので、お尋ねをしたいと思います。議案第62号の別紙のほうの第3条のところの説明にあります、地域の世帯数が100以上が21分の4、100未満が63分の8という、この数字の根拠についてお伺いいたします。

○企画課長（上園博文君）

お答え申し上げます。

この第3条の分担金の率につきましては、国から全額を示された率でございますので、その指示どおりこちらのほうで積算する条例を今回制定したところでございます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

今部長のほうからこの議案63号について説明があって、別紙のとおりなんですけど、この提案理由の中で過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されるという記載になっておりますけど、これ具体的にどのように改正されてとるのか。先ほど部長の説明だと、字句の訂正だけで、このソフトウェア事業、通信技術利用事業なんですけど、予想はつくんですけど、どういうふう実際に特別に一部改正されるのか。具体的にちょっと、もう一回説明していただきたい。

○企画課長（上園博文君）

ただいまのご質問でございますけれども、法律そのものは現行法の施行の期限の延長そのものでございます。また、平成17年度の国勢調査結果に基づく過疎地域の要件等の追加。また、今ございますとおり、情報通信の

利用技術事業を今回入れるわけですけれども、中身にしましては、ソフトウェア業を削除して、今度情報通信技術事業を追加するものが主になっております。

この理由でございますけれども、実はこれまで過疎地域のこの過疎法の中で、ソフトウェア業の進出が農村地域にはほとんどなかったということが主な理由でございます。そして、今回の情報通信技術利用事業そのものでございますけれども、これはコールセンターのことでございまして、都市部あるいは中心地域ではこのコールセンターはなかなか人件費等が高いこともありまして、逆に農村地域、東北地域にこのコールセンターが非常に立地が多いということから、今回のこの過疎法の改正に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております3件のうち、議案第62号は総務企画常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま議題となっております3件のうち、議案第63号及び議案第64号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号及び議案第64号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。議案第63号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。議案第64号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどといたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第23 議案第65号平成22年度日置市一般会計補正予算（第2号）

△日程第24 議案第66号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第25 議案第67号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第26 議案第68号平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第27 議案第69号平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程23、議案第65号平成22年度日置市一般会計補正予算（第2号）から日程第27、議案第69号平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。

5件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第65号は、平成22年度日置市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億1,077万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億7,332万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、「地区振興計画」に基づく共生・協働による地域づくりの推進と地域の課題解決に向け地域づくり推進基金を活用した振興計画推進費の増額、組織再編による予算の組み替え、財政の健全化に資するための市長等職員等の給料の減額や人事異動による人件費の補正、農林水産業などの産業基盤の整備、道路、住宅等の新たな社会資本整備総合交付金の創設など投資的経費を中心とした予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の農林水産業分担金で、県営中山間地域総合整備事業費分担金を275万円増額計上いたしました。

国庫支出金では、総務費国庫補助金で、共聴施設整備事業費国庫補助金の増額補正、民

生費で地域介護福祉空間整備推進交付金、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の増額補正、土木費国庫補助金では、道整備交付金の事業採択による増額、地域活力基盤創造交付金、地域住宅交付金、土地区画整理事業地域活力基盤創造交付金土地区画整理事業費国庫補助金などの既存の交付金と従来の補助金の廃止による減額、社会資本整備総合交付金の創設に伴う増額などにより2億2,619万2,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、県補助金の総務費県補助金の減額、衛生費県補助金の地域自殺対策緊急強化事業補助金の採択による増額、農林水産業県補助金で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金、園芸産地育成対策事業費県補助金、産地づくり対策事業費県補助金の増額、土木費県補助金で公共団体土地区画整理事業費県補助金の内示による減額などにより560万8,000円を増額計上いたしました。

県委託金では、農林水産業費県委託金で県代行林道事業立木補償業務委託金の減額により132万円を減額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金で480万円を増額計上いたしました。

繰入金では、財源調整のための財政調整基金繰入金を増額、寄附金を効果的に活用するため、まちづくり応援基金の繰入金の増額、地域づくり推進基金を活用して地域の課題解決を図るための繰入金の増額などにより3億6,061万円を増額計上いたしました。

諸収入では、雇用保険料の制度改正による増額、コミュニティ助成事業の交付決定により1,763万9,000円を増額計上いたしました。

市債では、農林水産業債で県営中山間地域総合整備事業債、広域漁港整備事業債、県営かんがい排水事業債、中山間地域総合農地防

災事業債、河川工作物応急対策事業債、土木債では市道整備事業債、地方特定道路整備事業債、公営住宅建設事業債、土地区画整理事業債、街路整備事業債、教育債では社会教育施設整備事業債などにより、2億9,450万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものは議会費で、議員報酬の減額などにより678万5,000円を減額計上いたしました。

総務費の総務管理費では、まちづくり応援基金積立金、共聴施設整備事業費、地域づくり課や特別滞納整理課の組織編成に伴う予算の組み替えや振興計画推進費、コミュニティ助成事業の交付決定に伴う増額、公平委員会設置に伴う増額などにより、2億6,792万7,000円を増額計上いたしました。

民生費では、地域介護福祉空間整備推進交付金事業による扇尾地区館、藤元地区館の改修など569万6,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、自殺対策事業費の事業採択による増額などにより834万5,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費では、農業費で、ふるさと雇用再生特別基金事業の減額と地産地消支援拠点整備事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業、園芸産地育成対策事業、産地づくり対策事業の事業採択に伴う増額、畜産振興費では口蹄疫発生に伴う補助金の増額、県営中山間地域総合整備事業、県営かんがい排水事業、河川工作物応急対策事業、中山間地域農地防災事業、ため池等整備事業、水産業費では、西薩おさかな海道事業費、広域漁港整備事業費の増額などにより1億3,808万7,000円を増額計上いたしました。

商工費では、江口浜荘建物等解体工事費の増額などにより8,559万1,000円を増額計上いたしました。

土木費では、道路橋梁費で、活力創出基盤

整備事業の事業採択による増額、これに伴う地域活力基盤創造交付金事業の減額、橋梁長寿命化修繕計画策定事業の内示に伴う増額、道整備交付金事業の事業採択による増額、これに伴う過疎対策事業の減額、県道改良負担金内示に伴う地方特定道路整備事業費の増額、河川費では急傾斜地崩壊対策事業、県単砂防事業の負担金の増額、都市計画費では、徳重地区、湯之元第一地区の区画整理事業費の内示に伴う組み替えでは街路事業費の増額、住宅費では、上市来公営住宅ほか2団地の用地補償費の増額などにより4億3,312万2,000円を増額計上いたしました。

消防費では、民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進事業の交付決定による増額などにより79万5,000円を減額計上いたしました。

教育費では、小学校費で特別支援学級増設に伴う増額、指定寄附に伴う備品購入費の増額、中学校費では、指定寄附に伴う備品購入費の増額、社会教育費では、自治会推進活動費の組み替え、保健体育費では、日置南学校給食センター厨房機器購入に伴う増額など371万9,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第66号は、平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億898万3,000円とするものであります。

歳出では、総務費の医療費適正化特別対策費で通信運搬費の増額により156万1,000円を増額し、保険給付費の高額療養費では、一般被保険者、退職被保険者の高額介護合算療養費見込みにより117万7,000円を減額、保健事業費では、国保ヘルスアップ事業費、生活習慣病予防対策支

援事業の事業見直しによる減額、国保保健指導事業の増額により38万4,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第67号は、平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億163万8,000円とするものであります。

歳出では、総務費の施設管理費で人事異動等に伴う人件費を461万4,000円を減額し、予備費で予算調整として461万4,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第68号は、平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,786万5,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金の国庫補助金で、先進的事業支援特例交付金を328万5,000円増額計上いたしました。

歳出では、地域介護・福祉空間整備等事業費の追加により328万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第69号は、平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,264万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,521万8,000円とするものであります。

歳入では、診療収入の入院収入で、入院患者減少による393万8,000円の減額、外来収入で、外来患者減少見込みにより201万5,000円を減額計上いたしました。

諸収入では、過年度収入を1,669万4,000円を減額計上いたしました。

歳出では、総務費の総務管理費で、退職等に伴う人事費2,434万7,000円を減額計上いたしました。

医業費では、備品購入費を170万円増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから質疑を行います。まず、議案第65号について質疑はありますか。

○14番（田畑純二君）

私は、議案第65号平成22年度日置市一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

私は、私の所属する産業建設常任委員会に属する以外の案件について、一般市民を代表する立場で一般市民の目線で、再確認の意味も含めて、あえてこの本会議の場で質疑するものであります。

各担当課長は、我々一般市民にも十二分によく理解できるよう、以下の7点について、専門用語でない普通の言葉で、具体的にわかりやすく明確に誠意を持って答弁してください。

まず、説明資料の21ページでございます。企画費共聴施設整備事業費4,343万3,000円、新設共聴施設等の事業費増に伴う増額補正とあります。この共聴施設整備事業とはどんな事業なのか、どこにどんな施設を何のために整備するのかなど、具体的、わかりやすく、明確に説明願います。おぼろげながらも想像はつきますが、はっきりとさせるためにもあえて質疑いたします。これが1番目。

2番目。2番目は23ページ。23ページの目12地域づくり推進費、報酬委員等報酬、地域づくり推進事業費3,242万7,000円、この件につきましては24ページにあります

行政嘱託員報酬であります、この行政嘱託員報酬の詳しい明細を重ねてお尋ねいたします。

また、この地域づくり推進費という目名は、先ほど市長の説明でもありましたんですけど、今回初めて出てくると思います。それで、なぜどうしてこの目名を今この時点で策定したのか。先ほど市長の説明はございましたんですけど、もうちょっとわかりやすく具体的にはっきりと説明してください。これが2番目。

3番目。3番目につきましては、26ページ。26ページの地域づくり推進費委託料13節の委託料3,842万円、地域づくり推進事業費480万円、地区公民館における花火打ち上げにかかわる委託料、20万円掛ける24地区公民館480万円とあります。それで、地区公民館における、この花火打ち上げにかかわる委託料480万円、何かあるわけですけども、なぜ花火打ち上げが地域づくり推進に役立つのか。どういうふうにする理由を考えておられるのか。また、この6月補正予算の段階で、なぜこの花火打ち上げが出てくるのか。明確に説明してください。

それと、次のページにコミュニティ運行、コミュニティバス運行委託料とありますけども、すなわちこの内容、どこにどんな内容で、いつまで委託して、その効果はどう考えているのか。今までも説明はありましたんですけども、再確認する意味で、あえてこの場でもう一回説明してください。これが3番目。

4番目。4番目、29ページ。29ページの債権管理費給料一般職1,284万円増額、人事異動等及び給料減額に伴う減額補正とあります。それで、先ほど市長からの説明あったんですけども、この4月1日より行政組織の見直しで、特別滞納整理課が新設されたのに伴って、この債権管理費という新しい目名が設定されたというふうに理解してはいますが、まずそれを確認してください。

また、この特別滞納整理課の職員の数と業務内容を説明してください。といいますのは、先に我々に配付されました4月1日人事異動表では、わかりにくい点がありますので、あえてこの場でもう一回確認の意味も含めてお尋ねいたします。

それから、5番目。37ページ。37ページの社会福祉総務費、給料一般職5,401万円、人事異動等及び給料減額に伴う増額補正とございます。この金額は非常に大きいので、人事異動等及び給料減額に伴う増額補正の内容、中身、わかりやすく説明、具体的に説明してください。

6番目。6番目、41ページ、老人福祉費。先ほども市長からも説明ありましたが、扇尾地区館及び藤元地区館改修工事内部改修及び外部改修、これ漠然としてますので、具体的にどういう内部改修で、どういう外部改修するのか、もうちょっとわかりやすく。非常に地区館のことですので皆さんも関心があるし、我々もちょっとどういうふうにするのか、具体的に知りたいので、その答弁を求めます。

7番目に、94ページ、給食センター費。給料一般職3,119万2,000円、給食センター管理運営費、人事異動等及び給料減額に伴う増額補正とあります。これはもちろん伊集院と東市来の給食センターの人事異動等及び給料増額に伴う増額補正と思いますが、その中身をもうちょっとわかりやすく具体的に説明してください。

また、これに関連して、先ほど市長からも説明あったんですけども、今建設中の南学校給食センターのその後の進捗状況、工事の進捗状況、予定どおり開始されるのかと、そこで働く予定の職員の数と職種も再確認の意味も含めて説明してください。

以上7点、この議案65号については質疑とします。あとの67号と69号については、

また後で質疑とする。

以上。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

それでは、1番目のご質疑の中で、21ページでございます。共聴施設の整備事業費4,343万3,000円でございますが、この内容は地デジの関係の新たな難視地域の分の予算措置でございます。吹上そして東市来、伊集院地域、日吉地域含めて10カ所の今後の事業費に対する予算の計上でございます。

歳入でも同様な予算措置がしてありますけれども、地デジに対する今回の難視聴地域の予算措置でございます。

続きまして、行政嘱託員の報酬の内訳でございます。23ページ、目の12でございます。地域づくり推進費、内容の説明のとおりでございますが、3,242万7,000円、これまで行政嘱託員の報酬は総務費で計上しておりましたけれども、その組み替えでございます。今度7月以降、9月分の嘱託員の報酬でございます。行政嘱託員が現在178名、東市来が43名、伊集院61名、日吉18名、吹上56名、以上の嘱託員の報酬となっております。

この地域づくりの推進費の目の計上でございますけれども、実は社会教育課からの自治会長さん方あるいはこの行政嘱託員報酬を含めて、平成21年度中からこの移行につきまして、内容の検討を進めてまいりまして、ただ、今回この具体的に予算をつくる段階で、22年度の当初予算に間に合う状況でございました。したがって、今回改めて6月議会で予算計上をお願いする形のものでございます。

続きまして、26ページ。コミュニティバスの事業費で3,200万円の計上でございますけれども、これまでは企画管理費の中で組んでおりましたけれども、4地域のコミュニティバスの運行委託料でございます。企画そ

のものは全く変わっておりませんので、引き続き企画調整係でこのコミュニティバスを担当しておりましたけれども、コミュニティバス関係の担当を地域づくり課で担当するようになりましたことから、今回この費目の中で計上しているところでございます。

さらに、花火の打ち上げの件でございます。実は、この花火の打ち上げの件につきましては、今回各地域を含めまして26地区、1億5,000万円の基金を取り崩しての内容でありますけれども、今回5周年記念を、市制5周年記念になりましたけど、せんだってこの式典もございまして、地域で地域の活性化はもちろんでございますけれども、これは観光的な目的でなくて、地域そのもの、地域の活性化、地域の方々のやる気を促す意味での今回の取り組みの内容でございますが、実は市内の企業の方からの応援をいただけるということから、この分の3分の2はスポンサーがついてのことでございます。そして、あとの3分の1の負担につきましては、各地域で負担していただく形にしておりますけれども、この数につきましては現在これまでに地域の方々からしていただけるものか、そういったところの調査も行いまして、実質この数になった経緯がございますので、今回その計上したところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○特別滞納整理課長（平田敏文君）

先ほど質疑がありました給料1,284万円でございますが、ことしの4月1日付で特別滞納整理課が設置されまして、債権管理係のほうに係長含め3名、そして補佐級でございますが、債権管理総括官に1名、そして税務課長兼特別滞納整理課長ということで兼務しておりまして、5名体制で設置しているところでございます。

それから、目的でございますが、市税等の滞納額を効率的に縮減するためには、市税及

びそれ以外の担当課と横断的に連携して滞納整理に当たっていくことが最も効果的であるというようなことから、これら等踏まえまして、市税等の困難な事案の滞納整理を業務を行う組織として滞納整理課が設置されているということでもあります。

以上で終わります。

○福祉課長（野崎博志君）

ご質疑のありました社会福祉総務費でございます。37ページになります。社会福祉総務費の給料でございますが、当初課長1名分と保護係5名分の6名分を計上しておりました。

今回の補正で組織の見直しに伴いまして、支所の障害・長寿係と子ども福祉係が統合になりました。統合になって、支所のほうが福祉係の1つになりました。そういったことから支所のほうの福祉係の職員分を社会福祉総務費の中にすべて含みました。それと、本庁の障害福祉係の5名分が老人福祉総務のほうに人件費を積算しておりましたので、今回本来のところとということ、社会福祉総務費のところ、障害福祉係の5名分も計上いたしました。トータルで21名分が社会福祉総務費の中に入っているというようなこととなります。

それと、41ページの地域介護福祉空間整備事業の改修の内容でございますが、扇尾地区館につきましては、改修工事で1,850万円、駐車場の整備で178万5,000円を計上してございます。

改修につきましては、玄関から集会室に入る部分の段差がございますので、その段差解消と集会室を畳部屋を敷いた場合にかえませ。それと、調理室を少し増築をさせていただくということと、トイレのほうを浄化槽の設置ということで、改修については考えているところでございます。

次に、藤元地区の改修でございますが、改

修工事で710万3,000円、それと地区館の横にグラウンドがあるんですが、そちらのほうにあずまやを設置ということで170万6,000円と、あとフェンスの設置工事ということで50万円を計上してございます。

藤元地区の改修工事につきましては、廊下から調理室に入る際に段差がございますので段差解消と研修室から倉庫に入る分にも同じく段差がございますので、段差解消を行います。それと、外壁の改修と屋根の改修ということで今回計上してございます。

以上でございます。

○教育総務課長（地頭所浩君）

給食センターに係る部分についての質疑に回答します。

人件費等の異動につきましては、日置南学校給食センターが9月から開始すると、そういうことに伴いまして、日吉、吹上地域の各小学校から人員をこちらのほうへ組み替えた部分に係る分です。小学校調理員の部分を小学校費から8人分、中学校から3人分、8月以降の人件費を組み替えをしました。また、4月から事務長が設置されておりますので、それに係る人件費の1年間分でございます。

それから、施設の進捗状況ということでございます。

建物に係る工期が6月30日となっております。今現在、設置しております施設等の最終調整を検査等を行っているところです。そのようなことから予定どおり開設することができるということになります。

あとは給食センターの調理に係る人員等についてのご質疑ですが、これにつきましては、給食の配送を3系統予定しております。それに係る分で、臨時で3人でございます。調理に係る部分が、先ほど申し上げましたように、職員が11人とあと常時雇用する形といたすと、臨時の方を3人、合わせて調理に係る

分については、常時14人で調理を行うというような形になっております。

また、この3人につきましては条項というか、日数についてはそれぞれ、同じ人が3人というわけではございません。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○15番（西菌典子さん）

1つだけお尋ねしたいと思います。

今回ので自殺対策事業、歳入歳出両方に入っておりますが、歳出のほうは48ページの説明資料がございまして、これを大体見ればわかるわけでございますけれども、ちょっと幾つかそのことに関して委員会が違いますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

非常にこの自殺、この問題は見える、見えない難しい課題があるのではなかろうかと思っております。人の心の中の問題、生活、いろいろな課題が含まれている中で、日置市のまず現状がどのような状況にあるかということ、そして日置市がほかのところと比べてどうであるかということ、まずそれを1つお聞きしたいと思います。

それから、対策連絡協議会というふうで人件費がしてありますが、メンバーというのはどのような方々、医師の方とかいろんな方が入られるのでしょうか。そこをちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

そして、人材育成事業というのが報償費の中にも入っております。そこ辺の中身ですね。

それから、以前商工観光課も含めて消費者相談事業を昨年からいろいろ進められておりますが、それとハローワークなどとの連携でワンストップ・サービスという形のもあったようでございますが、そこ辺との連携をどのように考えていらっしゃるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○健康保険課長（大園俊昭君）

お答えいたします。

まず初めに、日置市の現状と、またほかの市町村と比べてではどうかということでございます。

日置市につきましては、平成15年度から19年度までの5年間で76の方が、みずから命をなくされております。ただ、平成20年度につきましては、男性、女性合わせまして5人ということで、かなり少なくなっております。ただ、この5年間の平均を見ますと、やはり県から比べますと高い状況にあるということで、市のほうでは昨年度からこの自殺対策事業について取り組みを行っているということでございます。

それとまた、連絡協議会の関係でございますけれども、こちらにつきましては実務者レベルでのネットワークの構築ということで考えております。主なメンバーの方でございますけれども、まだ試案の段階でございますけれども、保健所、相談支援の事業所、消防、警察、民生委員、医師会、薬剤師会、こういった方たちを集めまして、実務者レベルでのネットワークを構築したいというふうに考えているところでございます。

それと、人材育成の中身ということでございますけれども、日置市におきましては、21年度につきましては対面支援相談事業と、あと啓発事業というのを実施いたしまして、本年度からこの人材育成のほうに取り組むということにいたしております。実際の普及啓発等行っているわけなんですけれども、それにつきましてはいろんな健康教育の場で紙芝居とかあるいはDVDをもちまして心の健康づくりの普及を行っております。これらに当たっていただく方を人材育成で養成したいというふうに考えているところでございます。

それと、最後にありましたハローワークあるいは商工観光課との連携ということでござ

いますが、これにつきましては先ほど議員のほうからもお話がございましたように、ことしの3月におきまして弁護士を交えての多重債務等の相談等も行っているところがございます。今後は先ほどありました自殺対策連絡会の中にも市の職員等をメンバーというような形で組み入れたいというふうに考えておりますので、そちらの中で連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

○7番（坂口洋之君）

説明資料の28ページの2款1項12目地域づくり推進事業のほうでお尋ねいたします。

全国水源の里連絡協議会の負担金が計上されていると思います。この会は平成19年に京都府の綾部市のほうで設立されたと思いますけれども、日置市が今回加入されるということなんですけれども、その加入の経緯と理由をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

前の綾部の市長のほうから先般鹿児島の方に往來いたしましたして、行きまして、そのときに私のほうにこのような会もあるから、一緒にまたやはり山里ですか、過疎地域を含めた中で全国的なレベルでこういう趣旨をいかがということでお話しございましたので、今回一緒に加入させていただき、それぞれの地域の皆様方と情報交換をやっていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

この緑の里シンポジウムは、現在、鹿児島県内では南さつま市と伊佐市が加入していると思います。毎年1回、水源の里シンポジウム等ということで、講習会とか学習会等しておりますけれども、今後日置市としてこの会にどのような形で取り組んで、かわりを持つ考えなのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

とりあえずはそういうシンポジウムに職員を含め私、自分自身もしっかりさせていただき、ほかの皆様方の状況等もしっかり把握させていただき、また今後の取り組みの勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

もう1点です。説明資料の34ページの2款2項1目14節のヤフーインターネット公売システムということで計上されております。全国的にもこの公売を取り組む自治体も多いようでございますけれども、日置市としてどのような形で差し押さえをして、どの程度の効果を期待をしているのかお尋ねします。

あと、先ほども答弁がありましたけれども、今回特別滞納整理課ができて2カ月が経過いたします。その成果がどうであったのか、お尋ねいたします。

○特別滞納整理課長（平田敏文君）

ただいまの質疑にお答えいたしますが、2カ月たちまして現在横断的な取り組みをしようということで、それぞれの各課とヒアリングを行いまして、まず実態を把握しているところがございます。今後は、市にございます滞納整理対策本部等で打ち合わせを行いながら滞納整理を進めていきたいと思っております。

それから、ヤフーオークションの件でございますが、現在県の併任制度も導入いたしまして、そちらのほうは件数的に困難な件数が110件ぐらいあるわけですが、それ等踏まえながら段階的にこのオークションのほうへ公売しまして、税のほうへ換価していきたいと考えているところでございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

私は2点お尋ねをいたします。

1点目は、振興計画のことなんですけれど

も、28ページだったでしょうか、あちこち出てくるんですけども、振興計画推進費については地区によってもう既に申請をされて、それを採択の方向で事業化するときにもこの振興計画推進費という費目でそれぞれが予算計上されています。あちこちいろんな事業で出てまいりますよね。

しかしながら、お尋ねしたいのは、22年度見込みのおおむね何10%っていう形で、どういった考え方に基づいて、こここのところにその年度分を置いて、そして50%であったり70%であったりといつて、俗に言う頭出しといつてまた何かあったとき組み替えていこうかというところなのかもしれないのだけれども、この今回の補正予算書に掲載している基本的な考え方というものについてご説明をいただきたい。

もう1点が、先ほども質疑がありましたが、債権管理費のところですか。今年度から一括して管理していこうということで新設されてるわけですが、先ほどにお答えになったことも含めてですが、横断的な連携をとっていききたいとか、ああしてどれぐらい成果を上げているのかということが非常に注目されるんですけども。実際に今、非常に徴収率がいろんな面で低くなっているということもあり、社会的な情勢もあると。非常に行政としては悩ましい段階にはあると思います。しかしながら、だからこそ、もうどうしたって徴収できないであろうというものについて、何編も追いかけて、大変に膨大な経費と時間を費やして、こんなことをいつまでもしていいのかわからないという考え方が出てきています。

ですので、今回5名がここに配置されたということではありますが、どんな基本的な債権管理というもの、そして処分というものについて、本市はどれくらい取り組んでいこうと思っておられるのか。この補正の中でお尋ねするのはあれで、本来は一般質問か何かでき

ちっと伺っていくべきことだろうとは思いますが、先ほどの課長の答弁の中で、対策室、そのチームですかね、もう一つの、そっちのほうとの連携もしていきながら考えていきたいというご答弁もありましたが、その辺の基本的なところで債権管理というものについて、どういったスタンスを本市がお持ちなのかをお尋ねしたいと思います。

○地域づくり課長（上園博文君）

1点目の今回の22年度の予算の計上の仕方でございますけれども、実は昨年からの事業を始めまして、実質9月の予算の計上でございます。執行できるのが10月以降ということもありまして、各地区にとっては執行期間が非常に短いというご意見もいただいたところでございます。したがって、今回は4月以降予算計上、この6月補正にわずか1カ月しかなかった状況もございました。地域の協力員を含めて、自治会長さんあるいは地区館長さん方を含めて話をするには、逆に余りも短過ぎるというご意見もいただいたところございましたけれども、昨年各費目、総務費であれ、あるいは土木、農林水産、商工観光、それぞれの費目の実績に伴って今回のおおむねこれぐらいはどうだろうかという予算を上げたところでございます。

また、一つはこの6月以降まだほかの課にとってもなかなか地域にとっては仕事も発注できない状況もありますので、少しでも農道の整備なり、こういったところで発注ができたならということで今回計上しているところでございます。

なお、今回の全体の歳出の総額では、1億181万6,000円の計上でございます。歳入のところでは取り崩しの歳入を計上しておりますけれども、全体の今回の配分の率につきましては67.88%の割合なんですけれども、少しでも地域にとって早く執行できたならということが大きな理由でございます。

以上でございます。

○特別滞納整理課長（平田敏文君）

滞納につきましては、市税のほうが8割と多いわけですが、市税以外にも自治体が財産として管理の対象としての債権は、金銭の給付を目的とする権利、金銭債権であるわけですが、その中でも後期高齢保険料、介護保険料、保育料など自力執行権のある債権から年次的に滞納の処分をしていきたいと考えています。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。（発言する者あり）ほかに質疑はありませんか。

○12番（漆島政人君）

今回、共済組合負担率改正等に伴って、2,749万4,000円の増額補正がなされています。過去にもこの負担率の改正によって負担増が発生してるわけですが、この負担率の改正を最終的に決めて負担増を求めるところはどこなのか。また、増額負担を求める理由ですね、これについて1つ。

あともう一つ、負担率改正等によって書いておりますけど、複数だと思うんですけど、負担先の内訳、それとその割合、金額の割合、これについてお尋ねいたします。

あともう一つ、3点ほどですけど、この予算説明書の27ページ、地域づくり推進費の中に備品購入費で260万円、高山地区の巡回バスの購入費が出てますけど、これはこのバスはどういった形で活用される予定なのか。

それと、もう一点。54ページ、農業振興費の負担金補助金及び交付金の中に、園芸産地育成対策事業費ですね。これでハウス園芸栽培等にかかわるいろいろ一式の工事費、これが出てるわけです。事業費が2,236万2,900円、これに伴って県の補助、市の補助、自己負担があるわけですが、この事業主体は生産組合空と大地農業公社研修生とありますが、この方具体的にどういう方

なのか。それと、生産品目は何なのか。この3点についてお尋ねいたします。

○総務課長（福元 悟君）

最初が共済組合負担金のご質疑でしたが、その上に来る団体、名称はということでございましたので、鹿児島県市町村職員共済組合という組織でございます。

それから、今回の補正でも合計で2,798万1,000円の追加でございます。これにつきましては、主だった原因につきましては、こういった時代ですので職員が抑制されて組合員数の減少といったようなもの、それから退職者もまた特例等で早期退職等がございまして退職者がふえております。そういったところで共済組合負担金等が上昇の様子があるということでございます。

具体的な数字で申し上げますと、これは比較で言いますとあれですが、例えば長期の給料から長期負担分を見るときには、1,000分の2.5が引き上げられていると。短期という医療費的な負担金で申し上げますと、1,000分の2.9引き上げられております。それから、あと介護保険等々についても負担しておりますが、これにつきましても1,000分の0.825等について給料から差し引くときに負担率が改定されて引き上げられてきているという状況でございます。

以上です。

○地域づくり課長（上園博文君）

お尋ねの2点目の備品購入費、27ページの高山地区の巡回バス購入費に伴います260万円の今回の計上でございます。

備品の内容はワゴン車10人乗りぐらいのワゴン車の購入でございまして、実はこの高山地区にも当然ご存じのとおり、コミュニティバスも運行してる状況でありますけれども、平成21年度高山地区公民館の施設内で健康器具の設置あるいは調理室を改修いたしまして、地域の方々が利用を高めていただくため

の一つの整備をいたしましたけれども、地区の皆さん方のご意見から、なかなか設備は整ったけれども、実質利用する人がそこまで来る交通機関がほとんどないということもありまして、地域から今回要請があったところがございます。

ただ、皆さん方がこれを使われるに当たりまして、日置市の備品購入になって、貸与の形にしていくのか、あるいはNPO等の組織をつくり上げて自主的に運行するのか。幸いにして平成18年の道路運送法の一部の改正が行われました中で、過疎地域の有償運送という特に認められた内容がございます。こういった中で利用を図れないかということで、今地域とNPOとのこの立ち上げも含めまして進めているところでございます。

ただ、幾つかやっぱり課題がありますので、こういった組織を立ち上げて運行する場合には、やはり地域の公共交通会議の話も必要ですし、幾つかの課題を解消してこの内容に取り組まなければいけないということで、今回とりあえずは備品購入でこの260万円を計上したところでございます。

以上でございます。

○農林水産課長（瀬川利英君）

54ページの園芸産地育成対策事業の関係ですけれども、生産組合空と大地は現在吹上のほうの農業公社のほうで研修を受けている研修生3名のほうで設立しました団体でございます。

それから、栽培品目につきましてはソリダゴを予定しております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○12番（漆島政人君）

1点目のこの共済組合負担金率の改正の件ですけど、県の市町村共済組合が県単位ということですが、これは職員は少なくなっていく、でもその共済を受けられる方多くなる

と、そういうふうな説明に聞こえたわけですけど。これは恩給の受給者もその対象になってるんですか。それをまずお尋ねいたします。

それと、3つほど尋ねましたので、一括してまた2回目を質問しますけど、農業振興費の先ほどの件、3名で今後事業を進めるということで、ソリダゴということですけど。皆さんご承知のとおり、ソリダゴによる事業経営というものが、実態というものがどういった状況にあるのかは十分ご承知のはずだと思います。そこで3名の方で事業をされとなると、この計算でいくと950万円ぐらいの自己負担になるんですかね。これが3名で割られるのか。そうなった場合に、当然家族経営になるのかと思いますけど、実際事業をスタートして、その借金を返済した後の純事業収益ですね、これを大体一家族どの程度見込んでおられるのか、ここをお尋ねいたします。

○総務課長（福元 悟君）

ご質問の件ですが、共済組合負担金の中には追加費用、これは長期の年金の財源となる負担金も入っております。それから、恩給による対象者、これは制度で申し上げますと、昭和37年12月1日以前にこの新しい共済組合というのできる以前に職員であった方の分を追加費用として負担している金額等についても今回の補正の中に追加されております。金額で申し上げますと、その金額は180万6,000円でございますが、これにつきましても全体の長期の、長期といいますか、年金財源の負担として負担金を支払っている負担分でございます。

以上です。

○農林水産課長（瀬川利英君）

ソリダゴの収益性の話だったかと思えますけれども、今年度この組合のほうで降灰事業も別に入れておりまして、ハウス自体は降灰事業で、それから中のいろんな設備関係は今回のこの事業で今予定をしているところでご

ざいます。工期がもう当然今年度いっぱいはいかかると思いますので、具体的には来年の4月以降にハウスは稼働していくのかなというふうに思っております。

それから、ソリダゴにつきましては、日置市はおかげさまで県内でも結構トップの販売量も持っております、特に福岡あたりでは非常にブランド品というか、若干高い価格で取引もされているところがございます。ただ、この収益性につきましては、これやっぱり相場物というものでございますので、高いときで60円ぐらい、安いときで30円とかというふうなこともありますので、今のところ、私ちょっと今手元にその資料を持ってきておりませんが、あとはその中で経営でとにかくたくさん出荷して利益を出していくというふうなことに繋げていくように支援していきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

共済年金につきましては、不足が生じればこれは当然住民の皆さんのお金、一般財源を使って負担しているわけですよね。足りなくなれば追加をしていく。この形が果たしてどこまで住民の皆さんに理解が得られるのか、やはり難しいところがあると思います。同じようなケースは、議員年金、これもこれは国単位でやってるわけですが、これも年間日置市で公費負担、自己負担を含めて約2,500万円ぐらい払ってると思うんですね。これだけ払って、結局、市長もご承知のとおり、やめることもできない、続けることもできない、こういった状況になるわけです。私個人的には議員年金制度なんて、もう行き詰まってどうしようもなくなってるわけだから、早くやめて白紙に返して、整理して返していただく分はちゃんと返していただければいいのにと、そういう気がするわけですが。やはり県単位で行ってるこの共済年金制度についても、やはり住民の理解を得ら

れるというのが基本にあるわけですが、この辺についてはやはり足りなくなったらさらにまた今回も負担を求めていく、この流れになっていくのか。組合とはどういった協議をなされてるのか、そこをお尋ねいたします。

それと、あとはソリダゴの件ですが、利益で60円から30何円と。鹿児島県はブランドで相当いいということでしたけど、実際それが現状で、今ソリダゴ農家が確実に生活していける状況にあるのか、そこの今の現状を、仮に生活していけないようなものを、私もどうしてもやっていけないから生産品目を変えたんだちゅう話も聞いたわけですが。だから、その辺が実際生活をしていけないような状況を市がばんばん推進していくと、結果的にこれは大変なことになりますから。そこが実際どうなのか、現状はどうなのか、もう一回お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

共済組合の制度上でございますけど、県下のそれぞれの市町村とまた職員、こういう方々で構成されておまして、理事長がおりまして、理事、監事、こういう構成の中で運営しております。今ご指摘のとおり、この共済組合制度、基本的には全国の中におきまして鹿児島県で収納して、これ全国の中でやっていくということでございます。

おっしゃいましたとおり、この制度上に特に医療費の関係を含めまして、特に短期といえますか、年々上がっているのも事実でございます。基本的に今ご指摘ございましたように、税を投入していかなきゃならない。また職員の身分というの守っていかなきゃならない。この両面の中におきまして、まだ今のところ共済組合におきます収支含めた中は年々若干ずつ上がっていきますけど、まだ崩壊するところまではいってないというふうには認識はしておりますけど、今後やはり医療費の長期的なものを含めまして大変な負担

があるということも否認しません。このことにつきましては私ども市町村だけでなく、全国レベルの中でこういう組合等におきます負担の問題のあり方、なるべく率を低くしてやっ
ていくことが上等な仕事かもしれませんけど、また全国を含めた、そういう理事長会またいろいろな会の中で、こういう組合のあり方ということも、負担のあり方、そういうことも検討していくべきなのであろうかというふうに考えております。

○農林水産課長（瀬川利英君）

ソリダゴの話が出ておりますけども、日置市のほうでは旧合併前の吹上町のほうで前の農業公社等通じて、特にアスパラガスそれからソリダゴというふうなものは市の推進作物として取り組んできております。農業公社の柱で研修事業というふうなものも入れまして、従来取り組んできております。

農家の中で、非常に収益性がよくないと、非常に苦しく経営が大変だというふうな声を聞いていないわけではありません。しかし、今の段階ではこれまでの研修成果というふうなものや、これまでの実績というふうなものを考慮しながら、また現段階ではソリダゴ、それからバラなどを推進していきたいとは思っています。ただ、非常に値段が合わなければどうしようもできない部分もございます。どっかの段階では抜本的に見直していく必要もあるのではないかなというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

1件だけ伺いたいと思いますが、57ページの県営中山間地域整備事業の件ですけれども、ゆすいん地区の中山間事業も事業年度が迫っているんじゃないかと思うんですが、いつまであるのか。また、この事業内容が生産基盤1,000万円、環境基盤1億7,500万

円ということで事業費が非常に大きくなってきているわけですが、事業内容について大きなものだけでも結構ですので、説明を求めたいと思います。

○農林水産課長（瀬川利英君）

57ページの県営中山間地域総合整備事業のゆすいん地区のことですよ。この関係では、事業は平成16年度からスタートしまして、平成23年までを予定しております。そのうち平成22年度は暗渠排水溝4.7ヘクタール、集落道を1本643メートルということで事業を進めていく予定でございます。

○17番（梶 康博君）

今、課長の説明では暗渠等集落道を634メートルでこれだけの大きな予算が必要であるのかどうか。生産基盤だけであるというのと、事業の面積等によってはそうなると思うんですが、環境基盤については含んで、今課長の説明どおりなんですか。

○農林水産課長（瀬川利英君）

本年度の鹿児島地域振興局のほうとの打ち合わせをする中でいただいた資料の中では、集落道、私はさっき643って。643メートルです。暗渠排水が4.7ヘクタールということで事業の割り当てを今のところ受けております。

それから、生産基盤と環境基盤の部分率でもご存じのとおりだと思いますけども、現在のところはそういう割り振りできているところでございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいです。ほかに質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

私のほうからも1点、市長にお伺いしたいと思います。

今回の補正は9億1,077万9,000円という増額補正になっておりますけれども、この内訳というのは国庫支出金が2億2,600万円、繰入金が3億6,000万円、

それから市債が2億9,400万円ですね。その一方で地方債の残高ってというのが331億5,200万円あると。本当に私は危機的な財政状況にあるというふうに思うんですけど。この財政状況を市長としてどういうふうに見ておられるのか。そういう中でこの地方自治体の本来のやっぱり市民の暮らしや福祉を守るそういう果たさなければならない役割をきちんと果たしていかないとけない。そういうことなどについての市長の総論的な見解というか、その点についてお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回はある程度投資的な経費の補正予算になったというふうに思っております。その理由が基本的に新しい年度の中におきまして、特に公共事業におきます国の内示の確定、こういうものが遅い部分もございまして、当初予算には計上できなかった部分もたくさんございます。基本的にはそれに伴いまして、国庫補助金を含め、また起債等におきましてはその裏といいますか、裏負担の中におきまして起債を充当していく、この起債もやはり過疎債、合併債、有利な起債を裏にはめて運営をしております。基本的にこの財政運営というのは大変厳しい状況もございまして、やはり国庫補助金等使いながら、また公共投資の部分、地域に身近な事業の中でございますので、こういうものはやはり進めていくべきことであろうかというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○2番（山口初美さん）

このような質問何回かさせていただいてるんですが、市長としてはやっぱりこれ以上は借金をふやさないようなことを努力していきたいということをおっしゃっていただけけれども、そういうことで努力をされたという結果なのかどうか、その点についてお伺い

いたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に今回の借り入れの中におきましても29億円幾ら、歳出のほうの返済が38億円か39億円ということでございます。基本的には今返済するよりも、それを低めに借り、起債等を充当していく中におきましては、私はトータルで起債は削減をしていく。これは基本的な考え方でございます。逆に起債等がふえれば、増減が歳入と歳出の中におきまして歳入の起債等を多くしていくことにおいては、また返還をそれよりも多くすりゃ積み重なっていきますけど、基本的にはこの考え方につきましてはやはり返すほうを多くして起債はそれ以下にしていく。そうすれば少しずつでも減っていく。これはもう基本的な起債の借りる上限であろうかというふうに考えております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時20分といたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第66号から議案第69号までの4件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

私は議案第67号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、説明資料の98ページについて質疑いたします。

一般管理費、一般職給料減額の415万5,000円、人事異動等及び給料減額に伴う減額補正とあります。それで、今回のこの人事異動の内訳と現在勤務しておられる職員の職種の内訳、その人数等をできるだけ詳しく説明してください。

それと、議案第69号平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）、これも同じように一般管理費、給料一般職減額の1,314万円、退職等に伴う減額補正とありますが、今回退職された職種とその人数及び現在勤務しておられる職員の方の職種の内訳とその人数等をできるだけ詳しく説明してください。

以上、2点。

○青松園長（田淵 裕君）

説明資料98ページの給料の415万5,000円の減額についてのご質問ですが、青松園の今回の人事異動は、施設管理係長の交代と介護職員が1人、本人の希望によりまして学校給食調理員に職種がえしたものでございます。

それと、4月1日現在の各種職の人数ですけど、事務職員が正職、臨時を含めまして3名、生活相談員が1人、介護支援専門員が1人、それと看護師が5名、介護職が30名、栄養士が1名、調理員が8名、それと清掃員が1名、計50名の職員体制でございます。

以上でございます。

○日置市診療所事務長（平地純弘君）

ご質疑にお答えします。

まず、補正予算の状況等に伴う職員給料等については、3名の減ということで計上させていただきました。今回診療所化に伴いまして、病院から診療所に移行したわけですが、その中で22名おりました職員が11名になっております。減数の内訳につきましては、早期退職が7名、それから定年退職が1名、それから普通退職の方が、これは医者ですが、

1名、それから人事異動に伴って2名異動しております。

現在、診療におきましては、職種は医師が2名、看護師等が5名、事務職が3名、それからレントゲン技師1名、合計の11名でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、各常任委員会に分割、付託いたします。

議案第66号、議案第67号、議案第68号及び議案第69号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

△日程第28 陳情第6号子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書

△日程第29 陳情第7号子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書

△日程第30 請願第2号自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の請願書

○議長（成田 浩君）

日程第28、陳情第6号子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書から日程第30、請願第2号自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の請願書までの3件を一括議題といたします。

陳情6号及び陳情第7号は、文教厚生常任委員会に付託します。

請願第2号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は終了しました。6月
17日は午前10時から本会議を開きます。
本日はこれで散会します。

午後2時26分散会

第 2 号 (6 月 1 7 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（17番、4番、5番、15番、16番）
-------	-------------------------

本会議（6月17日）（木曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長兼地域づくり課長	上園博文君
税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	有村芳文君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
日置市診療所事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長	瀬川利英君	建設課長	久保啓昭君
上下水道課長	宇田和久君	教育総務課長	地頭所 浩君
学校教育課長	肥田正和君	社会教育課長	芝原八郎君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	石塚澄幸君
農業委員会事務局長	福留正道君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

宇田栄君から、病気治療のため、会議におくれる旨の届け出がありましたので、お知らせをいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、梶康博君の質問を許可します。

〔17番梶 康博君登壇〕

○17番（梶 康博君） こんにちは。本日から、土曜、日曜を挟んで3日間の一般質問の日程となっており、そのトップバッターとして、ここに立たせていただきました。私は、さきに通告書を市長に出しておりますので、それに基づいて市長に伺ってまいります。

政府・与党の民主党政権も、発足して8カ月で内閣は総辞職し、新たに菅直人民主党政権が発足したばかりであります。今回は、財政再建、経済発展を掲げられました。しかし、国会の本格論戦はなく、昨日で通常国会は終了となりました。民主党の政策は国民の期待どおりに進んでいるのか、私にとっては疑問を持ちながらの毎日であります。今月末は、参議院選挙も公示され、与党・野党それぞれの思惑どおり事が運ぶのか、国民の選択はどう示されるのか、大きな関心が集まるものと思われまます。

日本経済の動きは、大企業にあっては、業績も少しは上向いてきたと言われておりますが、来年の新卒求人の動向は、厳しさは、さほどことしと変わりはない状況のようであります。

このような中で、企業や個人事業者の地方

への進出、事業の展開というものは、難しい今日であります。市は、「日置市工場等立地促進補助金交付要綱」を定め、市内へ新規に立地する企業や、増設した場合、固定資産税や補助金の優遇等を設けております。そのほか、中小企業者への支援策として、商工会を通して利息の補助がなされております。もっとこの支援の幅を広げられないか、伺います。

次に、景気の冷え込みは、農産品価格への影響も大きく、低価格志向を背景に、小麦の値下がりやパンとめんじゅうに価格面で負けている、5月28日付、日本農業新聞は、2009年産米は、大量の持ち越し在庫が発生するおそれがあると報じております。

本地域では、7月末から8月初めには早期米の収穫が始まります。戸別所得補償制度「米のモデル事業」の仕組みは、生産調整に参加した農家へ、標準的生産品の販売価格の差を直接農家へ支払う制度で、選択制の生産調整であります。農家の判断で、この直接支払いを受けずに、生産数量目標以上の生産も容認されています。市内における制度加入状況とその面積は、昨年までのブロックローテーションを中心とする減反面積とどのように違いがあるのか、伺います。

また、新規需要米への対応、関心はどうであるのかも伺い、また、これまで減反面積に算入されておりました耕作放棄地が、今年度からはその面積に入っていないわけですが、今後の扱いはどうなるのかを伺います。

それから、家畜伝染病の口蹄疫が、4月20日、宮崎県川南町など1市2町で発生し、現在では発生地域もさらに広がり、発病の牛や豚が、毎日確認され報道されております。国内では、92年ぶりに平成12年3月から6月にかけて、宮崎県と北海道で発生したものの、そのときは、牛740頭を処分し終息したと聞いております。

今回は、隣接のえびの市でも発生の確認がされましたが、えびの市の即応と、鹿児島県、

また、県内各自治体及び関連団体の徹底した防疫対策で、本県への口蹄疫の感染は薄らぎつつありましたけれども、先日は、都城市でも発生が確認され、隣接する志布志市、曾於市、霧島市は、交通の遮断、通過車両の消毒、防疫作業に追われているのを見聞きますけれども、本市の現状はどうなんでしょうか。もしものときの対応策は十分検討がなされているのか、伺います。

生体の移動が自粛されており、和牛の競り市が、5月より休止となっています。どのような状況になったら再開されると考えられるのか、伺います。

12カ月齢を超えて子牛が発生した場合、この取り扱いはどうなるのかは、市長も、旧伊集院町の町長に就任される前、畜産の経験もあられますので、伺ってみたいと思っております。

このような状況は、過去には見当たらないわけでありましてけれども、競りが再開された場合にどのようなことが起こるのか、高くなるのか、安くなるのか、風評による買参人が参加しないのか、非常に農家にとっては気をもむものと思われまいます。これを予測でお話をされるのは大変難しい面もあると思っておりますけれども、お尋ねをしたいと思います。

国の口蹄疫対策特別措置法が成立いたしましたけれども、発生地への対策が主な事業であるように存じるわけでありましてけれども、本市の畜産業への影響はどのようになるのかを伺って、1回目の質問といたします。

以上で終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の企業の市内立地事業者への支援策についてのご質問でございます。

本市への立地企業に対しましては、立地協定を締結し、雇用条件等を満たした場合に、「工場等立地促進補助金交付要綱」による補

助金交付、「過疎地域産業開発促進条例」に基づき、東市来地域、日吉地域、吹上地域は、3年間の固定資産の課税免除、また、「半島振興対策実施地域産業開発促進条例」に基づき、伊集院地域においては、3年間の固定資産税の不均一課税の優遇措置としております。

立地企業の工場等立地促進補助金については、補助対象者への要件（誘致企業が取得する土地の面積要件の削除、工場用地が賃貸の場合でも適用）の見直しを図るなどして、企業立地の促進を図っております。

また、市内における企業や中小企業への支援策といたしましては、市内商工業の育成及び振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るため、商工業制度資金等利子補給補助金制度を設けており、利子補給に係る支給実績は、平成20年度は、132件、1,145万9,000円、平成21年度は、141件、1,085万5,000円であります。

この補助金制度を活用することで、市内の商工業者の設備投資に係る資金や事業所運営に係る運転資金等の活用が図られ、事業所の収益増加と経営安定が図られているところであります。

このほか、本市におきましては、平成22年度から中小企業者への新たな支援策として、景気対応緊急保証制度保証料補助制度を創設し、景気対応緊急保証制度、いわゆる「セーフティネット」を活用して融資を受けられた事業者に対し、その信用保証料の一部を補助する制度を設けました。これにより、融資借り入れの際、信用保証協会の負担する保証料の一部助成を受けることとなり、中小業者にとっては、事業費の一部負担軽減となり経営安定が図られております。

2番目の戸別所得補償制度による本年度の稲作作付状況について、その1でございますけど、米の戸別所得補償制度への加入状況については、市内の稲作農家3,208世帯のう

ち、5月31日現在で、3,030世帯、94.4%の方が営農計画書を提出しております。このうち、食用米部分を補償する「米のモデル事業」の申請が753で、24.8%、水田の転作部分への助成の「水田利活用事業」の申請が830人で、27.3%の加入率となっております。

小規模の稲作農家については、ほとんどの方が、米のモデル事業の対象とならないため、主食用米だけを作付するほうが多いことによると思われております。

2番目でございます。新規需要米、加工用米の状況でございますが、米粉用米が11.5、飼料用米が16.3、青刈り発酵用稲が15ヘクタール、昨年から市が推進している加工用米の焼酎麹用米が、71.1ヘクタールの作付予定となっております、焼酎麹用米は、昨年の26ヘクタールから、大きく面積が拡大している状況でございます。

3番目の宮崎県の口蹄疫発生による本市畜産業の現状と対策について、その1でございますけど、えびの市で発生した口蹄疫は、6月4日午前0時に移動制限・搬出制限区域が解除になりましたが、児湯郡川南地区周辺や日向市、宮崎市、都城など依然として発生が続いております。

なお、殺処分等の防疫措置が終了していないため、本県への侵入のリスクが高い状況にあります。このため、今後も、農場内の部外者への出入りを制限するとともに、農場関係者については、入出場時の消毒の徹底、消毒ポイントを積極的に活用するほか、地域住民の皆様にも防災無線放送を通じ、地域ぐるみで侵入防止に取り組んでまいります。

2番目でございます。鹿児島県経済連においては、本県の子牛競り市再開は、宮崎県内の口蹄疫発生家畜及びワクチン接種家畜の殺処分、埋却、消毒処理が完了した時点から10日以上経過した時期と協議決定されてお

ります。

なお、今の段階におきまして、成牛、豚競り市は、子牛競り市の正常化の再開というのは、まだめどが立っていないという状況でございます。

3番目でございます。今回の口蹄疫発生により、子牛競り市が延期になっておりますが、県下の統一した考え方として、12カ月齢を超えた子牛についても、子牛競り市名簿において上場し、これまでと同様子牛として取り扱う予定でございます。

4番目でございます。口蹄疫特別措置法の成立により、口蹄疫が発生した場合、感染拡大防止のため農林水産大臣が指定した消毒ポイントでは、車両等の消毒義務が発生します。また、農林水産大臣の指定する区域内で、県知事が指定する家畜の所有者の該当家畜の殺処分を勧告できるようになります。さらに、勧告に従い殺処分した家畜の損失を国が負担することになります。

本市みたいに、この区域に入っていないところでございますけど、特に、消毒とか、また、私どもも、1カ月当たりに1万円とか、そういうものをしている場合につきましては、これは、特交、特別交付税の中で算定していただけるということでございます。

以上で終わります。

○17番（梶 康博君）

ただいま市長のほうから答弁をいただきましたけれども、いま少し、市長に伺ってまいりたいと思います。

企業のこの立地促進に関する支援の方策ですけれども、市長のほうから説明があったこれは、現行行われている範囲内のものであるかと思いますが、今、非常に景気も悪い中で、市が定めている補助対象というのが、主体的には、工場等の面積、敷地面積等がある程度確保された工場企業が、対象予定となっているような気がするわけでございます。

今後やはり、何と申しますか、今の文化とか教育とか、厚生関係のそういった事業者に対しては、今のところ、その対象があったのかもしれませんが。例えば、以前の南日本短期大学ですか、それから、今の城西高校とか、そういった団体には、特別に行われたのかもわかりませんが、条例には定めがないわけでごさいます、で、私のところに、今回ある病院と申しますか、を建設したいと、来年の6月あたりに開業したいというふうなことで話もございまして、1回ではございましてけれども、企画課長にも相談を、そういう手法はないということも存じておったわけですが、お聞きに行ったところでごさいます。

で、そういうことを考えますときに、そういった厚生とか、教育とか、そういった方向への考え方というのは持たないのか、対象にする気はないのか、そこを伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

誘致企業という中におきまして、工場、製造業を含めた中が、主に対象になるというふうには感じております。また、特に、スーパーとか、いろんなまた、そういう部分もあるというふうにご考えられるというふうにご思っております。

今ご指摘ございました病院とか、そういうものにつきまして、特に、この土地の問題で、基本的には市有地、市有地の場合につきましては、いろいろとちょっと、その目的によって皆様方にもお諮りをしながら、その区画の取得を含めた中で協議ができるというふうにご考えておりますけど、別な市有地でない土地に対しましては、今のところ、今、ニシムタのスーパーが来ようという形でしておりますけど、何も、私どもが、そういう雇用をしていただきますけど、市としては、大きなそういう優遇策というものはしておりません。

そういうことでごさいますので、市有地の土地に関しまして、そこに該当することがあれば、またいろいろと皆様方とも協議しながら、この区画の関係につきましては、検討する余地があるというふうには考えております。

○17番（梶 康博君）

市長の答弁は、市が所有している土地についてしたいということでごさいますね。こういう景気が非常に定まらない中で、市の財源も限られている中で、このようなことを申し上げるのも、大変心苦しい面もあるわけですが、日置市に10人、20人、そういった企業が進出してくるということは、やはり有望な企業として迎える必要もあるんじゃないかと思っております。

早急に、市長の考えが変わればありがたいわけですが、次回また、折を見て伺ってまいりたいと思っております。この件につきましては、これで終わります。

ただ、改善していただきたいということは、願う人もあるということを感じていただければありがたいと思っております。

次に、水稲の作付の問題でごさいますけれども、今年からの稲作というものは、栽培したい方は、所有面積はすべて栽培してもいいと、ただ、補償はされないということになってきております。

そういった中で、いろんな情報、ニュース等を見ますと、2009年産の米が非常に安くて売れないと、そして、ことしは、2反歩以下ですか、20アール以下ですか、の方々については、米モデル補償が適用されないということで、これまでの休耕されておった面積とことしのその休耕、今は米を作付している面積ということになっておるわけですが、そのブロックローテーションを利用して休耕しておった面積と比較してどのようにあるのかを、さっきお答えがなかったようですので、伺いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今回、さきにも話がございましたように、新規米の需要ということで、米麴につきましても、約50ヘクタール多くなっているというのも事実でございます。そのような中におきまして、今回、単に作付をする面積はやはり昨年よりも、私は増加しているというふうに見ております。

このことで、一番大きく懸念されるのが、やはり水の管理の問題におきまして、今までブロックローテーションとしながら、足りない地域におきまして、どうにか水が足りたわけでございますけど、水不足というのが起こる心配を心配しているのも事実でございますし、また、米の価格、この価格が総体的に、特に、この私ども本市におきましては、自分だけで食べるといいますか、売らないでいる農家が多いということでございまして、その方々も、今までは転作ということで、ご協力をいただいておりますけど、今の話の中におきますと、販売しない方は、幾らでもつくっていいということでございますので、そういう状況でやはり稲作の水田には、昨年よりも多くの稲穂が伸びるという状況であろうかというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

かなりの面積が増大していると、ただいま市長も、答弁の中にありましたように、稲作は当然この20アール、小面積以下の小規模農家が多いというこの日置市の地域を考えますと、そういう結果になってくるだろうと思うわけです。

で、水路の容積といいますか、排水路の容積といいますか、国のほうでは、こういうことは想定していなかったのかもしれませんが、民主党的政権になって、耕作してもいいということになってきたわけですので、国は、基盤整備の事業費等の削減をして圧縮をしてきているわけですが、梅雨に入

って雨量も現状のところでは少ない中、特に、水量が足りないという話は聞いておりませんが、一部では、その水の量が少ないという話も実際あるようです。で、今後、米を水田にこうして栽培する方々が増えていくとしたらどのような方策を、想定考えられるべきなのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

特に、今回のこの戸別補償制度が創設されて、私どもの市におきまして、大変大きな影響があると、特に、この土地改良の事業費というのが、いわば、極端に言えば、半減されてしまっていて、今ご指摘ございましたいろんな農道、また、水路の用水・排水路、また、こういうものに対します事業ができなくなってしまう。基本的には、新規の事業というのが、国、県においても、新たなそのような環境整備をする事業ができないというのが実情でございまして、大変、この戸別補償をした関係の中において、本市におきます影響というのも、莫大な影響があるというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

とりあえずは、市のそういうすべて1年で単独でできるというふうにはならないと思うわけですが、地域の現在行われている地域振興施策の中でも、あるいは、市の一般財源の中でも、やはり必要箇所には、改修等の予算をつけていくという考え方はどうか、非常にそういう一方をしてあげて、一方ができないというのは、心苦しい面もあると思うんですけれども、やっぱり小規模面積の自分たちの日置市を考えると、そういうことは、独自でもやらんやいかんと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

前の基盤整備におきましては、用水路、排水路、これが全部分離しております。昔の田んぼでありましたら、その田んぼの詰めを使

ってうまく水が流れておりました。そういう状況を踏まえまして、特に、今後におきますその水対策を含めたときは、今までの土手、これを利用して、水の取得、使用といたしますか、そういうものの小規模的なものについては、市としても対応を若干していかなきゃならないというふうに思っております。

ほんとに、今回のこの米所得補償におきまして、さっきも申し上げましたとおり、国におきます補助事業というのが、大変削られてくるというか、そういう状況でございますし、今おっしゃいましたように、市の単独、これはもう限られた中におきます事業費でございますので、これで全部を網羅するというのは、大変難しい部分がございます。

基本的に、私どもは、やはり国のそれぞれの補助事業を利用しながら、それぞれの用水路、排水路を含め、また、それぞれの地域におきます舗装等の整備、こういうものを今までもやってきておりましたけど、やはり今後におきまして、市単独で全部網羅するというのは大変難しい状況であるということは、ご理解していただきたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

新規需要米へのこの作付は、米がかなりあるわけですが、麴米に対する市の補助のあり方というのが、水田作付等のこの調査が終わった後、示されたのじゃないかと思うわけですが、そこらあたりはどういった状況にあったのか、できれば、作付計画書の提出前に、やはり幾らというようなことがあればまだふえたのかもしれませんが、この面積がふえるということは水が足りないという、非常に難しい面もはらんでいるわけですが、小規模農家の米というものについては、ほんとに自分たちで自家飯米として処分ができればいいわけですが、今後、非常に難しい場面も考えられるんじゃないか

と思うわけですが、そのことについて、市の補助の価格の示し方というのは、前もって早目にできないのかどうか、そこを伺ってまいりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に、昨年から、米麴のほうにつきましては、市のほうも奨励しておきまして、昨年が26ヘクタールということでございました。今回の米麴に対しまして、やはり交付金というのが、約2万5,000円程度だということでございました。昨年は、4万2,000円程度ということで、このことにつきましては、今まで農政審議会とか、水田利用協議会、この中におきまして、基本的には昨年並みと、交付金は、このことは、もう説明をさせていただいております。

その中で、まだ予算上は出てきませんが、昨年並みの交付金につきましては、やはり市が推進した中において、国がどうこうという部分じゃなく、昨年並みの交付金については、9月補正等におきまして、ある程度の金額が出てきたときに、議会のほうにも提出し、対策を講じていきたいというふうに考えております。

○17番（梶 康博君）

前もってということではなく、玉虫色で提示がなされたと理解するわけですが、こういう国の補償制度にのせることができない小規模面積の農家に対しては、やはりこういう方向への転換というのも進めるべきではないかと思うから、私は尋ねているわけです。

で、米粉とか、こういったものが、何といえますか、消費が伸びればそっちのほうにも進めたいわけですが、現状のところでは、米粉等の消費というのが、やはり小麦等の値段に押されて、やっぱり停滞しているというのが現状ではないかと思っておりますので、今後、市の補助単価については早目の提示ができないのか、やっぱり検討していただきたい

と思います。

それから、これまで休耕の面積として、水田の場合は、耕作放棄地として迫田なんか、もう雑木が生えたような状態のところも、水田として地目は残っているわけです。

で、今回のこの米モデル事業については、現に水稻作が、米の作付ができる水田を対象にしたその参加農家は、3割程度の休耕をするということで、今後この遊休農地といっても、もう再生不可能な土地について、やはりこの水田の地目で置くのかどうか、水田として休耕地として面積をカウントしないのであれば、農地として残しておく必要があるのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、転用の問題でございまして、個人財産のものであります。その中におきまして、荒廃地した部分につきましては、その個人の方々が転用申請をするのか、そういうふうにやられるのかなというふうに考えておきまして、市のほうが、これを転用するとか、そういうことは、ちょっと私は言えないと、個人的に転用する方々については、農業委員会の、これはやっぱり農業委員会の委員会で、この部分についてはもう転用としてやむを得ないというふうにみなすのか、やはりこれは水田として残していくべきなのか、やはり農業委員会のほうでやはりきちっと整理をしていただければいいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

所管は農業委員会になると思いますけれども、これまで農地として米を栽培しない面積に、また、今後も、この戸別所得補償は拡充されている方向にある中で、稲作ができない面積にカウントできるならば、今米が作付ができる水田については、目いっぱい稲作ができるのではないかと、思うから伺っているところです。

で、やはりそういうふうにしていってこそ、農村が潤っていくのではないかと思いますので、私が、この農地の地目の変更について伺ったのは、そういうことを含めて、やはり何とか今の方策では厳しいわけですが、何とかの機会には発言をしていただきたいと思います。

続きまして、口蹄疫のほうに入らせていただきたいと思います。まず、こんなに長く競り市がなされないと、市のほうも、臨時的といえますか、補正予算を組んで子牛生産農家を支援するというので、今度の議会で諮られたわけですが、こんなに長く出荷ができないとなると、一、二頭ぐらいの人は、さほどないかもしれませんが、4頭、5頭、そんなにたくさん飼育して、飼育農家は最近やはり高齢の皆さんも多い中で、非常にこの生活資金とか、経営の運転資金とか、そういうものにお困りじゃないかなという気もするわけです。

よその地域では、子牛の内価格というふうなことで、内渡金のようなことで貸し付け等もなされておるわけですが、日置市においては、そのようなことは検討はなされたことがないのか、するつもりはないのか、今後また、市長のさきの答弁では、当分の間、競りが開催されるような予想の条件にはならないと思いますので、伺います。

○市長（宮路高光君）

九州管内を考えますと、6月競りがあったのは、佐賀県が一応開始されました。来月から大分のほうがします。また、宮崎、鹿児島、熊本、この隣接のところについてはまだ、その決定をされておられません。

そのような状況の中で、農協としても、内払金という中におきまして、一応それぞれの農家の口座の中に振り込むということも、ある程度、農協のほうの方針を立てております。

特に、今後におきますこの再開の時期、ま

た今、佐賀県でありました子牛につきましては、昨年、平均価格より若干高かったということが言われておりますけど、風評被害を含めまして、この競りを最初開催するに至って、どういう価格の変動が起こるのか、やはり農家にとっても大変不安なことがございますし、また、私どもやはりこのことにやはり注目していかなければならないというふうを考えております。

○17番（梶 康博君）

早い時期のこの競りの再開ができるようになればいいわけですがけれども、熊本のほうでも、夕べのニュースでは、畜連は、県行政は、知事さんのほうから自粛と、要請というようなことを伺っておりますので、鹿児島県の場合、なかなか、木口戸を何といいますか、もう合わせたところですので、非常に厳しい場面が起こりそうな気がするわけであって、そういう方向に病気の発生も起こらないように、それから、競りが早く行われるようにと願わずにはおられないわけでありまして。

そういう中で、けさの新聞では、南日本新聞なんですけど、各市町村も、発生時に対応するような段取りをするように、これから通達を出すというようなことなんですけれども、市町村も広域に合併した町が多い中で、そういうことを想定するとなると、相当な人力や機材、そういったものも膨らんでくるのではないかと思うわけですが、これは、架空の問題で終わればありがたいわけですが、農林水産課では、こういったこと等も協議がなされているものと思うんですが、どのあたりまで市では対応策を講ぜられるように話し合いが進んでいるのか伺って、私は、これで質問を終わりたいと思います。

終わります。

○市長（宮路高光君）

今回の一番口蹄疫が広がった原因というのは、やはり初期初動といいますか、これが大

きな原因であったということでありまして。まだ、それぞれ殺処分してない牛も相当おります。

その中におきまして、一番この問題となったのは、土地の確保でございました。やはり土地の確保をある程度もう事前にやっていたら、やはりあれだけの頭数を殺傷して埋めていくというのは大変困難でございますので、私どもといたしましては、その想定の中、機材も必要かもしれませんが、それよりも、それぞれの旧町ごとに1カ所程度は、もしものときは、市としても、やはりそこに埋めていくんだという、そういうことは想定した中で今考えておりますし、このことにつきましては、県・国、その土地も含めまして、やはりその地域に合った確保というのは、使用する土地の確保といいますか、予定地といいますか、やはりここを早く決めていかなければ、後手後手になるということでございますので、一番重点的なのは、そういう土地の確保を今それぞれの課の中で打ち合わせをしているのが実情でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

次に、4番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔4番出水賢太郎君登壇〕

○4番（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。私は、さきに通告をいたしておりました2つの事項につきまして質問をいたします。

まず1番目は、LEDの照明の導入についてであります。

国は、2020年度までの温室効果ガスの排出量を1990年度比で25%削減をするという目標を示しました。民間企業では、省エネ機能の高い電気機器を導入するなどして、電気料金やCO₂の排出量を減らそうと懸命に努力をされております。また、家庭でも、省

エネ型のエアコンや液晶テレビ、太陽光発電の導入など、省エネ型の生活スタイルへと変貌しつつあります。

そのような中で、市役所を初めとする公共施設においても、電気料金の節約や省エネ効果が強く求められております。本年4月には改正省エネ法が施行され、市役所の庁舎や学校、図書館、公民館、体育施設、また、消防署など、地方自治体が所轄するすべての施設のエネルギー使用量の記録、管理を行う必要性が出てまいりました。

特に、年間のエネルギー使用量が、原油で換算して1,500キロリットルを超える自治体では、エネルギー計画を策定し、エネルギー管理者の選任、そして、毎年1%以上のエネルギー消費の削減の努力目標が義務化をされております。我が日置市でも、多数の公共施設を抱えており、人ごとではありません。

そこで、注目されますのが、LED——発光ダイオードを利用した照明であります。現在使われております白熱電球は、いよいよ製造中止となり、環境と財布に優しいLED電球にかわっていくことは、まさに時代の要請であると認識をいたしております。

LED照明は、従来の蛍光灯と比べて約10倍の寿命があり、消費電力も約半分に抑えられるというメリットがあります。また、従来の蛍光灯や水銀灯などにある有害物質が含まれていないなど、環境負荷の極めて少ない照明でございます。日置市の公共施設でも多くの照明が使われていますが、この照明を従来の蛍光灯や水銀灯からLED照明に切りかえ導入すれば、かなりの効果が見込まれると思います。

そこで、2点の質問をいたします。

①現段階での公共施設、また、防犯灯等への導入状況はどうでしょうか。

②電気料金の節減、また、CO₂排出量の削減等、さまざまな効果が見込まれますが、

LED照明の利用促進について、市当局の見解を伺います。

2番目にまいります。公営住宅の課題解決へ向けてというテーマでございます。

公営住宅とは、国が定めました公営住宅法に基づき、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、住宅に困窮する低額の所得者に対し、国と地方公共団体が協力して低い家賃で供給する住宅であります。これは、約50年前に制定された法律であります。

この公営住宅法は、全国一律の基準でございますが、地域における現在の世帯所得の状況や住宅市場の動向からかけ離れている部分もあり、本来の施策対象者がだれなのかということが、今の時代には明確になっておりません。そのため、公営住宅の希望者数が多くなり、入居しにくい状況が日置市でも出てきております。

また、入居者の入居期間の長期化、定住化、本来入居対象から外れるべき収入超過者、高額所得者の入居による現在の入居者と入居希望者との公平性を欠く事態の発生、さらに、家賃滞納の問題など、公営住宅の管理運営の問題点が浮き彫りになってきております。

本市においては、合併後、住宅マスタープランに沿って、段階的に老朽化した公営住宅の建てかえを進めてきましたが、公営住宅の基本的な考え方、また、今申し上げました問題点の改善、そして、時代に合った政策の見直しなど、はっきりとした形での議論が尽くされていないというのが現状ではないでしょうか。

今年度、市長は、小規模の小学校への対策の住宅建設を計画されていますが、今回の私の質問は、まず、公営住宅法の原点、趣旨に立ち返り、住宅福祉政策としての公営住宅の役割はどうかということを知りたいと考えております。

そこで、4点の質問をいたします。

①公営住宅の現状と課題について、市当局はどのように分析をされていますか。

②今後の整備計画、そして、課題解決へ向けた方策はどのようにされますか。

③公営住宅の需要と供給のバランスについて、地域的な偏りが見られ、改善が必要と思われませんが、市長はいかがお考えでしょうか。

④今までの方策、方法、住宅政策などにとらわれず、今の時代、ニーズに合った新たな取り組みが必要で模索すべきと考えますが、市長の見解はどうでしょうか。

以上、2項目につきまして、市長並びに教育長、そして、部長、課長の誠意ある答弁を求め、1問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のLED照明の導入について、その1でございますけど、LEDの導入状況につきましては、現在、本庁舎玄関の風除室が暗いということもあり、昨年1個設置しております。その他では、江口蓬莱館の売り場部分で、ハロゲン照明が発する熱が冷房等に支障を来すことから、ことし4月に指定管理者のほうで、70個をLED照明に取りかえられております。また、防犯灯につきましては、平成21年度まで導入実績がありません。

2番目でございます。LED照明につきましては、ご案内のとおり、従来の蛍光灯に比べ、消費電力が約3分の1でありますとか、製品の寿命が約5倍も長いということから、CO₂や電気料金の削減など、効果が期待されます。

その一方では、電気回路の改修や製品自体の価格が高いことなどから、初期の導入費用がかさむということが懸念されています。しかし、最近では、施設整備を含めたレンタルという取り組みも出されているようですが、市環境計画で提起しております二酸化炭素の排出量削減とあわせて、経常経費の抑

制という面からも検討を行っていききたいというふうに思っております。

2番目の公営住宅の課題解決へ向けてについてということでございます。

その1でございます。現在、日置市では、全体で996戸の公営住宅を管理しております。その中で、今年3月末現在、耐用年数を超えた住宅が152戸あります。公営住宅は、定住促進策としても有効であり、耐用年数を経過した老朽公営住宅などの建てかえや、地域材を活用した木材住宅促進対策やバリアフリー住宅の普及促進のための情報提供を行ってきましたが、これから老朽化した団地の計画的な建てかえや地域の要望、需要動向等に、適切に対応して整備を行うとともに、福祉との連携にも配慮しながら良好な公営住宅等の供給促進などを講じていく必要があると思っております。

2番目でございます。今後の整備計画といたしましては、新規住宅の整備とともに、既存公営住宅の建てかえを行い、入居者需要に対応したいと思っております。新規住宅計画につきましては、今年度から5カ年で7団地を年次的に整備していく計画でございますが、例えば、1団地10戸を建設するにいたしましても、2年かけて計画を実施いたしまして、入居者の状況を的確に把握しながらやっていきたいというふうに考えております。

3番目でございます。市営住宅の入居率は、政策空き家等を差し引いて約96%、空き待ちにつきましては、現在185人、伊集院地域が131人、東市来が24人、日吉が5人、吹上が25人という状況で、各地域における需要は確実にあると思われませんが、地域性を考慮して、地域の望む形態の公営住宅が建設できないか、また、子育て世帯等を対象にしたり、入居年数を制限するなどの配慮ができないか、検討していく必要があると思っております。また、公営住宅長寿命化計画を

策定いたしまして、公営住宅のストックを図っていききたいというふうに思っております。

4番目でございます。民間活力を生かしたPFI方式の公営住宅建設建てかえや民間住宅を市が賃貸して家賃補助する方法など、さまざまな方法あるというふうに思っておりますので、今後それぞれの各関係機関とも十分打ち合わせをしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

LED照明の導入についての1番目、導入状況はどうかということですが、現在のところ、教育委員会公共施設では、導入実績はありませんが、日置南学校給食センターの照明器具に、試験的に電球型60ワット相当の1台を設置することとしております。

2番目の利用促進についてですが、電気料金の削減、CO₂削減等、さまざまな効果が見込まれるわけですが、LEDの利用促進について、LEDは消費電力が少なく寿命も長いことから、維持費用が少なく、環境に優しいとの特性があるとされております。

ただし、メーカー試算として、現行の蛍光灯照明器具の設置費用と比較しますと、4倍程度を要し、また、蛍光灯の同数の設置では、同様の明るさを確保できないなどの数値を示しているところもあります。このようなことから、LEDを蛍光灯照明器具に置きかえ、また新たに設置するのは、製品開発の状況を見きわめていかなければならないと考えております。

なお、LEDの特性を生かす設置方法として、交換が難しい高いところの照明、あるいは、ダウンライト型の照明などについては、LED照明への交換による利用を図るなどの検討をしていききたいと考えております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（出水賢太郎君）

それでは、答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

先ほど、市長は、LEDのその照明の導入について、いろいろ検討していきたいということだったんですが、その前に、私が、先ほど1問目で申し上げました改正省エネ法、この対応について、まずちょっと伺いたいんですが、これは、LEDも絡む部分ですのでお伺いしたいと思います。この改正省エネ法に対する対応を市役所のほうはどのように今されているのか、その中で、LEDを検討されているのか、その経緯について、お伺いをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

庁内でそこまで具体的に、この法律が施行された中において、具体的な政策、また論議したことは、まだ今のところございません。ご指摘ございましたとおり、今後やはりLEDを含めたこういう省エネルギー対策というのは必要なことであるというふうには思っております。

また、それぞれの補助事業等もありますし、また、この補助事業が、今後どういう形の中で一括交付金化されるのか、ちょっと、そこあたりの推移も、若干見なきゃならない部分もございますけど、さきにも申し上げましたとおり、今の現状でいたしますとLED、初期投資がかかるという部分もございます。

そういう中でございますので、できることからといいますか、特に、この電気料金のことにも考えなけりゃならない。特に、今地域

でしております防犯灯、こういうものにつきましては、基本料金という部分が大変ございますし、また、特に、市の中におきます防犯灯、教育長も申しあげましたように、高いところで取りかえが大変困難なところ、こういうものを今後庁舎全体の中で論議をし、何と何をどう必要とするのか、これをどういう事業で持ってくるのか、事業がなければ、単独の場合については年次的にどうするのか、これを今から検討していきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

なかなか省エネ法の対応ができていないということだったんですが、これは、2009年、昨年、国会で制定されてまして、約1年プランがあったわけですので、LEDもその中で検討されるべきじゃなかったかなと思うんです。今からでも遅くないですので、エネルギー量というものが、市役所の管理の部分の中でどれだけ使われているのかという把握をまずされるべきだと思います。

というのも、体育施設の例えば、野球場のナイター施設とか、そういうのもありますし、温泉関係もありますし、さまざまなその公民館、図書館、もうこの、ここだけでも幾つ電球がありますか。かなりありますよね。だから、全部数えていくと膨大な数になると思うんです。

そして、あと、ボイラーとか、空調関係、その辺も含めてやはりエネルギー量をまず策定されて、その中でやはりLEDをどれだけ必要とするのかというのは、計算をしていくべきだと思います。

で、そこで、お聞きしますが、例えば、この市役所の本庁舎、ここに大体幾つぐらの電球が、蛍光灯とか、ダウンライト含めてどれぐらい電球があつて、電気料金としてどれぐらい1年間にかかっているのか、そして、それが、LEDにもしかわったときが、大体約

40%減ぐらいになるかと思うんですが、今どれぐらいのその数があるのか、現状をちょっとご答弁をいただきたいんですが。

○市長（宮路高光君）

庁舎全体の電球の数はちょっと把握をしておりますけど、基本的に、この電気料金という庁舎内の部分の中に入りますと、21年度の実績で約2,000万円程度が電気料金となっておりますのでございます。それぞれの部署におきますこの電気料金につきましても、LEDだけでじゃなく、また、冷暖房とか、いろんな問題があるのかなと思っております。

そういう部分につきましても、さきにも申しあげましたとおり、この庁舎だけでなく、公共施設あらゆる部分につきましての実態調査と、それを受けて、今ご指摘ございましたとおり、LEDをつけたときのどれだけの効果が出てくるのか、さきにも申しあげましたように、初期投資がどれだけかかって、その減価償却を含めた中において、どれだけの効果が出てくるのか、こういうところを今後内部で検討させていただきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

私が、ちょっと今手元に資料を持っているんですが、もし、LEDに100本、蛍光灯を100本交換したとするという形でシミュレーションしますと、電力ワット数が20ワットのLED、今使っているのが40ワットか60ワットかだと思うんですが、同じ光の量で20ワットのLEDに100本交換したときということで、大体蛍光灯1本1万3,000円とか、1万5,000円とか、ぐらいで設置料も含めて、それぐらいの価格だそうです。130万円初期投資をしたという計算でいって、1年では元はさすがに取れません。

ただ、3年で、あつ、4年で黒字になると、で、LEDの寿命というのは、大体10年ぐらいということですので、6年間は元が取れるな

という計算になるかと思えます。

で、これを今度は、費用対効果でいくと、5年で大体100本で54万5,000円、10年で239万円、100本ですね。ということは、1本当たり、大体2万3,000円ぐらいのコストの削減ができるんじゃないかと。仮に、市役所のこの本庁舎で1,000本蛍光灯があったとすれば、その10倍ということになりますね。

そして、CO₂の排出量の削減効果ということを考えますと、大体5年で、1,725キロのCO₂が削減できる。で、原油換算でいくと、5年で大体1万3,907リットルという原油が削減できる。で、これをもし山に例えると、5年で、雑木が大体約100本の木を守ることができるというような試算を民間がやっておるんです。

で、ほかの自治体を見てみますと、CO₂のやはりその排出量の削減の計画、具体的な計画というのを策定をされているようでございます。やはり日置市でも、早急に今年度中でも策定を急ぐべきだなと思いました。こういう数字を見ていると、自分たちのやはり生活に絡んでくることですので、そういうのは急がないといけないと思うんですが、やはりその公共施設が率先してやらないといけない部分があると思えます。その辺、市長、どうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このCO₂の排出量の削減につきましては、基本的には、この基本計画の中でもうたわれておりますし、特にご指摘がございましたように、公共団体が率先してやらなきゃならないというのは十分認識をしております。

さきにも申し上げましたとおり、今議員がご指摘ございましたとおり、初期投資を含めた中で、電気料を含めた中で五、六年以降でない、それをペイできないというのも十分認識しております。その中で、全体的にか

えるのも必要かもしれませんが、モデル的にでもやらなきゃならないと。

その中で、さきにも申し上げましたとおり、今さっきも法改正を含め、補助金の問題もございまして、このCO₂削減におきますものにいたしますと、約2分の1の補助で、約1,000万円以上の中でそれが最低限ということでございます。その部分もございまして、そこあたりも考慮しながら、本年度中に一応策定をしながら、来年に向けた取り組み方というのをやっていきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

そうですね、環境省のほうで、本年4月に、補助金を出すということで要綱を制定されておりますね。これを見ますと、やはり2分の1補助ということで、鹿児島市の役所であったりとか、あと、商店街で、例えば近いところで言いますと、鹿児島中央駅の一番街、西駅の一番街、一番街の商店街振興組合、ここが、高いところの、今市長も言われたように、高いところにある電球を、照明を98基、水銀灯からLEDにかえたそうです。

で、これは、1基当たり、大体5万円から8万円したそうですが、消費電力がここの場合は6分の1と、そして、大体年間、280万円電気代がかかっていたそうですが、一番街のほうは、65%削減、そして、1,400万円事業費がかかったそうなんです、そのうちの今言われたように、国から2分の1補助、それから、鹿児島市がやはり独自に補助を出しているようでして、これで、商店街の組合の負担は約260万円だと、約、これでいくと、6分の1ぐらいの金額で抑えることができた。やはりこういった有利な、市長、よく有利な事業と言われますけれども、そういった制度をやはり検討してやるべきだと思っております。

それで、先ほど、市長のほうは防犯灯の話がされました。昨年度、地域づくり振興基金

で防犯灯の件数が94件設置されたと、これは、全体の要望数からいって、約22.7%が防犯灯に使われたと、それだけニーズが高いということでもあります。

ただ、私どもの自治会でも話になったんですが、やはり先ほど市長も言われたように、多くふやしたいけれども、電気料金が上乗せされるからなかなか設置ができないというのがありますよね。そういう問題もあります。

そういうところで、やはり電気料を抑えることができるLEDの導入をしたいと、ただし、初期投資がかかる。だから、そういうのに対して、やはり市が設置に補助を出していくべきじゃないかと、これから10年先を見据えたそういう防犯の行政を考えたときには、初期投資を高くても市が補助することによってやるべきじゃないかという声も上がっております。

今、電気料金の補助金を20年度の決算でいきますと、市が589万円出しておりますね。これは4割補助ですから、電気料金は、全体で計算していきますと、日置市内の防犯灯全体でいくと、1,472万円という金額が、電気料金がかかってくるわけですね。これが半分になるということは、画期的なことだと思います。自治会の負担というのかなりそれで軽減されると。やはりこういったことを市が率先して、この地域づくり計画の中に入れていくべきだと思いますが、その辺の計画は、来年度はどうされるご予定でしょうか。

○市長（宮路高光君）

今議員がご指摘ございましたとおり、これ、基本料金というのを電気料金あるわけ、しかし、防犯灯の場合は、大概が基本料金なんです。基本料金が、まだ下がればよろしいわけなんですけど、基本料金を上回ってくれば、このLEDの効果が出てくると思っておりますけど、全部が基本料金であった場合、どう

してもこの基本料金が下がってこなければ、電気料の削減というのは大変難しいというふうに認識しております。

そこあたりも含めて、やはりこのLEDをものすごく使うところだったら、ものすごい大きな効果が出てくるけど、基本料金ぐらいのところだったら、それだけ電気料を削減するという部分は難しいのかなと思っておりますので、ここらあたりも、さっきも言いましたように、いろんなシミュレーションをした中において、導入するのか、どの部分にするのか、やはりそこあたりは十分検討していかなければ、ただ、LEDだけを設置しても、基本料金が全部一緒だったら、耐用年数だけが延びてくるということで、一方的な効果が出ないのかなと思っておりますので、ここあたりも十分検討させていただきたいと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

料金だけじゃなくて、先ほど言われたように、高い部分、取りかえが大変なんです。特に、自治会の中でも高齢化が進みますと、なかなかその地域の防犯灯を交換するのは大変だという声も上がっています。LEDだと交換する必要がないですよ、もう。

それと、もう一つは、青色防犯灯などを導入すれば、やはりその防犯の抑止力効果というのが出てくると、これは、鹿児島県警も推奨品というのを出しているそうです。県警本部がですね。

そういった形で、そのお金だけではなくて、地域としてどういうふうにその防犯灯を扱っていくのかという大局的な視点も、市長にはお持ちをいただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りますが、教育長にお伺いしますけども、学校のほうは南給食センターだけということですが、伊集院中学校が改築されたときに、太陽光を今設

置する工事をしていますけれども、この時期、検討はされなかったのでしょうか、LEDに。

といいますのも、学校エコ改修ということで、たしか、国から2分の1補助金が別につく、かさ上げされるんじゃないかなかったですかね。たしか。そういうエコ改修というか、太陽光とか、LEDとか、そういうのを使うと、学校の改築の部分で補助金が上乘せされると思います。

で、そういったので、学校の環境衛生基準というの、たしか改定されていますね、平成16年に、今までは、300ルクス以上でよかったのが、教室と黒板の前の電気に関しては500ルクス以上ないといけないというような基準を変えています。

で、これは、どうしてこういうことになったかと言うと、やはりLEDが今後進んでいく中で、切りかえていきなさいよという国の方針だと思うんですね。この辺はどういった見解を、教育長、お持ちでいらっしゃいますか。

○教育長（田代宗夫君）

伊集院中学校をその建設する過程で、LEDの導入をというようなことも話もございました。ただ、このLEDは、もう私か申すまでもなく、大体できたのが大変遅いと、ですから、この話があったときに、ちょうどもう設計が全部でき上がっておりまして、それからまたやり直すということはもう大変なこと、そういう時期的な問題が、まず1点ございました。そういうことで、とりあえず、そのLEDのエコというのは、もう断念をしたところでございます。

ただ、今、先ほどからいろいろご意見をいただいておりますが、蛍光灯型のLEDの照明というのがなかなかまだいいものが、まさに、これを私が申し上げておりますが、日進月歩というんでしょうか、もうどんどんどんどんいいもの変わっていつていますので、今

申し上げていることが、おくれることもあると思うんですけれども、当時のその蛍光灯型の学校の照明に使うようなLEDというものは、なかなか消費電力というのがそんなに変わらない、確かに安いですが、そんなには変わらない額で、ただ、もちろん安いですし、おっしゃったようにCO₂の削減もできますし、それぞれメリットがあったんですけど、そういう事情で、当座は見送ったところでございます。

で、もし、そのときにLEDにかえておれば、どう金額が変わったかということについては、概略の計算をしておりますが、課長のほうにちょっと答えさせて……

○教育総務課長（地頭所浩君）

伊集院中学校について、LED照明へすべて交換した場合という前提で計算をしました。ただし、その条件としまして、LEDの金額については、今現在わかるところの金額といったところを出しております。

で、電気設備の設計金額としまして、通常の蛍光灯の場合、430万円程度と、で、それを教室等の蛍光灯も含めまして計算をし直しますと、960万円程度になります。で、その差額としまして、526万円ぐらいのコストがかかっているというようなことになります。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

530万円程度の差があると、ただし、国がその補助金を、こういったときも出していきます。今後はですね。ですから、これから伊集院小学校の改築もありますけれども、国のほうは、私、先ほど補助制度があると言いましたが、「エコスクールパイロット・モデル事業」ということで、環境省と、それから、経済産業省、農水省が連携して、合同で国庫補助制度をつくっているわけです。

この場合は、今まで言われている2分の1の国庫補助、通常の改築の国庫補助とは別

に、LED及び太陽光発電等の導入をされる。それから、木材を活用される。は、かさ上げ補助が出るんですよ。これ、たしか、前に全協でも私は指摘したと思います。これ、検討されてほしいと思います。そうすれば、500万円差額があっても、国庫補助で取り戻せるんですよ。で、将来的には、環境教育という部分でも取り組めると思います。

実際に、教育長ご存じでしょうか。小学校の教科書で取り上げられていると思うんですが、小学校6年生の理科の教科書で発光ダイオードの仕組みということで取り上げられていると思うんですが、教育長ご存じでしょうか、どうでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

済みません。勉強不足で、教科書に取り上げられていることは、知っておりませんでした。

○4番（出水賢太郎君）

はい。しっかりと勉強をしていただきたいと思います。それだけ国が、やはり推し進めている部分があります。ちょっと、日置市は、そういう点では取り組みがおくれているのかなと言わざるを得ません。ですので、当局のほうで、22年度中にしっかりと計画を策定をしていただきたいというふうに思っております。

もう1点、平成21年の1月の27日だったんですが、文科省の事務連絡で、蛍光灯の今の従来型の蛍光灯の中に、PCBなどの有害物質の残留が認められると、まだ、だから、もう一度確認をしてくださいということで、事務連絡があったかと思います。まず、それを把握されているかどうか、そして、その後どう確認されたか、答弁をいただきたいと思います。

○教育総務課長（地頭所浩君）

その当初出された分のときには、全町、旧町時代ですけれども、それぞれの町でなされたと思います。で、今議員がおっしゃるとこ

ろの新たに再検査、再点検というところはしておりません。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

こうやって、文科省がもう1回点検をなささいという背景には、今市長がずっと言われましたLEDも含めて日進月歩、技術は、次から次にいいものも出てくるかわりに、こういった古いものに対しての基準というものが、非常に高くなってきております。毎年、毎年。産廃にしてもそうですけど、いろいろなものの基準が高くなってきている中で、恐らく旧町時代調べた中でも、そのときはクリアであったものが、平成21年ということは去年の話ですけれども、どんどんどんどん技術が進んできて、今の基準ではちょっとだめだよというものもあるかもしれません。

ですので、もう1回その辺は、当局のほうで、教育委員会のほうでは、しっかり調査をされるべきかと思います。その点、LEDは、有害物質は入っていませんから、安心であるということも考慮に入れていただきたいと思っております。

LEDの質問については、以上で終わります。

それでは、公営住宅についての質問に移ります。

まず、市長にお伺いしますけれども、今現段階で、996戸という公営住がごございます。この中で、収入が、基準が超過している方、高額所得の方の居住状況というのが把握されていれば、お示しをいただきたい。というのが、やはり流動化できない原因にもなっているかと思っております。法律上、そこら辺、例えば、どういった対応を市のほうがこれからされるのかも含めて、ご答弁をいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

その点につきましては、課長のほうに答弁さ

せますので、お願いします。

○建設課長（久保啓昭君）

収入超過につきまして回答いたします。

21年の10月現在でございますけれども、本町で29名、東市来で19名、日吉で17名、吹上で8名、計73名でございます。これにつきましては、住宅の公営住宅条例にございまして、収入超過者に関する認定とか、あと明け渡しの努力とか、そういうもので対応するように、家賃も当然それに付随したもので上げてあります。

以上でございます。

○4番（出水賢太郎君）

びっくりしました。73名もいるということで、やはりこの辺は難しい問題だというのは、もう私どもも十分わかっています。ただ、やはりこの辺をうまく回していかないと、せっかく入りたくても入れない方というのが、かなり多いんじゃないかなと思うんです。

先ほどもご答弁にありました待機者数、185名も市内にいらっしゃるわけですね。これは、ただ申し込みの件数であって、その数字を聞いて途中であきらめて、申し込みをせずに帰られた方というのが、相当数いらっしゃると思います。私のところにも相談が来る方、同じ、私たちと同じ30代、40代の方でも、もう日置市の場合は待ちが多過ぎるから、もういいと言って、あきらめらる方も結構いらっしゃるようです。

そういった方々、そしてまた、先ほど、私が申し上げました公営住宅の趣旨、原点を考えたら、どうしても住宅が必要な方というか、入れない、自分で持ち家がなくてどうしようもない、そういう方のセーフティネットとしての役割をやはり持つためには、ある程度、やはり空きをしっかり持って回せる状況に持っていないといけないと思うんです。非常に難しいことはわかっていますけれども、その辺を市長は今後の対策としてどのように

していきたいか、お考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

課長のほうから答弁、話がありましたとおり、割高の方がいらっしゃる。基本的にやっぱり契約のときに、今から今後も出てきますけど、やはり契約時にきちっとしていかなければ、途中の中で、その趣旨とか、今の中にいきますと、割高にすればいれると、何年というのもございますので、ここあたりの契約書の見直し、こういうことをきちっとしていかなければ、こういうことが起こるということでございますので、契約時にこういうものに改善できる分があったら、法にのっとって契約書の見直しというのもやるべきだというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

平成19年に住宅マスタープランを制定されております。この問題につきましては、私の後に、隣の5番議員のほう詳しく質問されると思いますので、私は、総論のほうで質問させていただきたいんですけども、このマスタープランをつくりました。しかしながら、あれから3年たっています。やはりローリングをしていく時期に来ているんじゃないか。

それと、もう一つは、これを詳しく読めば、ただ現状把握をしている部分なんですよね。それに対する対策というのを検討しないといけないと書いているんですが、いかにどういった形で具体的に検討をされているのか、この3年間の間に。

それと、もう一つは、平成19年に、このマスタープランが制定された後、6月議会で、もう引退された先般議員が、同様の質問をされているんです。このときの答弁も、市長は検討したいというぐあいにそうでした。今言われた借り上げの問題も、それから、待機者の問題も、検討したい、若い世代がたくさん入ってくれるような公営住宅にしたいと、答

弃されているんですね。3年間どのような検討をされたのか、具体的にちょっとお示しをいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このマスタープランを作成するに当たりましては、基本的に、国の補助事業も絡みをする部分がございますので、やはりマスタープランがなければ、この国の補助事業にはのっていないという部分がございます。

そのような状況の中で、今まで建てかえをし、榎園住宅でございましたも、また新しく今後つくるほうの事業におきまして、このマスタープランがなければ、この県の事業の中で、県が一括した中で、国の事業に上げるということがございます。

その中におきまして、ご指摘ございましたPFI、庁議等におきまして、今回の新しい新規に至ってどっちがいいのか、こういうものも検討もさせていただきましたけど、今のところにおきましては、現状的にPFIも、また、この借り上げというのも実施はできないと、できないといえますか、そちらの需要といえますか、新規といえますか、この建設住宅のほうに入っておるとというのが実情でございます。

○4番（出水賢太郎君）

先ほど、待機者の数で言いますと、伊集院地域がかなりの数を占めていました。70%ほどですかね。131名ですね。全体の71%を占めております。それで、伊集院地域は公営住宅の需要が非常に多い。で、あきがないと。一方で、民間の空き家がかなりふえて、もう市長もよくご存じかと思えます。この辺も、市役所の周辺も、みんなそうです。このアンバランスというものを、やはり市が率先して解消していく必要があると思えます。

ほかの市のマスタープランを見ると、その辺まで言及しているんですね。住宅マ

スタープランというのは、市全体の住宅政策を定住政策も含めてですよ、考えていくことですから、一方で空き家があるのに、ここで入れない人もいるという、こういった矛盾した状況というのを早く解消するべきだと思うんですね。そういったことで、やはり私は、先ほど申し上げたPFIだったりとか、民間の借家を借り上げて、そして、家賃を補償するなどして提供する。

もしくは、先ほど言った流動化を、いわば定住化を防ぐ、うまくストックを回していく。そのために期限つきの例えば入居だったりとか、もしくは、今のお父さん、お母さんが亡くなった後も、その家族の方がそのまま入居できるようなその承継制度というんですか、いう形もできるようになっているんですが、その辺のやっぱり見直しとか。

もしくは、住みかえの誘導ですよ、民間にこれだけ、例えばですよ、家賃を幾らか補助しますから、具体例として、幾らかの補助をしますと、ですから、民間に移ってほしいという方法も考えないといけない時期に来ているんじゃないかなと思うんです。

これだけ、131人の人間が待ってて、そのうちの半分でも入ってくれば、60人という方がもし入ってくれば60世帯ですからね、100何人ふえる計算になるんですね。ですから、やはりその辺の生活をしっかり守っていくのも、市の対策じゃないのかなと思うわけです。

で、それが、国のほうで示してあります。国土交通省が、民間の既存の住宅を借り上げて、公営住宅の供給を促進してくださいということで、ガイドラインを示しております。これは、民間住宅を5年間借り上げる。つまり5年間の間入っていいですよということですね。

で、もう一つは、それを協議会をつくって、宅建協会とか、それから、地元の自治会とか、

それから、住宅の所有者、そして、自治体、協議会をつくって住宅政策を考えましょうと、マスタープランとそう相違はないと思うんですが、そういうのもあります。その辺の検討を今後されるかどうか、市長、もう1回、答弁をいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、この空き家などの待機、このことにつきましては、ほんとに民間とのバランス、今来ている方も民間に住んでいらっしゃる方だというふうに思っております。これが、またここに来れば、そこがあいてしまう。

今ご指摘のとおり、この賃貸を含めて国の施策もしていかなければ、やはり今公営住宅の場合は、家賃の差の中で、国のほうから、ある程度の運営費といいますか、経費が参ります。この賃貸におきまして、どれだけ国のほうからお金をいただけるのか、ここあたりもまた十分検討していかなければならない問題だというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

やはりいろいろ問題があるのはよくわかります。ただ、市長、今度、団地を新規でつくられますけれども、この辺もつながってくるんですよ。同じ条件で公営住宅という条件ではめていくと、所得制限も出てきますね。これは、5番議員がまた詳しく言われますけれども、全体的なその基準をどうするかという公営住宅としての役割をどうするのか、それとも、過疎化をどうするのか、定住化をどうするのか、その辺をしっかりと指針を出していかないと、ちょっと話がまどろっこしくなっているなという感がいたしますので、そこはまた、今年度、しっかりと話をまとめていただきたい。そして、私たちにも示していただきたいと思います。

そして、もう一つ、住宅政策の中で、今民間の委託、業務の委託が活用されるべきじゃ

ないかという話も出ております。実際、県営住宅は、もう指定管理者のほうを受け付けとか、抽せん業務等をされておりますね。その辺の検討というのは、指定管理者制度の中で考えていらっしゃるんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、今県の場合につきましては、この合庁といいますか、振興局に集約されたこの部分が大変大きな起因の中で、このように指定管理者制度をとって、地域の皆様方に、身近でできるという、法にのっとったという4月からということでございます。

この中におきまして、それぞれの民間委託にしたらどれだけの経費が要るのか、どう効果があるのか、私ども市の場合につきましては、それぞれ支所の中で対応できる部分がございますので、この県のやった効果を含めて、勉強、研究調査をさせていただきたいというふうに思って、今の時点でこれを民間委託にするかということは、ちょっと早計じゃないかなと、いろんなそういうデータ等もとりながら、また県の行っていることも1年間はやはりそれぞれのいいところ、悪いところ、こういうものも勉強していきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

今度の4月から、土木建設課が都市計画課と一緒にあって、建設課になりました。本庁も、そして、支所も、産業建設課ということで、やはり市役所の人員も減っていく。課の統合も進む。業務は、そのかわり変わらない。ですから、職員1人当たりの仕事量も、どんどん膨大化していくと、そうなるべくとサービスの低下ということにつながる可能性もありますね。

ですから、アウトソーシングできる部分に関しては、やはりしっかりと検討していただきたい。これは、やはり例えば、修繕も含めてやっていかないといけないんですけど、常に

連絡を受けてぱっと動かないといけない部分があるところですので、そういったところは、しっかり検討をしていただきたいというふうに思っております。

時間になりましたので、これで終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、5番、上園哲生君の質問を許可します。

〔5番上園哲生君登壇〕

○5番（上園哲生君）

産業建設常任委員会でコンビを組んでいるとはいえ、この公営住宅事業に対し、やはり共通の問題認識を持っていたのかという思いと、図らずも、同じテーマでの相前後した質問順番、何か質問のリレーバトンを渡されたのかなという思いもいたしますが、天の配剤かいたずらかはわかりませんか、なるだけ重複を避け、前編、後編の質問となるように心がけながら、さきの通告に従い一般質問をさせていただきます。

第1次日置市総合計画を補完するものとして、住宅政策の指針となる本市住宅マスタープランが、平成19年度を初年度として、平成28年度までの、おおむね10年間の計画として作成されたことは、周知のとおりであります。

そして、その中で、ストック活用期間を設け、平成23年度までを前期計画とし、現地建てかえとして、東市来地域の紙屋敷団地、伊集院地域の新宮団地、中園団地、昨年度、今年度は、日吉地域の榎園団地と、年次的に順次執行してきました。

そして、それらの団地の目的は、高齢者世帯と子育て世帯との世代間交流を目指すなど、子育てを十分に意識したものであります。そして、来年度は、いよいよ吹上地域の子育て世帯の定住促進を目的とする福泉団地建てかえ計画が上がってきて、4地域を一応一巡すると期待しているところに、新規の7団地

の建設計画が、突然に持ち上がってまいりました。

そのうちの、まず、3団地の予定地として、吹上地域の和田は、平成25年、3年後には、耐用年限超過する公営住宅和田団地の隣接地であり、また、花田も、平成3年に建てられた花田団地の極めて近くであります。

さらに、東市来の上市来は、用地取得費だけではなく、茶畑防霜ファン除外の補償費まで含めて、この6月議会に補正予算として計上されてきました。今年度当初予算において、この11月に茶業農家の方々を少しでも元気出してもらおう、少しでも茶業を盛り上げようという思いで、「全国茶サミットin日置」を計画し、イベント予算も計上していた状況の中で、茶畑をつぶして公営住宅建設化、何とも複雑な思いであります。

もとより、私も、小規模小学校の維持存続ということは、とても大事なことであり、その地区においては、小学校は文化の核であり、その住民の方々にとって、心のよりどころになっていることは十分に認識しております。ですから、いろいろな観点からの利益の比較考量が必要であると考えます。

そこで、まず、1番目の質問をいたします。本市には、耐用年限を超過した団地が幾つもあります。中には、簡易耐火づくり、平屋構造でトイレはくみ取りという状態で、夏の暑い時期には、その暑さと臭気の中で耐えながら建てかえられる日を、戸別改善でトイレが水洗化にされる日を一日千秋の思いで待っている市民がいらっしゃることはよく理解をしております。

この住宅マスタープランの中で、用地別の判定結果が示され、建てかえ計画となった前期分で、未執行があと3団地、平成24年度から平成28年度までの後期の対象となっている分が4団地となっております。この住宅マスタープランで示された団地建てかえへの

対応は、これまでどおりのやり方で執行していくのか。また、この計画を執行していく中で、あわせて、小規模小学校対策の目的を達するやり方は考えられないのか、伺います。

そして、2番目の質問としまして、実際、その小学校の維持継続のために、その小学校の近くに新規の公営住宅が建てられた場合、その意義あらしめのための運営には、大変難しさを感じます。

本市には、19の小学校があります。そのうち、全校児童数が100名に満たない小学校が12校、そして、その中から、今回の事業の対象校が7校、その対象校よりも児童数の少ない、殊に日吉地域の4校はどのように判断されているのだろうか、産業建設常任委員会での審議におきましても、本市の今後の小学校のあり方をどうするのかというグラウンドデザイン、全体構想が練られてないまま7校を対象に上げ、そのうちのまず3校に対して、その対策として公営住宅を建てるというパーツだけが突出して、その用地取得費の予算審議に付託されても、目先的には、その意義、趣旨はよしと判断しましても、長い目で見たときに、果たしてよしと判断してよいものか、迷われた委員も多々ありました。

そこで、市長、教育長に伺います。本市の小学校の全体構想をどう描き、その中で、この7校をどういう判断基準で選定し今回対象となったのか、今回対象とならなかった小規模小学校対策への今後をどう考えておられるのか、また、所得制限のある公営住宅で、持続的な効果ある運営方法、例えば、入退去条件をどう考えておられるのか、伺います。

3番目の質問に入ります。公営住宅を完成したときがピーク最高であります。そして、使用されている間に経年劣化していき、修繕等の維持管理費がかかり、また、時代の要請にあわせた戸別改善を迫られ、最後は建てかえとなっていきます。それだけに将来的な財

政負担を含めた財政運営を見据え、いろいろな方策を常に念頭に置いていかなければなりません。

住宅マスタープランに基づいた現地建てかえには、当然新たな土地購入費がかからず、よって、国庫補助金が使われません。そのために、紙屋敷、新宮、中園公営住宅には、家賃対策等の国庫補助金が入ってまいります。当初予算で2,000万円計上されました。

しかしながら、新規の3団地は、新たな購入費に国庫補助金、社会資本整備総合交付金を2,700万円受けるために、今後、家賃対策等の国庫補助金の対象から除外をされます。建設予定地の選定に当たって、小学校に通える距離という要件があったとは思いますが、利用できる適当な市有地、民有地との交換も含めて検討をなされたのかどうか、伺います。

また、新たな視点、考え方で、公営住宅に取り組んでいかなければ、今後のこの人口減の時代に、地方交付税の算定基準である人口問題に取り残されるおそれがあると思いますが、市長はどのように考え、具体的なアイデアをお持ちでしょうか、伺います。公営住宅については、いろいろな立場の市民の方々が、いろいろな観点から関心を持っておられます。わかりやすい答弁を期待をいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市住宅マスタープランの小規模小学校対策の県地域住宅計画に基づく新規7団地の計画との整合性についてというご質問でございまして、その1でございまして。先ほどとも、ちょっと重複する部分も多々あるのかなというふうに考えております。

日置市住宅マスタープランは、建てかえを前提としていますが、地域間のバランスや活性化を図ることを新たな県地域住宅計画に盛

り込んでおりますので、建てかえを一時休止して、新規7団地の住宅整備を優先した計画を実施したいと考えております。

2番目でございますけど、地区振興計画の課題や地元自治会及びPTAの要望等に基づいた地区を選定し、また、小学校区内に存する公営住宅が、約20戸未満の地区のところを対象といたしまして、過疎対策・少子化対策・地域活性化などを図るために、公営住宅建設はぜひ必要であると判断いたしましたので、今の事業に取り組んでおるところでございます。

また、今ご指摘ございましたとおり、この入居の制限の問題、所得の問題、こういうものにつきましても、やはり国の事業でやっている部分でございますし、また、市として、どれだけの許容範囲の中で決定できるのか、また、十分入居するまでに、今回のことにつきまして、国・県とも打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

3番目でございますけど、この公営住宅の建設につきましては、大変いろいろと多種多様な中で、ご意見をいただいているのも事実でございます。そのような中におきまして、今私どもは、この補助事業を使った公営住宅建設をしておるわけございまして、さきの4番議員の中でもありましたとおり、今後、このPFIを使ったものがあるのか、民間を借り上げていくものがあるのか、いろいろと検討していかなくちゃならない。

今ご指摘ございましたように、この土地の選定につきましては、特に、地域の皆様方をお願いしました。そのときの、いわば、市の土地が有効活用、また学校に近いとか、そういういろんな若干の条件を出させていただきましたけど、今回の選定に当たっては、やはり地域の皆様方が最終的に決定した地域でございます。

今ご指摘ございましたように、今回の場合

においては、土地取得につきましては、国庫補助金も使わせていただいておりますけど、また、それに対します家賃の問題につきましては、いろいろと問題があるというふうには考えております。

最終的に、さきにも言いましたように、この土地の選定に当たっては、私ども行政的には、やはり建築確認法の中におきますそういうもので、意見を言わせていただいた中でございまして、やはり地元の方々のやはり意見というのを大事にしていくというふうには考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

2番の問題につきましては、先ほど市長から答弁があったとおりでございます。ただ、私ども教育委員会では、ご承知のとおり、ことしからおよそ2年かけまして、学校のあり方検討会を開催し、基本的なあり方について検討をしていくことにいたしております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどいたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（上園哲生君）

先ほど、市長から答弁をいただきましたので、それに対しましても、再質問をさせていただきますと思います。

まず、先ほどの市長の答弁で、実はびっくりしました。日置市の住宅マスタープランというものは、やはりマスタープランですからそれなりの重みを持ったプランで、そして、4番議員の質問に対しましても、国の国庫補助事業を受けるためには、まず、このマス

タープランが必要なんだというようなご説明でありました。

ところが、先ほどの答弁の中には、その今マスタープランにのってきて、前期計画分で、一応その前期23年度までにやるというような住宅計画がある、建てかえ計画があるものを一時休止して、そして、いわゆる小規模小学校の対策の7団地のほうを優先させるような答弁でございました。

そうしましたときに、市長の中で、このマスタープランの位置づけというのは、どういうふうになっているんでしょうか。国の国庫補助をもらいながらやった大事な計画案ですよ。それに従いまして、耐用年数を過ぎたところの公営住宅にお住みの方々は、大変な苦痛をしながらでも、その次ぐらいには、私たちのところが建てかえが来るんじゃないかと、やはりマスタープランに基づいた我々の説明を聞いて、一日千秋の思いで待っていらっしゃる方がいっぱいおられます。

そうしたときに、この休止ということは、国とどういうような話をされてきたのか、ましてや、この前期分に建てかえ計画に立てられた分は、どういうふうな扱いになるのか、まず、そういうところからご説明をいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回、マスタープランを作成いたしましたので、前期、後期という形の中で進めさせてもらっております。特に、この4年間を振り返る中におきまして、基本的には、継続事業というのを大変いろいろと整理をさせていただくのが先でございました。この4年間の中で、それぞれの地域を含め、また、議員の皆様方を含めまして、要望といたしますか、また、新たな要望というのもやってまいりました。

そうする中で、どちらのほうを緊急性の中でやっていくのか、さきに申し上げましたように、この前期に掲げてある分につきましては

は、まだ、ある後期のほうにおっしゃっていかなくやならない。やはり基本的に、私ども、日置市におきます公営住宅の建てかえのそれぞれの予算といたしますか、コストですか、そういうものも限られた分がございますので、一たん、この建てかえにつきましては休止させていただき、やはり地域要望のあるものを優先させていただいて、それが済みましたら、また、ぜひこのマスタープラン、この順序よく進めさせていただきたいと、そのように考えております。

○5番（上園哲生君）

今、市長の説明を聞きながら、もう既に耐用年限が超過した住宅にお住まいになって、そして、ほんとにもう、気の毒な状況で毎日の生活をされている方々がおられるんです。そういう方々のところは、建てかえ計画が休止になってと、具体的に今どのくらい休止になって、いわゆる小規模住宅が、平成26年までの計画だというようなお話でしたけれども、その間ずっと延長されていくのか、それとも、その間には、それなりの戸別改善のリフォーム的なことをされていくのか、そこらの対応について、ちょっとご答弁をお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

議員も十分、この事業等含め、私どもの財政状況、この公営住宅に対しますご理解はしていただいております。ある程度の財政的に余力があれば、そういう小規模もし、こういう計画にのったのもしたいんですけど、ここあたりでは、やっぱし、ある程度の新規におきます優先順位というのをやっていかなくやならない。そのほかにつきます耐用年数が来ている部分もでございます。そういう部分につきましては、営繕といたしますか、それと、修繕等もやりながら進めてさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

このマスタープランの、先ほどちょっと質問いたしましたけれども、市長の中では、その位置づけというのは、どういう位置づけだったのですか。このマスタープランで、マスターですから、一番基本計画ですよ。日置市の第1次総合計画を補完するためにつくられたプランですよ。それが、新規の事業を優先するために、まず、このマスタープランの事業を一時休止をしてと、そうしますと、このマスタープランというのをどのくらい我々は、尊重といいますか、見ていけばよろしいのか、そしてまた、こういうものを見直しというものを国とどういうふうにも協議をされていくのか、そこをちょっとご説明いただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ計画書は、10年計画というのを、つくるわけでございますけど、やはりその間諸般の情勢といいますか、いろんなもの、変わるものもございます。基本的には、やっぱりマスタープランというのは、住宅施策におきます一応基本的なベースだというふうには思っております。

ですけど、今さきも言いましたように、この4年間を含めた、地域いろんな中におきますご要望というのが、やはり建てかえというのも大事ですけど、やはりその地域を含めました人口対策といいますか、それと、学校も含めた中で、どうしても地域の声ということも強かったということも判断をさせていただきました。

やはり先ほど申し上げましたように、住宅施策におきましては、これが基本ベースの中でいきますので、この期間が済むまで若干休止していただき、また、さきも申し上げましたように、営繕もしていかなきゃならない分につきましては、きちっとまた営繕もさせていただきますながら、この公営住宅の維持管理と

いうのをさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

なかなか積然としがたいところがあるんですけども、それでは、その小規模の小学校対策のための公営住宅のほうについて、質問を移します。

今、7団地のうち、3団地のその設計、そして、土地取得費なんかは、予算計上されてまいりましたけれども、私どもの委員会でも、ほんとに建てたはいいけれども、入居者があるのかと、結局、公営住宅ですから、所得制限がございますよね。そういうことを踏まえて、先ほどからもいろんな質疑が出ておりますけれども、そういうものを踏まえて、その入居者の条件であるとか、まだ、今から県と国と協議をするんだというようなお話で、私としては、極めてその見切り発車的な事業だなという思いがして仕方がないんですけども、そこらはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、地域でも、この公営住宅に入る方々を含めまして、基本的には、小学校の児童数の対策と、こういうものを校区ごとに協議会というのをつくっていただいて、そのようなのをもう準備しているところもございます。やはりそういう形を並行しながら、私どものほうは、やはり建設のほうをしていきますけど、入居者を含めまして、そういう対象者を含めましたその校区の方々が、対策会議を含め、また、いろんな方々に当たり、そういう部分をやはり地域の皆様方がしていただける、そういうこともお約束しておりますので、やはり私ども行政だけじゃなく、地域の校区にみんながこぞって、この入居に対します意欲というのは、私はそれぞれのお話をする中で、大変熱く感じ取っております。やはり今から先におきましても、

行政とその地区民が一体となり、建設した場合のいろんな制限というのも若干ございます。これは、もうわかっておることです。

ですけど、やはりここにみんなが入って、その校区におきます児童対策、また、地域の活性化をみんなで行おうという機運も上がっておりますので、やはり地区民と一体化した中で進めさせていただきたいと思っております。

○5番（上園哲生君）

しつこいようですけれども、例えば、福泉団地、これも耐用年限が来て、そして、建てかえの前期の分に入っておりましたよね。そうしましたときに、こういう住宅の建てかえと、これも、子育て世代の定住促進というテーマでございましたから、そういうものとリンクさせて小規模校の維持対策の住宅にはならないのか、そこらはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

福泉団地につきましては、永吉のところでございます。基本的に建てかえをする場合につきましては、また、今入っている方が、恐らく、半数以上はまた入られると思っております。そうするときに、そのときにオミットすることもできないと、今回の場合につきましては、その小学校の対策を含めまして、地域の人口増を含めて、こういうねらいがございます。議員も、いつも地域の意見をどう考えているのかと、バランスをどうするのかと、いつも私のほうにご質疑をしております。

そういう意味の中で、やはり今回の場合につきましては、この永吉地区におきます福泉団地もありますけど、新たに小学校が、もう児童数が50ちょっとぐらいしかいなくなってきた。やはり行政としても、そういう部分をやはり一つの誠意を見せ、また、先ほど教育長が話ございましたように、この学校のあり方検討委員会も並行して2年間いきます。

そういうことを含めまして、今後、そういう確保というのは、地元の皆様方に大変大きなウェイトがのしかかっていると、その確保の中でもいいから、今回、こういうふうにも新規住宅をやりたいという大変熱意がございます。

そういうことで、やはり私は今後、今お話がございましたとおり、この前期残っているところについては5年間程度、ちょっと休止していただき、その後が一番、この前期に残った分について、取りかかっているかなきゃならないというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

今、市長の答弁の中で、5年間程度という数字が出てまいりましたけれども、休止して延期するのは5年間程度というのは、ちょっと難しいあれですけれども、そういう認識でよろしいですか。

○市長（宮路高光君）

今さきにも話ございましたように、ことし3団地、来年4団地、これを基本的に、国の補助金が、今県の事業の中で一括してやっておりますので、それが確実に来るのかどうか、今の現時点で、それも確約できない部分がございます。

そういう中の、ちょっと入ってみて、その経緯を見なければ、いつまでというのはちょっと、国の補助金が、さきにも申し上げましたように、この交付金が、一括交付金というまた新たなものになったときにどう対応するのか、そういう部分も、今後やはり23年度の予算を含めて、国の編成におきますそういうものを見きわめていかなければ、何年後にどうというのは、変わってくると思っております。

特に、この公営住宅につきましても、今までも、ほんとに年度年度の中でいろんな変わりをしております。事業の流れが、また、今回も新しくそのような流れの中にこの公営住宅も入ってくるというふうに思っております。

ので、今5年程度と言いましたけど、この事業の進捗の中において進めなけりゃならないことだというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

今、市長の答弁の中に、国との兼ね合いのことが出てまいりましたけれども、実際に、私どもの産業建設常任委員会に、用地取得のあれが、この6月補正にのってきたときに何か唐突に感じたんですよね。そのときに思ったのは、要するに、来年度の、その23年度の国の概算要求のところにのせたいんだと、だから、一見、唐突な状態で我々は審議をせざるを得なかったと。

それ以前に、全協あたりでこの小規模小学校対策のための公営住宅を建てるとか、そういう話し合い、一切いただいておりませんでしたし、また、いろいろの状況の中で、いろいろな要件は、我々の委員会を超えたところの審議なものですから、審議を尽くすことの余りできないという状況の中で、結論を出さざるを得なかったと、それは、先ほど、最初の質問で申し上げたとおりでございました。

そうした中で、今度は実際的に、今市長が言われましたように、地元の人たちは、大変熱意を持っておられます。私が知っているところでも、その地区振興計画の配分額の1割ぐらいを、もうこの小規模校のその多くのために予算をつくりましたと。で、どういうふうな状況の募集のかけ方をしたらよろしいでしょうかねという相談まで来るところがあります。

ですから、ちょっと待ってくださいというような状況であるんですけれども、地域の住民の方々のその要望というのはわかるんですけれども、ただ、それだけじゃなく、先ほどの要件でいいますと、その小規模校の周りに20世帯以上のその公営住宅がないというのが1つの条件、そして、やっぱりもう一つ大事なことは、ほんとにそういうところに、入

居者要望があるのかどうか、やっぱりそういうことを行政として、ある程度、把握をして総合判断をされるべきだと思うんですけれども、そこらはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、ほんとに希望がある部分と、また、現実的な問題、その調査と、どこまでどう調査をしてほんとにあるのかどうか、大変これは難しい部分がございます。やはり先ほども申し上げましたように、地区民の皆様方が建設したら、やはりいろんな形を含めまして、ここに入っていたく、そういう運動をしていかなきゃならない。

ただ、調査をどういう形の中で、意向調査だけではこれは済まされることじゃないというふうに思っておりますので、今回今言ったように、10戸のときは、2年間程度で5戸程度とか、そういう半分ずつとか、そういう形をやっていきたいと思っておりますので、一緒に10戸ということとはしません。その入る、いろんな難しいというのもわかっておりますので、そこあたりを十分配慮しながら、この5年間の中でそれぞれ計画をさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

それでは、この小規模校対策のための公営住宅ですよね、これの入居の条件というのは、やはりその補助金申請するときの大変その入居の条件というのは、絞られておりますよね。その小学校の維持継続に貢献をするといえますか、意義あらしめるということになってきますと、極端な話、6年生では、1年間ぐらいの期間しかないわけですけれども、こういうふうはこの補助金申請の場合に、入居の条件というのは絞られた状況で補助金申請をされるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

補助金申請の場合は、そこまではないとい

うふうに思っております。ただ、所得制限というのはございます。その中で、規制緩和を含めまして、市のそれぞれの独自性ですか、今までは、それ一般の公募という部分もございました。ある程度、やり方のほうによりましては、子供を持っている家庭とか、ある程度できるというふうには思っておりますので、ここにつきましては、これは市町村の配慮という部分もございます。国への補助金申請の中で、これとこれということはございませんけど、基本的に言いました所得制限というのはございますので、そこあたりは、ご理解していただきたいというふうに思います。

○5番（上園哲生君）

なかなか所得制限をされまして、そして、そこに入居者を確保していく。大変厳しい道だなと思います。地域の人たちが、やっぱりそういう方々が来てくださってよかったなというようなその家庭の子供さんたちがふえていけば、よろしいんでしょうけれども、なかなか今どき難しいところもあります。

そうした中で、この入居条件というものに、何かその通常とは違うような目新しい要件みたいな、何ていいますかね、工夫をされるおつもりがありますかどうか、また、おありなら、そういうアイデアをちょっと説明いただきたいんですけども。

○市長（宮路高光君）

これが、単独の事業でそのままだったらいろんなことができますけど、やっぱり国の補助事業でやっておりますので、市のほうで、そんな勝手な中でできるものじゃないと、その許容範囲というのがどこまでなのかということは、さっきもちょっと申し上げましたとおり、所得制限等におきましては、大変難しい部分がある。国の補助事業をいただいてやっておりますので、その中の入居におきまず緩和をどうできるのかどうか、ここあたりぐらいが大きな限度かなと思っております。

○5番（上園哲生君）

先ほど、教育長のほうにも、その日置市の小学校の今後のあり方といいますか、グランドデザインを少しは描けているんですかと、2年間かけて今あり方検討会で検討しておるというお話でしたけれども、やはり、そこらがしっかりしてこないと、そして、今の現段階での小規模校維持のための公営住宅の新規の建設なんでしょうけれども、やはり間違ったシグナルを送る可能性もあるんじゃないかなと、危惧するわけです。

といいますのも、やはりそういうものができれば、ああ、うちの小学校は残っていくんだと、だけれども、それよりも、なかなか児童数も少ない、先ほども申しましたような小学校もございます。で、そういうところにはどういうふうな対応をしていくのか、逆に言うと、最悪の状態を想像しかねないところもあるわけですけども、そこらのことをどういうふうに思われますか。

○市長（宮路高光君）

上園議員が言っている中で、この小規模に反対しているのかなというふうな言い方の中で、私は受け取るわけなんですけど、基本的に、行政も含めまして、このあり方検討委員会を含めた中、これ、学校規模を含めて今後どうしていくのか、これは小規模の学校だけでなく、地域をある程度、さっき言ったように、公営住宅、行政として特に、中心部については、民間のほうも大変やっておりますけど、過疎地域についてはこういう公営住宅がないと、民間が過疎地域につくっていただければよろしいわけでございますけど、そういうわけにもいかない。

そういう中で、基本的に線を引いたのは、ある程度20戸以下のところについては、やはり地域の活性化を含めた中で、小規模だけという部分ではありませんので、そういう意味も含めて、地域からのご要望もございませ

たことがありましたので、20戸以下程度のところにおいては、今回、市として約10戸程度、建設をしましょうという方針を出しまして、議会のほうにも予算を含め、いろいろとご審議をしてもらっている途中でございます。

○5番（上園哲生君）

ちょっと誤解しないでくださいよ。私は、これまでも、小規模校の入学式、あるいは、卒業式、運動会、そういうものに努めて小規模校のところに参加をさせてきていただきました。ですから、そこの地区を挙げての地域住民の方々の思いというのは、一番よくわかっているんです。

だからこそ、こういう公営住宅をつくったが、ところが、現実問題、所得制限をかけたたり何したりして、きちっとした子供たちを確保できない。あるいは、それなりの継続した時間の効果が果たして上がるだろうかと、そこらを心配しているわけで、最終的なことと言うと、つくったはよいが生徒は集まらんかったと、補助金適化法の問題も出てきたと、そういうところを危惧しておるわけでありまして、決して、小規模校のための住宅に反対しているというわけではありません。そこはよく理解をしておってください。

そういう中で、地区民の人たちが、先ほど申しましたように、もう走り始めました。ほんとにその見通しというのを、市長はどのくらい思っているんですか。私は、どうしても見切り発車で、心配のほうに立つんですけれども、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私も、確信的なものはございませんけど、やはりあれだけの誠意を持ってやっていく中において、5戸とか、4戸、6戸、こういう部分については、どうにか確保していただきたいし、また、私どもも、また議会の皆様方も、やはりそのために足を運んでいただきました

いと、みんな、人任せじゃなく、みんながこのことについては取りかかっているかなきゃならない。

見切り発車という部分が、言葉が適切か、指摘されておりますけど、ある程度のそういう委員会等、そういう部分をつくりながら、私どものほうも、やはり一番問題は、入ってくれる人がいるのかなという、大変大きな心配も抱えておるのも事実でございます。

やはり、ここを抱えておりながらも、やはり進んでいかなければ、一つの方向性というのは見出されないというふうに思っておりますので、私も精いっぱい、その校区の皆様方と一緒に話をさせていただき、また、いろんな方々のまたあっせんというのもやっていかなきゃならないというふうに思っておりますので、ぜひ、私ども行政も、また、地区も、議会も一緒になって、この入居に対します取り扱いにつきまして、ご協力を賜りたいというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

それでは、時間も迫ってまいりましたので、3番目の質問に入りますけれども、先ほど、4番議員のところでも、いろいろ質問、答弁が繰り返されたわけですが、やはりこの人口減の時代に人口増に持つていくためには、公営住宅のつくり方、あるいは、財政的負担をかけないような新たな視点、手段というものが必要になってくるかと思えます。

ですから、先ほども、PFIとか、民間の借り入れであるとか、要するに、民間のアパート経営者でありますとか、そういう民間業者を圧迫しない方法としていろいろ提案され、そして、今後検討していくという答弁でありましたけれども、実は、私どもも、先般、8人の同僚議員で、広島県の安芸高田市というところに政務調査に参りました。今各自自治体において、さまざまな方法で実質的効果を上げようと、大変な努力をされております。

そこで、その安芸高田市の川根振興協議会というところが、大体山の中の19集落ぐらいで構成された振興協議会でありましたけれども、規模は大体、21年度の3月末時点で人口が570人、そして、世帯数が247世帯、そこがやっている事業としまして、単に小学校の小規模校の維持だけではなくて、その地域に定住をしていただいて、そして、地域の担い手として確保していきたいという形で、その地域が提案をした公営住宅が、「お好み住宅」というやつで、そのときのその条件というのが、地域活動への参加、そして、義務教育終了までの子供がいることということで、面接をしまして、そして、そこに実際入居をしていただく方に、自分のお好みのその設計をしていただきまして、そして、その市のほうで、その公営住宅を大体2,500万円ぐらいの建物を、入居者が希望して市のほうで建てて、そして、賃借料を大体3万円ぐらい、そして、ある程度の年数がたったら、自分が好みでつくった家ですから、その人たちに買っていただくということで、維持管理費、あるいは、建てかえの費用は要らないというやり方をやっているところもありました。こういうその事例というものに対しまして、市長はどういうふうなお考えをお持ちになりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

大変ユニークなやり方の住宅施策であろうかというふうに思っております。この日置市におきましても、吹上とか日吉におきましても、ミニ団地を含めまして、いろんなそういう施策というのは今までもやられてきたというふうに感じております。その中におきまして、今このようなご指摘ございましたやり方というものも、一つの提案ではなかろうかというふうに思っております。

先ほど申し上げましたとおり、今後の公営住宅のあり方、大変いろいろと考えていかな

きゃならない部分もたくさんございます。中心市街地、過疎地域、この両面があるというふうに思っておりますし、今民間の圧迫をしない形、特に、今回の小規模をする場合につきましても、民間の皆様方とも、その不動産の皆様方ともちょっとお話をさせていただきました。

その中で、行政としては、やはり過疎地域を含めたところにやはりそういう住宅をつくるのはやむを得ない。だけど、この市街地中心におきましては、公営の民間のアパート等も競合する。やはりここあたりは十分丁寧にした中で、建てかえを含めた中で、十分協議をしてほしいというそういう意見交換もさせていただきました。

今ご指摘ございましたこのような、それぞれの先進事例等がある中において、また、私どものほうも、十分勉強もさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

やっと、市長と話が合いましたね、前向きの。担当課から、日置市の公営住宅ね、管理戸数が996のうち、入居者が20年以上超えている戸数が、141戸数という数字をいただいております。もう20年以上たてば、ほんとに自分の建てた家みたいなものです。こういう人たちが、やっぱりおられることを考えますと、ほんとに先ほどの質疑じゃありませんけども、入居時にきちっとした約束事を、契約をきちっと結んでいかないと、途中でなかなか変更というのは難しいだろうと思うんです。

それは、その先ほどの小規模小学校の入居時の方々のその条件にしても一緒なんです。1年生で入ってくだされば、6年間の時間はありますけれども、5・6年生ですと、その貢献度は2年しかないんです。2年たったら小規模対策のためですから出てくださいと言わざるを得ない状況も生まれるかもしれませ

ん。

こういうふうにして、極めて公営住宅の中には、いろいろ問題点を抱えております。最後に、ちょっと私は不本意ではありますがけれども、そのマスタープランが、今一時中止になったものが、できるだけ早い機会に復活をして、そして、お待ちになっている人たちを喜ばせてあげてほしいと思います。これを最後に、市長のそういう今後の思い、考えをお聞きしまして、一般質問を終了いたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、20年以上の居住者が141、大変多うございます。さっきもちょっと申し上げましたけど、公営住宅法律の中におきまして、その年数の制限ができるのかどうか、これもちょっと検討、国ともちょっと協議もさせていただかなければ、さきにも申し上げましたとおり、これは国の補助事業でやる仕事でございます。基本的に、そういうものが制限できたら、やはり入居の最初の時点でやはり契約の中で、そういうものは盛り込んでいかなきゃならない。

今ご指摘を幾つかいただきましたので、こういうもろもろを含めた中で検討をさせて、小規模の建設を図りながら、また入居する中におきまして、やはりさきにも言いましたように、その入居の確保というのを皆さんで万全の体制の中でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

次に、15番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

○15番（西菌典子さん）

私は1問だけ、今ぜひ検討していただきたいという思いを込めて質問をいたします。

JR鹿児島本線伊集院駅どまり列車9往復を川内駅まで延長することによって、利便性

の高い都市型、近郊鉄道して、ベッドタウンとしての日置市の機能充実と発展を図るとともに、川内駅における在来線の発着本数を増加させて、新幹線と在来線の連携を高めて、日置市及び沿線の新幹線効果を上げるということについて、質問をいたします。

日置市は、県都鹿児島市に隣接する利便性と自然豊かな歴史と文化を持つ、住むによし、観光によしというすばらしいまちです。そのため、鹿児島市に集中する官民事業所や学校などのベッドタウンとして価値を持っております。同時に、大河ドラマ効果は、遠く県外からの観光客を呼び、来年春の九州新幹線全線開通に向けて、人的交流やビジネスチャンスとして、より一層期待されるものと思えます。

しかし、現実はどうであるかと見たとき、広木駅や神村学園駅の新設、伊集院駅周辺整備計画などの税金投入や中央駅と伊集院駅間は、列車本数が9往復も多い都市型鉄道が充実しているのに比べ、東市来以北は、数年前の大幅なダイヤ改正によって、在来線「つばめ号」もなくなり、昼間は1時間1本しかとまらない閑散とした駅へとの変貌しました。

伊集院駅は、県下トップクラスの乗降客があるのに対し、東市来、湯之元の国道3号は、朝夕のラッシュは激しく、周辺住民の交通にも不便や危険性をもたらして死亡事故も多発しております。JRを利用すれば、鹿児島にも川内にも20数分で行けるところに住みながら、便数が少ないという不便さゆえに、多くの人々が、朝は朝日を、帰りは夕日をまぶしく目に受けながら、1時間以上かける車通勤を余儀なくされております。

湯之元駅周辺の区画整理事業に105億円という税金投入を予定しながら、駅周辺の空洞化を心配する声もあります。これは、駅が駅としての利用価値を減らし、JRに対し、人々の心が離れつつあるとも言えるのではな

いでしょうか。

串木野駅前に、20世紀当初、鹿児島本線敷設のために、軍部と激しく対抗しながら、長期的経済発展、産業振興、人々の利便性を図ろうと、大きく尽力した明治の大政治家、長谷場純孝代議士の胸像と、大正12年から50年から鹿児島本線を走り続けた8620型蒸気機関車の車輪と汽笛があり、その遺訓は、今も語り継がれております。

また、昭和30年ごろ、東市来町出身、宇田国栄代議士の力で、湯之元駅に急行「霧島」号を停車するようになり、在来「つばめ」号がなくなるまで、四、五本ずうっと停車を続けてまいりました。

そのようにして、偉大な先人が大変な苦勞をして築かれた鹿児島本線は、100年もの間、私たちの地域の大きな財産として発展の礎として大きく貢献してきたのです。でも、新幹線が通るようになるということは、急行がとまらなくなるということだったのだとは、中央駅一川内間の伊集院、湯之元、串木野沿線住民の本音でもあり、落胆でもありました。

一方、旧国鉄からJRへ移管される時、日豊線には始良駅や錦江駅、指宿枕崎線には、郡元駅や宇宿駅などが新設されました。

また、6年前の新幹線部分開業のとき、隼人の駅や「なのはなDX」号など、新しい列車が走り出しました。しかし、鹿児島本線は、広木信号所の長年の願いもかなわず、普通列車は減らされ、東市来、湯之元、市来は無人駅となり、川内までの列車の一部が串木野どまりとなり、そして、串木野、湯之元、伊集院にとまっていた急行、特急はすべてなくなったのです。ただ、鹿児島中央駅と伊集院間だけが増便されました。

しかし、私たち沿線の自治体も出資しながら、肥薩おれんじ鉄道への切り離しを含め、新幹線部分開業の効果は、鹿児島市、霧島、指宿、南薩のほうだけ向けられていったよう

にも思います。私たち鹿児島本線沿いに住む者は、九州の表道を自負し、南の拠点を結ぶ沿線沿いに暮らしていると言いながら、伊集院までは利便性向上がなされていても、東市来以北の住民は、逆に切り捨てられ、専ら車社会へと誘導されていったように思います。

しかし、多くの人々は、毎日、特に毎日通勤・通学する人々は、できることなら安全で早く、時間も規則正しい、環境に優しいJRで通いたいと思う人は多く、伊集院駅どまり9往復の延長の実現を希望しております。

一方、来春予定されている待望の九州新幹線全線開通を控え、各自治体や業界は、その対策に懸命です。新大阪から最速4時間、博多から1時間20分と、日帰りはもちろん、通勤可能となる時代、観光・人材交流・ビジネスチャンスとして、大いに期待されます。

鹿屋市は、早速、公共交通を軸にした大隅地域全体の活性化を図り、交流人口の増加促進や産業振興を図るとして、中央駅と鹿屋を結ぶバス5往復の実証運行を昨年末から実施、予測を上回る利用のようです。

日置市は、新幹線を市内を単に通過させるだけでなく、川内駅、中央駅、特に、川内駅でおりた客を日置市へ来やすいようにする。新幹線と在来線との連携をどんなにして図るかということによって解決の糸口が見出されるものかと思います。

現在、中央駅と伊集院間は42往復に比べ、川内まで行くのは27往復と極端に少なく、新幹線と在来線との乗り継ぎに30分以上待たねばならないのが3分の1あり、長いので65分待たねばなりません。幾ら、博多から1時間余りで着いても、川内駅で何十分も待たされたら、時間短縮効果は台なしであります。

伊集院どまり9往復を川内まで延長すれば、連絡発着本数が増加、沿線沿いの人々の利便性もうんと上がると同時に、どの駅からも在

来線を使って新幹線に簡単につながる、まさに、どの駅も新幹線に便利につながる駅となります。

新幹線は、主要なところだけをつなぐものではなく、その沿線も広くつないで、その効果を共有できるものであるべきです。新幹線と在来線の連携という形で、鉄路と鉄路を結び、日置市内施設への団体誘致や企業誘致、観光・人材・文化交流など、日置市はもちろん、いちき串木野市、薩摩川内市、木場茶屋や隈之城、どの駅も新幹線はとまらなくても、新幹線とつながる駅となって、そのまちの利便性と発展に寄与して、西薩地方一帯の発展へとつながるべきだと思います。

全線開業に向けて、近くJRは新しいダイヤ改正に取り組むはずであります。それこそ、今しかないチャンスであります。市長は、県都鹿児島市に隣接する地の利を生かした日置市の発展、また、新幹線につながる在来線として、有効活用できるように、鹿児島中央駅と伊集院だけを結んでいる9往復を川内駅までぜひ延長するように、JR九州に対して交渉する気がないかということについて、お尋ねをいたします。

以上で1回目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

JR鹿児島本線伊集院駅どおり列車の川内駅までの延長についてというご質問でございます。

鉄道会社に対する要望活動や利用促進活動につきましては、おおむね鉄道沿線自治体や経済団体等で構成する「鹿児島県鉄道整備促進協議会」の活動の中で取り組んでおり、JRの増便や駅設備の改修など、それぞれの自治体が継続して要望をしているところでございます。

ご指摘のありました鹿児島中央駅から伊集院駅間の便の運行延長や、川内駅から鹿児島

中央駅間の運行間の短縮を含め、本市を初め、いちき串木野市や薩摩川内市も、これまで要望をしております。

JRの回答でございますけど、利用状況等を見ながら、よりよいダイヤ設定を検討していくという回答でございます。議員がおっしゃいますとおり、まだ、この分につきましては、いろんな側面からご要望を申し上げていかなければならないというふうに思っております。

一つ気になるのが、東市来までは複線でございますけど、東市来から先が、複線化されていない、こういう一つの環境状況もあるという理解を含めながら、この増便の限りない増便ができるのかどうか、こういうことを含めて、いろんな機会の中でご要望を申し上げておるところでございますので、今後とも、引き続き要望をしていきたいというふうには思っております。

○15番（西園典子さん）

今の回答、市長のお答えをお聞きしましたら、いろいろな問題があるけれども、いろいろな機会を見つけて、引き続き要望をしていきたいということでございます。私が、今当初申し上げましたのは、最初に申し上げた、今だからこそ質問をしたいことがあるという意味で申し上げたい、検討していただきたいということであるというふうで申し上げたのは、おわかりになったことでしょうか。

これは、新幹線に向けて、ダイヤ改正が今度の秋、あるいは、3カ月前といたしますから、年末ぐらいにはつくられるというふうに見られております。それにあわせて、これが成立しなければ、これはできにくいということを私は申し上げたかったわけです。

ですから、今こそ、機会を見つけて引き続き検討をしていくというのでは、間に合わないんですよ。今この半年、この何カ月かの間に、今もいろんなところでダイヤの組み合わ

せなどをきつと検討していると思います。JRのほうはですね。それを引き続き見ながら検討していく。そして、県のほうでも協議会があるから、協議会の中で検討をしていくというお答えでは、このままで発展は置いてきぼりをされていくというのではなかろうかというふうに、大変、私は、今のご答弁をお聞きしまして、ちょっと残念な思いがいたしますが、そこはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、私ども日置市だけじゃなく、薩摩川内市、また、いちき串木野市とも連携していかなきゃ、ただ、日置市だけがこのことについて、交渉していくわけにもいかないというふうに思っております。また、横の連携もしながら、おっしゃいますとおり、来春に新幹線が開通し、あわせて、ダイヤ改正があるというのも事実であろうかというふうに思っております。

その部分も含めまして、また、担当課の中で勉強をさせていただき、また、新たな要望書等をつくりながら、JRのほうに行きたいというふうに感じておりますけど、さきにも申し上げましたように、薩摩川内市といちき串木野市と連携、連盟でいかなければ、この問題は、私が幾ら話ししてもできないというふうにございますので、ご理解をさせていただきたいと思っております。

○15番（西園典子さん）

私が申し上げましたのは、この沿線沿いでございますので、沿線沿いと言いましても、影響があるのは沿線だけでなく、日置市の吹上、日吉、ずうっとやはり広くこうして、その周囲のまちを含めて影響があり、また、利便性というのにつながるという形で思っておりますので、ぜひ、この3つのまち、市、自治体ですね、そこが、先ほど業界の方々とも連携をした協議会があるということでもございましたけれども、私も、何人かの方々に

このこともお話ししてみました。そしたら、署名運動でもしたいよというような声もありました。やはりいろんなそういう思いをしていらっしゃる方々も、中にはいらっしゃる。

ですから、3つの自治体、それから、協会、一緒になって、時間はありません。ほんとに先ほど、ダイヤが組まれてしまっただけからでは手おくれでございます。その前に、このイエスということ半分、全部をとということではなくても、その幾らかなりとも、解決していつてもらえるようにということを努力をしていただきたいというふうに、私は心から希望いたします。

で、先ほどがら、いろいろと地域の問題、定住化の問題、いろいろな過疎化のことなどが、ご意見などが出てきておりますけれども、こういういろいろな問題は、住宅の問題なども出てきておりますが、日置市内だけでの人口の移動というのには、もう限界があります。

この新幹線効果というものは、やはり過密な都会やほかのところ、九州の北部、それから、大阪までを含めての全線開通でございますので、そういう遠くからも、Uターン・Iターン、そして、体験学習やら修学旅行、いろんな形で今ワーキングホリデーという部分、田舎に休日を過ごしに来て働きたいといういろんな方々が、そして、そういうような文化も発展しつつあるようでございます。やはり、そういう広い意味での交流の場、人口をこうして動く、動かす、そういう一つの大きい手段であるというふうに私は思っております。

で、そしてまた、これをこうして、現在は伊集院までというところは便利でございますけれども、あとは非常に寂れつつあるところもあつたりしますけれども、やはりそこまですずっと、この沿線をつなぐということで、どのまちも潤っていく可能性があるのではなかろうかと、西薩一帯の発展につながるという

ふうになっておりますので、力を入れていただきたいと切に願います。

で、そこで、私がこのことを、こうしてちょっと関心を持ったりしていたときに、ここに新聞がございます。1999年の新聞であります。平成11年1月11日、1、1、1、1の日ですが、この日に、「鹿児島20世紀山河を越えて」という、南日本新聞を持ってきてくださった方がいらっしゃいます。

この方は、この鹿児島本線でずうっと学生時代、また、仕事に通って、この鉄道の大事さ、そして、その行く末を案じていらっしゃる人の中の一人でございます。その方が、長谷場純孝の方の、串木野市にありますね、串木野駅前に胸像があります。そして、そこに、同じSLの車輪と一緒にあつたりしますが、その方が、非常な苦勞をして鹿児島本線を築いた。その財産をやはり私たちは車社会というのでこれを忘れてきつつあるんじゃないかということ非常に心配したりしているところでございます。残念な思いをしておりました。やはり住民の皆様方の中には、たくさんこうしてこの国鉄、鉄道を愛していらっしゃる方々がたくさんいらっしゃいますので、それを有効に使えるように、市長は頑張りたいと思います。

それでは、少しだけお聞きしたいところもございりますが、お願いと言ったら何ですが、非常になかなか難しいことかとも思いますけれども、本気で取り組んでいただくために、やはりこうした長谷場純孝、この方々の残してくれた遺産の大切さということとか、それから、本当に今の現状でよいだろうかという思いも込めて、ちょっと市長にもお聞きしたいことがございますので、二、三お聞きしたいと思います。

今、私たちは車社会に、先ほど利用の状況なども含めておっしゃいました。そういうこともおっしゃいましたが、仕方なしに、東市

来以北の人たちは、車社会に流されていったところもあるというふうには思っております。

でも、それが、いつまでも続くかどうかということ考えたときに、エコの問題、鉄道が一人の人をこうして運ぶのと、車とかバスが一人の人を運ぶののエネルギー量はどうであるかというのをしたときに、車は、鉄道の6倍のエネルギーを使うと言われます。

そしてまた、きのうの南日本新聞には、車通勤の方がたくさんいらっしゃいますけれども、トランジットモールという実証実験を鹿児島市がすると、鹿児島中心街のところであるという新聞記事が載っております。中心市街地への車の乗り入れ規制ですね。やはり、そういう時代も来るかと思ったりもいたします。

それで、やはり車社会だけに頼った今の状況では、いざ本当に高齢者がふえたときに、車社会、それだけに頼ってはいかなるのだろうかと思える時代が来るのではなかろうかと思ったりもいたしますけれども、そこ辺のことも含めて、ちょっと見解をお聞きしたいと思いますが、よろしくお聞きします。

○市長（宮路高光君）

基本的な鉄道の役割ということで、大変公共的な役割が重要であるというふうには、私は認識しております。また、この利用の促進につきましても、やはり市民を含め、なるべく車で行かないで鉄道をやっぱり利用していただかなければ、基本的には存続をしないということで、公共的な役割というのも十分わかっております。

今後におきましても、この利用促進を含めた中でしていただかなければ、やはり鉄道の廃止とか、いろんなことがまた今後も、バスも大変言われておりますけど、鉄道につきましても、そのような状況になってくるのかなというふうには感じております。今後におきましても、やはりこの公共の鉄道につきまして

は、みんなで活用できる方策をつくっていき
たいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

西菌さん、一問一答式ですので、そのつも
りで質問のほうをお願いいたします。

○15番（西菌典子さん）

それでは、なかなか検討が難しい、一問一
答も難しいような状況の質問の形にもなっ
たりいたしましたけれども、今回、質問の中
にも、伊集院駅の整備事業に対しての質問
も出ております。やはり、また、これだけ
でなくて、神村学園駅も、税金と、市と神
村学園が出してJRに貢献した。また、広木
駅に関しましても、鹿児島市などが税金を
出したというふうに聞いております。

私たちの自治体も含めて、こうしてJRの
利便性のためにやはり税金を投じて、私
たちは、それを図りたいというふうにし
ている。そういうことをJRに対して、も
っと声高に、このくらいは、こっちの利
便性も考えてくれてもいいんじゃないか
ということ強く言う必要があるんじゃない
かなというふうにも、言ってもいいん
じゃないかなと、私は思ったりもいたし
ますけれども、そこはいかがでしょう
か。

○市長（宮路高光君）

何か質問の中身と違った回答をしな
きゃならない部分があるのかなと思っ
ております。今のご質問の中で、やは
りJRに対しましては、私どもの立
場っていいですか、ある程度の税金
を投入していきますので、そこあたり
を理解してほしいというのは、今ま
でも強く申し上げてきております。そ
ういうことを含めて、今後におきま
しても、やはりJRに対しましては、
JRとしての責任の度合いをきちん
としてほしいと、こういうことを今
後も申し上げていきたいというふう
には思っております。

○15番（西菌典子さん）

今の私がお尋ねしたのは、そのように
してそれぞれの自治体が、やはりJR
の利便性を図りたいと、自分たちも利
用するし、JRもちゃんとあってほ
しいというのですから、やはりこの私
たちの路線を、こうしてもっと延ば
してほしいという、伊集院どまりを川
内まで延ばしてほしいというようなこ
ういう要望も、JRのほうは聞いて
いただいてもいいのではないかと
いう、要望をしてもいいのではないか
という意味でお尋ねしたわけござい
ますが、もう一度お尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

先ほど来、もうこのことにつきましては、
私のほうがさっき言ったように、関
係機関の皆様方とも十分打ち合わせ
をして、JRのほうに要望書を持っ
ていきたいということは、さっき
から答弁しているとおりでござい
ますので、そのように実行させて
いただきたいと思いますと思っ
ております。

○15番（西菌典子さん）

私が、こうして何回もお答えを
いただきながら、こうしてお話、
再度こうして質問をさせていただ
いているのは、市長に本気で取
り組もうと、そういうふうに大
事なことだから取り組もうとい
うのが、私にきちんと伝わら
ないからでございます。もっ
と、お笑いになりますけど、
本当にJRほかのところと、機
関一緒になりながら取り組み
ますという、ぜひともするよ
うに頑張っていきますとい
うお答えの気持ちがおありな
のかどうなのか、じゃ、そこ
をお尋ねしたいと思います。

一人ではできないと、ここ
だけではできないというこ
ともかもしれませんが、3つ
のところは、本当に3つだけ
ではない、やはり事業所も、
いろんなどころの業界も含
めて、力を合わせて頑張っ
ていくようにするよと、し
ょうという意気込みを見
せていただけたら、私は安
心するのでございますけれ
ども、それ次第だなとい
うふうにはしか、私には
伝わらな

いものですから、こうして聞いてしまっているわけでございますけれども、そこを確認したいと思いますが、お願いします。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げておりますとおり、ほかの関係市もございます。最悪の場合、自分でも、日置市だけでも、こういうことにつきまして、やはり市民の皆様方が利便性を感じることでございますので、要望をJRのほうに持っていきたいという気持ちは十分持っております。

○15番（西園典子さん）

では、市長は今、日置市だけでも要望を持っていきたいというお気持ちがあるということをお聞きしましたので、みんなで力を合わせて、本当にこれは、先ほどちょっと、私は大げさなことを言ったかもしれません。

でも、これは、こういうことによって、長い間、東市来、東市来から以北の駅の方々は非常にこうして、中央駅から帰るときなど、伊集院どまりの列車があると、伊集院までの方々はお先に失礼といって帰られる。でも、自分たちはまだ、次を待たなければいけないという、そういう思いなどをしながら、非常にそれがまた、JRの不便さにつながったという生活の残念さということをおっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。

それだけでなく、また、それが川内駅まで行き、川内駅から帰るときに、たくさんの新幹線から乗り継いだ人たちを乗せて、また、それぞれの地域におろして帰る。そしてまた、こちらの沿線沿いからあちらの新幹線に乗るために、それぞれの駅から簡単に乗って、そして、すぐ新幹線に乗り継ぐことができるという、新幹線が今のままでは、ただ、この日置市内を通過するだけの状況ですけれども、どの駅からも乗ってつながれるという非常に便利な、また、それが交流人口やいろんなのにつながるという意味の価値があるというふ

うに思っております。

で、それがまた、いろいろな修学旅行などとか、日吉、吹上とか、ああいうところには農業体験とか、いろいろな施設なども、体育施設、いろんなどころもあります。そこに、鉄道から鉄道へというのは、団体客を呼ぶことにも有利です。

中央駅から、こうしてとか、川内駅からあとをどうするかというときに、その沿線のそのすぐ駅まで、鉄道から鉄道へ大勢の人が一緒に動くことができるというのは、非常に有利なまちおこしに、また、交流人口にも役に立つと思いますので、ぜひまちを挙げて、市を挙げて、私たちも、期間は限られてしまいますけれども、このJRのダイヤ改正が決まる前に、ぜひ形を見せることができるように、ぜひお力をかしていただきまして、また、まちのいろんな業界などにも、私たちも働きかけたいと思いますけれども、ぜひ市のほうからも働きかけて実現できるように、これを機会にこういうまちおこしのやり方で交流人口等、まちの発展を図ろうと、西薩一帯のまちの発展を図ろうということに取り組んでいただきたいというふうに思います。

このことに関して、大体のお気持ちはわかりましたけれど、もう一度お気持ちをお聞きして終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今さっきから申しておりますとおり、早くJRのほうに要望書を持っていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時20分といたします。

午後2時09分休憩

午後2時20分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

鳩山政権が総辞職となりました。有権者への過大な公約は、実現できなければ裏切りに変わります。日置市でも、まちづくり市民アンケートが実施され、先ごろ、その調査結果の報告がありました。項目ごとの違いはありますけれども、「安心して暮らせ、環境が守られ、美しい町である」との声が多い反面、利用しやすい公共交通の確保と、その利便性を望む声も多数ございます。

また、合併効果については、特に変わらない。むしろ、周辺地域の疲弊が進んでいるとの地域間の格差も見て取れます。市政について、およそ75%は感心を持っていますから、今後の運営にも注目をしているはずであります。

さて、少子高齢化、財政の硬直化で、市民、行政、NPOなどの団体が、連携を持って共同のまちづくりを進めることはますます重要となりました。本市でも、地区公民館、自治会などを中心とした振興計画が策定をされ、21年度から具体的にスタートしております。基金をもとに26地区公民館ごとに、その課題解決に向け始まっておりますが、地域が取り組むこと、行政がその責務としてやらなければならないことのすみ分けは十分なのか、質問をいたします。

まず、21年から23年までの計画と、その位置図のまとめができております。現地調査からまとめまで、地区館長や自治会長、あるいは関係職員のご苦勞は大変なものだったと思います。大いに敬意を表するものでありますが、策定時の基本的なスタンス、理念などはどのようなもので、それは統一をされていたのでしょうか。

次に、その策定作業を進める段階で、住民に対して、どの程度、この事業の趣旨、説明がされていたのでしょうか。また、地域の現状や課題など、それは同時に行政の課題でもあります。事業を担うべき主体や優先順位もありますが、解決に向けて、それらが混同、錯綜している感はございませんか。

本当に多くの課題が羅列されていますが、財政問題など、解決に向けて大丈夫でしょうか。期待を持たせ過ぎる感はないでしょうか。たとえ小さなことでも、地域が主体的に動き、取り組む仕掛けが必要でございます。地域づくり課もでき、いよいよ本格的に始まります。呼び水として、今後、どのように展開をしていかれるのか質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

共生・協働の仕組みの中で、地域づくり振興事業と、本来行政が担う仕事のすみ分けについてというご質問で、その1でございます。地区振興計画の策定につきましては、日置市総合計画において地域の活性化を支える組織活動充実の中で、市民と行政との協働による地区振興計画の策定を通して、市民の声を政策に反映するとしています。

計画策定は、平成19年8月に「作成の手引き」が定められ、翌月、地区自治公民館長及び地域づくり指導員へ説明を行い、また課長級を地域づくり協力員として各地区に配置するとともに、全職員にも自治会担当の中で協力を依頼しました。

策定の趣旨は、「地区自治公民館における地域づくりを実現するための計画」というもので、「みずからの地域を見直し、コミュニティ活動の充実や地域のあり方を再検討する機会を設けるとともに、各地区の状況をお互いに把握・理解し、活動の活性化や連携を加速させることにより市民と行政が相互に理解し、それぞれの責任の中で役割分担を行う

「協働の社会」の実現を目指す」ことを目的にしております。

計画書の3分の2は、地区の基盤や組織等を調査、把握したもので、「市で確認できるはずだ」という意見もありましたが、足元の再認識という作業に取り組んでいただくことで統一した計画書づくりを目指しました。

地区公民館に対する基本的なスタンスは統一できたと考えておりますが、基礎的資料を把握する自治会では、計画の考え方に若干の差異があったのではないかと考えております。

2番目でございます。地区振興計画は、地区自治公民館の組織が産声を上げて間もなく、各地区で取り組んでいただきました。コミュニティ組織として未熟な中の作業で、必ずしも市民が策定の趣旨を理解して参加していたとは言いがたい状況もあったことは否めません。

そのため、自治会が主導せざるを得ない場面もあり、「地区の誇りを伸ばす」という課題解決策よりも、社会基盤の要望に終始した内容も見られました。また、これまで担当課に出されていた要望書を計画に集約するという側面から、ハード面だけが突出した部分もありますが、いずれも公共的課題として解決していかなければならない課題だと認識しております。現在、当初の計画には記載し切れなかった社会基盤の整備に対する新たな要望が続々上がっている状況でございます。

緊急の場合を除き、当初の段階で、どの程度までの課題を記載していくかということについて明確に周知できていなかったということもあり、各地区の課題集約の仕組みづくりが地区自治公民館の組織成熟にかかわると考えております。

3番目でございます。地区振興計画で課題解決の実施主体が明記されています。一つの課題を解決する主体を「自助」「互助」「公助」の別で仕分けていこうという考え方に基

づいています。ただ、策定時点において、「共生・協働」についての概念が十分市民まで浸透していたとは言えない状況で、計画書は、行政が主体となる課題が大半を占める結果になりました。

21年度からは基金による課題解決に着手しておりますが、これはこれまで一般財源で各課が計画や要望に基づいて実施してきた改修や設置等の基盤整備を、基金に置きかえて実施しているものでございます。

指標によって、地区に配分された枠内で、地区にとって身近な社会基盤の整備を地区自らが選択し、公共事業として実施するものであり、公共事業を通じた共生・協働の一環であると考えております。

当初の計画策定以降に新たに発見された地区課題も多数あり、緊急を要するものも出ています。これらにつきましては、地区公民館あてで、新規、または変更の申し出を提出し、地区として承認された場合には、計画書に記載された課題として事業を実施することとなります。

行政ですべきことだという意見がありますが、市が一方的に事業を採択するのではなく、地区が望む課題を優先して解決しているということで理解をいただいておりますし、事業の効果的活用のために、原材料支給による取り組みの機運も高まりつつあると認識しております。また、自治会はもちろん、地区においても自治力を高めていただく必要があると考えております。

今後、公共的課題の解決には自治会や市だけではなく、企業やNPO法人、学校、ボランティア団体の新しい公共の力も必要になってくることもあり得ると認識しており、それぞれの課題に応じた柔軟な役割分担が考えられると考えております。

4番目でございます。地域が主体的に共生・協働の地域づくりを担うためには、基礎

的地縁団体である自治会における自治が確立されることが大切でございます。地区公民館は、自治会も一つの団体として参画する広域的自治組織という観点で、コミュニティプラットホームとして機能できるような仕組みづくりが求められます。この仕組みづくりには、今後、鹿児島地域振興局管内の地域協働推進力強化プロジェクト事業のモデルとして日新地区公民館が取り組んでいますので、その取り組み経過を各地区公民館でも研修していただきながら、共生・協働の拠点化を目指したいと考えております。

自治の確立には、自治体内分権が不可欠と言われております。地域において、自治の受け皿が確立されましたら、権限とともに財源も移譲し、共生・協働の地域づくりを推進できると認識しております。

地区振興計画は、平成24年度から第2期としてスタートいたします。その見直し作業を平成23年度に取り組んでまいりたいと考えております。

第2期の計画づくりは、「自助」「互助」「公助」を明確に分けて、地区の個性や特色を生かした地域づくりのための3カ年計画とし、「自助」に対する情報提供や「互助」における役割について地区の活動を支援したいと考えております。

地区が策定する計画は、個別の課題ベースではなく分野ごとの事業ベースで、地区の理念や構想を反映したものを想定しています。また、「公助」部分につきましては、別途、地区として要望の集約を図っていただきながら、担当課が地区と協議しながら事業を執行する仕組みを検討していきたいと考えております。

以上で終わります。

○16番（池満 渉君）

市長の答弁の中に、必ずしもうまくいってないというようなお言葉もありました。私も、

共生・協働の進め方というのは、当然だし、これからもっともっと重要になってくるというのは、もう十分認識をしております。

ただ、市長が今少しこううまくいってない部分ということおっしゃいましたので、それとあわせて、やっぱり取り組み方にまずいところもあるんじゃないかということで、幾つか質問をさせていただきます。

まず最初に、基本的な理念、つまり市民と行政が一緒になって協働のまちづくりをする。共生・協働の精神、その目的、何のためにこの共生・協働という言葉、このことをやろうとしているのかという、その目的について、市長はどのような思いをお持ちか、何のためにこれをやるんだということをお考えなのか。それを聞かせていただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、財政的なものも一番大きなウェートを占めているというふうに思っております。地区からの要望におきまして、行政が全部、いろいろと解決していくものじゃなく、やれ、地域でできることにつきましては地域でやっていただきたい、そういう思いが大変強く持っております。

そういう中てにおきまして地区振興計画を策定させていただきましたけど、それにつきまして、基金等も今活用して配分等も行っておりますけど、さっき答弁いたしましたとおり、当初、まだ始まって2年でございます、まだ十分とは言えません。

きのうも指導員の先生方にちょっと集まっていたきまして、今後におきます計画等、また今実施しているものにつきましてもお話を申し上げましたけど、それぞれ地区の指導員を含め、また私ども職員も、またそれぞれの自治会長さんも、もう少しちょっと認識のずれというのが若干あるのかなということも考えておりますので、これは、1年、1年年数をかけながら、丁寧にご説明申し上げます。

ら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

全体に、やっぱり時間がかかるのかもしれませんが。認識に違いがあるということも市長もやっぱり感じておられるとおりでありますが、先ほど言いましたけれども、当初に、この青い冊子、そして位置図ができました。その中には、それぞれの地域、あるいは自治会、そして市及び県、あるいは国に要望するものといったことで、いろんな分け方をしてあります。そして目標年度、大体いつごろまでに完成させようということなども書いてございますし、地域全体の理想像というか、こんな地域を目指すんだというのをひっくるめて書いてございます。目標とするところだろうと思います。

その事業の推進のために基金をということで、平成21年度は、地域づくりの振興基金と。そして22年からは、推進基金というふうに名前を変えて積み立てたわけでありまして。当然、この振興計画、いわゆるこの青い冊子に書かれた内容については、私は、基金と連動をしているものだというふうに理解しております。

市長の答弁の中で、この中に盛りられなかったことがどんどん出てきて、そのことにも、今解決に向けて努力していると。使ってるというご答弁もありましたけれども、基本的には、このやっぱり計画をもとに基金を使って課題の解決を図っていくべきだろうと思いますが、この計画書の中だけで、例えば言えば、どの部分に、この基金を充てようということになるのでしょうか。

例えば、市は市で要望を聞くために、これを参考にしますと。県にあれば、県に対して要望をしながらお願いをしていきますということになるんでしょうが、この基金を使ってやる事業は、この計画書の中ではどの部分に

なるんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、21年の基金、22年度におきます基金は、目的が若干違った中でございます。21年度におきます基金につきましては、国庫補助金の減額ということ、22年度につきましては交付税対象ということでございます。基本的にこの策定をする中におきまして、やはり地域の課題解決のためには、国ですべきこと、県、また市、また自治会、この4つに端的に分かれるというふうに考えております。

基本的に、そこに作成いたしましたのは、市に関するものが、この基金で実施をすべきなことであろうというふうに思っております。特に、今回、投資的な経費というのが約30億円程度でございます。その中の5%程度ということで、薄く広くという基本的な考え方を持っております。それぞれの地区にいろんな要望書というのが今までもありまして、してきておりましたけど、一時的に偏る部分があったり、やはり地域にとって不平、不満があったということも事実でございました。

その中におきまして、やはり投資的な経費の約5%程度という、95%は今まで従来と変わりませんが、約5%程度は、地域に配分して、地域で優先順位をしていただける。また、これもやはり同じく税金でございます。

だから、市に関することにつきましては、やはりその範囲内の中で、私は実施をしていただければ結構なことじゃないかなあと、市の地域で優先順位を決め、まだその中で市道にしても、いろんな地域の身近なことにしても、自分たちが、ここが一番いいということは、先も申し上げたように、市の投資的な経費の5%の範囲内でございますので、薄く広く、それぞれの地域が一つの取り組みができるというふうに認識をしております。

今後におきましても、どうしても、この財

政的な収入の問題につきまして、まだ大きな課題も残っておる部分もございます。今、交付税の対象ということでやっておりますけど、今から国の財源的なものがどう変化するのか、若干の心配はございますけど、なるべく次の24年度からにおきます事業につきまして、やはりこのような考え方の中で、このパイが小さくなれば小さくなるほど、やはりこの5%程度というのは小さくなっていくというふうに思っております。いつまでも1億5,000万円というこの線はないと。

やはり投資的な、私どもが一般の税金をして、この地域におきます教育から文化、農道、県道路、いろんな全体を、学校建設を含めまして、投資的な経費の5%程度は、地区の皆様方がそれぞれ優先を決めていただければいいと。これは市がするもんとか、これは地域がするもんとか、そういうものの発想じゃなく、そういうもので、5%程度は地域区民が最優先していけば、みんなそれぞれの26の地区の中におきまして、今回も配分につきましては、特に気を使ったのが、やはり人と面積という一つのこの客観的なことを多くした中で地区に配分をさせていただきました。そうすることが、やはり私ども、この地域づくりをする底辺といいますか。みんなある程度の底上げをできながら、また必要とするところには重点的に投資をしていくべきなことじゃないかなあというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

この計画の中で、基金をどの部分に使うのかということについては、私だけだったかもしれないませんが、少し誤解をしたような気がいたします。市長は今この中で、むしろ市に対するものが主になったんじゃないかという言い方をされましたけれども、私は、あくまでも基金については、この中の地域自治会等がやることに、課題についてやるんじゃないかというふうに思ってたんです。市について

は、いわゆる市の事業としてやるんじゃないだろうかという思いをしておりました。

それは、私たちの地元の地区館長とか、自治会長の方々もかなりそういう思いを持ってられるようです。配分された基金の中で、これをしないといけないけれども、ちょっと予算的には足りない。だったら、どうしても自治会に分けようかというようなスタンスになってるような気がいたします。

当初で市長が答弁をされましたように、この計画書に掲載されてないものが、どんどん自治会の要望とか出てきてると。そのことに使うというケースが非常にこう多く今見られているような気がいたします。

実際には、配分をされた基金が、地域全体のこととか、あるいは市道とか何とかということに使うということ。あるいは、地域によっては、集落・自治会で分けてしまうとか、何か統一をされてないような気がするんです。で、不満の声があったり。私たちのところは、こんなふうにしたのに、向こうは自分たちで分けたんじゃないかとかいうような声があったりして、どうも不明確な気がいたします。ここ辺を、市長もお認めになりましたけれども、いま一度、もう少しこうわかりやすく今後説明をして、きっちりと統一をしていく必要があると思うんですがいかがですか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの中におきまして、地区で優先順位を決めてするところもございまして、それなりに自治会ごとに配分したところもございまして。基本的に、今私どもがまちづくりをしようとしているのは、地区を中心とした形の中で、行政としては地区までは配分をさせていただきます。それ以降は、地区の中で、自治会に分けようとするところは、私は自治会に分けてもそのことは構わない。地区の中で優先順位を決めていけるところは、それでいいのかなあ、という見解は、やっぱりある

程度の自由度といいますか、選択度といいますか、そのことは、私どもが今しておるのは、地区まではきちっとした計算基礎に基づいてやっております。その下までについては、やはりこのことは、地区民が校区民の皆様方がきちっと話をしていただければ、私は、それでやはりある程度の、こちらがある程度縛ることは難しいのかなと思っております。

さっきも言ったように、この金額というのは35億円ぐらいある5%の枠なんです。あと95%は、さっき言ったように、市の行政の中を含めた中で優先順位を含めながら、いろんな中をやって経費をやっていきたいというふうに考えておりました、今ご指摘ございましたように、市道の管理だけじゃなく、地域の農道とか、いろんな負担の問題もあると思っております。特に、農道等、里道等に含めましては、請負で出した場合と、原材料で支給した場合、やはりその地域におきまして、50万円でするときには、50メートルしか請負でいただきはしなかったと。その中で、地域の皆様方が労力を出してきたときは80メートル進んだと。

やはり、そこの地域力というのが、私は大変多く今後期待をさせてもらいたい。そういう選択をするのは、地域、また校区の皆様方が選択をしていただければいいのかなというふうに思っております、皆様方から選択、これも統一してくれとか、いろんな意見はさまざまでございます。まだ、その集約につきましては、私個人としては、やはりこの地区までは行政の中で配分するけど、その後については、やはり地区、また自治会と十分話をやっていただければいいのかなと。その計画書の中で、当初したときに、まだ財源まできちっとした形は出さなかったと。このことが若干、いろいろと計画書と違う部分があったような気がいたします。

今後の次の時期につきましては、ある程度

の県、国の要望というのは、ある程度出てきておりますので、やはりこの市、いわば自治会におきます里道、農道含めた、この関することに対しまして出させていただくような次の時期の策定については、また一つの指針を出して計画書をつくらせていただきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

配分した基金の使い方については、それぞれの地域、地区にある程度こう裁量を持たせたと、自由にといい方です。それはそれでいいんでしょうけれども、実は、先ほども私言いましたけれども、この計画書は、主に現状を3分の2ぐらいとおっしゃいましたか——は、現状を把握したり、現地調査をしてということで載っております。確かにそうですが、どうしてもやっぱり振興計画というふうに載っているのであれば、一つのこういったようなものにのっとり基金を使うのが当然だろうという気がいたします。

先ほど言いましたように、自治会に当然分けたりしていきますと、自治会での課題を解決することに使ってしまう。当然、そうになると、この計画書にある課題の消し込みはできないわけですね。これに載ってないことに使ってしまうと、いつまでもこの課題解決、消し込みができないということになるわけです。

ですから、市長がおっしゃったように、いろんなことがまだこれからもローリングをしたりとか、次の年度にということもありますけれども、やっぱり一本の線を引いて、しっかりと決めることは、決まったことについて使っていくと。ただし、変更については、こういった基準でわかるということは決めていくべきだと思います。

自治会の課題とか、そういったものについて、私は本来は、やっぱり市から自治会の交付金、活動に対する交付金が出てますので、

交付金やら自治会の方々の会費、あるいは自治会の人たちが努力してためた資金というものを使って解決するのが当然だろうと思います。

それでも不足する場合は、どうしても大きいから、市に何とか協力をしてくれないかと、自分たちも出すからというようなスタイルが本来だというふうに思います。そうでないと、いつまでも小さな要望、自治会の課題が出てくると、どうしてもばらまきになってしまって、共生・協働という住民と行政が分け合うというその理念からずれてしまうというような気がいたします。そこ辺はどうでしょうか。

市長が最初やろうとした共生・協働の、財政的にも大変だから、どこか分けようといったその精神に今のやり方がちょっと何かこうずれてきてるような気がするんですけど、そんな気はしませんか。

○市長（宮路高光君）

今回もいろんな地域におきます要望等もございました。自治会からクーラーが欲しいから、これも認めてくれとか。いろんな問題がございましたけど、今回につきましては、総体はこの中の約10%程度はハードに使うと。そういう部分もある程度規制もしております。

ご指摘のとおり、この計画書をつくるに当たりましては、やはり基本的には、こういうものがなければ、地域づくりができないという部分もありますので、次の段階を含めた時期の場合につきましては、きちっとした趣旨にのっかって、やはりやるべきなことであろうと、今ご指摘ございましたように計画書に載っている。私どももですけど、地域の皆様方も、やはり理解しながらつくった部分もございましたし、またこれだけ予算を、この基金を使ってという、最初に説明もしておりますでした。

今後につきましては、策定する中におきまし

ては、やはりきちっとしたこういう財政的なものもやりながら、また地域にも説明をきちっとやっていきたいというふうに思っております。今さっきも申し上げましたとおり、2年間、このようなことをしてきておりますけど、また次のベースアップになるように、そのことがやはり地域にとってありがたいというふうに思われるような政策に、やはりやっていく必要があるというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

同じ市道についても、軽微なこと、例えば外板の設置とか、小さな路面改修とかというのは、この事業でやってくださいというふうに取り決めをしてあります。だけど、そこ辺の取り決めがしてあるけれども、例えば極端にいうと、支所間で職員のとらえ方、あるいは自治会の住民のとらえ方によっては、少し差が、不公平感が出てくるんじゃないかという気がします。もしかしたら、これは市でやったのに、ここについては、同じようなのに、どうしてもこれを使わなければならなかったというようなことが発生してくるような気がいたします。

私が知っている職員の中には、本来は市が責任を持ってやらなければならないのに、皆さんの基金を使わせて非常に気の毒だという職員さえいます。市の仕事としてやらなければならないのに、もっと皆さんが自分たちのところに使わなければならない金をここに使ってしまったって気の毒ですねというような言い方をする職員でさえいますので、ぜひ職員の中でもしっかりと一線を決めていただきたいと思います。

私は、先ほど市長もおっしゃいました。全く同じ気持ちです。共生・協働というのは、行政の仕事の一端を、財政も含めて、市民の皆さん少しだけこう担ってくださいと。行政が肩に乗せているのを、少しその分を市民の

皆さんに乗せて一緒になってくださいというのが本来だと思います。

しかし解決のためには、この振興計画の中にも目標年度が書いてないものがあったり、あるいは21から23としたところがあったりとか、29年ぐらいまでにやるような内容を書いたりとか、少しくらばらばらになっているような気がいたします。そんな地域がさまざまにありますけれども、先ほど市長は、24年度から次のというふうにおっしゃいましたけれども、この事業全体について3年間をそれぞれスパンとするならば、大体、どれぐらいの期間で終了というか、一つのめどとしたいということ、その関係者、地区館長、あるいは自治会の関係者の方々には説明をされておられるのでしょうか。そう市長が説明をされたことが、それぞれの会長さん方にもしっかりと行き渡ってるのでしょうか。そこ辺はいかがですか。期間の設定とか、そういう目標について、はっきりとなくとも、大体これぐらいは続けたいと、こういったことを目標にしてるということをおっしゃったのでしょうか。もしおっしゃったとしたら、どれぐらいの期間を説明をされたのかお示しをいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、この計画書というのは、今回、基金を創設しなくても私は必要なものであるというふうに思っております。基本的に、今お話のとおり、3年間という一つの目標の中で、一つのスパンをつくり、次期の3年間ぐらの中におきまして、実施、基金等していけば、またここで、また一つの評価ですね。この中でよかったとか、もうこれはもういいから、もう普通のまた前の形の中でやってほしいとか、いろんな意見が私は出てくると思っております。

私としては、とりあえず、1期、2期、この3年、次の3年間の中で一つのお互いの地

域におきます問題解決ができればいいのかなというふうに考えておまして、またそこあたりは、やはり地域のまたいろんな皆様方のご意見を賜りながら、この基金のあり方というのはやっていくべきのことであろうと。

計画書につきましては、やはり基本的に、やはり3年間の見直しをしながら、それぞれ地域で策定をしていただきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

まずい部分をこう上げつらうという気は毛頭ありませんけれども、この計画策定のときから、いわゆる協力員として、職員の方々が、課長級の方々が、それぞれ割り振りをされて、行政の考え方というものを統一させるためにも、指導、助言のために張りついておられます。もちろん、職員全部が、自治会担当職員として、また自治会のかねての活動にも相談にも乗っておりますけれども、私は先ほど言いました指導とか何とかをしても、職員にとっては理解の仕方が違うとすれば、あるところはここまでとか、あるところはここまでとかという違いが出てくる。そういうことは、当初のこの事業を始めるときの、いわゆる行政内部の職員に対しても、事業の内容、本質というものがしっかりと行き渡ってなかったんじゃないかという気がいたします。

そうでないと、現場で、仕事をする職員の方々は、やっぱりできれば何とかしてあげたいという気はあるはずですので、そこ辺が非常にこうばらばらになってきているような気がします。これをぜひ、また今後は決めていただきたいと思います。

行財政のスリム化の中で、職員の数も減っております。どんどん減っております。まだまだふやすということもできませんけれども、今のやり方、例えば、地区が事業の選択をして、その後、その財源とか、あるいは事業の進め方、工事請負にしても、すべてを大体職

員がやるわけですよ。ですから、共生・協働といいながら、実は地域の人たちは、事業の選択、ここをしてくれ、ここからしましょうということを決めるだけで、もしかしたら職員の仕事をもっともってふえてきて煩雑になってるんじゃないかという気がします。

もちろん、先ほど市長がおっしゃいましたように、原材料の支給で、市民の方々が労力参加をするということもあります。けれども、実際は、基金を事業に分けたときに、担当課がそれぞれ事業を振り分けをして作業をしていくわけですので、幾らかふえてるというような気がいたします。

私は、もっと、先ほど市長が裁量権を持たせたと、幅を持たせたとおっしゃいましたけれども、基金も分ける地域の方々にそれだけ分けるんだったら、もっと踏み込んで、地域の人たちに任すべきじゃないかという気がいたします。そうすることが、真の共生・協働になるんじゃないかと。何か、地域の人たちは、事業選択だけをして、あとは行政が全部やるというような感じがするのであります。

行政も本当に大変なんです。だから、市民の皆さんも力を貸してください。本当にはっきり言ったほうがいいと思います。市民にもっと頼って、ここは我慢してほしいとかということ声を高に言っても、私は構わないというふうな気がいたします。

そこで、先ほど市民の方々へのこの事業の趣旨の徹底がうまくいかなかった部分もあったかもしれないと市長もおっしゃいました。その趣旨の徹底というのは、事業の内容を説明するというじゃないんです、私。やっぱり今言ったように、行政も大変なんです。だから皆さんと一緒にやるんです。皆さんができることは皆さんでやってくださいということを財政も含めて、そのことを言う。それが趣旨の徹底だろうというふうに思いますので、ぜひ、今後地域づくり課もできました

ので、そこ辺をやっていただきたいと思いません。

さて、最後になります。これからこの事業が進むわけですので、私たちも一緒になっていい事業にしたいと思っております。ご承知のように、薩摩川内市では、この事業、これと似たような事業をやっておりますけれども、地域の課題というのは、本当に地域が解決できるだけの小さな課題を表現、出して、それを解決するという仕組みをつくっています。すべてを羅列するというじゃないでさうね。そのことが完成課題の解決ができれば、地域も達成感がありますので、「やったあ」ということになります。子供をおだてれば、次も頑張るといふのと、変なたとえですが、そんな感じで、地域の方々、本当によかったという気にさせるべきだろうと思いません。

過疎高齢化、いろんなことでこれからますます大変になりますし、またそれぞれの地域でも力量が違います。限界もあります。そんなときに、やっぱり課題となるのはリーダーだろうと思いません。その地域のリーダー、今この事業を市長がいつまでも終わりはしないんだということをおっしゃいました。もちろん、財源をいつまでもつけろという意味じゃないですよ。この精神は終わりはしないということをおっしゃいました。そのとおりです。

ですから、この今始まった事業を呼び水にして、地域が本当に自分たちで行政に、例えば基金があるから、事業の計画は、仕事の内容は行政で何課でやるからということじゃなくて、本当に地域の人たちが主体的に動く、その仕組みを少しでもつくっていただけるようにということで、リーダーの育成ということと、この2つを、市長のこれから長く続くであろうこの事業に対して意気込みを一つお伺いをして、私の質問を終わりたいと思いません。

○市長（宮路高光君）

26地区館、178自治会がごぞいますけ

ど、なおご指摘のとおり、やはりそれぞれ私ども日置市におきましても活発に頑張っているところ、またそうでないところ、さまざまでございます。やはり、それは何かといいますと、やはりそこに地域にリーダー、そのリーダーが、どうそこの地域の皆様方とみずから汗をかいて取り組んでいるのか。やはり、その成果で、やはり私ども日置市におきましても大変大きなアンバランスがある部分もございます。

特に、今ご指摘ございました薩摩川内市、やはりこのコミュニティ協議会中心として、亀山地区を含め大変すばらしいリーダーがおりまして、やはり自助、公助の精神の中、自分たちのところは、自分でできるところは自分たちでし、またあそこの大変すばらしい開拓を、すばらしい花園にしたり、自分たちでみんなを呼ぼうという意識を持っておるようでございます。

また、特に今回の地域づくり課をつくったわけでございますけど、まだ公民館条例というのが、まだそのままになっておりまして、きのうも指導員の皆様方に、この重複した形の中で、大変どういう指導員の方も仕事をしたいのかわかりにくいというご指摘もございましたので、この1年間かけまして、来年の4月からここあたりの条例改正もしながら、一つずつ解決をしていかなきゃならないというふうに考えております。

さっきもご指摘ございましたように、まだ2年ということで、もう2年かという両方があるかもしれませんが、一つずつ、毎年少しずつでもグレードアップできるように、この地域づくりを進めさせていただきたいというふうに思っておりますし、また基本的には人づくり、やはりそこのリーダーというのを、どうしても私どもを含めて育てていかなきゃならない。だれかがやはり率先して、その地域を引っ張ってくださることをお願いして、

人材育成という言葉で表現できるかわかりませんが、人づくりを、やはり一つの大きな柱として上げていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。これで一般質問を終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。あすは午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

午後3時02分散会

第 3 号 (6 月 1 8 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（2番、12番、13番、6番、7番）
-------	------------------------

本会議（6月18日）（金曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑳や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長兼地域づくり課長	上園博文君
税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	有村芳文君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
日置市診療所事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長	瀬川利英君	建設課長	久保啓昭君
上下水道課長	宇田和久君	教育総務課長	地頭所浩君
学校教育課長	肥田正和君	社会教育課長	芝原八郎君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	石塚澄幸君
農業委員会事務局長	福留正道君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。順番に質問を許可します。まず2番、山口初美さんの質問を許可します。

〔2番山口初美さん登壇〕

○2番（山口初美さん）

改めまして、皆さん、おはようございます。私は日本共産党を代表して一般質問を行います。

今回も、市民の皆さんから私に寄せられました声や願いを市政に届け、その願いをかなえるために一般質問を行います。

まず初めに、国民健康保険税についてです。命や健康を守るための国民健康保険ですが、国保税が高くて払えないために保険証を取り上げられ、命を落とす事態が全国で起きています。私たちの日置市でこんなことが絶対に起きてはならないと、心からそう思います。病気になったときには医療を受ける権利がみんな平等にあるのです。それがちゃんと保障される日置市でなければなりません。

私たちは国民健康保険の今抱えている問題を、みんなで考え、よくしていくための市民の会をつくりました。国保の仕組みも勉強して、どうして国保税がこんなに高いのだろうか。みんな苦勞して何とか払っているけど、払えない世帯が—滞納者が日置市で1,000人を超えているのはどうしてだろうか。どんな人が払えないのだろうか。いろんなことを勉強し考えました。

また、近くに国保にも入っていないだろうと思われる無保険らしき人がいるけれども、病気になったらどうするのだろうか。困って

いる人がいたら助けてあげたいけども話し合いました。

それにしても、市はそんな人のことをつかんでいるのでしょうか。次から次にいろいろな問題にあることに気づいていきました。当局とも懇談の機会をつくっていただきました。ぜひ一緒に力を合わせて解決していきたいと思っています。

また、病院の窓口での3割負担も本当に大変だという声も聞こえてきます。早期発見、早期治療と言うけど、「うちはできるだけ病院には行かないようにしているよ」という声も聞いています。我慢して悪化して、どうしようもなくなってから病院に駆け込む、そういうケースもふえており、医療費が結局、余計かかるわけです。

病気をしても安心して医者にかかれない人がいるのは、やはり政治がおかしいのではないのでしょうか。

「国保税、払えば医者に行く金はなし」と、3月議会でも市民の声を私は紹介しましたが、共感の声が後から幾つも寄せられました。いざというときの安心のために私たちは税金を払っているのではないのでしょうか。

国保の問題の解決の糸口を探るために、まず1点目の質問です。国保税を滞納し、資格証や短期保険証を発行されている世帯の所得階層、年代、職種などはどうなっているのか、お答えください。

2点目は、滞納者宅を訪問し相談にのるなどの業務や体制はどうなっているのかお答えください。

3点目は、国保加入の申請手続をせず無保険になった市民が何人いるのか把握しているのかどうか、お答えください。

4点目は、国民皆保険を再生するために、今、取り組むべきことは何だと考えられますか。

以上、国保については以上4点についてお

答えいただきたいと思います。

次に、川内原発3号機の増設についてです。九州電力が今回計画し、つくろうとしている川内原発3号機は日本で最大の159万キロワットのもので、1号機、2号機の1.8倍の出力を持つ巨大原発です。日置市は直線で結ばばわずか30キロメートルという近距離にあり、海もつながっていて温排水の問題など漁業にも影響があると言われていました。自治体は違っても決して他人事ではありません。市長は川内原発3号機の増設についてどう考えておられるでしょうか。

6月7日、薩摩川内市の岩切市長が増設への同意を表明されました。薩摩川内市議会には、賛成陳情が35、反対陳情が36の合わせて71の陳情が出されておりましたが、賛成陳情を賛成27、反対2で採択し、反対陳情を不採択にしました。

議会の意思を尊重したいと同意の理由を述べた岩切市長は、市民の安心・安全確保を前提に、地球温暖化対策などの面から原発を容認してよいと考えていたと、こんなことも言っておられました。これは、事故が起こることなどは全く考えようとしめない驚くべき見解ではないでしょうか。

薩摩川内市の岩切市長が、万が一事故が起こった場合、人体や環境への影響をどう考えているのかはわかりませんが、我が日置市長には真剣に考えていただきたい。もし、万が一、川内原発で事故が起こった場合、人体や環境への影響をどのように考えておられるのか、お答えください。

また、民主党政権は温暖化対策を理由に原発を推進すると言っていますが、これについての市長の見解をお聞かせください。

次に、河川の愛護作業についての質問を行います。高齢化が進み、河川の愛護作業が負担になっている。改善してほしいという声がたくさん寄せられております。この愛護作業

運動の実施については県知事から市長あてに依頼文書が毎年送られてきています。この運動は、県民に対して河川愛護思想の普及・啓発を行い、河川を大切にきれいにする機運を高めるとともに、県民の自主的な河川愛護作業等の実施によって、河川に対する理解と協力を得ながら、良好な河川環境の保全、創出を図ることを目的としておりますと書かれています。

つまり、2級河川の管理責任は県にあり、県から市への依頼があって、市民がボランティアで作業する流れで、年1回全市的に愛護作業が行われているわけです。過疎化や高齢化が進んだ地域や自治会が河川愛護作業をしなければならないという面もあるようですが、昔から集落全体でみんなで力を合わせてやっけていて、大事な川を守る大切な作業だから、とてもやりがいがあり、大変だと思ながらもみんなで作業するのは楽しいと感じる人もきっとあるはずです。

川がきれいになるとうれしいし、やってよかったと思える、こういう面も確かにあると思います。これがボランティアのあるべき姿だと思います。しかし、今の現実なかなか人が集まらない。年をとると簡単な作業も大変になってくる。人手が足りずに1日かかった。川の中に入っての作業や勾配のきつところなど危険なところもあって大変だなどの声があるのも事実でございます。

市や県は「危ないところはしないでください」と言っておりますが、そのまま放っておくわけにもいかないわけです。結局、困るのは自分たちだからと無理をしてやっているのが現実で、こういうところでは市のほうで業者にそういう危ないところはやらせてほしいという声も寄せられております。

市内全域の全河川にわたって、堤防や河川敷と川の流れの中の草木やごみなどの清掃や伐採作業、除去作業などがどのように行われ

ているのか、市として実態をどう把握されているのか、またどのような対応をしているのか、お答えいただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の国民健康保険税についてのご質問でございます。その1でございます。6月9日現在で、資格証明書と短期被保険者証を発行した世帯は合計で423世帯でございます。

そのうち、所得額が100万円未満の世帯が316世帯で75%、100万円から400万円未満の世帯が105世帯で24%、400万円以上の世帯が2世帯で1%となります。

また、年代別では18歳以上40歳未満が68世帯で16%、40歳から60歳未満が204世帯で48%、60歳以上が151世帯で36%となります。

主な所得の種類を申し上げますと、給与世帯が178世帯で42%、営業が91世帯で22%、無職が85世帯で20%、年金が55世帯で13%となります。

2番目でございます。滞納者に対しましては、督促状や催告書、電話催告等の業務を行うなど滞納対策に取り組んでいます。そのほか、税負担の公平性確保の観点から直接お会いするなどして実態調査を行うとともに、個別の納税相談等を通して納付指導を行っています。

また、特別な事情があり一括納付が困難な滞納者には、納付相談を実施し、分割誓約書の提出により分納で納付していただいております。

3番目でございます。事業所等の健康保険を脱退された場合には、14日以内に国民健康保険の加入提出が必要となります。この提出は本人の申請に基づいて行われますことか

ら、国保の届け出をされていない方を把握するには現行制度は困難で把握はできないところでもございます。

なお、国におきましても、国民健康保険と国民年金制度の被保険者資格の適正化等を図る相互連携事業についてモデル事業を実施いたしております。実施状況を検証した上で、今後、全国的に実施予定とのことでございますので、国民年金との連携により無保険者の解消も図られると考えております。

4番目でございます。国民健康保険は約半世紀にわたって国民皆保険の中核的役割を担うとともに、医療のセーフティネットとして市民の健康を支えてまいりました。しかし、農業と自営業を中心として出発いたしました国保も、現在は無職や非正規雇用等の低所得者の割合がふえ、滞納も増加するなど多くの課題を抱えております。

これらの構造的な問題を解決し国民皆保険を再生するためには、すべての国民を対象とする医療保険制度の1本化に向け、国または都道府県を保険者とする市町村国保の広域化と財政基盤の強化など早急に取り組む必要があると認識しているところでございます。

2番目の川内原発3号機の増設についてのご質問でございます。1番目でございます。薩摩川内市議会は、6月定例議会で安定した電力供給に原発は必要として3号機増設に関する賛成陳情を採択し、これを受け市長が同意を表明されました。地元市長の同意が得られたことで、九電は国へ重要電源開発立地指定を申請するということとなります。

国は重要電源開発立地の指定に先立って県知事への意見照会をすることとなりますので、日置市としては今後の動向を見守っていきたいというふうに考えております。

2番目でございます。原子力発電所は異常事象の発生防止、異常事象の事故への拡大防止、事故にあった場合の放射性物質の異常放

出防止という多種防護の考え方を基本に、国において原子炉等規制法などの法令に基づき発電所の設計段階から建設、運転、各段階ごとに厳しく規制されており、事故による影響を最小限を食いとめるなど複数の安全対策が講じられております。

したがって、周辺環境に重大な影響を与えるような事故は発生しないと考えておりますが、万一の事故を考慮して国による防災対策の重点地域の範囲が決められており、原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲として国の原子力安全委員会で専門的見地から検討され、おおむね原子力発電所から半径8キロから10キロの範囲で十分であるとの考えも示されており、この外側では屋内退避等の防護措置は特段に必要ないとされております。

したがって、日置市におきましても原子力防災対策を重点的に実施すべき地域とは考えられておりませんが、万が一、事故が発生した場合には国から原子力緊急事態宣言が出され、原子力災害合同対策会議や国・県の現地災害対策本部が設置されますので、市民が安全に行動できるように情報収集に努めていきたいと考えております。

また、具体的事態に応じて臨機応変に対処していく必要がありますので、異常事象が発生した場合には迅速な情報の提供を県に申し入れているところでございます。

3番目でございます。世界の原子力発電所のかわりに火力発電を利用したとすれば、二酸化炭素の排出量は年間11億トン増大されるとされております。

国におきましても、低炭素社会づくり行動計画により発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電は、今後も低炭素エネルギーの中核として地域温暖化対策を進める上で極めて重要な位置を占めているとされております。当然、再処理の問題、建設コスト、放射性物

質の最終処分の問題など今後解決していかなければならない問題もありますが、また開発が検討されております小型原子炉など今後も研究が進んでいくものと思っております。

また、太陽光、風力発電は出力が気象条件によって大きく左右され、出力の予測が難しいなど問題にされておりますが、化石燃料への依存度を可能な限り下げていくことや、環境面からも重要なエネルギー資源と考えております。

電力需要の増加、エネルギーセキュリティの確保、地球環境問題への対応、経済性等を総合勘案し、バランスのとれた電源開発が必要と考えております。

3番目の河川や道路管理についてでございます。愛護作業のうち、河川愛護につきましては毎年5月から6月にかけて河川愛護月間として、地域住民が河川を大切にきれいにする機運を高め自主的な作業を実施していただいておりますが、高齢化等もあり危険な箇所作業などを控えるようお願いしている状況でございます。

また、道路愛護作業につきましては、住民の生活に欠かすことのできない道路の重要性などについて関心と理解を深めてもらい、快適な生活環境の形成を図るため毎月8月から9月にかけて実施しております。

また、管理公社や直営作業員では除草・伐採等のほか、市道全般の路面・側溝等の維持管理作業を年間を通して行っております。また、本年度は雇用創出に向けた緊急雇用創出事業を導入いたしまして、市道を含めた公共施設等の景観保全、維持管理や交通安全の確保を図る計画をしております。

愛護作業の取り組みが年々厳しくなっていることは理解しておりますが、住民・地域・行政相互の役割分担を明確にしながら、無理のない範囲で協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○2番（山口初美さん）

それでは、お答えいただきましたので、再度、順を追って質問をさせていただきます。

先ほど短期保険証と資格証の数字、合計で報告されたんですけれども、これを資格証明書が幾らで短期保険証が幾らというふうに細かくご説明をお願いしたいと思います。

○健康保険課長（大園俊昭君）

お答えいたします。まず短期被保険者証でございますけれども、現在359世帯となっております。

また、資格証明書につきましては64世帯ということでございます。

○2番（山口初美さん）

この資格証明書というのは、病院の窓口では医療費がかかった10割を負担しなければならぬわけなんです、この資格証の発行については国のほうも慎重にするように通達というか、自治体に要請をしております。

特別な事情がある場合は資格証を出してはならないと。それから、滞納理由を丁寧に把握するように自治体に要請していると言っていますね。

それから、払えるのに払わないと証明できた場合以外は慎重な対応をするようにということなんです、この資格証の64につきましては払えるのに払わないと証明できた分なのかどうかということを確認をしたいと思えます。

○健康保険課長（大園俊昭君）

資格証明書の関係につきましては、前々年度以前に滞納がございまして、相談等に応じていない方につきまして資格証明書を発送をいたしているところでございますけれども、この交付につきましては、例えば本市におきましては、法では特別な事情があった場合については資格証明書は交付しないという形になっているところなんですけれども、本市に

おきましては、例えば特別な事情がある場合に限らず納付の誓約があった方、こういった方につきましても短期被保険者証を交付しているということで、必ずしも機械的な運用は行っていないということで対応いたしているところでございます。

○2番（山口初美さん）

この資格証を持って病院に行っても、窓口では10割払わないといけないということは資格証明書を持っていても何もならないわけですね。そういうものを市からご丁寧にいただいても、なかなか市民としては市への信頼というか、そういうのは生まれてこないと思うんですが、本当に今滞納整理係というのも設置されまして滞納にも一生懸命努力をしておられるところでございますが、こちらから出向いて行って相談に応じてもらうというようなことはなかなか大変だとは思いますが、その辺の実際にどういうふうに行われているのかということ、具体的な市の対応についてお聞きしたいと思います。

○特別滞納整理課長（平田敏文君）

お答えいたします。現在、滞納につきましては年3回、管理職等も含めた臨戸徴収等も行っているところでございます。

その中におきましても納税相談等も実施しておりますし、あとはまた電話催告等によりまして滞納の相談等も行っているところでございます。

○2番（山口初美さん）

本当に、この市民の中にはやっぱり国保税を払うのが大変だという声がたくさんあるわけですね。それで私は引き下げをするべきだということを何回も今、申し上げているんですが、合併時に各旧町から持ち寄った基金の額についてお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ合併におきます基金の持ち寄り、約3億4,000万円程度でございました。

そういう中におきまして、それぞれ旧町ごとに基金の集まりが違う関係の中におきまして5年間、不均一課税ということをして21年度まで持ち寄りが違った関係でさせておきまして、22年度からは均一課税という状況になりました。（発言する者あり）

○議長（成田 浩君）

ちゃんと質問を。

○2番（山口初美さん）

各旧町からそれぞれ持ち寄った、具体的に伊集院が幾らで、東市来が幾らでというところをお示しいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

旧東市来が1億7,700万円、旧伊集院町が1億400万円、旧日吉町が1,100万円、旧吹上町が5,200万円程度でございます。

○2番（山口初美さん）

私は、1世帯当たりの引き下げは7,000万円あればできるということを繰り返し申し上げているんですが、この基金は今もそのまま残っていると認識しておりますが、間違いありませんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいますとおり基金は3億4,000万円程度でございます。この不均一課税ということで、やはりある程度高く納めなけりゃならなかったところも出てまいりまして、どうかこの5年間、医療費等にしてはほとんどの状況で行ったということでございます。

今後22年度におきます均一課税を含めまして3億4,000万円の基金があるわけなんですけど、これは約1カ月程度しかございません。このことにおきまして、通常3カ月程度の基金がなければいざのときはどうしても、今議員がおっしゃいますとおりこれを下げてくれということであろうかと思っておりますけど、また足りなくなったら倍以上の保険料をしなきゃならない。

私どもはやはりなめらかな形の中の保険料のあり方ということについていつも考えておきまして、基本的には22年度におきましても若干、今後の医療費の伸びというのが抑制されている状況であればよろしいわけでございますけど、今の状況を見ますと、毎年医療費というのは上がっているという状況でございます。この基金の取り崩しというのはもう最低でもこれだけ持っていなければならない。22年度のまた決算を見なきゃならないわけなんですけど、基本的には22年度にこれだけの残が残るということはちょっと保障が難しいというふうに思っております。

今、申し上げましたとおり、22年度から均一課税になりました。そういうことも含めまして、やはり税収の確保というのが大変難しい状況ではございますので、議員がいつもおっしゃっておるように「国保を下げてください」ということを言われておりますけど、実際の財政の運営をしていくには大変難しいことであるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

こんなに国保の財政が、市の財政も厳しいという中で、やはりこの基金があるのであればそれを何かのときのためにとっておくという考えではなくて、本当に市民のために生かして使う。こういうことを今本当にやるべきときではないかというふうに私は考えております。

なぜ、やっぱりこの自治体としての国保の運用が厳しい状況になっているのかということ、やはり国が以前は2分の1を負担していたのが4分の1に、今現在減らされてきている、この問題が根っこにやっぱり大きくあるわけですね。

ここが解決されれば、本当に市民への保険料負担を軽減するような、そういう施策も本当にやりやすくなると思うんです。その点も3月議会のときにも申し上げて、市長も国に

ぜひそういうふうに行きたいということだったんですけど、何か行動を起こされたのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

先般の全国の市長会の会議の中におきましても、今後の後期高齢者の医療制度、この国保の制度、基本的には市長会といたしましても、いわゆる広域化、これが一番大きな前提であると。

その中で、今ご指摘がございました国の負担の問題、この負担を上げていかなければ広域化してみても大変大きな保険料としてまた個人の皆様方に跳ね返ってくる。市長会といたしましても、この広域化とこの国の負担率の率の上げということで国のほうにも要望書を上げておるのも事実でございまして、私もそういう会の中に行きまして発言もさせてもらっております。

○2番（山口初美さん）

この日置市の市民の皆さんが本当に病気をしても安心して病院にかかれるように、市のほうでも今後も努力していただいて、国のほうにもそういう行動を起こされているということで、ぜひまた地方から国を動かしていく、そういう国の政治をかえていくということが本当に大事だというふうに思います。そういうことを今後努力してやっていっていただきたいというふうに思います。

次に原発の問題のほうに移りますが、先ほど事故を想定してのいろいろな対策はそれなりに対策は考えられているというような説明だったと思うんですけど、実際、世界でも日本の中でも原発の事故が起こっております。そういう事故のことをどのように認識しておられるかについてお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、日本の中におきましても大変原発におきます事故、い

ろんなのが起こっているのも事実でございます。特に、この原発につきましましてはいろいろな安全対策をいろいろな方面から考えていかなければ、1つの方向だけからの安全性というのは大変難しいというふうに思っております。

やはり事故が起こったら情報公開といいますが、情報を早くすぐ市民の皆様方にも知らせて対応していく、そういう1つの情報の公開、これが一番私は大事なことであるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

チェルノブイリの原発事故は1986年に起こりましたが、事故から24年たっているわけなんです、今でも30キロゾーンは立ち入り禁止となっています。もうそこには住めないわけですね。放射能の汚染は、そして今も続いているわけです。

原発というのは、一たん事故が起こればやっぱりもう取り返しのつかないような子々孫々にまで影響があるような、そういうことが起こり得るわけで、本当にこの問題は日置市民の将来にわたる大切な問題として位置づけて、今後も慎重に県の動向やら見守っていききたいという市長のご答弁でしたけれども、3月議会の際に7番議員が環境影響調査について質問をされました。

その調査の結果について、市長はその調査の結果などごらんになったのか。ごらんになったのであれば、そういう調査の内容を見てどのように感じておられるのかについてお伺いいたします。感想をお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

3日前も九電の営業所長が来ていただきまして、この問題につきましまして説明をしていただきました。それぞれのパンフレット等も用意しておりまして、特にこの環境アクセスの中におきまして、その基準値を含めた中でOKといえますか、そういうのが出たというこ

ともお聞きしております。

特に、環境調査におきましてもいろんなご意見があったという部分は伺っておりますけど、先般も営業所長にも申しあげましたけど、今後やはり私どものほうにおきましても約30キロ、隣接じゃなく次の隣接といいますか、そういうことで、特に薩摩川内市におきます旧祁答院地域の距離と私ども地域の距離というのはもう一緒である。そういう、特に海岸線を持っている漁協を含めた中におきます影響というのも大変大きな課題を持っておりということも申しあげまして、いろんなことが起こることを含め、またいろんな情報を私どものほうに教えていただきたいと、そういうことも申し入れをさせていただきました。

○2番（山口初美さん）

本当に海はつながっているわけで、漁業への影響が本当に、この温排水の影響が心配されるわけですが、実際に、漁獲量とか、そういうものにも影響が出てきているというような話も聞いております。

また、原発というのはやはり本当にいろいろな問題が、まだ未解決な問題がたくさんあるわけです。

1つは原発の解体の問題もあります。老朽化した原発は解体しなければなりません、その作業が私たちの創造を超えた気が遠くなるような大変な作業であるということがNHKのドキュメント番組で取り上げられておりましたけれども、ごらんになった方もあるでしょうけれども、放射能で汚染された原発を解体する作業、そのためには頭のとっぺんから足の先まで防護服をかぶって、本当に長時間の作業は無理なんですね。

おまけに原発は大変事故に備えて丈夫にできてくるものですから、解体作業はなかなか進まない。そういうひたすら頑強にできている、そういうものを解体しなければならないとなったときに本当に作業は困難を極めてい

るという、そういうこともあります。

また、放射能廃棄物の処理の問題も解決されてないわけです。

今後、何世紀にもわたって負の遺産として引きつがれていくということがわかっているわけです。

また、原子力発電によって、核兵器の材料となるべき物がどんどん生産されているという、平和の問題にとってもやっぱり心配の面もあるわけなんですね。そういう点、市長はどのように考えられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、原発におきます、特に再処理の問題、放射線物質の最終処分場、こういうものもまだ日本内で解決できていない。今、再処理にしてもフランスのほうにお願いしているというのも状況でございます。

こういうことを含めまして、やはり再処理のできる、日本の循環の一環の中でこれはきちっとやっていかなきゃならないことだというふうに思っております。

基本的に、この核が核兵器に使われていく。こういうものについては大変危惧する1人でございます、やはり今後におきますこういうエネルギー環境、こういうものの私どもの生活に完結するものに有効利用していただく原発である、あってほしいというふうにも願っております。

○2番（山口初美さん）

明快にお答えいただいてありがとうございます。本当に、この原発の危険というものを私たちは決して忘れてはならないと思います、放射能の恐ろしさということ。

また、本当に自然災害も心配なわけですね。地震、津波、海の近くにありますので、この津波のときに、その原発が本当にそれに耐えられるのかという、それはまだ実際にそういうことは起こってないわけで、だれも想定が

できない問題だろうと思います。

国のエネルギー政策というのが本当に根本的に問題になってくると思うんですが、本当にエネルギーの確保ということに対して、やはり安全な自然なエネルギーの開発とか、そういうことに国が力を入れていくべきだと私は考えるわけです。

新しい巨大な原発をつくらなくても、エネルギーの確保は可能です。問題は依存する政府と電力会社のエネルギー政策、ドイツでは自然エネルギー普及に力を入れて年間1億トンのCO₂を削減するとともに雇用や技術、資金の流れを地域に生み出して大きな成果を上げています。日本でも本当に原発依存から抜け出して自然エネルギーの開発普及に全力を尽くすことが求められているということを申し上げまして、次に移りたいと思います。

河川の愛護作業ですが、今、県のほうからも河川愛護作業には危険が伴い予期しない事故等が発生する恐れがあるので、軽易な雑草等の除去及び河川内のごみ、空き缶等の収集にとどめること。特に高齢者及び児童が参加する作業については十分注意することというような文書も来ているようなんですが、実際、危ないところはしないでくださいというふうに市のほうから言っても、やっぱりそれで済まされないということでそういう作業もされているようなんですが、もしこの河川愛護作業中に事故が発生した場合には、管理責任は県にあるわけですが、作業は市が直接市民にお願いしてやらしているということになると思うんですが、そういう事故が起こった場合は市としてはどういう対応をされているのか、そこら辺をご説明いただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

道路にいたしましても河川にいたしましても、私どもは総合保険に加入しておりますので、そういう人の実態に応じて保険請求をし、

また治療をしていただくというふうになっております。

○2番（山口初美さん）

わかりました。その流れで、市から各自治会へはどのような費用弁済がされているんでしょうか。説明をお願いします。

○市長（宮路高光君）

自治会というよりも、それぞれ自治会のほうから負傷された方の氏名とか、そういうものが報告ございますので、基本的には自治会じゃなく個人的にそれぞれの保険のほうからお支払いをしていくという方向になるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

これはボランティアという位置づけなんですけれども、個人にそういうものが支払われているということ、ちょっとよく理解ができないんですけど、それは伐採に使う油代として現物支給的に支払われているのか。何か支払われる根拠はどういうふうになっているのか、お伺いします。

○市長（宮路高光君）

今の負傷した方を（「ああ」と呼ぶ者あり）ということを保険料という意味でご理解してほしいし、自治会のほうにつきましては、それぞれの愛護作業におきますキロのメーターによって自治会のほうにはお支払いをしているというふうに理解してほしいものと思っております。

○2番（山口初美さん）

その危ないところはしないでくださいと言われて、そのまま放っとくわけにもいかず、やはり自分たちで作業をしているところを、ぜひ市や県のほうで業者にでも委託してやらしてほしいというような声があるんですが、その点についてはどのように対応されますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

しかし、この5、6年を見ますと、大変ど

の河川もですけど、面をぼうぼうとしていますか、寄り洲の除去もできない、大変もう環境的にも大変よろしくない方向で今進んでいるというふうに思っております。

この中におきまして、特に寄り洲の除去におきます、県にも私どものほうも申請をしておるわけでございますけど、県も財政的難の中でいろいろと十分な措置がしてないというのは実態でございます。

また特に、河川におきましても今年1回、2回はらっておったところも1回にしたり本当に草ぼうぼうの河川敷が多いというのも事実でございます、特にこの河川につきましては県の管理の中におきまして、やはり予算の措置をしていただくよういつも私ども県との協議会がある場合につきましていつもご提案を申し上げ、また早く実施してほしいという要望もいつも言っているのが状況でございます。

○2番（山口初美さん）

市としても県のほうに申請をしているが、なかなかそれがうまくいっていないということのようですが、やはりボランティアでやれる範囲はボランティアでももちろんこれまでどおりやっていただければいいと思うんですが、そうじゃない、やはり危険なところ、難儀なところですね、そういうところはぜひ今、業者も仕事がなく困っておりますので、そういうところにやっぱり機械などを入れて専門的にやっていただくように県のほうにも再度強く要請していただいて、やはりボランティアはボランティアとして「みんながやってよかった」と言えるような、そういうボランティアにさせていただくように県にぜひ市長のほうからも働きかけを期待したいと思います。

そして、もう1点申し上げたいのは、河川愛護作業の実施に当たっては自主的な住民参加が基本であるので、住民への参加の強制や不参加者からの金銭の徴収等が行われないよ

うに十分注意すること。

また、清掃の実施時期、期間等については地域の動植物の生態系統に配慮して決定するように住民に対して周知徹底を図ることと、こういうこともこの文書の中にはあるんですが、実際、自治会としても仕方がないというか、やはりどうしても都合の悪い方や参加しない人たち、そういう人たちから金銭というか、そういう徴収も行われたりしている例がまだ残っているようなんですけれども、その辺を市長としてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今まで、それぞれの自治会におきます慣習といいますか、やはり自治会長さんも平等性という観点の中で、その地域におきましては高齢者の方々は免除するとか、いろいろ実態があるようでございます。そういうことも伺っておりますので、やはり自治会内におきますそれぞれの今までのみんなでも話したことでございますので、このことについては自治会のほうに主体的に運営をしていただければいいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

時間も迫ってきましたのでまとめたいと思うんですが、市民の協力でこの愛護作業が行われているんですけれども、やはり本当に真面目に一生懸命する責任感の方々が、作業が半日で終わらずに1日ばかりで苦勞して作業したというような例もあるわけですね。

ですので、本当にこの作業の計画を立てるときに無理な負担がいかないようにきちんとそのボランティアの範囲の中でその作業を収めていただくような、そういう計画書にしていく必要があると思うわけです。

それを自治会のほうにも徹底をして、今各自治会にも職員が配置されておりますよね、共生・協働の地域づくりを進めていくという市長のお考えからそういうことがやられてい

るわけですが、こういう河川作業というのはそういうことを具体的にやっばりやっていく、やっていくべきそういうことなのではないかなというふうに考えるわけです。

ですから、本当に市民が大変だと思っているようなところをきちんと無理をしてやらなくても済むように、具体的に計画づくりのところから市の職員の人たちにも入っていただいて、そういう徹底してボランティアをやっていただく、日置市が本当にみんなの気持ちよい協働のボランティアが進む、そういうふうになっていけばいいと思うんですが、その点は。

○議長（成田 浩君）

あと、1分になりました。

○2番（山口初美さん）

はい。市長のこの河川愛護作業についての、今後どういうふうに市ではやっていくというそのお考えをお聞きして私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおりボランティアということがあります。その中で、いつも私どもとして、無理もしない中でやってほしいという部分がございます。また、自治会におきましては、大変範囲の広い自治会もあったり、また小さな自治会も範囲の短いといいますか、少ないところもあります。

今後におきましても、やはりこのボランティアを続けていくには、無理のない形の中で自治会長さんたちにはお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

ここでしばらく、休憩いたします。

次の会議を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、漆島政人君の質問を許可します。

〔12番漆島政人君登壇〕

○12番（漆島政人君）

私は、さきに通告いたしました2つの件について質問いたします。

まず1点目は、伊集院駅周辺整備に関することです。4月の全員協議会の席で伊集院駅周辺駅整備に関する予算や負担割合が示されました。総事業費は12億2,130万円で、工事費に対する負担割合はJRが5,250万円、日置市が11億6,880万円となっています。また、工事については来年度から着手する計画です。

そこで、私は以前も同じ趣旨の質問をいたしました。今後、巨額投資を伴う伊集院小学校の建てかえや老朽化した防災行政無線の更新、また、し尿処理施設の改修費負担金など確実に進めていかなければならない大型事業も山積しています。

またその一方で、だれもがご承知のとおり、回復見通しの立たない地域経済や歳入の多くを国債に頼った国の財政構造、また合併10年後から段階的に大幅に縮小される地方交付税など今後の歳入見通しは非常に厳しい状況にあります。

そうした中、今の計画で駅周辺整備を進めていけば、5、6年先からの財政運営はかなり硬直化していくことが予測されます。

したがって、もう少し景気の動向や国政等を見極めた上で事業を進めるべきだと認識しますが、市長の見解を伺います。

2点目は、共生・協働の地域づくりに関することです。現在、地区公民館を拠点に、行政と住民との共生・協働の地域づくりが推進されています。また、その地区館では指導員や主事補を配置し、証明書発行も行っていま

す。

そのほか、基金を造成し、各地区の社会基盤の整備等にも取り組んでいます。

そこで、お尋ねしますが、住民との共生・協働の地域づくりを唱えながら、その一方で拠点となる地区公民館では多額の人件費を使い、また利用の少ない証明書発行を続けている。このことは、私は共生・協働の考え方に矛盾を感じますが、市長の見解を伺います。

また、課題解決への取り組み事業の中には、防犯灯の設置やロードミラー、ガードレールの設置など緊急性に疑問を感じる事業が多く見受けられます。しかし、その一方で、住民の生活基盤となる地場経済の疲弊や年々高齢化が進む過疎地の問題など、地域においては深刻な課題を抱えたままとなっています。

私は、今までの地域づくりそのものの本質を見直した取り組みをしていただければ周辺部の、特に山間部においては加速度的に疲弊していくのではないかと危惧いたしますが、市長の見解を伺います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の伊集院駅周辺整備についてというご質問でございます。伊集院駅周辺整備に係るJRとの負担割合につきましては、全員協議会でもご説明したとおりでございますが、まだ管理部門等につきまして詰めをしていかなきゃならない部分も残っております。

整備に関する予算計上につきましては、社会整備資本交付金を導入しておりますが、起債につきましては合併の特例債を活用する計画でございます。

元利6年据え置き30年償還とした場合、最終的な市の負担につきましては約1億8,000万円程度になるというふうに思っております。

このことにつきましては、今までも伊集院高校の同窓会を含め、いろんな形の中で私ど

ものほうに要望も上がってきておるところでございまして、「今、なぜこの時期に」という見解もあるようでございます。

特に新バリアフリーの法律等も含めまして、今伊集院の乗降客は約5,000弱ということございまして、これが下回ってくればこのような補助事業も使えなくなるというのも、一番大きな基金でございますし、また一括交付金の導入等もございまして、今この時期にこの補助事業等にのせていなければ、今後におきます整備の予算の、国の枠づけというのが大変難しくなると、そういうことも踏まえまして、今おっしゃいますとおり、いろんな今後におきます課題はたくさんあるわけでございますけど、今決断していかなければ、今後におきまして次の機会のこのことにつきまして国庫補助金等、またJRとの協議におきまして大変難しい時期であるということで、今までも10数年間、このことにつきましては論議してきましたけど、最終的な判断をさせていただき、本年度から駅周辺の整備につきまして着工させていただきたいということで今申し上げているところでございます。

2番目の行政と住民による「共生・協働の地域づくり」ということでございます。「共生・協働の地域づくり」とは市民や自治会、地区自治会、公民館と行政が対等の立場で信頼し合いながら連携協力を果たして、役割分担により公共的課題を解決していくということであるというふうに考えております。

今、ご指摘ございましたとおり、地区館運営につきましては人件費等も使っているのも事実でございます。その中におきまして、特に来年度以降におきますこの地区館とあり方につきましては、特にこの条例公民館という部分もございまして人員的なものにつきましても今後検討を1年間させていただきたいというふうに思っております。

特に、まちづくりにおきます事業等も導入

させていただいておるところでございます。

また、証明につきましても、郵便局でできる部分もたくさんあるというふうに思っておりますし、それぞれの体制の中におきます、ご指摘ございますとおり、今館長、主事、指導員、指導員の補佐と、この3人がいるわけでございますけど、それぞれの地区館におきまして、それぞれの事業の役割を込めまして、今後この人間的なものにつきましても再検討をさせていただきたいという考え方の中で、新しく来年度4月からいろんなご意見をいただいて整備をさせていただきたいというふうに思っております。

また地域づくりにおきます課題解決の中におきまして、16番議員の説明でも申し上げましたとおり、この中におきます約30億円程度の投資的な経費がありまして、その中で5%程度、地域民の最優先といいますか、そういう声を入れていこうという考え方の中で、この基金創設をしたと、ここあたりをご理解していただきたいと思っております。

ただ地域に割り当てたというわけでもなく、それぞれ自主的に、またその地域が市道にしても、農道にいたしましても、いろんな地域におきます生活環境整備という中におきまして、これを優先順位をつけていただきたいと。

これはさきも申し上げましたとおり5%程度の枠の中でしていただくことでございまして、防犯灯とか手軽なガードレールとかそういうものが身近に上がってきておりますけど、これは地区民の皆様方が自分たちはそういう部分がいいんだという分であったから、そういうものに着手をさせていただいたということで、そこあたりを私、皆さん方もご理解をさせていただきたいと、これは同じ一般財源、税金でございますので、ただ基金を与えただけだという考え方じゃなく、その35億円ぐらいの5%を主体的にみんなが自分たちで若干5%考えていただきたいという、そういう趣

旨の中で、この基金をつくり、今、事業を実施しております。

まだ、今言ったようにいろんな、きのうもございましたように、まだまだ課題といいますか、これは完璧ということじゃございません。

また地区民の皆様方のご意見をいただきながら、それぞれ地域の皆様方が満足できる制度設計というのをまだ少しやっていかなければならないかなというふうに考えておりますので、またいろんなご意見というのをいただきながら、この地域づくり基金というのもまた趣旨の目的をかえていく必要があるかというふうに考えておりますので、ご理解していただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○12番（漆島政人君）

初めに、伊集院駅周辺整備の件からお尋ねします。工事費に対するJRと日置市の負担割合が、ちょっと計算した場合約1対22になります。この負担割合について、市長はどう認識されるのかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

特に新規をするところにつきましては、新規駅、広木駅を対象とする中におきましては、やはり事業費におきます1対9という部分があります。

今回の場合につきましては、改修という部分の中で行われます。特に、この場合につきましてJRとの問題におきますあの中で、ちょっと事業費が膨らんだというのは、今の駅舎の場所は広場ということで市が取得しなければならないと。そういう関係の中で約七、八千万円、ちょっと私どもが負担を多くしていかなきゃならない部分が出てまいりました。

そういう中で、ほかの新設をする1対9という割合よりも若干多くなったということはございまして、今ちょっと詰めをしているのは、市としてはその土地は取得いたしますけ

ど、また駐車場整備を含めた中におきまして若干の交換もさせていただきながら、後の駐車場の運営、こういうものまでもちょっとJRのほうにお願いし、そこに対します設備といますか、今それで1時間の何分の機械を据えつける、そういうもの若干そういうものがまだ詰めがなされていないということでございます。

そういう中で、若干このような事業費割になったということであるということでございますので、ご理解していただきたいと思っております。

○12番（漆島政人君）

日置市も、今後4、5年のうちに10億円を超すような大型事業が幾つか見えています。それにともなって発生する起債もかなり多くなっていきます。

そのほか、さきにも説明がありましたけど、19億円もの起債を利用した基金積み立ても計画されています。

当然、これらのことは今後の財政計画にも組み込まれていると思いますが、そこでお尋ねしますが、5年先の予算計画ですね、平成27年度ですか、このときの予算計画について予算規模だけ幾らぐらい見ているのか。それと、歳入の地方交付税、地方債また市税ですね、これを幾らぐらい見込んでいるのか。

また一方、歳出の金利を含めた公債費、投資的な経費、その他の経費、これを幾らぐらい見込んでいるのか、そのことをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

若干詳細には課長のほうから説明させますが、基本的に今のこの段階におきまして、ちょっと歳入を含めた見通しというのが若干難しい部分がございます。

と申し上げますと、国の政策の中におきまして今、地方交付税のあり方、また今一番言われております一括交付金の問題、特にこの

一括交付金の問題がどういう形の中でそれぞれの各自治体に配分されるのか、これによって大きくいろんな財政計画というのはかわってまいります。

ここあたりを含めて、今の現状の補助金制度を含めた中にいきますと、5年後を含めた中におきまして、今、皆様方にもこの中期プランをしておりますとおり総体的な私どもの予算規模の中にいきますと約200億円程度、この程度がやはり財政を収入と支出を見た場合に一番いい程度であるというふうなのは十分わかっております。

ですけど、今言いましたように、国の制度設計、交付税を含め、一括交付金を含め、こちらあたりの分の、特に交付税につきましては今の算定基礎がございまして、国のほうにおきましてもこの確保というのは十分やっていきたいという部分を持っておりますけど、この一括交付金も恐らく客観的な指標ということで、面積と人口、これが主になってきます。

さきに申し上げましたとおり、今なぜここでこの事業を取り入れるかといいますと、この一括交付金の場合に客観的な人口と面積をした中で配分しますが、着工している補助金につきましてはこれは一括交付金の中に上乘せると、そういう1つの基本的な一括交付金に移行する場合がございますので、そういう情報等も早く入手しておりましたので、もうどうしても今回の中で事業枠の中に入れていかなければ、今後におきますこの一括交付金にされた場合につきましても市としての約10億円程度、その中の6億円以上の国庫補助金というのは確保されるということでございましたので、今の時期にしなきゃならないというふうに思っております。

詳細について若干、今わかっている段階だけで財政管財課長のほうに説明させます。

○財政管財課長（富迫克彦君）

お尋ねの平成27年度の予算規模というこ

とでございますが、今、市長のほうからございましたように、おおまか200億円というシミュレーションになりますけれども、その中で、制度がいろいろ不確定でございますが、市税の地方税の関係で40億円程度ですね。それから、地方交付税の関係で77億円程度、それから、国県支出金の関係では37億円程度は今のところ見込んでいます。

ただ一括交付金のこととか、この秋口にならないとなかなか具体的な姿が見えないようでございますので、この辺についてはまだまだかわる要素がございます。

それから、歳出の面で公債費の関係では、21年度末までに借り入れた部分まで含めた形で27年度34億円余りの償還を見込んでいます。

以上でございます。

○12番（漆島政人君）

今の時点で具体的な財政計画が示されないのは、当然、理解はいたします。

でも、どうしても大型事業を導入する上でやはり厳しく厳しく、民間企業に例えた場合、当然厳しく厳しく財政計画を立てて、それに基づいてやっていく。そういったやっばし緊張感を持った、そういう危機意識を持った取り組みが必要だろうと思います。

そこで、地方交付税についても、その算定基礎がどうなっていくのか、制度がどうなっていくのか、これからわからないわけですが、それ以前に、その原資となる五税が果たしてどういう順調に確保していけるのか。また市税についても40億円ということでしたけど、今の経済が地域経済が回復してそれだけの確保ができるのか。また、地方債についてもことしの段階では臨時財政対策債、これが一挙に約15億円ですか、ここまでふえています。

この中で、果たしてどれだけ起債計画の枠

を組めるのか。かなり難しいと思います。また、義務的経費も、公債費については年々社会保障関係が上がっていく中で、やはりその中の公債費、この償還計画をかなり厳しく抑えていかないと、34億円でやっていくということでしたけど、これも果たしてこれで行くのか。

私はやはり五、六年先の財政運営、仮にこの今の伊集院駅計画をこのまま計画を進めて場合に、やはりかなり厳しい状況にあるんじゃないかと私はそう思うわけですけど、市長はどう認識されますか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、財政状況というのは今から先も大変厳しい状況であるというふうには思っております。

さっきも申し上げましたとおり、やはりこの起債を含めた中におきますこれが丸々起債であつたら、また大変な大きな負担というのが出てまいりますけど、約6割ぐらいの国庫補助金の中で整備ができる。やはりこういう新しい1つの国庫補助金も大事な1つの私は歳入財源だと。

ご指摘のとおり、まだあと5億円程度借入れをしなければならぬ部分もあります。そういうことを踏まえまして、今後におきます財政計画の中で合併債の基金を増設したのは、特にこの4、5年後におきます、充当をしていきたいと、そういうことで今回2億円程度ずつ基金造成も今それぞれの歳入確保という視点の中で今やっている状況でございます。

今、さっき、ご指摘ございましたように、防災無線とか、し尿、学校、そういう部分もあります。こういう分につきましても、生活関連の中に大事なことであるというのは十分認識しておりますので、長期的な借入れを含めた中でやはり薄く広くした形を持ちながら今後の財政運営、また特に今ご指摘がございました歳入というのが一番頭に入った中で、

自分たちのまちにおける歳入の中でどれだけの仕事ができるのか、その仕事をどういう形の中で、長期的といいますか、単年度じゃなくやっていくのか。ここあたりを3年したのは4年、5年かかってやるとか、いろんな工夫をして財政計画をつくっていかなければ単年度で一挙にできるという部分じゃないと。

そういう部分を、やっぱり平均化した形を私どもは歳出の中で考えていく必要があるというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

市長が、国庫補助が確保できるうちに整備していく、そのことは私も理解はできます。やはり今後は、その国庫補助の確保も難しくなっていく状況に当然あると思います。

がしかし、住民の方も、補助があるから、補助のあるうちに、いろんな箱物事業を進めてきた結果、今の巨大な、巨額な借金を抱えている。そしてまた、これからはそういうこと等もあって、財政状況は非常に厳しくなっていくというのは住民の方もほとんど認識されてると思います。

そこでやはり、私も絶対反対ということじゃないです。やはり障害者の方もいらっしやいます。また、高齢者の方もいらっしやいます。そういうことも考えれば、やはり最低限、必要な整備、南側から北側にできる最低限の整備です。

今、南側から北側にJRの駐車場があります。あっちのほうに引き出す。そして、改札口はそう大きなものでなくてもいい。その中間点にもっていけば、それで十分住民の方は納得していただけるんじゃないかと。

それで今、かなり不足している駐車場整備をしていく。そういう程度で多くの住民は理解されると思いますが、そのことについてはどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、駅舎とい

う分でございますけど、今のああいう駅舎の大きなガ体じゃない、最小限に上げまして、改札口と本当に待合室ができるかわからないぐらいのそんなに大きな1つの駅舎じゃないと。最小限の中で、特に今バリアフリーということでエレベーターも3基、上り口、また駅におりる、やはりこのバリアフリーということも今の現状だったらどうしても、今までいくということだったらこのバリアフリー化もできないということでもあります。

今回、12億円ぐらいになっておりますけど、ある程度の駐車場を含めた整備というの、やはり最小限の中に必要限という中におきましてこれだけの基本的な計画が出てまいりました。

特に、ご指摘ございましたいろんなご意見を賜るために、この駅周辺の検討委員会というのも並行させていただきながら、また実施設計を含めて、その都度都度その地域を含めた専門家の方もちょっと入れさせていただきながら、検討委員会でもこの事業におきます内容の精査といいますか、そういうものをしていながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

一般の市民の方は、駅を整備するのになぜこれだけ市が大きな負担をしないといけないのか。そこの裏には公助というのものもあるわけですよ。やはり私自身も、1つ先の東市来については無人駅だという事態もあったわけですね。そういった中で、本当にこの整備がどこまで進めていけばいいのか。やはり納得がいかない部分もあります。

また、巨額投資に対する経済効果も疑問な点も多いです。当然、大型整備をすれば、それに伴うこれからの維持管理費というのともかなり出てきます。

そういったことも、今後考えて慎重に対応していただきたいと思います。

次の、「共生・協働の地域づくり」について質問します。

まず初めに、地区館で働いておられる指導員、主事補の配置理由と、それに伴う人件費及び証明書発行に必要な経費の総額は幾らになるのか。このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、館運営におきます館長を含めまして、今の電気、また施設管理を含めて今9,500万円程度になっておるといふふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

先ほど、指導員、主事補の方の配置理由です、それもお尋ねしたんですけど。（「配置、何ですか」と呼ぶ者あり）配置理由。

○市長（宮路高光君）

基本的に今は、館におきます館長さん、指導員、主事補佐という3人、それぞれ一斉に配置をさせていただきました。

その中におきまして、館におきましてはこれだけの人間が要るのかという部分も言われておるのも事実でございます。また、忙しいところは大きなところにおきましては人が足りないというところもあるようでございます。

特に、私どもが地域づくりを含めた中におきましては小学校区を単位としたまちづくりをやるということにおきまして、旧町ごとにおきましては、しているところとしてないところがございますので、今回、全地域におきます人員の配置をさせていただきました。

例え言いますと、館長におきますと月20万5,800円、指導員につきましては10万1,400円、主事補佐につきましては6万3,300円という、そういうばらばらの月額報酬単価でもございます。

その中におきます日数的なものにつきましても、館長さんが1日とか、指導員さんが4日とか、主事補佐が3日とかあります。本

当に連結してできるのかどうかという部分もございまして、さっきも申し上げましたように、この配置の問題を含め、ことしの1年間、十分また論議をさせていただきまして結論を出していきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

以前も質問したとき、証明書発行についても今後検討していく、いろいろという趣旨の答弁をされました。

これから1年間検討していくということでしたけれども、先ほど、配置されてる指導員、主事補の方の役割ですね、それについて具体的な答弁がなかったわけですけど、私のほうで把握している限り、まず1つは生涯学習の指導支援、あと地域づくりの指導支援、それと証明書発行に関する業務、こういう3つの大きな役割があるんじゃないかと思えます。

そこで、生涯学習の指導支援について、旧東市来町では地区公民館制度というのはなかったわけです。でも、なかったけど、ほかのまちと比べて何らかわりのない生涯学習活動、こういうのは私は十分なされていたと認識するわけですが、旧東市来方式でやれない理由は何なのか。まずこのことをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

やれない方法というのはないというふうには思っております。

一応、公民館に3名ぐらいおりまして、それぞれ持ち回りの中で行っておったということもございまして。

基本的にはやはり地区民と、やはりこの地区館をみんなでやはりいつも行って人と交えられる、そういう館というものを考えておりましたので、常駐だれか1人おるような態勢の中で、今人員配置をやっております。

ご指摘のとおり、やれないということはないというふうには思っておりますけど、それぞ

れ吹上、伊集院というところはそれぞれ常駐しておいた部分がございます。ここあたりの部分につきまして、してないところをして、それがなかったから常駐したからどうこうと、いろんな問題も若干あるというふうには思っておりますけども、さきに申しあげましたとおり、やれないこともないかもしれませんが、そこらあたりに最小限の中でどれだけできるのか、今のさっき言いましたように、生涯学習、またはまちづくり、基本的にはこれはまあ条例公民館という1つの中で括っております、それぞれの生涯学習を含めた中も、それぞれ地域におきます役割分担の中で大きなウエイトを担っておるというのも事実でございますので、今後におきまして私どもがしておる地域づくりとどう共生・協働をやっていけるのか、これに関しまして今ご指摘がございました証明書の発行、この問題につきましても1つの事業の位置づけということで、特に郵便局等に行っているところとしてないところもあります、実際ですね。地区館でやっているところとやっていない——それも週に2回程度という形もやっております。2回程度ですね、毎週はしておりません。

ここあたりの問題を含めて、今回のこの地区館条例を含めた中におきます改正の中で、この指導員を含め、館長、指導員の役割というのをもう1回明確化した中で進めていきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

やれないことはないけど、やはり地区の皆さんが行ったとき、だれか1人おって対応していく、そういった趣旨の答弁ですかね。

それはボランティアの方がいらっしゃるんだったら、私はそれでもいいと思うんです。やはりなぜ必要か必要でないか、それはやはり金銭的なものが伴うから、じゃけ、それが住民目線だと思うんですね。

そこで、いろいろ証明書発行のことも言わ

れましたので、一緒にほかの2つの役割について質問いたしますが、やはり地域づくりに関することについても地区にはそれぞれ市の職員が配置されてるわけです。私は、住民の方と市の職員の方で十分そのことについても協議を、自分たちの地域のことでですから、協議を重ねながらその地域づくりのそういったいろんなことについても十分やっていけると思います。

また、証明書の発行についても、別に地区公民館でやらなくても郵便局にかえていけば、それはもうサービスは断然上がるわけですよ。湯田地区等については、一番地区公民館の中でも利用が多いわけですけど、あれがまた郵便局にかわればまだ上がるのではないかなあと。

それとは逆に、多くの地区で一桁しか実績がないところがあります。その一桁を詳しく知って調べてみれば、利用実績がないから交付の仕方を忘れるから、やはり自分たちがたまにとるんだというお話も聞きます。

やはりさっきの生涯学習のことも含めて、社会教育、地区公民館、そういったあり方というのは、やはりいろんなものについて初期の段階では行政も支援・指導をしていくけど、その後は自主運営に切りかえていく。また、最後は自立した地元の活動に切りかえて結びつけていく。それがやっぱ社会教育の基本であるし、やはりこれから行政がやっていかなければならない一番重要なことだと思いますが、市長、どうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

理想と実際と、どう違うのか。おっしゃいますとおり、それぞれの地区館によっていろんな差異があるというのは十分わかっております。大小含めて、またその地域におきます特性的なものもあろうかというふうに思っております。

私どもが、今、目指しております地域活動

の中におきまして、地域におきます生涯学習を含め、また地域のまちづくり、今おっしゃいますとおり職員でできる部分はあるかもしれませんが、やはり身近なことにおきまして、活発に本当にやっている地域もございません。

全部26区ある中におきまして同じように水準的に上がっていない部分もございます。これも十分認識をしております。やはり3人入っておって大変ありがたがって、地域とみんな一体化している地区館も実際あります。そういう部分も含めて、今ご指摘ございましたとおり、いろいろとこれだけの経費を使ってなぜする必要があるのかというご指摘のようでございます。

その中を踏まえながら、最小限の中でどうあったときに地区館の機能を果たしていけるのか、このことにつきまして今年中の中で十分検討させていただきたいと思っております。

○12番（漆島政人君）

今後どうしていくのか、検討はしていくとおっしゃいましたが、今の答弁内容を聞いてみると、やっぱり必要なんだよと、あなたはそう言うけど必要なんだというような私は言い方に聞こえるわけです。

やはりその指導員の方々がなさっている仕事についても、なぜ指導員が配置されているか、その背景にはいろんな煩雑な事務ワークが多いと。あと、パソコンができないといけないという、いろんな制約もあります。

しかし、こういう煩雑な、事務ワークをつくったのは、事務システムをつくったのはこれ行政ですよ。本来、やはり地区公民館長ちゅうのはかわっていくわけですので、本来ならやはりどなたがリーダーになっても簡単に事務処理ができるような、そういった態勢にさせていく、それがやっぱり行政がやるべき本来の姿と私は思うわけです。

理想とあれとは違うと言われましたけど、

私は理想で言ってるんじゃない。それを現実化していかないとだめですよ。少なくとも、自立した地区公民館運営をやっていかなければやはり本当の、これから地域づくり整備もやっていくわけですから、自分たちの共生・協働の地域づくりをやっていくわけですから、そのためにまず基本的なことである地区館運営をまず自分たちが自主運営やっていくことが必要ですと、私はそういうふうに思うわけです。

そこで、私がこのことを思うだけではなく、多くの住民が思っておられるから私はそう申し上げているわけです。これから地域づくりを進めていく中で、一番大事なことは行政と住民との信頼関係です。でも、今私が言ったこういった住民の方が疑念を抱くような、こういった、何でこれが必要なのけえという、こういったものが改善されない限り、その基本となる住民と行政との信頼関係というのも確保できないと思いますが、このことについてはどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

そこにいらっしゃるリーダーの方を含めまして、どこのところを言ってるのか、全般的にその地区館の今のあり方が全面的に否定的な分があるような聞こえ方もしております。

私は基本的にはこの地区館制度もあり、人の配置をしているのは私は自分としてはやはりやっていくべきなことだと、これは基本的には思っております。

その中の中身を今後どうしていくべきなのか。今おっしゃいましたとおり信頼関係、これが大事だということも一番十分わかっております。この信頼関係を地区館としてどう構築していくのか。やはりいろんな行事にしても、おっしゃいましたとおり自主的に地区が立ち上がっていただければそれが一番いいことだということもわかっております。

ですけど、まだ私も行政として手助け

をしれいかなきゃならない部分も本当にまだあるのかなと。みんなが26地区館と一緒に、それぞれ自発的にできる地区館の機能をしてあるとしたらそれが一番いい、それが一番理想であるというふうには思っております。

そこまで持っていくにはまだまだちょっと時間もかかるし、人の養成もかかるという部分を私は思っておりますので、ここあたりは時間をかけてやっていかなければならないことだというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

わかりやすい言い方をすりゃあ、旧東市来町がやってた方式でやればいいんじゃないですかということ。そうすれば、やはりトータルで9,000万円と言われましたかね、でも、そのうちの少なくとも五、六千万円は浮いてくるんじゃないかと。なぜ旧東市来町の方式でやれないのかと。

私は吹上町の出身ですけど、合併をすれば当然そういうふうになっていくだろう。自主運営をやっていかなければならないだろうと、そういうふうに思っていました。そこで、やはりそういう莫大な金額を伴う、そういった人事体制が必要なのかということと申し上げているところです。

次の②の質問に移っていきます。「共生・協働の地域づくり」について、まず基本的なことをお尋ねしますが、きのうもちょっとお話があったんですけど、答弁があったわけですけど、「共生・協働の地域づくり」の目的ですね、それと今回地域づくり課を設置されました。どういった地域づくりを進めていこうと思ってこの地域づくり課を設置されたのか、そのビジョンについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、地域づくり課を設置したのは、今まで私どもの行政の中でも特に自治会との携わりというのが総務課、また企画課、教育委員会という形で3つの課でまたがっております。

これは、やはり私ども行政も一元化をしていかなきゃならない。そういう一元化をするために、1つの地域づくり課をつくったというのが大きな1つの趣旨でございます。

その中におきまして、今後の地域づくりにつきましては今、地域におきます課題解決また生涯学習、こういうものにつきましてもやはり今後地域づくり課のほうでしていくべきだとのこと、さっきも言いましたように、この条例改正というのがございますので、ここあたりを踏まえてやっていきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

「共生・協働の地域づくり」について、今までやってきた経緯、また今お話があった、そういったことからすれば、私は「共生・協働の地域づくり」の認識とはやはりちょっと違いがあるように感じます。

私が認識する地域づくりとは、地域が抱えている課題、これについてやはり住民と行政が一緒になって少しずつでも解決していく。それによって、そこに住んでいる住民の方が将来的に安心と幸せを感じて生活していける。そういった地域をつくっていくことが私は地域づくりだと認識しています。

また、地域づくり課の役割としては、やはり課題解決に向けて先頭に立って、所管課や支所、住民、その連携を図っていく。また、地域づくりで重要なことは、住民の主体的な取り組みと、その知恵と協力です。こういったのが欠かせないわけですので、当然そのための意識改革をどう促していくか、難しい部分ですけど、こういった役割を担っているのかなあと私はそういうふうに認識していました。

そこで、このまま今市長が言われる、こういった取り組みで地域づくりを進めていった場合に、地域が今後どうなっていくのか。それがすごく私が危惧するものですから、質問

してるわけです。

そこで、地域づくりを進める上で欠かせないのが人材です。きのうの16番議員の質問で、地域づくりのよしあしはリーダーによって大きく違ってくる。そのため、人材育成もやっていくんだという答弁でしたが、いいリーダーがいても、その下で活動するスタッフの方が高齢化が進んでいけば、果たしてどこから地域づくりというのができていくのかなあと、そこを感じるわけです。

そこで、各地区の高齢化率をちょっと調べてみました。さすがに伊集院地域は30%を超したのは土橋と飯牟礼、飯牟礼については少し32%を超しています。あと、日吉地域は全部30%台です。あと、東市来は高山地区が日置市の中でも一番高く67%です。

残りについては、20%から30%の状況になります。あと、吹上地域には9地区のうち2地区が高齢化率が60%、4地区が40%、この中でも50%と言えるのも1つあるようです。あと、残りの3つが20から30%になっています。

そこで、私は先ほども申しましたけど、危惧するのは高齢化率60%台の高山、大野、平鹿倉地区については、やはり10年先にはさらに高齢化が——10年先というか、五、六年先にはかなり高齢化が進んで自治運営そのものが成り立たなくなるような気がします。

そこで市長は今後、こういった地区に若い人材をどうやって確保されていくお考えなのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたとおり、高齢化というのはどうしても歯どめの効かない部分があります。その中を含めまして、私どもも今までこの自治会という統合をある程度やらしていただきました。やはり、小さい自治会では高齢化率、その人材もいない。そういうことを考えたときに、小学校区、そういうこと

で今地域づくりをやらしてもらっております。

ご指摘のとおり、今そういう高齢化のところにおきます課題の中の若い人をどう人材するのか。特に今後におきます形は地区館を中心としてNPO等立ち上げていただきながら、そこでいろんな事業の展開をしてほしい。そこにはまた、NPOを立ち上げれば雇用の機会もあります。

ただ、定住という部門を考えれば大変難しい部分がございますけど、やはりその地域におきますNPO法人等を立ち上げながら、その地域におきます、特に福祉行政からいろんな問題を含めてその地域内で一貫できる。

そういうことをやっていかなければ、本来に高齢化した中におきまして対応はできないというふうに思っておりますので、そういうところが若い方を使ってやっていける。これが経済ペースにあうのかあわないのか、若干そこあたりが難しい部分がございます。

いろんな先進地のところにおきますと、そういうNPOを立ち上げてまして、その校区ごとにおきます生産性の部分を含め、また福祉の問題とドッキングしながらしている地域もございます。

そういうことを、私どもはやはり特に高齢化率が60%以上になっている地域につきましてはそういうことを示唆しながら、また校区の皆様方と十分話し合いをして、やはり早くそういうNPO法人的な組織ができる体制にもっていくことが、この高齢化率に対しまして対策じゃないかなあというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

先ほど対策として、自治会統合をお話しされました。自治会統合というのは、やはり果たしてそれで解決するのか。やはり問題要素が薄くなっていくと。ちょっと先送りみたいに、濃かった問題要素がちょっと薄くなると、そういうふうな結果しかならないと思

ます。

あと、NPO法人を立ち上げる、これは私も非常に大事だろうと思います。こないだの予算提案で、高山地区でバス購入がありましたね。あれについてもああいうのを活用して、NPOを立ち上げて、福祉バスのそういった高齢者のサポート事業を、福祉サービスのそういったのをやっていく。それは非常にいいことだと。当然、これからの地域づくりの中でやっていかなければならないことだろうと思います。

しかし、これも目的はそこの高齢者を守っていく、それだけの目的になってしまうわけです。高齢者の方が段々、今、亡くなっていったりして、最後はどうなるのかと。NPOの必要性というのとはなくなるんじゃないかと。もうそれでその地域は終わるんじゃないかと、そういうことになると思います。

そこでやはり、これからの過疎地もそういったことも必要ですけど、ほかに対策を講じていかないと、まず高齢化率が高くなっていけば消防団のその地域に密接に必要なとされる消防団員の確保が難しい。あと、民生委員さんの確保が難しい。あと、自治会役員も難しいと。そういうふうになってくると思います。

したがって、そうなってくれば地域は当然荒廃していくし、荒廃していけば災害が発生していく、医療費が上がっていく、介護費が上がっていく。そのパターンになると思います。

したがって、過疎地の再生というのは、これからの地域づくりを進めていく中で喫緊の課題だと思います。日置市の場合は、過疎地の再生なしに地域づくりもまちづくりもあり得ないと思いますが、そのことについて市長はどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、高齢化していく中におきますまちづくり、大変難しい

ことであると思っております。簡単に口で言ってしまうと、地域におきますことは解決できない。若い方がいらっしゃれば、また転入していただければ大変いいことだというふうに思っております。

特に、私どもも一番先進事例、串良の柳田村集落ですね、やはりこういうNPOと経済活動、これがどう結びついていくのか、経済活動が少しそういう部分が結びついてこなければ、ただ福祉的な問題の中では解決はできないというふうに思っております。

難しいこの過疎化、高齢化地域を含めて、今地域づくり課を含め、地区館、このことをさっきも言いましたように、この地区館が私は今後を担って、そういう指導もしながら地域の話し合いというのを十分やっていただきたいと、そのように考えております。

○12番（漆島政人君）

私は今回の合併は、過疎化の状況を急激に早めたと、そういうふうに思っています。そこでやはり過疎地を再生させる方法としては、幾つか処方が考えられるわけです。例えば日置市を過疎度に応じて5通りぐらいの区分に区分けする。そして、区分された中で地元業者が携わることに限定して、過疎度の高いほうから住宅建設や住宅の改修ですね、そういったものに支援をしていく、そういった手法もあるのではないかと。また、企業誘致についても過疎地誘致の場合は土地をびしゃっと整地して提供していく。これも、企業誘致への基盤づくりもまた強化していかなければならない難しいこともあります。

それと、過疎地でも生活できる一次産業基盤の開発など、知恵を出して努力していけばいろんな方法はあると思います。

いずれにしても、今、やっている各地区でやっている細々した地域づくりをやっている、きのうの話でもありました。防犯灯に94の要望があったと。22.7%と言われ

ましたかね。やはりカーブミラーの多い、結果的にこういうのは本当に必要があるから緊急性があるから、これをつけたかという、予算がある、予算の枠がこれだけ限られてくるから、とりあえずこれにしようかという流れになったのも私は十分あると思います。

そういう意味においては、無駄的な使い方になっている部分もあると思います。その意味で、これからの地域づくりというのはこういった大きな問題を行政がやっていかなければならない地域づくりについても、やはり住民と行政が一緒になって、またこういう大きな課題を解決していくためには大きな財源も伴います。また、地域全体が課題を共有して協力していく態勢も必要です。

そのためには、やっぱり支所単位でこういう課題をテーブルに上げて一緒になって調査研究をして解決を図っていく。こういった考え方が必要だと思います。

つまり何を言いたいかと言いますと、今の地域づくりも地域づくりそのものをもう少し高所大所から幅広い視点でとらえた考え方がなければ、やはり10年先の日置市はどうなっていくのか。

かなり駅周辺整備はされた。また、証明書発行をやっている。また手厚い生涯学習はやられている。しかし、一方で仮に過疎化した地域が1つでも消滅していくようなことになれば、私はまちづくりの責任者である執行部も議会も総辞職するぐらいの責任があると思います。

そういうことでありますので、やはりこの地域づくりについても、地区公民館のあり方も含めもう1回ちゃんと検討していく必要があると思いますが、このことを最後にお尋ねして私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、10年後の日置市の創造ということでいろいろご指摘をいただき

ました。

基本的に今、私どもが地域づくりをしている中で、ロードミラー、ガードミラー、手先のものである。基本的には、10年後もごさいますけど、地域の皆様方がある程度今満足していただける、そのことも私は大事であるのかなあと思っております。

ただ10年後の大きなビジョンの中で施策を進めても、やはり地域の皆様方がそれについてこれるのかどうか。こういうバランスをどういうふうにして配置をして、今からの予算計上、予算というのは執行をしていかなきゃならん。

ただ、10年後だけをこうだから、もう今のしているいろんなことをないがしろにはできないと思っております。今ご指摘いただきましたそれぞれの地域におきます課題解決のために、また私どものほうも勉強しながら、またそういう地区ごとにおきます計画を含めて、いろいろと地域の皆様方と本当に同じ目線の中でこのことは解決していかなければ、ただ行政だけが走ってはどうしようもない。

やはり地域の皆様方ともその実態、今ご指摘ございましたことにつきましても、今おっしゃいました指導員の配置を含めまして、やはり今の配置がいいのか、前のまだこれを簡略化した形がいいのか、こういうものもまたそれぞれのところからもお聞きをしながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ここで、しばらく休憩いたします。

次の会議を13時ちょうどといたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、中島昭君の質問を許可しま

す。

〔13番中島 昭君登壇〕

○13番（中島 昭君）

梅雨に入りまして、昨夜から、大変、断続的ですが雨が続いております。横を流れます川を見ても水位が大変上がっております、災害が心配をされますけれども、一般質問を続行させていただきます。

（笑声）

昼の1番目で、大変聞かれるほうも大変かと思いますが、今のようにリラックスして聞いていただければありがたいと思います。

さて、昨年政権交代がありました。目玉商品の高校実質無償化が4月から始まりました。また、子ども手当の支給も6月から開始になり日置市も15日から始まっております。賛否両論ありますが、スタートいたしました。

そこで、1番目、教育長に子ども手当支給事業について率直なご感想を伺います。

2番目に、ゆとり教育の功罪について伺います。現在のゆとり教育は、日本教職員組合が提起して、授業時数の削減や学校週5日制を、実質的には平成14年度から実施されていると思いますが、文科省の方針でありますけれども、8年間実施された感想を伺います。

3番目に、学校内外での児童生徒に対する施設等の安全対策について伺います。

4月8日、霧島市の小学校で3年生の児童が校舎屋上の天窓が壊れて転落し、頭蓋底骨折の怪我をしました。また、教室から転落した事故も発生しております。日置市内の学校施設、天窓の状況と対策を教育長に質問いたします。

次に、市長に伊集院駅周辺整備について伺います。たまたま、くじの巡り合わせでこの問題は2人続けて質問があり、本日は3人が連続してこの問題を質問することになっているようですが、私は建設推進とか反対ではなく、建設するのであればこのような

ことに配慮すべきという観点から市長に伺います。

この整備構想は、伊集院町時代からの懸案事項と聞いていますが、最初に現在までの経緯と進捗状況をお尋ねいたします。

次に、建設する場合は、市民が思い出になる場所や歴史的な記録を残すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、住民参加型市場公募地方債、いわゆる日置市民債を活用すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、市長と教育長にお尋ねします。2月20日から28日まで、野首地区公民館を中心に、吹上地域全域18カ所で吹上ワンダーマップが開催されました。この事業は地域住民の皆さんと日置市以外の芸術家の方々が力を合わせて、その名所とそこに暮らす人々の魅力やアーティストがかもし出す不思議な世界や作品発表など、期間中に行われるさまざまな催しの中で吹上の魅力を県内外の人々に紹介するイベントでした。延べ人数1万人とも言われていますが、まず、ご感想をお聞かせください。

次に、日置市にはそのように広い知識や深い能力を有しておられる多くの芸術家・アーティストが居住されておられます。この方々にもっと日置市の市政に参画していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

4番目の伊集院駅周辺の整備、その1でございます。これまで、伊集院駅周辺の自治会や伊集院高校同窓会などから整備についての要望があり、平成19年度に基本設計を委託しております。それをもとに、JR九州を初め国土交通省九州整備局や県の関係部署との協議を重ねてまいりました。

本年度は、都市計画の変更や交差点協議な

を進め、JR九州との管理協定に向けた協議を進めながら検討委員会の意向も踏まえて、住民説明会等を開催していきたいと思っております。

2番目でございます。伊集院駅は大正2年10月に開業し、昭和38年1月に改築され築47年が経過をしております。その間、旧南薩線が廃止され、平成4年には現在の駅前広場に住民の寄附等による島津義弘公の銅像建築や兜をかぶった時計も設置されています。

これらを含めて、検討委員会等を初めいろんな立場の方から意見を聞き、よりよい整備を図っていききたいと思っております。

3番目でございます。伊集院駅周辺整備について市民債を活用したらというご提案でございます。私どものほうにおきましては、合併債を使いたいというふうには考えておりません。

この市民債におきます考え方として、市民参加型というのは大変ありがたいことですが、この市民債につきましては基本的に有利な交付税対象という部分では大変難しい部分もございますので、やはり交付税対象になる起債というのが大事なんかなあというふうに思っております。

ご指摘ございましたとおり、やっぱり駅を建設するには市民の皆様方が参加して、どういふご貢献をいただけるのか、このことも先ほど申し上げました検討委員会のほうにご提案申し上げ、いろんな寄付金とか、いろんな問題のあり方が出てくるのかなあと思っておりますので、この検討委員会にこのようなご提案をも申し上げていきたいというふうに考えております。

5番目の吹上ワンダーマップ事業についてのご質問でございまして、その感想ということでございますけど、吹上ワンダーマップは野首地区公民館内にアトリエを構える情熱家や博多和宏さんを中心とした実行委員会と野

首地区の皆様、また吹上温泉旅館組合やえびす通り会など、芸術を核にさまざまな団体が多角的にかかわることで地域振興の実践に取り組まれた共生・協働の実例だと認識しております。

鹿児島県におきましても、協働の仕組みづくりモデルとして支援しているところでございます。

野首小学校は、昭和60年の廃校後、企業が進出しましたが、平成10年に撤退しております。その後の廃校のあり方について地区民が文化的利用を希望されまして、洋画家の佳月優さんという、人の誘致を実現したことが契機になって地区に方向性ができました。

また、イベントにおきましてもたくさんの皆様方がお越しいただきまして、また地域民の皆様方も手づくりでいろんなご接待をいただいた、その風景を見て大変なごやかにあり、また大変私も頼もしい感じをいたしました。

このことにつきまして、県におきましてどうしてもまた財政的援助ということも考えていかなきゃならない。そういうことで、昨年100万円を県のほうに申し込んでおりましたら、これが採択されたということでございまして、金銭的な支援もまたことしも若干できていくのかなあというふうに感じております。

2番目でございますけど、日置市内にはたくさんすぐれた芸術家といいますか、お住まいであられるということも私も十分認識しておるところでございます。そういう方々をどういふふうにして地域におきます活用といいますか、一緒に共生・協働していただけるのか。また、大きな課題もあるわけでございます。今吹上地域ではこのようにすばらしい芸術家の方がいらっしゃるということで大変うれしく思っております。

また、日置市にもまた、先般、日吉地域の

芸術家を巡るツアーもNPOを中心に企画されておりまして、いろいろとそれぞれのアーティストの皆様方が市民と地域と協働で参加されているというのも大変うれしく思っているところでございます。

日置市には陶芸といますか、そういういろんなすばらしい陶芸家もいらっしゃるしておるようでございますけど、芸術家の皆様方が生計を営んでいく、その基礎として大変いろいろと苦勞もされているというのも十分認識しております。

また、今後におきましていろんな画期的な文化的な、またイベント等におきまして彼らが出展できる、そういうこともやはり市としても考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

子ども手当の支給について、感想ということでございますが、我が国は先進国の中で子育てにける予算のGDP比が最も少ない国の1つとなっております。こうした状況を踏まえて、時代を担う子どもの育ちを社会全体で応援するという観点から、子ども手当が実施されることになっているようです。

この子ども手当は、時代を担う子どもの育ちを社会全体で応援するという趣旨であり、このことで保護者の教育への負担が減り、安心して子育てができるというメリットがあります。しかし、子ども手当に充てる財源をどう確保するかという問題があることも事実で、安定財源をいかに確保していくかもあわせて議論していく必要があると考えます。財源の問題が解決されて初めて、子ども手当の趣旨が完全に生かされると思います。

先日、菅首相が宮崎県庁で記者団に語られた内容では、子ども手当の2万6,000円の満額支給を断念し、現行の1万3,000円

の上乗せ分は保育サービスなど現物支給も検討するとのこととあります。果たして、どの程度のメリットが生まれてくるのか、わからなくなってきたようでございます。

次に、ゆとり教育について回答いたします。ゆとり教育とは、これまでの知識重視型の教育方針を詰め込み教育であるとして廃止、経験重視型の教育方針をもって授業の時間と内容を縮小したゆとりある学校を目指した教育のことで、これからの社会に求められる教育のあり方の基本的な方向として、「全人的な生きる力の育成が必要である」としています。

その結果、学校では子どものみずから学びみずから考える力などの「全人的な生きる力の育成」を目指して教科などの枠を超えた横断的、総合的な学習を行いながら体験学習や問題解決学習を重視、学校・家庭・地域の連携を進めてまいりました。

しかし、一方では、学力の低下という指摘もありまして、それらの反省も踏まえて今回の新学習指導要領の実施につながったと考えております。

次に、日置市の天窓の状況はどうか。また、対策はどのように行ったかということでございますが、日置市は小学校19校、中学校7校、合わせて26校ありますが、天窓は5小学校、2中学校に設置をされています。

天窓の周囲付近は腰壁がある、あるいは階段がないなどの状況であり、容易に立ち入ることは困難となっております。

対策としまして、屋上にタラップを用いてのぼる箇所についてはハッチを取りつけ施錠するなどの方法を用いました。さらに、容易に立ち入ることが困難な場所にある天窓についても落下受けの設置を準備しているところでございます。

なお、施設の安全性への調査と同時に、4月8日の転落事故を受け、翌日に各小中学校に対して天窓設置状況を確認し、転落防止

に係る指導の徹底についての指導を行いました。

特に、1番目に転落の危険性、破損し転落する可能性のある場所に乗らない。2つ目は、窓や手すりから身を乗り出したり、高いところで軽はずみな行動をとったりしないなど学校の条件に応じた指導を徹底するよう依頼するとともに、児童生徒の目線に立ち、多様な行動を想定して安全の配慮を行うよう指導いたしました。

また、各学校では、毎月定期的に構内の安全点検を実施し、危険箇所の確認や周知等を行うようにいたしております。

次に、ワンダーマップ事業についてですが、感想をどうということですが、私も「吹上ワンダーマップ2010」のオープニングセレモニーに参加をさせていただきました。「創造と表現、芸術による地域振興の実践」をテーマに、アーティストと地域の住民が一体となって地域の活性化を図るプロジェクトという趣旨で開催をされたものであります。

旧野首小跡地と体育館の作品展示会場に入りますと、都市的な空間と農村的な空間の入り混じった何とも言えない芸術と自然との感動的な空間にかわっておりました。まさに、テーマや趣旨に掲げられたすばらしい空間が創造されており、地元の方々を含めて来場者の皆さんが新しい芸術のすばらしさと地域の魅力を十分に感じとっていただけたのではないかと思います。

特に印象に残っておりますのは、地域の皆様がいきいきと笑顔で活躍されている姿でございました。

斬新なアイデアに基づく企画により、アーティストと地域住民との協働によるイベントが実施でき、地域の活性化を大きくしたこと、これはひとえに実行委員会長のリーダーシップと他のアーティストの方、また地域のリーダーの皆様ののおかげであり、心から感謝をい

たしております。

2番目に、日置市には広い知識や深い能力を有しておられる多くのアーティストが居住されておりますが、このような方々にもっと日置市の市政に参画していただきたいと思うが、その考えを問うということですが、先ほど感想を述べましたけれども、地域在住の優れたアーティストの皆様方の知恵やアイデア等を市政に生かすことは大変大切なことであり、また当然のことであると思っておりますので、その方々の持ち味を生かせるところで必要に応じて検討していきたいと考えております。

○13番(中島 昭君)

大変、丁寧なご答弁をいただきましたが、もう少し説明を求めてまいりたいと思います。

まず最初に、子ども手当の支給事業ですけれども、これもちょっと酷かあなと思いましたがけれども丁寧に答えいただきました。私も、もう大分前ですけれども、小学校のPTAの役員をしているころ、給食代の滞納世帯がありました。その当時の校長先生と対応に大変苦慮した経験があります。

申しますように、これは厚労省の管轄で、一概に学校でどうのこうのという問題じゃないんですけれども、待機児童の解消とか、給食代とか、そういう世間で言われているそういう課題についての教育長の率直なお考えをお聞きしたことになりますので、この問題はここで終わらせていただきます。

次に、ゆとり教育の功罪についてお尋ねをいたします。教育長、ゆとり教育の目的はこれは児童生徒のためだったのか、あるいは教職員のためだったのかをお尋ねしたいと思います。

○教育長(田代宗夫君)

どちらであるかと言われますと、多分両方だと(笑声)お答えする以外にはないのかなあと思います。

当時、皆さん方もご承知のとおり、OECDやILOや、そういうところから「日本人は働き過ぎである」という指摘があり、もっと労働時間を短縮しなさいということが周りからも欧米諸国からも積極的に、圧力というんでしょうか、そういうものもあった時期でもありましたし、そして、この時期にはまた学校教育においても、例えば不登校の問題とか、あるいはいじめの問題とか、あるいは校内暴力の問題とか、いろんなそういう児童生徒の問題行動等もありました。

そしてまたあわせて、大体、学習指導要領というのは10年に1回ずつ改訂することによってこれまで大体なっておりますので、10年後を振り返ってみたときにやはりこれまでの教育は、ま、余りにも詰め込みだったのかというような意見もございます。

そういうところから、子どもたちにもっともっとゆとりを持たした教育を行うというのが趣旨でありました。

したがって、これまで培った子どもたちの各教科の学習を総合的に活用するような総合学習の時間というのも設けられておりますので、こういうところで子どもたちにこれからの時代を背負っていくにはもっともっと生きる力をつけなければいけないと、そういう趣旨から、ゆとりを持った教育を行うという、子どもにゆとりを持たして一生懸命考えさせたり、あるいは体験を十分させた教育を行いたいと、そういう趣旨からなったものと思われれます。

○13番（中島 昭君）

当時、そういう思いが多くの方にあらわれて、ゆとり教育、これ進められたと思います。現段階で判断しますと、少し無理があったかなあと、その弊害が——弊害でないかもしれないんですが、5月30日付の日経新聞、「高校生の授業脱落4人に1人」との記事がありました。これは全国PTA連合会が昨年の秋、

約6,000人を対象にした結果であります。

それによりますと、「授業についていけないことがあるか」と尋ねたところ、「毎回ある」「よくある」と答えた生徒が27%、「ときどきある」と答えた人を含めると約6割、この方々が授業の理解に苦勞しているとの結果が出たそうです。

ま、これは高校ですが、その前段階ですね、小学校、中学校、分析した先生は、予想以上に多い、家庭での勉強週間がない子がふえている可能性があり、高校に入った途端つまづくのではないかと。また、小学校・中学校でのきめ細かい指導に加え、つまづいた子どもも勉強をやり直せる仕組みを地域でつくるべきだと指摘、これは新聞記事ですので、ま、こういうことが記載してありましたけども、このような考え方について、教育長はどのようにお考えか、お示してください。

○教育長（田代宗夫君）

県内の地域におきまして、学校の校舎を使って、塾の業者の方に頼んでやっているところもあるように聞いておりますが、私は基本的には、小学校においても理解の遅い子どもについてはそれなりの月に1回とか、あるいはいろんな機会を見て補習指導をやっておりますし、中学校においても夏休み等の時間を割いて子どもに学校に来るように指導したり、いろんな機会ですのような指導はやっていると思っております。

ただ、これからやっぱり先ほどもいろいろな話が出ましたけれども、やはり地域というのは地域みんなで子どもたちを育てているんだと、これは非常に大事なことだと思っております。

したがって、地域で何かそういう塾的なものをするというんじゃないんですけれども、やっぱり地域の方々が自分の持っているものを子どもたちに指導したり支えてあげたり、そういうものをするのは、これからは非常に

大事になってくると思っております。

○13番（中島 昭君）

補習とか、学校側としましてはいろいろな形で補足をされているということですが、やはり地域でこれをまた手助けをする。これも大きな力になると思います。

そこで、そういう問題を含めまして、例えば部活とか、スポーツ少年団、子ども会活動などの、体験活動というのは大変大事な活動でありますけれども、このような活動に対してのお考え、以前もお聞きしましたけれども、お考えと、ほかに何かお考えがあるのか、計画があるのかをお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

子どもたちの部活等についてですけど、およそ7割、8割近くが何か活動をやっていることですので、やっぱり教科の学習は教科の学習で大変大事で、部活は、今度はまた、文化系の部活も両方ございますけれども、やっぱり年齢を超えた仲間とともに、自分の好きなことを一緒にするという意味では非常に大事だと。私は両方ともやっぱり進めていかなければいけないものだと思っております。

○13番（中島 昭君）

ほかに方策は、計画はありませんかというお尋ねしましたけれども、今のところないということではよろしいのでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

ほかに計画はということですが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、これからは市長がいつも、先ほどもご意見がございましたけれども、申しているのはやはり地域づくりは地区の公民館を中心にやるんだというのを当初から言っておられます。私も大変大事だと思います。

そういう意味で、小学校区という単位でございますので、やはりそこで何か子どもたちに応援をするような、例えば実際は小学校に

はいろんな方々が、地域の方が先生として今現在参加をしてもらっております。田植えのときも、サツマイモをつくる時も、あるいはある学校では授業の丸までくださる、そこまで進んでいるスクールボランティアというんですが、やっているところもございます。

こういうのをもろもろを考えましたときに、何か小学校区単位で何かを、私たちが小学校に何か協力ができますよと、中学校に指導のできる方が、「放課後行ってごらん、わからんところ教えてやるよ」とか、何かそういう地域の方々をまとめるような組織ができるような手立てはないのかなあと、今いろんなところにご相談を申し上げているところでございます。

○13番（中島 昭君）

もうはっきり申しましょう。先日、私も聞きましたけれども、鹿児島学校応援団、資料を見させてもらいますと非常にすばらしい活動と申しますか、応援団、今、恐らく教育委員会のほうでこれから5カ年をかけて取り組んでいかれるんじゃないかと思っておりますけれども、やっぱりしっかりとしたビジョンを持って方向性を間違わないように、この鹿児島学校応援団、この組織もそうですし、活動の内容も取り組んでいただきたいと思いますが、教育長、この応援団、当然ご存じだったと思うんですが、いかがだったでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

先だって、日置市の青少年の市民会議のときに提案いたしまして、いろいろ議論をしていただいたわけですが、ちょうど中島議員は多分、議会の関係だと思っておりますが、欠席をされておりましたので、でしたが、そういうところに諮ったり、地区の公民館、この前も指導員会もございました。いろんなところに諮って、どういう組織だったら本当に自分たちがスムーズに動いて応援ができるのか、そういう議論を十分していただいて、1年かけて

いろんな問題を出し合っていたきながら、何とかできたらありがたいなあと思っているところです。

○13番（中島 昭君）

それでは、質問を次に移ります。安全対策について質問いたしますが、よその市でしたけれども、教育長、天窓から落ちるということは想定内の事故だったのか、想定外の事故だったのか教えてください。

○教育長（田代宗夫君）

それは、新聞に載った事故のことでしょうか。

○13番（中島 昭君）

いえいえ、事故が起こったことが、想定して、されてた事故だったのか。

○教育長（田代宗夫君）

大変難しい質問で、天窓があるのにその天窓に子どもが乗るような状況がつくってあれば、予想された想定内の問題だと思いますが、子どもが通常行かないところにあるのを子どもが無理やり行ったという場合には、ある程度、想定外に近い形になるのかなあと考えますけれども、質問に意図に沿っているかどうかわかりません。

○13番（中島 昭君）

私は、想定外だったと思います。といいますが、これはいわゆるアクリル板だと思うんですよ。これは経年劣化してまいります。あのほら倉庫なんかに使っているタキロンの屋根とか、あれ10年とか20年たってきますともうぼろぼろ、ちょっと力を加えたら、ところがつくった初期はかなり丈夫なんですよねえ。それをうっかり見過ごしていたと私は思います。想定していなかったと。

でも、これはよく考えてみると想定内の事故なんですよねえ。想定すべきことだったんです。そこで、教育長にお尋ねしたんですけど、なかなか質問の仕方もまずいですし、答弁もまた難しかったろうとは思いますが

も、私はあれは想定はしてなかっただろうけど、想定しなければならなかった、そのために起きた事故だと判断しております。

それじゃあ、まあ、いいです。

天窓、先ほどご答弁がありました。実は資料もきのうもらっておりますので、よくわかります。対策として、ちょっと危険が予測されるようなところは網を設置予定となっているんです。簡単に行くところではないんでしょうけども、子どもが、でも子どもというのは、みんなだと思えます、男性も女性も、やっぱり好奇心が強いですから、何かチャンスとか、隙があれば行きます。ですから、こういうのを早く防衛策というのはとっておかないといけないと思えますけれども、設置予定、大体どのくらいの予定、いつごろの予定か。

○教育総務課長（地頭所浩君）

その天窓のかかる補修というか、防止策についての状況をお答えいたします。今、現在想定している落下受けの網の設置ということで考えております。それは、天窓の下に落下用のパネルを置くという方法と囲む方法、2通りを考えているところです。

網をした、落下受けの網を設置する部分については、今見積もりをかけているところでございます。囲む方向については、今設計図面を作成して業者を打ち合わせ中という状況でございます。

そのことから、設置についてはちょっと時期を特定はできませんけれども、近いうちに設置できるというふうに思っているところです。

以上です。

○13番（中島 昭君）

近いうちにということでしたが、当然早く設置をしていただきたい、すべきだと思います。

もう1つ、想定内の懸案といいますか、危険箇所、そういうのを含めてやはりこれはも

ちろん注意とか指導とか当然すべきですが、もう重点箇所というのがやっぱりあるかもしれません。そういうところは週に1度ぐらい、飛行機とか電車とか、乗務員さんがもう毎回異常なしとかやっています。

週に1回とか、声を出して注意の喚起をすると、先生方、必要があれば子どもたちにもでしょうけれども、そのくらい大事だと思いますけれども、そのような指導をされるお気持ちはないでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

学校の校長、教頭の点検等についてですが、先ほど申し上げました定期的にといいますのは、大体どこの学校でも月に一遍はすべての教員が自分の持ち場を、そして記録用紙がございまして、どこがどうと書いてありまして、壊れてれば壊れている、補修したときには、何月、何日補修しましたと印鑑をつくとか、そういうのができております。

したがって、月に一遍、職員すべてが分担するのはそういう形でやっておりますし、それから管理職については教頭がまず学校に行ったときには一通りさっと回ります。そしてまた、校長は今度はまたその途中の時間に回って、私も実際やってまいりましたが、金槌と剪定バサミとバケツをさげて回ってまいりました。

そうして、実際にたたいたり見たりしないと、やっぱり今中島議員がおっしゃるように点呼大変大事ですが、数がいっぱいあるわけですね。何十とやるわけでございますので、それらを一つ一つ回りながらチェックしていくわけにいかないですから、点呼というのは大変よくわかります。帰るときには鍵をかけるときは、口で言いながらすることもよくありますが、そこまで言わなくても、きちっとした書類等の上でできるのではないかなあと、今思っております。

○13番（中島 昭君）

記録簿にするのは、されるでしょうけども、これらはやはり万が一ということがあります。

今、申し上げたのは大切な箇所、3カ所になるか5カ所になるかわかりません。毎週でも毎月でも、ここはというところはやはりそのために乗務員さんたちはやられるわけですから、ちょっと格好悪いかもしれませんが、なれるまでは。そういう声を出して、あるいはちょっとおっしゃいましたけど、ちゃんと触って、ちゃんと確認する、これはやはり実施をしていただきたいと。全部じゃなくていいんです。数たくさん何十でも、肝心なところだけですね。

ちょっと質問外れるかもしれませんが。危険箇所というところで、あと想定される危険箇所、学校内、そしてまあ対策と、どのようなものがあってどういうふうに対応していきたいというのがありましたらお示しをいただきたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

学校には、いろんな私も先だって校長会をこのあの日にしましたけれども、このような時期でございますので30分、こういう危機意識の問題で話をしたりしました。

例えば、私が指導しましたのは、まず安全マニュアルを、それをつくってあるかどうかということです。登下校も、地域の問題、学校内の問題、それから、不審者対応マニュアル、もうたくさんございます。そういうマニュアルがまず整っているかということ。それから、そういう登下校の問題とか、校内の問題、交通事故に対する問題、それから、もう1つ大きなのはプール管理という問題がございます。死亡事故につながる大きなものがございますが、このプール事故に関する安全の特に大切なもの、薬品の問題、排水口の問題、地域の方がだれかわからないですが外から危険物を投げ込むことはないかとか、そういう問題、あるいはそのほか校外行事等に関する

その場所でも危険の問題、校内の問題、もうさまざまございますので、こういうもの一つ一つ取り上げながら指導したところですが、大きな問題としては校内・校外の安全と遊具の遊び方と、それとプールの問題、こういうのも大きな死亡事故等につながる問題だと思います。

○13番（中島 昭君）

今、プールのお話が出ました。これが私も心配なんです。

プールは学校授業でも使われます。夏休みですね、小学校で開放するところがあると思います。それがどの程度の学校かというのと、これはあつてはなりませんけれども、もし事故があった場合の責任、これはプール監視委員会、こちらのほうになる。これ恐らくどこの学校もPTA会長さんあたりが委員長さんをされてると思うんですが、そのことをお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

現在、日置市内の学校で夏休みプール開放をしている学校ですが、（「開放している、開放している学校」と呼ぶ者あり）開放している学校ですね、はい、小学校16校と中学校が2校予定されているようでございます。

○13番（中島 昭君）

あと、事故の責任。

○教育長（田代宗夫君）

何ですか。

○13番（中島 昭君）

もし事故が起きて。

○教育長（田代宗夫君）

すべてPTAのほうで監視と主催で開放をやっておりますので、当然事故に対する責任はPTAということになります。

ただ保険等の問題につきましては、すべてこのプール開放をする学校につきましてはPTAの子ども災害安全にかかっております。

それと、大事なことは何かPTAが主催で

すると事故が起きたとき大変だというんじゃないで、事故を起こさないような指導を徹底しなきゃいけない問題だと思っております。

したがって、プール開放をする学校につきましては必ず事前に、救急の講習会をどの学校でも開いております。そして、安全対策をしっかりして、開放を実施しているようでございますので、それならばある程度安心はしておりますが、しかしまあ、事故ですからわかりませんが、安全のためにそういう災害保険にもかかっております。

○13番（中島 昭君）

プール事故につきましては、20年近い前ですけれども、ちょうど今おっしゃった子ども役員会、これができた当初、当初の日置郡内の小学校で大変かわいそうな事故がありまして、ですからこれからもやはりPTAだけに任せることなく、学校も一体になって設備の分もあります。施設の分もありますので、安全には十分配慮していただきたいと思えます。

次に、伊集院駅周辺になります。先ほどのご答弁で大体わかりました。

一つずつお伺いをしていきたいと思いますが、駅舎をつくと、例えばつくるとなるとということですが、私は最低限その駅舎の中か、そこ周辺に別の駅舎にかかわる思い出とか、あるいは品物とか、あるいは写真、そういうもの、こういうものを何らかの形で、少しでもいいから記念になるもの、いわゆる繰り返しでも何でもいいですので、残してもらいたいと思えます。

私自身が小学校・中学校、小さいころ、年に本当に1、2回ですかね、鹿児島に何かの用事で行くときのあのSLの匂いといいますか、香りといいますか、それとか、非常に懐かしい思い出のある伊集院駅なんです。実は、私は高校を卒業して大阪へ就職いたしました。そのときに、父親と友達が見送りしてくれた

のも伊集院駅なんです。そういう思い出の場所なんですけれども、市長ご自身は伊集院駅について何か思い出というのはありますでしょうか。（笑声）

○市長（宮路高光君）

個人的には、私もこの駅の通学もしたことなし、通勤もしたことなく、定期的に活用していなかったということでございます。

鹿児島に行くとき、また福岡に行く、そういうときに利用させてもらっておったというふうなことでございまして、特別そういう思い出というのはやはり私どもも、この伊集院駅、ちょうど中学校卒業したとき集団列車という大変見送った、このことがやはり今でも心の中に残っておるのが1つでございます。

○13番（中島 昭君）

思い出はまあまあ、そう余りないと。それでいいんです。私も、あの駅舎を何とか存在感だけでも思ったんですけど、何か伊集院の方々にお尋ねしましても、余り思い入れというんですか、ない方が多いようだったんです。何で私がこういうことをお話しますかといいますと、旧伊作駅のことをお話いたしますけれども、1984年に封切りをされました「男はつらいよ 第34作・寅次郎真実一路」では、さつま湖と伊作駅で撮影が行われております。

特に、伊作駅では駅舎待合室で寅さんと子分の源公というんですか、電車を待ち合わせで待っているんですね。ところが、電車がなかなか——ま、ディーゼルですけども、なかなかやっこない。待ちかねて、その源公が「あっしが見てきます」と言ってホームへ行くわけなんですけれども、しばらくしてから帰ってまいりまして、源公が寅さんに、「兄貴、電車は来ないはずですよ。枕木はあるけどレールがありませんや」と言って2人で大笑いをしておりました。そして、ちょっと暇だったのかもわかりません。入手山に行

く途中の今田のあそこから今田の田園風景、そして入来、中之里を経て金峰山を大きく映して行って「終わり」という文字が出てきて、まさに一番おいしいところが伊作駅の周辺であったわけなんです。

ですから、これの持ち物が鹿児島交通さんでしたので、簡単にはいかないと思うんですけども、今伊作駅が残ってたら、今嘉例川駅とか、いろんな古い駅舎が今脚光を浴びてますけれども、非常に観光の目玉といいですか、になったんじゃないかと残念なんです。

それで、伊集院駅もやはり改築するんであれば何か残せないかなあと思ったんですけど、市長もでしたし、私が聞いている伊集院の方々も余り思い出がないということであれば、それはそれで、ないことはないんでしょうけどね、それはそれでいいんですが、ただやっぱり記念になるようなもの、これがまあ冊子にするとかじゃなくて、何らかの形でも、そこを利用される方5,000人ですので、目につくようなところに写真パネルとか何かそういう形で歴史を残すべきだと思います。

今お話しましたけど、今、寅さんの話、伊作駅ですが、伊集院駅での何か思い出じゃなくてエピソードですか、そういうようなものも何もなかったんですか。（笑声）

○市長（宮路高光君）

何もなかったというわけじゃなく、あるいは天皇陛下だったか、昔、皇后陛下、そのときに伊集院駅のほうで来町したとか、そういういろんな人のそういう寅さんのそういう部分じゃなく、やはりあの当時伊集院駅を利用して天皇陛下だったと思うんですけど、ご来町して下さった、そういう思い出はあります。

ご指摘ございましたとおり、さっきも言いましたように、検討委員会等でまたこれは駅の管理する部分もあろうと思っておりますので、そういう史跡、資料、そういうものも展

示するところができたら、そういう部分もしていかなきゃならない。

今、さっきもちょっとお話申し上げましたとおり、大正2年ということで、それから38年に改築をしております。それが47年間、改築もなく来たところでございますので、そういう史跡等がどういうところに残っているのか、さっきも申し上げましたとおり検討委員会の中で、さっきも言いました市民が参加してこの駅をどうにかするんだと、そういう基本づくりを今後やっていきたいというふうに思っております。

○13番（中島 昭君）

そっちの件は、それで終わります。

その駅舎建設、これはいろんな考えがあると思いますし、同僚議員も思いを切々と先ほどもお話をされておられました。今の建設ということについては、いまや市長も先ほどちょっとお話がありましたけども、タイミングというものもあるかと思えます。事業費等については先ほども出ましたので省きますけれども、日置市の持ち出しが1億5,000万円ぐらい、これ元利合計しますと1億七、八千万円になるということで認識をしております。

確認をしたいんですけども、このバリアフリー化に関する交付金、6割のですね、これは時限立法ですか、それともまだ当分は続く交付金でしょうか。

それともう1つ、これいわゆる事業仕分け、あれの対象になるのかならないのか。

○市長（宮路高光君）

今、国のほうで国土省、約2兆円の投資的な部分におきまして、事業名がくるくるかわりまして、今、本年度におきましてはさっきも申し上げました社会基盤整備交付金という交付金にかわっております。

このことがさっきもちょっと申し上げましたとおり、来年以降がどういう形になるのかちょっとわからないという部分はございます。

一括交付金という制度にこの補助金が変わります。

ですけど、基本的には今採択された事業はその交付金に上乘せしていく、そういう先般も高坂補佐官とも話をし、客観的に今言ったように、面積、人口で一括交付金というのかわかりますけど、今しておる、事業を継続をしている、そういう分についてはそれ以上に担保をすると。そうしていかなければ今までの補助金制度というの、やはり制度がかわっても大変自治体は苦慮するというので、このことはやはり一括交付金にかわっても、事業名はかわっても、それだけの財政的な措置はするということでございますので、6割の部分の補助金、交付金という形で、一括交付金になったらかわるかもしれませんけど、事業名はかわるかわかりませんが、やはりそれだけの財源が私は市のほうにいただければいいことだというふうに思って、今ご指摘がございましたこの事業交付金が来年あるかということはちょっと11月か、来年の予算編成にならなければわからないということでもあります。

○13番（中島 昭君）

名目はそうとしましても、今ある事業についてはということですね。今こねえして計画は今あるわけで、これは計画にのっているというふうに判断していいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に今年の予算の中で設計を入れておりますので、設計の中に入れた分については1つの、ことしの事業費だけじゃなく、1つの5年間という細目の事業費の中には採択されておるから、今年の実業にのったというふうに私は理解しております。

○13番（中島 昭君）

ということは、国からの補助金6割、これはもう心配なくていいと、今のところは、そういうふうに考えていいですね。

○市長（宮路高光君）

私もそのような状況を判断の中で、今回、踏み切らせていただきました。

さっきもちょっとありましたように、これおっしゃる中におきましては、一たんそういうものについていなければ、さっきも言ったように一括交付金にいったときにそれだけの分は来ないと、これはもう事実でございますので、さっきも申し上げましたとおり、いろいろ今回の場合に一括交付金がこの国土省、農林省、教育関係、今いろんな民主党の話を聞いておりますと、今交付金の中におきます考え方は、特に国土省が今、2兆円、農林省のほうが1,500億円というのが今年度の交付金の予想で、来年に何兆円の交付金かになるのかちょっとわかりませんが、恐らくそういう公共投資の部分からさきになって、特に社会福祉の保障ですか、そういう社会福祉関係に関するものは後からついて、約19兆円のそういう部分が原資がありますので、それは特に国土省、農林省、また学校の耐震化とか、そういう部分が一括してそれぞれ市町村に入ってくるということになるかということで、また本当にこれが今年度末に詳細がはっきりしてくるということでございますので、お互いにこういう情報等もしながら、私どもも来年の予算編成に当たりましていろいろと苦慮していく部分があるというふうに思っております。

○13番（中島 昭君）

とにかく安心はしました。

済みません、ちょっと確認といいますが、教えてほしいんですが、12億円、この工事ですね、これは日置市の業者さんが全部できるのかどうか。あるいは、できないのであれば日置市の事業所、業者さんが大体でいいです、大体何割ぐらいが日置市の業者さんが仕事ができるか。

○市長（宮路高光君）

これは鉄道、JRの敷地内でございまして、JRの請負業者等がおりまして、鉄道線路内にある部分についてはやはり一般の方は恐らくちょっと入るのは無理であろうかと。やはり万一事故起こしたり、いろいろする中におきましてはやはり大きな責任はだれもとれないということで、JRのほうにおきます発注になるのかなと。

駐車場とかそういう外に、敷地から外のほうにはきちんと地元の体制ができるというふうに思っておりますけど、今の予算の中におきまして約7割ぐらいは敷地内の金額になるのかなあと。

まだ実施設計をきちっと今から実施設計をしていきます。基本的な計画書の中にはそのような形でございますけど、実施設計をした中でそれだけの細かい詳細には出てきますけど、今言ったように、認識してほしいのはこの敷地内といいますか、路線があるあの部分には一般の業者の方々は入れないということでご認識をしていただければいいと思います。

○13番（中島 昭君）

はい、大体わかりました。

次に市民債にいきます。ちょっと私も勘違いをしていたようです。もちろん、補助金それから、合併特例債プラスこれを何とか市民債、活用といいますか、併用してでも、まあ一応これでもできるんじゃないかと思いましたが。確認ですけれども、一応、これはもうできないということでしょうか。

○市長（宮路高光君）

できないということはないと思っております。

市民債におきまして、銀行との関係がございまして、市民債の場合につきましてはやはり後の交付税措置というのはもうないと、そういう感じを思っていたかと思っております。

それぞれ交付税措置がある分についてと、

それぞれ市民債をしていろんなつくってありますが、そういうところは資金のないものですから、みんなから集めてその金額の利子の部分について市民のほうにもお返しをするということでもあります。

そういう回転資金を含めた中の、資金集めの中で市民債という市民型参加ということでこれは素晴らしいことだというふうには認識はしておりますけど、できないことはございません。ですけども、同じ借入れをする中で交付税があるものを借りていくのか、交付税のない、ただ市民型のものを借りていくのか、これはやはり財政的な運営をどちらを選べばいいのか、ここあたりは十分検討していかなくちゃならないと思っておりますけど、私としてはやはり有利な、そういう起債、交付税で還元していただけるそういう起債のほうがいいのかなあというふうには思っております。

○13番（中島 昭君）

ちょっと理解が私ができなかったですが、補助金はもらう。これは合併特例債、これ起債をする。これと、これでもう交付税はあとされますね、7割ですね。

そして、併用できて、あとまた何か交付税措置されるのがあるんですか。今、市長のお話、ご答弁では、その交付税措置されるのを、これ優先するとは当然ですよ。そしたら、合併特例債、これ使う、補助金も6割もらう。ほかにまだ何かあるようなお話ぶりだったのですが。

○市長（宮路高光君）

縁故債ということで、市が独自に銀行から借りてやるということなんです。それについては何もつかないということ。

ちょっと理解——で、合併債の場合につきましても国のあの中におきまして算定をさせていただきますけど、市民債を発行していく中においてはやはり基本的に交付税措置はさ

れないと、そういう理解をしていただければいいと思っております。

○13番（中島 昭君）

ちょっとまだ私は理解しにくいところが、まあ、私の本日の質問は、これはちょっと置いておきます。

一番きょう申し上げたかったのは、最初に申し上げましたとおり、私は推進の立場でも反対の立場でもない。これ何でこういうことを申しますかという、これも偽らざる気持なんですけど、大型の公共工事、これはもう東市来と伊集院に偏っているんです。これは非常に私どもは地域格差を感じてます、吹上と日吉は。

まだこれからする事業ですよ、伊集院の下水道、それから、中学校の、ま、中学校はほとんど済みました。小学校の建設、つつじヶ丘の下水道も整備していかないといけないんじゃないかと思えます。

それから、この前出ました総合計画、それから、東市来のこれ都市計画もありますよね。ずっと、全部です、これももう。それと、日置市の南部、吹上、日吉地域からは新規の事業を含めて継続事業すべて向こうかと、それで今度もまた駅で伊集院かと。そういうため息が聞こえてくるんです。

そして、合併して5年たった今でも、私がまだそげなこと言ってるのかと思われるかもしれないけれども、日置市の発展はいつも申し上げているように均衡ある発展でなきゃならないんです。

私が吹上や日吉のことをなぜ、これ高校野球はまず県予選をするときに、伊集院高校、吹上高校、城西高校、あるいは自分の母校を身近なところを応援するのは当たり前のことだ。人間の本性です、ですよ、です。

ほで、これはもう甲子園に行っても同じなんですけれども、この省きますが、今年の9月の私の一般質問のその市民債の件でも、

大きなメリットがあると先ほどもおっしゃったんですが、もう1回考えられないかどうか、もう絶対だめだということか。

○財政管財課長（富迫克彦君）

今回の全体計画の中で、起債予定として4億4,000万円ほど今見込まれております。

これをまあ、先ほど市長のほうからもありましたように、全額合併特例債を使った場合、そうしますと将来的に交付税の基準財政需要額に算入される金額は3億6,800万円ぐらい見込めますので、全体としては1億8,000万円余りの一般財源の負担で済むということでございます。

それと一方で、今申しました4億4,000万円余りの、仮に半分2億円程度を市民債という形で調達しようとしたときに、実際の発行の手続きでありますとか、利子の支払い、そういったものについては金融機関にもお願いせざるを得ないことになりますので、2億円を発行して、5年満期で、今の国債の利率が5年もので0.42%ですので、これを、ま、0.5%といたしまして計算していくと、今私どもが地方債として借り入れている金利負担よりも200万円から300万円弱の経費が上乘せされるということがシミュレーションとしては出てきております。

それともう1つは、5年後に満期になったときに、その2億円を一括して元金を返済していくということになりますので、そのときの資金の手当のことですね、そういったことも総合的に考えていかないといけないということで、市長のほうからは今後検討したいということでお答えになったと思っております。

○13番（中島 昭君）

これはまた次にします。この問題、私はちょっとまだそれでも合点がいかないところがあります。私どもが仲間と政務調査した八代市、五、六百万円の税金を2億円でね、これ

は起債を考えないでやっりましたから、それでもそういうふうな損をするようなことではないと思いますので、金じゃなくて、私が言っているのは日置市の一体感をかもし出すためにじゃあほかに何があるのだから、ま、これはいいですけど、これは次にまたします。回します。

最後になりますけど、いろんな先ほど教育委員会のほうもありました。駅舎のあり方検討委員会、審議会、いろいろあります。これに、芸術家の方々も参加させたいとおっしゃいましたけれども、どういうやり方でされますか。

○市長（宮路高光君）

イベント等、吹上の文化祭といいますか、そういうところでも出ていただいたり、その地域地域におきまして、いろんな文化的な行事があるものにご依頼を申し上げたり、そういうことをしながら、市民の皆様方と解け込んでいただきたいというふうに思っております。

○13番（中島 昭君）

イベント等ですけど、その関連のないと思われるところ、この人はもう陶芸家だから駅舎には関係ないよという、駅舎の例えば、建設にはね。そういう関係のないような、例えば例ですけども——が非常にすばらしいアイデアを出してくださいませ。といいますのは、失礼ですけど、教育に精通された方が教育委員会のことをされるのは、それは当たり前のこと、通り一遍の考えしか出てきません。そう限定したらいけないですけども、でも違う分野の方というのは、もっと違う角度から見られます。それで、いつもインターネットで公募されてるといいますけれども、インターネットで公募して、何人の方が、何%が見られてるか、ちょっと、それがわかっていたら教えて。

○財政管財課長（富迫克彦君）

そういう意味では、今市のホームページの

月の閲覧者数というのが、大体9万件ぐらいございます。そのうちの3万7,000から8,000が鹿児島県内、残念ながら日置市まで特定できておりませんが、そういう意味では、割合でいうと30から40%程度は、市内の方々もごらんいただけてるんじゃないかというふうには考えております。

○13番（中島 昭君）

最後の質問になろうと思います。

普通、専門的な方、そういう発想しかできないんですよ。本当に、3割、4割の人がインターネットで5万2,000人ですよ。見るととんでもない数字ですよ、それ。だから、全く違う分野の人に、違う発想で、いろんなことの審議会等で参画していただいて、頭を下げてでも、全員、もちろん1人でいいですから、その中に入れていただきたいと。最後に、そういう考えがあるかどうか、お二方に質問して終わります。

○市長（宮路高光君）

その芸術家の方々とも、十分話をさせてもらってからどういうふうにするのか。ただ私も、ただいろんな委員会の中で、この人と、おっしゃるように斬新な考え方というのはわからないことはございませんので、その芸術家の皆様方ともちょっとそこあたりの部分に、問題はないのかとか、いろいろあるかもしれませんので、そういう実態を十分把握させていただきたいと思っております。

○教育長（田代宗夫君）

芸術家の方ですけれども、やっぱりいろいろその方々と話したりしながら、その人の持ち味とか、確かに申し上げました斬新な考えで、すばらしい奇抜な発想もあると思います。ただ、それがどうかということいろいろありますので、十分、急がないで、いろいろ一緒にいろんなのをやりながらの中がいい線は出してくるんじゃないかなと思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時20分といたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、門松慶一君の質問を許可します。

〔6番門松慶一君登壇〕

○6番（門松慶一君）

一番お疲れのところ、また一番眠たい時間帯であります。おつき合いのほどよろしく願います。

それでは、質問をさせていただきます。九州新幹線鹿児島ルート全線開業まで、あと9カ月余りです。関西圏まで含めた交流人口の拡大が期待され、鹿児島を売り込む絶好の機会となるわけです。日置市として観光ビジネスの立場から、もっとやらなければならないことがあるのではないのでしょうか。といいますのも、先般、関西で新幹線が全線開業したら、九州でどこに一番行きたいかというアンケート調査がありました。何と、鹿児島県の一人勝ちでありました。1位が桜島、2位だけが大分の湯布院、3位鹿児島市、4位指宿、5位種子島、屋久島、奄美という結果でした。私は、この結果を聞いてびっくりいたしました。これまで、新幹線開業が鹿児島にとってそれほど効果が上がるとは期待してはいませんでした。逆に、ストロー現象で、鹿児島から博多、大阪に流れていくほうが多いのかと考えていました。

しかしながら、鹿児島県の一人勝ちではありませんか。それも特に、本市の隣、桜島、鹿児島市にたくさんの観光客、ビジネス客が来られるわけであります。皆さん、指をくわえて見ているわけにはいません。鹿児島地域経済研究所の推計では、九州新幹線が一部開

業した2004年3月以後、1年間で鹿児島を訪れる県外客は43万4,000人増加し、消費額は96億円ふえました。波及効果を含めると、県内で165億円の経済効果があったと聞いております。

全線開業によって、九州でなく、関西や中国地方の新幹線利用者がふえることは確実で、韓国、中国など、アジアからの観光客の増も見込めます。この経済効果はすごいものになるかと予想されます。そのことによって、大きなビジネスチャンスになることは間違いありません。実際の移動時間の短縮効果に限らず、福岡や関西と心理的な距離が縮まることへの期待も大きいと考えます。

そのことによって、修学旅行誘致に力を入れることも重要であります。修学旅行は、一度目的地になれば何年も続くケースが多く、安定的な需要が見込まれます。また、宿泊施設の少ない本市は、グリーン・ツーリズムの推進をこれまで以上に実施し、民泊のよさを売りに企画していくべきと考えます。

また、スポーツ関係のキャンプも誘致も同じです。鹿児島県では、今春、過去最多の16チームが実施しています。これまでの2つのことは、新幹線の移動は、飛行機と違って大量の乗客の移動を可能にするのが強味です。また、県も新幹線効果活用プラン推進会議をつくり、観光交通部会、産業部会、まちづくりイベント部会の3つの部をつくり、それぞれに民間の組織団体が参加し、行政と民間がともに開業に向けての準備と活動を行っております。また、地域別プロジェクトが7つの地域に分かれており、日置市は、鹿児島市と同じ鹿児島地域に区分されています。その中の例として、島津義弘と幕末明治維新の志士をめぐる、これは伊集院地域です。小松帯刀ゆかりの地、吉利をめぐる日吉地域等企画されています。また、このパンフレットも作成されております。あと9カ月余り、お

くればせながら、これから準備しても間に合うはずで、観光産業の振興、地域の活性化を図り、また本市の経済及び産業の振興に寄与すると確信しております。

そこで質問いたします。まず1問目に、関西のアンケートで、九州に行きたいところは鹿児島県の一人勝ちでありました。それによって、本市も観光ビジネスに向けて、これまで以上の準備をしなければならないことを考えますが、現在の状況と、これからの市長の見解を伺います。

2問目に、地元並びに関西、関東の観光大使が必要ではないかと考えますが、市長の見解はいかがでしょうか。

最後に、観光客、ビジネス客がふえる中で、それに伴い、本市の玄関口なる伊集院駅の周辺整備計画が急がれると考えますが、これからの推移と市長の見解を伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の九州新幹線全線開業について、本市の観光ビジネス等の推進について、その1でございますけど、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴い、博多まで1時間20分、大阪まで4時間と、関西圏まで含めた商圈の拡大や観光を初めとした交流人口の拡大など、さまざまな効果が期待されております。県では、新幹線全線開業の効果を沿線や一部地域のみならず、県全体の活性化を図るため、平成20年3月に新幹線効果活用プランを策定し、その効果を持続的に普及させ、県全域の活性化につながる取り組みが進められています。

本市におきましても、大河ドラマ篤姫の放映終了後も来場者が絶えず、龍馬伝にも再登場する予定の小松帯刀が眠る園林寺跡に、昨年度はトイレと駐車場の周辺整備を行うとともに、園林寺跡の目玉で、来場者をおもてな

しの心で迎えるボランティアガイドの後継者を育成するため、観光協会と連携してボランティアガイド養成講座に取り組みました。

また、グリーン・ツーリズムに関しては、新幹線効果として期待が高い修学旅行生の農家民泊の取り組みを引き続き推進するほか、本年度は、グリーン・ツーリズムの企画立案を中核となって担える人材やインストラクターとして対応できる人材を育成するため、二地域居住・地域間交流推進雇用創出事業に取り組んでおります。

さらに、かごしま着地型観光メディアモデル事業として、ニューツーリズムネットワーク鹿児島が昨年10月と、今年の3月に日吉地域で開催した「アートな工房めぐり」を市のホームページでも紹介しましたが、観光の振興は積極的な情報発信が重要であることから、観光協会においてもホームページを立ち上げる検討が進められており、これらが実現すれば、吹上浜、湯之元、吹上の温泉、薩摩焼、物産館、観光農園、観光周遊バス、各地域のイベントなど、本市の環境資源を周遊性を持たせ、その魅力をきめ細かに情報発信できるようになると期待しております。

このように、本市の観光振興に当たりましても、鹿児島中央駅から電車で所要時間20分足らずというアクセスに恵まれた条件を生かしまして、近年の観光ニーズであります個人志向、本物志向、自然や歴史・文化、まち歩き、農林漁業体験など、地域資源を生かした着地型観光を推進してまいりたいと考えております。

2番目でございます。日置市の観光大使につきましては、昨年9月に4代目となる「ひおきPRレディ」が就任しまして、2年の任期で、各種イベントにおきまして活躍しております。県内の観光大使につきましては、県の薩摩大使、薩摩川内大使、奄美観光大使などがございますが、本市の観光大使である

「ひおきPRレディ」は、日置市観光協会が公募して募集し、選考会を経て委嘱しております。

そこで、このほか、地元、関西や関東に観光大使を委嘱することにつきましては、観光協会の理事会等においても制度の必要性などが十分論議され、その検討結果を尊重すべきであると考えているところでございます。

3番目でございます。このことにつきましては、先ほど来、12番、13番議員がご質問あったとおりでございまして、今、法的な手続と関係機関との協議を重ねておりまして、今年につきましては、特に実施計画書、またそれぞれの意思決定と、そういう法的な手続を済ましていきたいというふうに思っております。

以上です。

○6番（門松慶一君）

今答弁いただきまして、順次、質問をしてみたいと思います。まず、1番目のほうであります。これだけこの鹿児島県が人気があるということ、市長は認識はどうだったのでしょうか、お聞きします。

○市長（宮路高光君）

関西圏の中におきましては、そのように鹿児島におきます観光立地ということで人気があるということは、大変喜ばしいことであるというふうに思っております。得てすれば、やはり大分とか、宮崎とかいうのが観光の立地県ということで上がってると思っておりますけど、鹿児島がそのようにこの新幹線の開業ということで、大分とか、宮崎には、まだそれが及んでないと。ただ鹿児島の沿線というルートの中で、そういうことで、鹿児島が上がってるということは大変喜ばしいことであるというふうに思っております。

○6番（門松慶一君）

私も実際、2カ月前ぐらいに、このアンケートは聞きましてびっくりしたわけであり

ますが、鹿児島に皆さん来られるなあと、それに、やはり値するといえますか、予想されることは、実は中央駅の周辺、ホテルラッシュでありまして、建設ラッシュ、小さいのを入れると20ぐらいできてくるということで、あの辺の方に聞きますと、もうたくさん幾らこられても網羅できるというホテルの数であると聞いております。

それから駅周辺の整備、実は2月に中央駅リニューアルされました。非常にゆとりのある駅舎になったわけですが、ただ、先般駅長に聞きましたら、いわゆる伊集院駅の駅長に聞きましたら、実は、あそこのバスターミナル、あの近辺、非常に不足して、これからまた増築といえますか、広げなきゃならないという構想もあるみたいです。それだけ観光客がこちらに来られるとなりますと、この日置市、これは見て、そのままやはり何か計画をしなくてはいけないということになるわけですが、市長として、この観光客をどのようにこっちで持ってきたらいいか。これは結論になるかと思うんですが、考え方をどのように持っていますか、質問します。

○市長（宮路高光君）

観光客のあり方の中におきまして、宿泊を伴うもの、日帰りで見える観光施設、両面ありますけど、基本的には、やはりこの経済効果というのは、宿泊というのが一番大きな経済効果があらわれるというふうに認識しております。その中で、今私ども日置市におきまして、その宿泊施設の充実ということを考えれば、大変、若干難しい部分があるのかなということをおもっております。

そのようなことを踏まえまして、もう私どもが、さっきも議員もおっしゃいましたように、修学旅行の民泊、農家民泊、これを今まで五、六年続けてまいりました。そういう状況の中におきまして、これは日置市だけではなく南薩を含めた形でございますけど、

20年度が約2,300人程度、21年度が4,600人、恐らく22年度は7,000人、23年度は1万人、基本的には、今1万人という目標の中におきまして、やはりこれを特に、この新幹線開業、今まで来ていただいたのが、大阪周辺、また東京周辺、東京のほうは別として、一番今からターゲットしていかなきゃならないのは、やはり広島、岡山、山口、この中国地域、こういうところに、やはり売り出しをしていかなきゃならないということで、このグリーン・ツーリズムの協議会も一昨年立ち上げをさせていただきまして、今私も会長をさしてもらっておりますけど、やはりこのようにして、直接私どもは農家の皆様方にやっていただいております。このことを、やはり一番私どもが一番身近で手がける方策としては、やはりこのことが一番大きなウエートを示しているのかなというふうに思っております。

そういう中におきまして、今さっきも申し上げましたように、この地域間交流推進促進事業という、県のこれはちょうど事業である雇用創出の事業でございます、やはりこれを人材する育成といえますか。こういうことで、今1人、市のほうで雇うというのはおかしいんですけど、そうして今、そういうグリーン・ツーリズムに携わる人を養成をしておるということでございます、これを基本にしながら、またあと一つは、やはり私どものこの地域を考えたときに、観光を含めた、あるいはスポーツ合宿じゃないかなと思っております。そういうやはり自分たちに今あるものをどう生かしていくのか。今からつくってどうこうじゃなくて、そういう基本的な考え方の中で、この新幹線の全面開通と、今は自分たちのあるそういう素材をどう組み合わせしていくのか。これが一番大きなポイントであらうかというふうに思っております。

○6番（門松慶一君）

まさしく、そのとおりだと思います。もう

日置市内でできることは、それになるかなど、私も思うところであるわけですが、グリーン・ツーリズム、今日置市がある程度先端を行ってると思うんです。

また、合宿関係もスポーツ施設も、4地域そろってるわけですから、そこを強くこれから攻めていく。そういう意味の中で、実は私、観光協会長とちょっと話をしながら提案をしたんですが、今日置市で、実は、この観光協会、商工会はよくありますけど、農協、漁協、それからあと建設業とか、いろんな団体があります。その横のつながりの団体長協議会たるものがあれば、この観光に限らず、いろんなことをこれから、そこで話をさせていただいて、民間主体の何か発想でできたらなというのをちょっと考えて、観光協会長に言いましたら、ぜひともつくりたいということをおっしゃっていました。

私は、あくまでも、今までずっと言ってますけど、やはり町の活性化、地域の振興はやはり民間主体、行政助成が一番いい形だというふうに思ってますので、そういう団体長連絡協議会等ができれば、そこで一番私が欲しいのは、その下に、下部に当たる運営委員会、そこに若手の皆さんが入っていただいて、各組織団体、そこでいろんな話を練っていただいて、答申いただいて、団体長協議会で実行していくという形をとっていければ一番いいと思うんですけども、そういう形でもしできるなら行政としていかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございました、特に横の連携、それぞれ民間の団体、本当にこれはすばらしい一つの団体ができ上がるというふうに思っております。特に、商工会、農業団体、漁業団体、建設団体、そういう中で、あるいは、それぞれの大変プロフェッショナルといいますか——方でございまして、得てしてやはり自分たちのプロの部分はあるわけなんですけ

ど、やっぱり横の部分におきます情報を含めて、そういうものがやはり私ども連携という形においては多様性があるのかなあと思っております。

ぜひ、議員がおっしゃいましたように、特に、このことについては観光協会のほうが主体になりまして、いろいろと連携構築を図っていただきたいというふうに思っております。

○6番（門松慶一君）

そういう会が、もっと早くできてほしかったなど。私は、そういうのが少しあるのかなあと思いながら聞きましたら、一切ないということで、各組織がばらばらでやるよりは、一体感の持った、特に今の時期は必要じゃないかと思うわけで、これは観光だけに限らずいろんな形で使えると思うんですが、そういうことでよろしくお願ひします。

そういう意味で、今、日置市、この観光の面でグリーン・ツーリズムやってると思うんですが、私、マップとか、このパンフレット等、日置市が5部ぐらい今つくってるんですが、ちょっとここに、ここに5部ぐらいあります。一つは南さつま市の南薩摩周遊ガイドでありますね。これは別として、ここに4つですね。ここが日置市が今出してるパンフレットですね。それで、これがこの日置市のこれが主体になると思います。これは最近できたやつですね。1年ぐらい前ですかね。

それで、実は、この前県に行きまして、県との企画課が新幹線関係の一つの取り仕切るところで書いてあるということで行きました。そしたら、そこでちょっと観光課のほうも行きましてパンフレットもらってきたんですが、各地域のパンフレットになりますけど、後からお渡ししてもいいんですが、ほかの地域のパンフレット見て、日置市はできがいいなあと思つづく思いました。日置市のこれを見てるとわからないんですけど、ほかのを見て、日置市は非常にコンパクトになってます。

もうここにも入れられるし、ぱっと入れられるよ。非常にいいのをつくったなあと、ほかのを見てすごく思いました。

この中で、県との、もうこれも県にありましたから、見てどのようにお考えですかという中で、意見が一致したのは、いいものはたくさんあるんです。このコースを渡ると、どこに行ってもわかるというようなあるんですが、問題は、行って、どのコースに行けばいいのか。それがわからないわけですね。ちょっと言いますと、鹿児島市で「まち歩きガイドマップ」というのをつくってあります。コースがつくってあって、そこに、どこに行けばすぐわかるというのがあるんですが、そういうコースを、ぶらりまち歩き、これが10コースぐらいあります。強いて言えば、ここに県と一緒につくったまち歩きコース、さっき言いました島津義弘と幕末明治維新の志士をめぐる。これはあるんですよ。それで、小松帯刀の先ほど言いました吉利をめぐるがあるんです。その中で、ここにちゃんと、伊集院駅からこう島津義弘公を言えば、伊集院からあと永平橋と記念碑、有馬新七の墓、南方神社、武家屋敷と、ずっと書いてあります。こういうコースをつくれれば、中央駅を降りたときに、日置市に行ったとき、どこを回ればいいのか。歴史が好きな方は、歴史の、要するに周遊コースつくる。温泉が好きな方は、温泉の周遊コースつくる。それを5つか、6つぐらいつくって、選択できるような形の、よくいえばオフィシャルツアーのコースがあるじゃないですか。ああいう形でつくれば一番いいと思うんですが、それだけ、ちょっと日置市ないんですけど、その点はいかがでしょうか。

○商工観光課長（銚之原政実君）

ただいまおっしゃいましたまち歩きコースの表面が伊集院、表裏はどっちでもいいんですけども、両面刷りのものは、市のほうで、職員がみずから歩きまして写真を入れたもの

で、今お持ちのそれは市のほうでつくったものでございます。表が日吉と伊集院と、それぞれ表裏使えます。

それ以外のものにつきましては、県のほうのホームページのほうでもまち歩き100選というのがございまして、伊集院、日吉、吹上、東市来、それ地域ごとのまち歩きのコースのほうも県のほうでも紹介しています。

それから、今お持ちの小松帯刀のパンフレットの中にも、まち歩きのコースも一部紹介してございますので、それについても市のほうのホームページでご紹介してるところでございまして。

○6番（門松慶一君）

このパンフレット、せっかくつくってるんですけど、ちょっとコマースが足りないみたいでありまして、実は、伊集院駅にちゃんと、そういうコーナーができてます。行くたびに駅長に怒られるんですが、このパンフレットがないということで、やはり向こうに、駅に降りた方がこれを見たいという方もいらっしゃると思いますので、ぜひともこれはそろえていただきたいと思います。

それから、県に行ったときに、県の取り組み、先ほど言いましたように、いろいろ県も2年前から、この一つのプランでやっております。その中で、今県内でどこが一番頑張ってますかということをお聞きしました。先ほど出ましたように、大隅、鹿屋、指宿、それから屋久島も言いました。実は、もう鹿屋は直行便、バスの直行便ができて今増してるということで非常に好評だということをお聞きしております。

それから指宿は、実は僕は、実は現実ではないんですが決定をしているということで、特急がもうできつつあると、ダイヤを組むということの、これも、指宿も2年前から取り組んでいるということをお聞きしております。それから、屋久島はトッピーとの連携を、種子

島もそうなるかと思いますが、そういう形の連携をしてると。

各地域いろいろそういう形で取り組んでいるわけではありますが、何せ、この県の場合、観光課で、実は、11年前に、伊集院の関が原合戦400年祭、私ども四、五名、1回行って交渉したんだけど、予算は一切ないんですね、ここには。予算はなくて、この指宿とか、鹿屋のほうは、国からの補助金で、何かいろいろこの2年間やってたということで、聞きましたら、いや県は予算はないですよということで、一切、そういうのは、予算的なものはもらえないんですが、ただパンフレットとか、そういうのの助言とか、そういうのはできると思いますので、何かその点、県との連携は今どうなっているのか、ちょっとお聞きします。

○商工観光課長（銚之原政実君）

県との連携につきましては、県の地域振興局との連携ということで、私どもの、例えば、先ほど市長の答弁にもありました観光ボランティアガイドの育成、これらの育成についても、地域振興局とも連携しながら、講師派遣の一部をアドバイザー派遣事業として活用いただいたり、それから市のほうで企画しましたボランティアガイドの方のツアーと、こういったものにも、県の職員の方も同行しながら、日置市のまたそういった観光素材についても自分で実際に見ていただくと。そうした中で、先ほど申し上げたような、県のホームページへの素材の提供とか、そういったことも提案していただいているところがございます。

○6番（門松慶一君）

一応県のほうも、実は今企画課のほうの補佐にも伊集院に住んでいる方がいらっしゃいますので、そこをうまく活用していただきたいと思います。県と連携というのがやっぱり必要になってくると思いますのでよろしくお願いたします。

それから、ボランティアガイドの件であります。実は、園林寺のほうにボランティアガイドがお二人いらっしゃるということで、私1回目行ったときは、全然ボランティアのない形で見たんですが、2回目、ボランティアの方がつきまして非常によかったです。やっぱりボランティアガイドがいらっしゃる、いらっしゃらないは、全然違うわけでありまして、この養成、たしか観光協会5回してますよね。講座を。そしてこの13名か12名ですよ。ボランティアの講座を受けてはいるわけではあります、その状況をちょっとお話。

○商工観光課長（銚之原政実君）

ボランティアガイドの育成につきましては、昨年12月を第1回目、それから2月23日の5回目まで、計5回の講座を開いております。公募で12名の方が集まっていただきまして、講師のほうには、かごしま探検の会の東川隆太郎氏をお願いしたところがございます。その中で、3回の机上研修、それから2回の現地研修もいたしました。この研修を終えた後の皆様方のそういったいわゆる後継者としての取り組みでございますが、その中の1名は吹上の観光市営バスのほうのガイド協会に加盟していただいて、もう既にバスに乗っていただいております。

それから、それ以外の方で、3名ですけれども、園林寺跡のほうで、これは常時というわけではございませんが、12名の方々の3名は園林寺跡のほうもお手伝いいただいているという状況でございます。

○6番（門松慶一君）

せっかく、この観光ガイドの養成という課があるわけですので、何かうまく生かしていただきたい。12名の中で、12名が来年度活躍してもらえば非常に助かることにあるんですけど、ただ、この観光コースとか、そんなときに、このガイドさんたちが特に活用し

てもらえればなと思います。そこは、これからまたよろしくお願いを申し上げます。

それからもう一点、南薩、薩摩半島観光振興協議会の今の状況をちょっとお話ししていただきたいと思います。

○商工観光課長（銚之原政実君）

薩摩半島観光振興協議会につきましては、これまで2つの観光の組織がございました。一つは吹上地域の観光振興協議会、これはいちき・串木野、日置市、南さつま市の3市でございます。それから南薩摩観光開発協議会というのもございまして、これは日置市、南さつま市、南九州市、枕崎市の4市でございました。この特に日置市、南さつま市は、どちらの組織にも、合併後、所属してるということで、特に、統一的なそういった観光振興の取り組みという部分では合併が求められておりましたので、この合併が懸案でございましたけれども、本年4月に、名称、薩摩半島観光振興協議会ということで立ち上げまして、今現在、事務局は南さつま市のほうがしております、会長さんも南さつまの市長がしているところでございます。

○6番（門松慶一君）

薩摩半島も、これありますので、そういうのもうまく連携して活用していただきたいと思います。

これは、次に引き続きますので2番のほうへ行きます。観光大使の件であります。今PRレディが観光大使をしているという形になってますが、PRレディも観光講座ガイドの講座に出てるんですかね。そこはいかがでしょうか。

○商工観光課長（銚之原政実君）

私どもの、このボランティアガイド等のガイド講座には出ておりませんが、県の観光連盟が主催します、いわゆるおもてなしの講座、これは各県内のミスでありますとか、PRレディ、観光大使、こういった方々を中心にし

ますけれども、当初、PRレディとして就任していただいた後の第1回目のときにお願したということでございます。

○6番（門松慶一君）

観光レディ、昔はいろいろな名前があったんですが、実は1年ごとにかわってまして、せっかくなされたときに次にかわるということで、2年間というのは、非常に私はよかったなと思ってます。そのかわりに、やはり観光をPRするわけですから、ある程度日置市のことを勉強していただかねばいけないなと思うんですが、そこは努力していただきたいと思います。

それから、私は観光大使の中で、関西、関東、当然県人会とか、有名な方がいらっしやればと思うんですが、実は、地元のほうで観光大使、考えればなと思う中で、実はいろいろ考えて、ちょっとある人に——といいますと、日置市は4地域ありますから、できればこの4地域に全国区で名前が通る方がいらっしやればなと思う中で、実は先般、西郷隆文さん、日吉地域のですね。あの方は、一月前に、実はさつま町の観光大使になってるんです。というのも、さつま町とは、菊次郎さんの何かご縁でなったということで、あそこに南高梅が、さつま町は梅が有名であります、あの梅を菊次郎梅でもいいし、西郷梅でもいいから使っていいですよということで言われたら、観光大使になってくれということでなっております。1月前に。先にやられたなあと思うんですが、実は、先般お話をして、実は、もしそういうふうになったら引き受けていただけますかと言ったら「日置市のためにだったら頑張りますよ」という言葉をいただきました。

日吉町の中で西郷隆盛翁のひ孫が日置市にいるとなると、これは非常に私はいいい格好の観光客が来る材料になるんじゃないかと思うんですが、これは私の一つの提案ですが、各

地域に1人ずついけばいいかなと思う中で、今言った日吉地域は、西郷隆文さん、東市来地域は沈寿官さんがいらっしゃいます。それから、伊集院地域は錬心館、総本山であります保総家、門下生30万人という全国、世界にいらっしゃいますので、そこで吹上町はどれかと思いつきながら自分で勝手に決めましたが、宝山で有名な西会長がいます。そういう意味で4人そろったなど、そういう意味で、これから打診になると思いますがいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

議員のほうの一つの思いの中で、今それぞれ地域の方をお話いただきましたけど、基本的には、さっきも申し上げましたように、これ観光協会の理事会等でいろいろと今言ったように、私どものこの大使という中で、地元の方を大使にするのか。さっき申し上げましたように、関西、関東、そういう方々をするのか。もう少し、この大使のあり方、ひおきPRレディはある程度一つの方向性の中でしておりますので、こういう中の位置づけというをやはりきちっと決めて、そこから人選に入られる。

特に、今後におきます観光協会におきます大きな役目であろうかというふうに思っておりますので、私のほうからも会長のほうには、こういうことの要請といいますか、形はやっていきたいというふうに思っております。

○6番（門松慶一君）

ただ、私が今考えたことでありまして、これはただ市長にご意見を聞いただけで、これから観光協会長並びに団体長協議会ができるかと思えます。その中で、この話が出てくればまたおもしろいかな。ほかにたくさんの人選がおられるかと思えますが、ただ浮かんだ名前がその名前でありました。そういう意味で、観光大使、これから必要になってくると思えます。ぜひとも、そういうふうに行政と

してもちょっと頭に入れていただければと思います。

それでは、次の3番目であります。伊集院駅周辺整備計画を、同僚議員が前2つ言っております。いろんな考え方がございます。私も2年前に、この件で一般質問いたしました。その後、調整がついたわけではありますが、これまさしくタイミング、チャンスだと思うんですが、本来ならば、本来ならば、実は伊集院地域って非常に心苦しいんですが、伊集院中学校、伊集院小学校、伊集院駅、旧町時代にやらなければならなかったことがあったかと思うんです。私もちょっと持ち越してしまって、こういう形で続いてしまったというのが非常に心苦しいんですが、ただ、私は観光の面から、新幹線が開業することによって、非常に観光客、ビジネス客が来るということで、この駅の整備はやはり必要だなと。特に、広木駅、広木駅できましたね。あそこは予想をされた3倍の乗降客になったと聞いております。

そして、おとといですか、話をしたときに、駅長と。実は、この鹿児島中央駅、伊集院間をもっとふやさなければならないということも、ちょっと言っておりました。そういう意味で、非常に乗降客がふえてくる可能性もあるんじゃないかということで、駅の整備が必要になってくるんじゃないかと。伊集院周辺の整備になるかと思うんですが、活性化になるということを皆さん言いますが、私はやはり日置市全体の、これは玄関口という視点で考えていただければと思うんですが、この伊集院駅観光の面からの視点で周辺整備という形の考え方を持ってますが、市長のほうはどうお思いですか。

○市長（宮路高光君）

もうこのことについては、もう私の考え方も、今までも述べさせていただきました。今言いましたように、観光ルート的一端、また

は通学を含め、またいろんな利便性、こういう総括した中におきまして、今回こういう整備を始めるということで決断をさせていただきまして、今ご指摘ございました観光面の中におきまして、またこの駅を活用していただければ、本当に素晴らしいまた駅になるというふうに感じております。

○6番（門松慶一君）

駅のことは余り触れないで、次に行ってもう終わりたいんですが、私は、この伊集院駅というのは、非常にやっぱり長い由緒あるわけですが、ただ日置市になったから、日置駅でもという考えもあるんですが、聞きますと、この名前を変えるのに5億円ぐらいかかるみたいですね。それぐらい非常に大変な費用がかかるということで、この伊集院駅で通すしかないのかなと思う中で、そういう気持ちもございます。

新幹線全線開業が来年3月であります。これからいろんな面で変化が出てきます。それだけの準備がこれから必要になってくると思いますが、最後に、市長のこれから9カ月間の準備等の考え方、姿勢をちょっとお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきもお話ございましたそれぞれの関係機関の遅きにしかりかもしれませんけど、やはりこれが今から始まっていくことでございますので、また、いろんなところの状況も情報交換もしなきゃならない、そういういろんな関係団体が連結をして、それぞれの発信のことをしていただければありがたいと思っておりますし、基本的に、さっきも申し上げましたように、今私どもの日置市にあるものの素材を活用しながら、このことを受けていくには、もう少し私はグリーン・ツーリズムにおきます民泊をしてくれる。これは農家の方だけでもなくても、やはり日置市にいらっしゃる皆様方をもうちょっと公募といいますか、

お願いをしなければ、先ほど申し上げましたとおり、来年以降、恐らく7,000、1万人来る中においては、今のお願ひしている方々だけじゃ大変少ないというふうに思っておりますので、ここあたりをそれぞれ4つの地域ございますので、数といいますか、これをまだ多くしていくことが、私どもが受け入れ態勢にとっても一番重要なポイントになってくるというふうに思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですね。

次に、7番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔7番坂口洋之君登壇〕

○7番（坂口洋之君）

本日、最後となりました。私は、社会民主党の地方議員として、市民の命と暮らし、雇用と平和を守る立場から通告に従って質問いたします。

1点目であります。高齢者の生活環境と移動手段の確保について質問をいたします。本市も少子高齢化が進んでおります。この5月で合併6年目を迎えようとしております。この5年間で日置市の人口が1,600人減少しております。伊集院町が380人の増加をする一方で、東市来町が469人減、日吉町が425人減、吹上町が720人減と、旧3町の人口減少が着実に進んでいる現実があります。このまま人口減少が進めば、さまざまな影響が心配されます。例えば、路線バスも人口減少と少子化で、廃止や縮小傾向に向かっております。近くに病院や商店、学校がないということは、利便性がますます後退しております。

そして伊集院中心部などに移り住む傾向もますます強くなっているようでございます。市長が、これまでどこに住んでいても不便を感じさせない日置市のまちづくりを政策と取

り組んでいます。そういう政策の推進を願う意味で、幾つかの観点に質問いたします。

近年、大型店の増加で、地元の個人商店の廃業が目立ちます。現状を市長はどのように考えておりますか。

2つ目です。大型店ができる一方、地域の人が集まるコミュニティ的な個人商店がなくなり、豆腐一丁買える店がなくなったという声が聞こえます。今、社会問題化しております推定600万人と言われる「買い物難民」について、どのようにお考えでしょうか。

3つ目でございます。高齢者の移送支援のデマンド交通の試験運行が2カ月間にわたり、伊集院町の上神殿、久木野々、吹上町の平鹿倉・湯之元、日添・田之尻線で運行された実績と課題は何であったのでしょうか。

4つ目です。買い物しやすい、通院しやすい視点で考えた日置市の巡回バスのダイヤ改正やバス停設置について、今後どのようにお考えでしょうか。

2問目でございます。民生委員制度90周年、節目の年、民生委員、児童委員について質問いたします。日置市に現在138名の民生委員と兼任する児童委員がいます。その役割と活動状況について、どのように把握されているのでしょうか。ことし12月1日から、任期3年間の新しい民生委員の選任が予定されております。どこの地域も民生委員のなり手がいないという現状もあります。

その一方、同じ方が長くしてよい場合がある一方、長くすることによって弊害も指摘されております。究極のボランティアと言われる民生委員が、いろんな仕事を任せられ、多忙化でやめたいという声も聞こえます。本市の民生委員の課題は何と考えられるのでしょうか。

3つ目でございます。5月の民生委員、児童委員の普及啓発週間でありました本町の駐車場にも啓発の旗を立てられていたようだが、日置市として、どのように普及啓発について

取り組まれたのでしょうか。

以上、2点について質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の高齢者の生活環境と移動手段の確保について、まずその1でございます。大型店の進出や事業主の高齢化、後継者不足による商店街の個人商店等が廃業、または閉店するに至った、いわゆる商店街の空洞化が目立ち始め、活気が徐々に失われつつある現状は、過疎地域のみならず、都市部においても同様で、いずれの自治体においても、商店街の空洞化を食いとめる施策を模索している現状であります。

本市におきましても、日置市商工会のデータによりますと、小売業の閉店の状況は、平成20年度は7件、21年度が3件で、閉店した理由といたしましては、高齢化や健康の面で営業が続けられなくなったものが4件、店主の死亡、転出によるものが3件、廃業が3件となっております。

商店街の活性化のために一番重要なことは、地域浮揚活性化に向けた商店街みずからが、自主的に商店街の再生に取り組もうとする姿勢や事業主の「やる気と熱意」が大切であると思っております。行政においても魅力ある商店街づくり、商店街再生の取り組みに対しましては、国、県の支援制度を活用するなど、商工会と連携しながら、今後も引き続きさまざまな支援策に講じてまいりたいと考えております。

2番目でございます。「買い物難民」につきましては、帯広畜産大学の杉田教授が平成20年に発行いたしました著書の中で、日常の買い物が困難にある買い物弱者の高齢者を「買い物難民」と定義して、最近、使われた言葉でございます。

また、経済産業省の「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」が本年5月に発

表した報告書によりますと、高齢者を中心に食料品などの日常の買い物が困難な買い物弱者が全国で約600万人に上ると推定しております。報告書は、買い物弱者は、高齢者の多い過疎地域だけでなく、都市郊外の団地などにでも問題化し、医療や介護に比べて生命に直結する深刻な問題ととらえているため、法的な支援制度も整備されていないと指摘されております。

「買い物難民」の対策につきましては、配達サービスや移動販売の充実、店への移動手段の確保、住民同士の助け合いなど、地域全体でさまざまな知恵を出し合って取り組む必要があると考えております。

3番目でございます。乗り合いタクシーの運行の実績と課題につきましては、3月の定例議会の中でも中間報告をしたところでございますが、伊集院地域の上神殿、久木野々線、吹上地域の平鹿倉・湯之元線、日添・田之尻線で、1月から3月にかけて1日4便、週2日ずつの9週間運行いたしました。利用実績は、上神殿線が運行回数44回で、延べ利用者数が71人、久木野々線が運行回数が5回で、延べ利用者9人、平鹿倉・湯之元線が運行回数23回で、延べ利用者31人、日添・田之尻線が運行回数23回で、延べ利用者36人という結果でございました。1便当たりの利用者は多いとき3人、平均すると2人に足りない利用実績でございました。利用者を見れば、定期的に利用する人で定着しており、全体の利用者が少なかった理由といたしましては、出発地での説明会やチラシによる広報などを実施したものの、市民への浸透が不十分だったということが考えられます。

ただ実証運行後、路線沿いの自治会を対象に実施したアンケート調査では、利用しなかった理由として、「マイカーやほかの移動手段がある」から利用する必要がないという回答が圧倒的に多かったもの、「予約が面倒」、

「利用方法がわかりづらい」という意見もありました。一方では、「運転できなくなったときには利用させてもらいたい」と、「高齢者には助かる」、「バスが通らなかつた場所も通ることができ、便利だ」といった乗り合いタクシーの継続を強く望む声もありました。

デマンド交通の課題としましては、アンケート結果の回答にもあったように、一つには予約しないと乗車できないということを市民が問題なく受け入れられるかどうかと考えております。

また、予約時間や予約方法などを検討し、気軽に利用しやすいシステムにしていくことが重要と思っております。タクシーだと、気を使って遠慮があるという声もありましたので、本格導入に当たっては、新しい交通体系として市民に十分理解して受け入れられてもらうよう努めていきたいと思っております。

実証運行した地域につきましては、こうした課題を整理しながら、乗り合いタクシーとコミュニティバスの連携による交通形態に見直す計画で、今年度中に具体的な運行計画を決定していきたいと思っております。

4番目です。ダイヤやバス停については、市民が利用しやすい、一番利用してもらえそうな形で考えるということは言うまでもありません。コミュニティバスの運行実績を見ますと、高齢者の利用は、通院や買い物等での利用が多いと見られ、午前中の便の利用が多い傾向にあるようでございますので、端的に言いますと、病院や商業施設の営業時間を考慮した運行時間といったことが利用しやすいダイヤということになると思っております。

バス停の設置につきましては、交通上の制約もありますので自由にならない部分もありますが、今後も利用実績や市民の声、バス業者の意見等を集約しながら必要に応じて見直していきたいと思っております。

2番目の民生委員制度90周年節目の年、

民生委員、児童委員について、その1でございます。民生委員、児童委員は、援助を必要とする人が自立した生活ができるように相談に乗ることで、サービスの利用の支援を行って社会福祉の増進に努める役割がございます。

市内には、民生委員・児童委員130名と主任児童委員8名の計138名がおり、年間一人平均179日の活動日数で、平均303回の訪問活動を行っていますが、主な相談、支援内容は、在宅福祉、介護保険、生活環境、子育て、母子保健医療、日常的な支援であり、そのほかの活動といたしましては、調査、実態把握、会議への参加、地域福祉活動、要保護児童の情報提供などがございます。

2番目でございます。民生委員、児童委員の相談業務は年々多様化する傾向があり、民生委員の経験をもとに対応する必要がある事例もふえているようでございます。ことし11月末で現民生委員・児童委員の任期も終わりますが、人材確保と職務の多様化に対応できるように、民生委員定例会において、できるだけ改選時の再任をお願いを申し上げているところでございます。

3番目でございます。民生委員・児童委員の普及・啓発週間の5月12日から5月18日において、民生委員・児童委員会協議会の総会・研修会の開催、高齢者訪問や1日民生委員の取り組みなどを行い、民生委員活動の啓発活動を行っています。

また、民生委員の普及・啓発週間ののぼり旗の設置や広報ひおきや県民生委員児童委員協議会機関紙への掲載など、民生委員活動の啓発と協力をお願いしております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を15時25分といたします。

午後3時14分休憩

午後3時25分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○7番（坂口洋之君）

市長に答弁いただきました。再度質問をいたします。

昨年ごろから、昨年の末ぐらいから、この「買い物難民」について、新聞やテレビ等で報道されるようになったと思っております。大型店があちこちにできまして、中心市街地であっても大型店が撤退するケースもあります。また、大型団地と言われる地域においても、もともとあったスーパーが撤退するようなケースもございます。この日置市内を見渡しましても、特に周辺部に参りますと、かつてはあちこちに個人商店があったようでございますが、今ではシャッターを閉めているという、そういった状態もあります。

また、伊集院のつつじヶ丘団地などは、かつてスーパーがあったわけですがけれども、このスーパーが撤退しまして、近くにコンビニがありますけれども、やはりこの500戸近いつつじヶ丘団地でも商店が撤退したことによって非常に買い物がしづらくなったという、そういった声もございます。

私は、市長と同じ朝日ヶ丘団地に住んでおります。この団地は、徒歩で20分ほど歩けば、いろんなお店があります。その一方、郊外に行けば、小さな店が次々とつぶれて、日々の買い物さえ非常に不便だという声があります。車を運転しない高齢者が買い物に行ける買い物圏、どの程度の距離だと思われましますか。お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

車を持ってない方の距離といいますが、人それぞれによるのかなあというふうに思っております。定義がちょっと難しい部分がございますけど、やはり通常買い物の行ける範囲と、やっぱり1キロか2キロ程度の中で、

高齢者が歩けるのはそれぐらいの程度かなあと考えております。

○7番（坂口洋之君）

伊集院の清藤もかつて豆腐屋さんがあったり、魚屋さんがあったり、個人商店があったということをお聞きしております。また、東市来の高山も長く個人商店がありましたけれども、個々数年前に、店のほうが閉鎖になっていたようでございます。そして、日吉の吉利のAコープもかつて営業しておりましたが、今はかなり縮小して購買部という形で少ししか商品が置いてないということで、その周辺部の方々が非常に不便だということをお聞きしております。

市長も、これまであちこちに行かれて、そのような買い物が不便だという、そういった市民の声を聞いたことがあるのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

実態を、声を聞くのも十分聞きましたけど、こういう大型スーパーのできる。また大型店同士におきましても、今後やはり閉鎖をしていかなきゃならない。それが大変厳しい、もう私ども日置市内だけじゃなく、鹿児島市の百貨店を含めた中でもそういう現象が起こっております。ここあたりの中におきまして、やはり地域におきます買い物の不便さ、このことはやはり十分認識をしております。

○7番（坂口洋之君）

いろいろな背景があると思えますけれども、このようになった背景を、まずどのように考えておられるのでしょうか。また、今後、行政としてどうすべきであると考えなのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

もう、背景のというのは、いろんな要因があるというふうに考えております。やはり、小売におきますこのディスカウントを含め、価格の問題、こういうものにおきまして、や

はり大型店を含めた大量仕入れの中におきますコスト安、やはりこういうコストの価格破壊というのも大変大きな一つの規制緩和を含めた中で、やはりこのように小さい商店街というのが廃業に追い込まれた一つの原因であろうかというふうに感じております。

○7番（坂口洋之君）

この「買い物難民」の問題についても、あちこちで商店が閉鎖に追い込まれるという状況も全国的な問題でございます。この6月議会を見回しますと、全国各地の議会も私と同様の質問もあったようでございます。

全国的に、今この「買い物難民」について、具体的な対策をとっている自治体もあるようでございます。少しだけ紹介しております。北海道の士別町では、自治体として買い物送迎に補助を出している例、秋田県では、買い物支援のサービス企業に支援している例、山形県では、町の委託の第三セクターが高齢者の要望を聞いて宅配をサービスする例、茨城県の太田市では、高齢者のみの買い物代行サービスを利用した助成などを行っているようでございます。

今、国が、特に経済産業省が「地域生活インフラを支える流通あり方検討委員会」ということを設け、昨年、6月17日に設置しております。今年度から「買い物難民」に結びつける事業が始めやすいよう各地で支援をすることも検討しております。まず、この国の動きに対して市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

国の中におきましても、このように大変弱者の皆様方のお手伝いできる仕組み、制度、これは私は大変心から歓迎申し上げたいというふうに思っております。

また、私どももこういう国の施策に基づきまして、また市としてどうまたこういう方々に対しますサポートと申しますか、できるのか。やはり地域も含めまして、やはり私ども

行政だけじゃなく、やはり地域の方々もこのことをやはり今いつも言っている地区館、いろんな中におきまして、このことはやはりみんなんで解決をしていかなければ、大変難しい問題でもあろうかというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

先ほど市長が申し上げたとおり、この問題は非常に難しい問題でございます。先ほどから出ました限界集落の問題、地域のコミュニティの問題、また地方の交通の確保という観点で、すぐに解決できるような問題ではないかなと思っております。

高齢者の方々の日々の買い物をする上でも、非常に不便だという、そういった声をまず認識していただきたいと思っております。

この問題をすぐに解決できる問題点ではないと思います。そういった意味も含めて、まず日置市の実態把握をしていただきたいと思っております。高齢者のひとり暮らしであっても、生協等が個別宅配をしているような、そういった事例もあります。また、民間業者においても、個別に各家庭に買い物の商品を届ける事例もあるようでございます。しかし、そういった事業者においても、なかなか採算性が厳しいということで、途中で撤退するような、そういったケースもあります。また、この問題は、一部の業者に税金を投入して買い物商品まで届ける必要かという、そういった指摘もありますので、この問題はすぐに解決できない問題でありますので、後から述べますデマンド交通、また巡回バスの問題も含めて、この「買い物難民」の対策については、今後の研究課題として十分研究していくべきではないかと思っておりますが、その辺の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この「買い物難民」ということもございませ

っております高齢者のこの給食宅配、これもしておりますけど、これにも大変多くの税金を投入しているのも事実でございます。やはり、ある程度の税金等を投入していかなければ、今ご指摘ございました、このような買い物等に対します支援というのは、大変難しいということでございまして、こういう額的なものが全体的な中におきますウエートとしてどれだけすれば、みんながそれぞれ納得していただけるのか、やはりここあたりがさっきも申し上げました、この「買い物難民」、今高齢者宅配をしておりますけど、こういうもろもろ含めた中で、一体的に検討をしていかなければならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

他市の実態などを調査しながら、今後とも研究課題として取り組んでいただきたいと思っております。

次の乗り合いタクシーについて質問をいたします。このタクシーが1月から3月まで、約2カ月間にわたって運行いたしました。先ほど、利用実績の発表がございました。上神殿が44回で71名、久木野々が5回で9人、平鹿倉・湯之元線が23回で31人、日添・田之尻線が22回で36人ということです。先ほど、課題については答弁されましたけれども、この利用実績についての見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、もう少し利用していただけるのかなと思っておりました。その原因の中におきまして、私どものほうも周知といいますか、これが足りなかった部分もあります。やはり、ここあたりの部分も今後、反省をしながら次のステップのほうに進んでいきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

私も、祖母が上神殿に住んでおります。上

神殿もバスが1日2往復しかないということで、特に、これまで交通は非常に不便だという、そういった地域でございます。

上神殿に住んでいる方々に、利用した方いろいろな話を私は聞かせていただきました。少しだけ述べさせていただきたいと思います。通院や買い物や役所や銀行を利用する高齢者にとりまして、乗り合いタクシーの2カ月間は、大変便利であったという声もございました。近くまでの送迎が、買い物を数多く買えた。目的地の病院が、これまで遠かったが、近くまで送迎してくれて大変ありがたかったと、早く本格運行してほしいという、そういった声を私は聞いてまいりました。その声についての、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この本格運用に入るに当たりましては、今交通会議の中で検討をしております、基本的には、平成23年の4月から、この本格稼働ということをやりたいというふうに思っておりますけど、それぞれ交通会議の中で最終的にどういう結論するのか、いろんなご意見があろうかというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

先ほど、利用しやすいシステムについて今後検討したいということだったと思っておりますけれども、具体的な考えがあればお答え願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に、今回の説明の中で起点といいますか、起点の方々を中心として、いろいろな話をして、やはりそこに沿線という部分がございます。沿線の皆様方にも、やはりきちっとした説明をしていかなければ、乗り合いタクシーでございますので、ただ起点の方々を目的だけじゃなく、沿線にいらっしゃる皆様方にも十分ご理解をしていただかなければならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

最初の委託料というのは、当初100万円という予算で計上されたと思っております。実際のこの利用人数と利用回数を見て、予算の総額はどの程度であったのか。また、利用料が300円です。ここから上神殿まで通常バスで行けば400円前後取りますけれども、300円の利用料の根拠はどうかお尋ねします。

また、合計いたしますと約97便程度で150人程度、1便当たりを換算いたしますと、私が計算いたしますと1.5人という数字についてどのようにまず分析しているのか。そして、ニーズにあわせて運行し、今後、計画されている本格運行に向けて、現在試験運行で約1.5人ですけれども、どうせなら少しでも1便当たりの利用人数をふやすことがより有効的ではないかと私は思っておりますけれども、そこら辺の1便当たりの利用人数を、今後どのような形でふやしていきたいのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

予算的には100万円の予算でございます、実際に執行した額というのは34万9,000円、さっき言いましたように、1便当たり1.5人ということで、基本的には、このデマンドのいい分については、空バスといいますか、空タクシーといいますか、これが走らないと。今のコミュニティにおきましては、空バスが走っているのは実情でございます。実費にあった形の中でやっていると思っております。

この300円という設定につきましても、今乗り合いバス100円という部分がございますし、ここあたりも勘案した中におきまして300円という制度設計をさせていただきました。今後、やはり3人程度以上は、やはり乗っていただかなければ、やはり基本的にやはり出費をしていく部分が多くなるのかな

あというふうに思っておりますので、やはり一番よかったのは、そういう空、予約ですの、ただ走っているわけじゃなく、やはり損益的にいたしましても、100万円予算すると34万円と、これだけで済むということでございますので、今からの利用状況、いろんな状況の中におきまして、やはりこのデマンド交通もまだ本格稼働というのを早目にしていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

このデマンド交通を市内各地のあちこちの自治体から、やはり導入してほしいというそういった声もあるのも事実でございます。例えば、伊集院に隣接する、上神殿に隣接する東市来の上市来校区では、これまでは東市来町ということで東市来町の交通アクセスは充実してあったんですけれども、生活圈そのものは伊集院の市街地が多いということをお聞きしております。その地域の中からぜひ上市来校区にも導入してほしいという、いったそういった声もありますけれども、今回の4路線については、今年度中に運行予定してると思いますが、それ以外の地域以上に広げる上での課題は何であるのか。やはり、財政的な問題なのか。それとも民間のバス事業所との関係なのか。そこら辺についての市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

現段階では、4地域の運行の平準化というのが一番大きな第一の考え方でございますので、やはり4地域が平準化した回数便をやっていくということでございます。

今ご指摘ございましたこの路線の変更、あるいはそれを組むにおきましては、いろいろと路線を変更する部分がございますけど、このことにつきましては、またその後やっていかなきゃならない。今言ったように財政的な面もございますし、基本的には、今既存のバスが走っているところもございまして、そ

こあたりの部分も、やはりこの交通会議で、このことは私ども行政だけではどうしても決めることはできない。この場合については、バス会社、タクシー会社、運輸局入っております、既存の路線も加味した中でいかなければ、ただこのデマンドを走らせて、市民の中でみんな活用がいいと、その部分だけでございましたら、今の既設路線の廃止というのは、なお速やかになってしまうということになりますので、ここあたりのバランスというのも十分考慮した中において、このデマンドの交通体系というのを論議をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

民間のバス会社との事業の関係もありますし、また当然、財政的な問題もありますので、今後、その推移については私十分見守りたいなと思っております。

巡回バスについてお尋ねいたします。私も巡回バスに乗っていらっしゃるバスの運転手さんからいろんな話を聞かせていただきました。先ほど答弁があったとおり、巡回バスの利用については、朝から昼にかけての利用が多いという答弁でございました。そして、夕方利用が非常に少ないという、そういった声を聞きました。

私も巡回バスの運転手さんに聞きました。午前中から昼にかけてのバスというのは、病院に行かれる方や買い物をされる方がいらっしゃると思いますので、割と利用が多いと。乗るときには20人近く乗るようなそういったケースがありますと。その反面、夕方以降は、ほとんどゼロの状態がずっと続いているという、そういった状況があり、特に夕方は無駄だという、そういったご指摘もありました。

吹上地域は、4日に1回巡回バスが走っていると思いますが、祝日と日曜日はお休みです。祝日が重なりますと、4日に1回の1日の運行が8日に1回ということで非常に

不便だという、そういった声を聞いております。また、夕方は、先ほど申し上げたとおり非常に利用客が少なくてもったいないということを知っております。バスの運転手さんは、私に対してこういったことに答えておりますけれども、午前中と午後の利用状況について詳しいご説明をお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

利用していただける方というのが、やはり高齢者の方がもう大半以上であるというふうに思っております。その形態を考えた場合に、やはり基本的には、買い物、病院、こういう形態が多いというふうに思っております。ご指摘ございましたとおり、今後におきますやはり夕方の便を含めて、やはり若干のやはりこういう利用の少ない部分につきましては、やはり見直しをしていかなきゃならないと、そのように考えております。

○7番（坂口洋之君）

先ほど、吹上のことについてお話いたしますけれども、やはり利用者の声をバスの運転手さんに聞きますと、昼から夕方以降は、そうバスが走っても利用はそういう形で余りしないと。むしろ、吹上の場合、4日に1日の運行ですので、せめて週に2回走ってほしいと。そして、午前中のダイヤに関しても、バスの運転手さんが待機時間もかなりあるから、午前中、もう少し路線を拡大してふやしてもいいんじゃないかというご指摘ありました。

夕方は、バスによっては、本当に年に何人という、そういった路線もありますので、そこら辺は思い切って整理することも大事ではないかという、そういったバスの運転手さんからの提案がありましたけれども、そこら辺についての見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきもちょっと申し上げましたとおり、今回、デマンドのこの交通体系を入れるのは

4地域です。やはり同じ回送したいと、これが一番の前提でございます。伊集院地域については週に1回、今言ったように吹上地域については4日に1回という、日吉地域については、毎日、東市来については2日に1回と、もうばらばらでございましたので、少なくともそこあたりの回数というのを平準化していく。そのために、今のバスじゃなくデマンドをそれに補給する。

またその中において、今見直しをしてるのは、このデマンド交通という部分を、やはりこれは周辺部から入ってくる分、市内は循環をバスですればいい。ここあたりの見直しというのをうまく組み合わせていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、今回のいろんなこういう試行錯誤をした中において、また23年度からまた新たなその体系というのをづくり、基本的には、全市におきます回数的なものがある程度、同じようになるように、これを最初に努めるべきなことじゃないかなというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

答弁では、デマンド交通と巡回バスの利用実績を見ながら今後検討するという事なんですけれども、私は今回、買い物しやすい、通勤しやすい巡回バスということで質問しておりますけれども、地元とか、自治会からバス停の設置や巡回バスの方式について、どのような要望等があったのかお尋ねいたします。

○企画課長（上園博文君）

地域ごとにそれぞれまた要望が違いますけれども、特に東市来にありましては、江口蓬莱館の出口が非常に混雑するということがありまして、がけの下に停留所が実際あるわけなんですけれども、高齢者の方々がなかなか渡れないということもありまして、蓬莱館の駐車場敷地内にバス停を設けることはできないかといった要望、こういったものが主に来てお

ります。

また、これまでコミバスを採用してから、もう10年近くたつところもございますので、そのときは団地の方々も非常に若かったという声を聞きます。今になりましたら、もう70を超えて、もうどうしてもこの団地も通してくれないかといったような要望も来ておりますけれども、こうした要望内容も踏まえて、これから十分な議論を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（坂口洋之君）

答弁で、江口蓬莱館のことについて検証します。また、団地の中においても、今は利用しないけれども、年をとったときにはこれが必要ではないかという、そういった声があったようございます。

全国的にも、巡回バスの利便性を高める取り組みということで、坂道が多い団地などでは、行きは自転車で行って、帰りは自転車ごとバスに乗るという、そういった事例もございます。また、通行量の少ない地域では、フリー区間を設けて、乗り降りしやすい環境をつくるということも想定しているようございます。

例えば、本市において、国道や通行量が多い区間、乗降区間が多い区間等は厳しいと思っておりますけれども、場所によっては、それ以外の一部でもいいからフリー区間等を設置して、乗り降りしやすい環境を少しでも整備していくことも考えてよいのではないかと私は考えておりますけれども、市長の考え方をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

フリー区間の中でございますけど、特に、今さっきも申し上げましたとおり、所定の場所が決まっているところ、フリー区間ということで、こういう交通弱者の、特に足元の弱い方とかいう中において、あちこちとめてし

まえば、車が来ないといってみても、大変危ないという部分もあるのかなあというふうに思っております。このフリー区間を設ける分についても、はい、全部、ある程度しますとかいうことも、これは交通機関の会議の中で、こういうテーマがあったということはご提言申し上げ、また皆様方の意見集約というところにしていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

今後の研究課題にぜひしていただきたいなあと思っております。

次の民生委員についてお話をいたします。民生委員制度が、ことし誕生いたしまして90年です。岡山県の再生顧問制度がスタートと言われております。全国で、民生委員の方が現在23万人いらっしゃいます。鹿児島県で4,300人、日置市内で、先ほどの答弁で130人の方がいらっしゃるという答弁でございました。

民生委員は、日ごろより高齢者や社会的な弱者と言われる方々の相談業務に携わり、行政と住民の福祉の橋渡し役として活動しております。非常に大変な仕事である反面、民生委員は無報酬で働くということが民生委員法の中でうたわれております。民生委員は、まず正義感が強く、まじめで守秘義務をしっかり守る。適切に対応ができるような、そういった活動像、理想像が大事だと思います。

市長、民生委員の活動像、理想像についてどのような考えをお持ちですか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

民生委員の皆様方に対しましては、大変かねがねから心から本当に敬意を表したいというふうに思っております。特に、民生委員に携わる皆様方にすれば、やはり弱者の方が多く、やはり一番問題はこの守秘義務ですか、いろんなことを話をしたり、その人の相談に

乗っていく。やはりこの守秘義務が一番私は大きな役割を持っているというふうに思っております。今後におきましても、さっきもございましたように、ボランティアという部分が大変多くございますので、その人にできる限りの、それぞれ人違いますので、その人にあった形の中で誠意を尽くして、そういう弱者の皆様方とお話しをして、相談業務をしていただきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

今、市長から答弁をいただきました。かつては名誉職ということで、地域の有力者がなるケースがございました。有力者というのは、ともすれば態度的にもやはり問題もあるような方もいらっしゃったようでございます。今は名誉職という文言もとれまして、さまざまな立場の方が民生委員に選出されるようなケースがございます。

現在、日置市は民生委員130名ということなんですけれども、欠員が1名いらっしゃいますけれども、そのような認識でよいのでしょうかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今欠員の中におきましては、吹上地域の下与倉のところのほうが欠員になっているというふうに報告をいただいて、1人欠という状況の中であるというふうに認識しております。

○7番（坂口洋之君）

欠員が1名ということなんですけれども、なかなか次の方々の人選が厳しいということはお聞きしております。

この130名という定員について、民生委員法により、厚生労働省の定める基準に従っております。その基準について、どのような基準と考えているのか。鹿児島県は人口減少を理由に、民生委員の定数の見直しを考えを持ってるとお聞きいたします。社会的なニーズの高まりと、民生委員自体の高齢化、担い手不足を考えた場合、これ以上の定数の

見直しは、私は反対であります。市長の考え、定数についての県の考えについて、市長の考えをお聞きしたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今回、私どもの中におきましても138は、それぞれの旧町ごとの定数の中で行っております。削減ということは全然考えておりません。今、若干、それぞれ基準的には、10万未満の市におきまして120から280世帯というのが一つの基準であろうかというふうには考えております。

特に、それぞれの民生委員の選出方法によりますと、今自治会がございまして、自治会を2つ抱えてるところ。自治会が半分しているところ。また特に今回、自治会統廃合がありまして、ここあたりで大変こういう選任をすることにおいて、大変気苦労しているというのも実態がありますけど、現状として、私は、今138のままを削減するという考え方は全然持っておりません。

○7番（坂口洋之君）

私は、市長の考えに安心いたしました。地域の人口推移によって受け持ちの多少の変更は構いませんけれども、これからのニーズを考えたら、これ以上の削減はするべきではないかと思っております。

私も、何人かの方から民生委員の声を聞いてまいりました。そのことについて少しお話しをしております。多くの民生委員が奉仕の心と友愛の精神で取り組んでいます。近年、民生委員の活動範囲が余りにも広がり、多岐にわたり、負担が増加している。民生委員の従来の活動が拡大解釈され過ぎて、困ったことがあれば何でも民生委員という雰囲気になっております。いきいきサロンや市からの協力事項が多過ぎる。これまでの民生委員は病院や買い物に協力してくれたが、この民生委員は協力してくれないという相談者との理解不足に悩むようなケースも聞かれました。そ

のことについての市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、民生委員の皆様方には、福祉といえますか、そういう関係のジャンクションが多いと思っております。特に、この10年を考えると、大変福祉におきます法律が、本当にいろいろと細かく変わってきたというのも実情でございます。もう10年前であったら、前の法律の中で10年過ごしておったのが、もう1年、2年、3年でくるくる変わって、そういう何か猫の目みたいな形の中で法律が変わって、私どもも説明するわけなんですけど、やはりそういうことをしたら、また仕事が多くなかったとか何とかという、そういうお声も十分私もお聞きしております。

これは国の、やはり福祉に対しますいろいろ制度設計、特に介護保険が入りましてから、なおいろいろとこういう部分が民生委員の皆様方からお声をいただいております。基本的には、さほど変わらない部分があるかもしれませんが、こういう制度設計の中で、いろいろと民生委員の皆様方にも迷惑をかけてるといいますか、仕事が多難になってきたということが実態でございますので、今後につきましても、このことにつきましても、十分ご理解をいただきながら、さっきも言いましたように、その人にあった形の中で実施をしていただきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

市長のもとにも民生委員のいろんな声が聞こえているということだけは認識いたしました。毎月1回民生委員の定例会というのが開かれておりまして、その月のさまざまな問題についての報告が上がるとは思いますけれども、日置市は高齢化が高く、高齢者のひとり暮らしの割合が高いという地域ではあります。地域によって、民生委員の相談の内容というの

は多少変わるかもしれませんが、日置市の相談の内容について、どのような割合なのか。例えば、高齢者生活保護、児童虐待、DV等などのさまざまな要件の割合というのはどういう内容であり、日置市としてどういう傾向なのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、高齢者のいろんな相談業務というのが、もう7割程度はあるのかなあと思っております。子育て関係に1割、障害者に1割ぐらいになって、大概が高齢者の皆様方の相談業務に携わっているというふうに認識しております。

○7番（坂口洋之君）

高齢化の高い日置市でございますので、7割程度が高齢者の方の相談ということでございます。

平成12年から民生委員法が改正されて、これまで従来の生活保護や母子家庭の助言が中心であった民生委員の活動が、介護保険が導入されて、地域の老人介護を、地域全体で支えるということで民生委員の役割が飛躍的に伸びたなと思っております。今でも大変な民生委員です。これからの高齢化社会を見越して、5年後、10年後を見た中で、民生委員の取り巻く環境はどのように変わると考えているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、この5年、10年後におきましては、民生委員の方々も、またそれだけお年を召していってしまうという実情でございますので、今後、10年後におきます民生委員のあり方ということも、私どもも危惧しております。

大半の、7割程度が女性の方でございます。民生委員はですね。そういう方々で、やはり相談しやすいのはやはり女性の皆様方のやはり特権といえますか、やはり男性が訪問する中においては、やはりいろいろとひとり暮ら

しの女性は恐いとか、いろんなこともお聞きしておりますので、今後、やはり10年後におきますやはりこの民生委員の役割、特に女性の皆様方にまだまだ今からいろんな講習等をしながら、予備軍というのはおかしいんですけど、やっぱりこういう福祉に対します若い方々に対しても、やがてある一步、民生委員の立場になって、地域の福祉の支援ということをしていただきたいというふうに考えております。

○7番（坂口洋之君）

男性より、どちらかというとな女性のほうが確かに相談しやすいということもお聞きしていると思います。ことしは、3年に一回の民生委員の新しく任命する年でもあります。ここ数年、民生委員の充足率が非常に低くなってきているという傾向があります。2004年で3,000人、23万人に対して3,000人の方が不足していると言われてます。2007年で、5,000人の方が、民生委員の確保ができなかったということをお聞きしております。

厚生労働省は、全国的な民生委員の確保の厳しさから、従来の自治会からの選出に加え、PTAやNPOなど、幅広い形で人材確保を、今度検討するというのを——検討していると思いますけれども、その人材確保についての厚生労働省が考えている検討課題について、どのように思われるのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、5年、10年後を考えたときに、地域におきます今は私どもは自治会長さんにご推挙もいただいております。自治会長さんでも、やはりそれぞれの地域にはPTAもありますし、NPOもあられるところもございますので、そういう方々とはご相談して、ある程度のこういうボランティアでございますので、職种的なものを含めてお願いするには、やっぱり幅広い形の方々の中からお願いすべきであろうかとい

うふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

現在、民生委員が、最初になる年齢は65歳以下の方は、最初の任命が65歳以下と言われております。今、全国的にも、なかなか民生委員の確保ができない一つの原因として、65歳以下が一番最初になれる任命権なんですけども、女性の方は、特に55歳から65歳の方は、親の介護をしなければならぬということ途中でやめられるというか、3年間の任期を終われば、次の更新はされない方もいらっしゃいます。

また、男性の方も、これから先は65歳以降でないと、年金がもらえなくなるようなケースがありますので、65歳までは普通に働かなければ、なかなか民生委員の仕事までできないという、そういった声もあります。65歳の年齢制限については、私は、今後は緩和してもいいのではないかと思います。これは国の民生委員法に載っておりますけれども、そこら辺についての65歳の年齢制限についての見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

一つの目安として年齢制限があるというふうに考えております。今、ご指摘のとおり、その地域におきましては、もう65歳以上という方が6割程度というところもございまして、そのあとの4割程度の方はどうしても仕事の都合でできないという部分もございまして、この65歳ということの年齢も必要でございまして、その人が、健康状態、私年齢も大事だという部分もございまして、お願いする人が健康状態がどうあるのか。やはり一番大事なのは、この健康状態のこともやはり配慮していく必要があるかというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

若くて活発な方が民生委員に任命されることが一番理想なんですけども、現実なかなか

か厳しいということを聞いております。

先ほど述べたと思いますけれども、民生委員の方でも病院の送迎、例えば買い物なども、送迎などされるような方もいらっしゃるようでございます。このことについては、個人的に手伝っているのかもしれませんが、民生委員の活動ということ考えた場合、このようなことは適正であるのかないのか、見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

民生委員の立場でする中におきましては、やはり公平さという部分について、それはみんなにそうしていかなきゃならないというふうにありますけど、やはりいろいろと親族を含め、そういう個人的なつながりの中においては、やはりそれはやむを得ないというふうに思っておりますけど、そこでどの方をどういうふうにして個人的に、そういう買い物とかしているのかわかりませんが、私は個人的な範囲だったら、その親族とか、いろんな問題もありますので、そういうところに、民生委員だから親族のこともできないと、そういう制限は何もないというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

残り時間が1分を切りました。

○7番（坂口洋之君）

前の民生委員の方は、買物を手伝ってくれたりとか、病院の送迎をしてくれたりとかいう方もいらっしゃいます。今度の方は、そういったことをしてくれないということで、いろんな場で、民生委員の批判をするようなケースも結構私は耳に入っておりますので、そのことだけは十分把握していただきたいと思っております。

民生委員の活動のバックアップということで、近郊福祉ネットワークということで、これまでは地域福祉に関しては、ともに支え合うという態勢でありますけれども、これから

先は地域全体で支えなければならないということ聞いております。朝日ヶ丘団地のように、一つの自治会に民生委員がいるケースであれば横との連携もしやすいんですけども、複数の自治会に民生委員が1人しかいないケースの場合は、横の連携がなかなかとれていないという、そういったことを聞いておりますけれども、そこら辺のことについての見解と、また近郊福祉ネットワークということで、地域全体で取り組むということをしておりますけれども、今後は、日置市として、この地域全体で支えるバックアップについて、どのように考えているのかお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この地域福祉のアドバイザーを含めた近隣ネットワークでございます。これは基本的には、近隣の中の声かけ運動をみんなで支えてやろうというのが、この福祉ネットワークであろうというふうに思っております。

今、ご指摘ございましたとおり、特に今後、このような市としての行政のバックアップという中におきましては、やはりそれぞれの校区で、やはり私は一つの単位は校区ごとだというふうに、いつもこの福祉においても考えておりまして、校区の中でどういろんな援助できるのかどうか。一つの自治会ではできない。ですけど、校区全体を考えれば、やはりいろんな知恵を出してもらえば、この福祉、また健康づくりを含めた中でも、それぞれの校区単位の中で今後進めていくべきなことであるというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました

た。6月21日は、午前10時から本会議を
開きます。本日は、これで散会いたします。

午後4時11分散会

第 4 号 (6 月 2 1 日)

本会議（6月21日）（月曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長兼地域づくり課長	上園博文君
税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	有村芳文君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
日置市診療所事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長 瀬川利英君
上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 肥田正和君
会計管理者 朴木義行君
農業委員会事務局長 福留正道君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 地頭所 浩君
社会教育課長 芝原八郎君
監査委員事務局長 石塚澄幸君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、1番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔1番黒田澄子さん登壇〕

○1番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。梅雨に入りまして、久々に降りました鹿児島あの桜島の火山灰も流れ去り、やっとざらざら感がなくなった生活が戻ってまいりました。

しかし、昨日より大雨洪水警報等も出るなど、近年異常な大雨が短時間で降る傾向にありますので、気をつけなければならない季節でもあります。昨日も、本市内で国道や、また江口蓬萊館付近の県道等の土砂崩れや、また水の多いことよっての減速運行等、また一時通行止め等もありました。皆様、気をつけて運行していただきたいと思います。

久しぶりのどか灰にもうんざりでありましたが、それ以上に我が国の憲政史上最悪の民主党政権は、鳩山首相、小沢幹事長両氏の辞職で自民党以上の汚い政治とカネの問題をなかったことにせんとする思惑には、さらにうんざり感が増しております。役職の辞任だけですべて決着したかとばかりに、全く説明責任も果たさず、議員辞職もされない政治家としての姿は、国民にはどう映っているのでしょうか。この人たちの指揮のもと「人災」とやゆされたお隣宮崎県の口蹄疫問題、現地の畜産農家の方々の話によりますと、ワクチンを打った家畜はお腹が大きくはれて、殺処分後、土に埋めた後にパンパンと地中から音が響く

のだそうです。毎晩その音が鳴りやまず、生き地獄を見る様相の中で宮崎の方々は眠れぬ日々を送っておられると伺います。一日も早い終息を願うとともに、被害者の皆様方には心よりお見舞いを申し上げます。国において充たな手当がなされ、再度畜産の振興がなされますことを祈っております。

国政においては、口蹄疫、普天間問題、就職難、経済不況等々問題山積みの中で、全く無責任な首相の交代でありました。本の表紙だけを変えても、その本質は何ら変わっておりません。菅首相に交代し、唐突に消費税10%の発言が飛び出し、依然として経済状況が厳しい中、増税の話をするのは景気を後退させる危険性があり、看過できません。

つい最近まで、4年間は消費税は上げないと言っていたのに、代表が変わった途端に突然な豹変は、マニフェスト違反であり、国民の皆様への裏切りではないでしょうか。選挙目当ての政策ではなく、国民のための政治の実現に全力を注いでいただきたいと強く希望するのは、決して私一人ではないと思います。

さて、私は、議員にさせていただき1年が過ぎましたが、昨年、この6月議会で初登壇したことがきのうのこのように思い返されます。初心忘れることなく、一番近くで動く、働くチーム3000の公明党所属議員といたしまして、平成22年度第3回定例市議会に当たり一般質問を行います。

初めに、心身ともに健全な青少年の育成についてであります。昨年夏、衆議院選挙よりも多く時間を使ってマスコミが報道したのは、元アイドル夫婦の薬物使用での逮捕でありました。また、本県内の山林における暴力団による麻薬の原料であるケシの栽培に加え、大学生による栽培等での逮捕も報道されました。今では薬物の危険ということでは、田舎も都会もほとんど変わらない昨今となってい

るのであります。

薬物の乱用は、世界じゅうで深刻な社会問題となっております。無限の可能性を持ち、次代を生きる青少年に対して薬物乱用防止に関する正しい知識を啓発することが重要であると思います。そのために財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターは、キャラバンカーを全国に8台所有し、無料で全国を巡回して啓発活動を行っております。キャラバンカー内は展示コーナーと映像コーナーに分かれ、専門の指導員による開設で、シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止に関する正しい知識の理解が簡単に得られるように工夫されています。1回の収容は20人で15分の体験となるそうです。

青少年に広がりつつある大麻等は、今やインターネットで簡単に種子が購入できる上、栽培マニュアル本や吸引の用具等が一般の書店や雑貨店でも手に入るようで、大変驚いています。また、覚せい剤や抗精神薬等も闇サイト等を通じて取引されているとも聞いております。県内でも毎年70人から100人程度の成人が覚せい剤や大麻等の薬物乱用で検挙されています。

そこで、初めに本市の小中学校へのシンナーや麻薬等の薬物事案の状況と薬物乱用防止についての学習の現況についてお伺いいたします。

次に、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターのキャラバンカーをぜひ本市に誘致してほしいと思うのでありますが、見解をお聞かせください。

次に、特別支援学級の指導のあり方について伺います。

平成20年9月に障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。これを機に、平成21年9月より財団法人日本障害者リハビリテーシ

ョン協会がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することでテキスト文字に音声をシンクロさせて読むことを可能にしたマルチメディアデージー版教科書の提供を始めました。

また、文部科学省において、平成21年度よりデージー教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材のあり方や、それらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されております。現在、デージー教科書は、調査研究事業の対象となっておりますが、調査研究段階であるにもかかわらず、平成21年12月現在で約300人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デージー教科書の普及促進への期待が大変に高まっております。

そこで、初めに本市の特別支援学級の児童生徒の現況と指導方法についてお聞かせください。

次に、デージー教科書への市長の見解と本市としての今後の活用について伺います。

最後に、共生・協働社会の促進と高齢者の生きがいづくりについて伺います。

現在の日本が抱える最も大きな課題は、少子・高齢化であります。その高齢化は本市においても年々進展しており、避けては通れない極めて重要な課題であります。高齢者の皆様方にいつまでもお元気で長生きしていただきたいと思うのは、人間として当然の願いであります。市長の平成22年度施政方針の中には、「安心・安全に暮らせ、活気にあふれる日置市の創造」や「共生・協働によるぬくもりにあふれた日置市の創造」がうたわれております。市長も私どももいずれ年齢を重ね、高齢者と呼ばれる日もやっけてまいります。この「元気で長生き」という点に着目し、国内各所でそれぞれの行政が特徴的な取り組みを

展開しております。

その中でも近年着目を浴びているのが「介護ボランティアポイント制度」であります。既に50の市町が導入されているこの制度は、平成19年に厚生労働省が導入を決定し、全国の市町村に通知されたものであります。この制度は、原則65歳以上の高齢者が対象で、ボランティアは活動した実績に応じてポイントの交付を受けることで介護保険料の負担軽減を受けることができるシステムとなっております。高齢者がボランティア活動を通じて、社会参加や地域貢献に携わることで、健康増進の効果も期待できるものとなっております。

制度の流れとしては、各市の社会福祉協議会等でまずボランティア登録を行い、自己負担で約300円くらいのボランティア保険の加入をして手帳をもらいます。社会福祉協議会等はボランティアの受け入れ先を募り、登録してもらいます。そしてボランティア登録者に受け入れ先を紹介し、介護支援ボランティア活動を行います。ボランティア終了後、施設や行事の主催者に手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。このスタンプは、年度末等に現金化を行うという流れになっているようであります。

そこで、共生・協働社会の促進と高齢者の生きがいづくりについて3点お伺いいたします。

まず初めに、本市における市民ボランティアの年齢別の登録者数とボランティア種別の参加状況についてお答えください。

次に、ボランティア参加の課題と今後の活性化について市長の見解をお伺いします。

最後に、65歳以上を対象とした介護ボランティアのポイント制度を本市においても導入されるお考えはないか、市長にお伺いし、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の心身ともに健全な青少年の育成についてと、その1でございますけど、本市の小中学校のシンナーや麻薬等の薬物事案につきましては、その使用等によつての補導等はここ数年発生していないということでございます。

また、小中学校への学習につきましては、学校薬剤師の方が小中学校の生徒等を対象に、教科外授業を実施いたしております。県の薬物乱用防止啓発委託事業を活用して、シンナー等の薬物による有害性・危険性についての啓発を行っているところでございます。

詳細につきましては、教育長のほうにも答弁させます。

その2でございます。薬物の乱用が一般市民にも拡散し、深刻な社会問題となっていることから、キャラバンカー誘致の取り組みは、薬物乱用防止に関する正しい知識を学ぶ上で効果があると思っております。

本市では、昨年11月に日置警察署主催による「薬物乱用防止ハイスクールフォーラム」を中央公民館で開催いたしました際に、県警の所有いたしております「薬物乱用防止広報車・コスモス号」を誘致いたしておりますが、今後このようなフォーラム等の開催に際しましてもキャラバンカーの誘致ができないか、日置警察署とも十分相談してまいりたいと考えております。

2番目の特別支援学級の指導のあり方については、教育長のほうに答弁をさせます。

3番目の共生・協働社会の促進と高齢者の生きがいづくりについてというご質問でございます。その1でございます。

日置市では、ボランティア活動の登録やあっせんなどの取りまとめを市社会協議会へ委託し、講習会を一般向け年3回、学生向けに年1回開催し、ボランティアの育成に努めております。

日置市のボランティア保険加入の登録者数

は、平成21年3月末現在で、男子1,197人、女子1,797人の計2,994人のボランティアが登録されているところでございます。日置市社会福祉協議会でのボランティアの相談件数は61件で、主な内容は、施設での清掃、行事の手伝いや交流会、スポーツ大会の運営協力、レクリエーションスタッフ、ふれあいいきいきサロンの講習などであり、ボランティアでのあっせん件数は56件で、同じく施設での清掃、行事の手伝いや交流会のボランティアに参加しております。イベント等のボランティア参加は、一般ボランティア2,041人、学生ボランティア226人、施設のボランティア268人となっております。

2番目でございます。ボランティア参加の課題といたしましては、ボランティア登録の個人・団体等の高齢化やリーダーのなり手がなくなることなどが活動の継続が難しくなっているところでもございます。

ボランティア登録のニーズに合ったボランティアのあっせんやボランティア講習会でのボランティアの必要性や意識についての啓発を行い、ボランティア活動の活性化を進めていきたいと考えております。

3番目でございます。介護ボランティア制度は、介護予防につながる介護支援ボランティア活動に従事した高齢者に対し、活動実績に応じてポイント化し、還元することを厚生労働省が提唱したことを受けて始まった制度でございます。

高齢者のボランティア活動による地域貢献と健康増進や生きがいづくりにつながる制度であります。受け入れ施設へのボランティア活動の周知や調整など、関係機関の協力が不可欠であることから、制度の周知を含めて今後検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

心身ともに健全な青少年の育成について、薬物乱用についてお答えいたします。

まず、本市においては、小中学生についての薬物事案はございません。

各学校では、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について、小学校の体育科保健領域、6年生ですが、それから中学校保健体育保健分野、3年生ですが、の授業で取り扱ったり、薬物乱用防止教室を開催したりして学習を行っているところでございます。

なお、薬物乱用防止教室につきましては、「第3次薬物乱用防止5カ年戦略」の決定を受けまして、「薬物乱用防止教育の充実について」文部科学省通知文が出されております。

そこで、第3次薬物乱用防止5カ年戦略を踏まえ、中学校、高等学校は年に1回、薬物乱用防止教室を開催するとともに、小学校においても地域の実情に応じて薬物乱用防止教室の開催に努めるようにしております。

なお、平成21年度薬物乱用防止教室開催実績は、小学校で19校のうちの12校が実施をし、中学校では7校全校とも実施をいたしております。

次に、キャラバンカーについては、市長のほうで答弁していただきましたが、キャラバンカーの誘致につきましては、市長部局と連携をとり進めてまいりたいと思います。

次に、本市の特別支援教育についてですが、現況と指導方法について。

平成22年度の市内の小中学校の特別支援学級の設置状況は、今年度2校、飯牟礼小と日新小学校に新たに特別支援学級が設置され、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級合わせて、小学校10校、11教室、中学校5校、6教室の計15校、17教室があり、小学生28人、中学生15人の計43人が在籍をいたしております。

各小中学校の特別支援学級では、特別支援

学級の担任を中心に、一人一人の個別の指導計画を作成し、生活単元学習や教科の学習において一人一人の障害の程度に合わせ、個別学習に近い形で指導をいたしております。また、市で配置しております特別支援学級支援員が協力して指導に当たっている学校もあります。

特別支援学級在籍児童生徒は、特別支援学級のみで学習しているわけではなく、例えば、図工や体育などの実技の教科を中心に、通常学級に行って大勢の子供たちの中でも学習をいたしております。

次に、デージー教科書への見解と活用についてということですが、マルチメディアデージー版教科書は、通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をクリックさせて読むことができ、障害のある児童生徒の学習を助けるすぐれた教科書であると認識をいたしております。

現在、市内の各小中学校では、まだ活用されていない状況ですが、今後はデジタル教科書などの他のマルチメディア教科教材等の活用と合わせて、障害のある児童生徒への指導のあり方について検討をしていかなければならないと考えております。

また、現在行われている文部科学省での調査研究の検証結果も踏まえて、検討の材料としたいと考えております。

○1番（黒田澄子さん）

答弁をいただきましたので、それでは、順を追ってもう一度再度お伺いをしていきたいと思えます。

まず、麻薬というものを見たことがあられるか、伺います。

○市長（宮路高光君）

私は実際には見たことはございませんけど、テレビ等におきます没収された、そういう風景は見たことはございます。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、法的に薬物と定められたものを言えるかどうかという言い方は失礼でございますが、薬物と決められたものは何という名前であるか、ご存じでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ちょっとわかりませんが、ちょっと意味もわからないんです。何と。

○1番（黒田澄子さん）

薬物の種類をご存じでしたら、おっしゃっていただけますか。

○市長（宮路高光君）

大麻とか、そういう意味ですか。

○1番（黒田澄子さん）

はい。

○市長（宮路高光君）

今ありましたように、大麻とか、あとはちょっとよう、シンナーとか、そういうものが薬物であろうかというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

私は先日、育英館高校中学校のほうで、昨年、ダルクという既にそういう薬物を使われた方たちの更生する施設が全国各地にございまして、そこの方をお呼びになられて子供たちと一緒に、児童生徒と薬物乱用防止の学習をなさった記事を昨年、南日本新聞に掲載されておりましたので、ちょっとお伺いをしまして、実際どういう感じだったのかなというのを聞いてきました。教頭先生も、初めてそういう、実際に使われて、今更生中であったり、既に更生されている方のお話を聞いて、特に特出すべき点をお話ししますが、中学校1、2年生の子供さんたちが、自分たちと同じ年齢でその方たちが使用していたのには驚いたということです。また、薬物を使用した結果、どうなってしまったかを知ってびっくりした。また、中学校3年生になりますと、強い意思を持って薬物に手を出さないということを決めましたということです。また、高校1年生、本人も悪いけれど、周囲の環境も

悪かった。精神面を鍛えて手を出さず、もし友人がそういう薬物を使っていたらやめさせたい、そのような感想があったと伺っております。

そして、その皆様は、実際のこの薬物というのは見る機会はなかったと伺っております。そのアンケートの中で、児童生徒の皆さんがおっしゃった中に、実物を実際見てみたい。実物を見てみたいというのは、もし間違えて都会の学校に行ったり、就職をしたときに友達から、これは勉強が長く続く鎮痛薬だよ、3日ぐらいは寝なくても勉強できるから、テスト前に使ったらいいよともらったときに、これが本当に鎮痛薬なのか、薬物なのか、僕にはわからない。だから、実物というのを一回見てみたい、そのようなお話があったそうです。

私も実際、申しわけございませんが、先ほど市長がおっしゃったとおり、薬物を見たことはありません。大麻草も見たことはありません。インターネットを引いてしっかり見ました。あれはわからないと、メーカー名は言えませんが、頭痛薬等と間違えるなというのを感じました。薬物の中にはアヘン、モルヒネ、ヘロイン、コカイン、覚せい剤、大麻、LSD、MDMA、メルスフェニード、脱法ドラッグ、たばこ、PHC、アルコール。たばこもアルコールも入っております。これは代表的なものでございます。これを余り使い過ぎると、やっぱり薬物になっていくわけですので、身近なものの中にも、これは定義として代表的薬物として名が連ねられているものでございます。

何を言いたいかと言いますと、キャラバンカーの中にはそういったものを見せてくれる展示コーナーがあるそうです。実際のものでなくて、もちろんプレのものでございますが、実際に見ないものは使い勝手がわかりませんし、見分けるということができません

ので、本当にこのキャラバンカーの誘致というのは意味があると思いますが、今のお話を受けて、もう一度見解をお伺いします。

○市長（宮路高光君）

特に先ほども申し上げましたとおり、これは警察署の皆様方とも十分打ち合わせをさせていただき、こういうキャラバンカーの誘致ができ、また、そういう講習会、これは警察の皆様方と一緒に市民の皆様方に説明、啓発をする必要があるかというふうに思っておりますので、日置警察署と十分打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

ダルクの方の情報では、今、天文館でも手に入りますとはっきりおっしゃっておられたそうです。天文館、ここから20分かからず子供たちが遊びに行ける町でございます。いよいよ夏休みも今からやってまいりますので、そのようなしっかりとした薬物教育もやっていかないと、いつ、どこで、本市内では今全くありませんとございましたけれども、わかっていないという部分もあったりする場合もございますので、本当にしっかりとこの薬物教育をやっていただきたい。そのためにキャラバンカー誘致は、一つの町の中でとか市とかで幾つか連携をしてやると呼びやすいというふうにも伺っておりますので、一度も麻薬というものをプレでも見たことのない子供を都会に送り出すよりも、今しっかりと見せて、こういうものだから気をつけなさいという教育に徹していただきたいと思います。

それと、生活指導連絡協議会というのがございます。その中には私立の高校や公立の高校の生活指導の先生や校長先生たちもお見えになる機会がございますので、そういったところでもぜひチームとなって日置市内そういうことをぜひやっていただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

大変大事なことだと思っております。せんだって、日置警察署が高校生に対して、麻薬についてのアンケート等を調査した結果でも、この節大変そういうものにかかわりがあるというのか、何らかの形でという実態も出ておりましたので、当然大変大事なことでありますので、先ほど申し上げましたけれども、学校でもそれぞれ教科の中で、あるいは教室等を開いたりして実施しておりますので、そういうことに子供たちがかわらないような指導を徹底してまいりたいと思います。

○1番（黒田澄子さん）

次に移ります。教育長にお伺いします。デイジー教科書はご存じでしたでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

はい、実際にデイジー教科書で、パソコンで操作をしてみました。

○1番（黒田澄子さん）

私が先日、教育委員会をお伺いしましたら、どなたもご存じなくて、大騒動してインターネットを引きましたとご答弁いただきました。そして県の教育委員会もお伺いしまして、本県内にデイジー教科書を使っている、支援教育をされているところを紹介いただきたいとお電話を申し上げましたけれども、ごさいませんとの返答で、大変にこの発達障害児におけるデイジー教科書の普及というのをおくれているなというのを実感しました。

その中で、先ほども申し上げましたけれども、事務連絡が各教育委員会のほうに、このデイジー教科書について、これまでは本人のみが使えるようになっておりましたが、今、各学年の教科書及び担当される先生用のものも使えるようになったというふうに通達があったと思いますが、ご存じでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

行政機関を通した通知の中では記憶にごさいませんけれども、インターネットの中では

そういうことが書かれておりますので、承知はいたしております。

○1番（黒田澄子さん）

先ほどパソコンで見تمられたというふうに伺いました。今後、本市においてデイジー教科書を導入していただきたいなと強く思うのは、これをもう既に300人の児童生徒の皆さんが使っておられて、保護者の皆さんが、非常に子供たちが本を読むという気になりましたとか、非常に朗読が困難で苦手の分野でもうあきらめていたり、また、教室の中でも、先ほど通常の教育のほうにも行ったり、支援学級にも行ったりということで、大勢の皆様の中で一緒に学ばれるこの発達障害の皆さんなんですけれども、そこに行ったときに、もうぽつんとしておかなくてはならないという状況が、随分今少しずつ意欲を持ってきましたとか、教育効果が上がっているというふうに少しのデータが上がってきております。

今後このようなことを取り入れていかれるお考えはないか、伺います。

○教育長（田代宗夫君）

デイジー教科書もそうですけれども、既にデジタル教科書というのも市販に出ておまして、デイジー教科書の場合は、教科書の画面が文字の画面が出てまいりまして、音声で読んでくれまして、区切りながら、色をつけながら、あるいは文字も拡大できるようになっているようでございますので、学習の中で個別指導とかいうふうな場面で使うには大変いいんじゃないかなと思います。

ただ、今、先ほどもお答え申し上げましたけれども、特別支援学級にいる子供というのは、それぞれ違っておまして、算数の得意な子供あるいは国語の得意な子供、いろんな子供がいっぱいおりますので、その子供の能力に応じた教育をやっていくというのを中心にいたしておりますので、果たしてこのデイジー教科書をすべての子供に使うということ

ではなくて、一つの国語の教科の一こまの中で活用していく分には非常に効果はあるんじゃないかなと思います。

ただ、まだ先ほど申しましたけれども、近ごろデジタル教科書とか、いろんなものがいっぱいございまして、もっともっといろんな活用ができるわけでございますので、その教科の特別支援学級の指導の中でどういう中でこのデジジー教科書を活用することが最も望ましいのかどうか、このあたりは今後十分検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○1番（黒田澄子さん）

福岡市の教育委員会のほうでは、もうこの文科省からの通達を伺って、すぐにデジジー教科書を、すごくいいものであるんで、これを校長会でしっかりと告知をしようということで、校長先生たちにお話をされたそうです、教育長のほうから。そして、それを伺った中のお一人の校長先生は、すぐに今度は発達障害児の保護者の皆様にこのデジジー教科書を説明をされて、ご自宅でもできますんで、こういうものがありますよということで一生懸命啓発活動をしてくださっていると思います。

私が申し上げたいのは、1人でも2人でもやっぱりこの教科書があって非常に使い勝手がよくて、意欲が持ててというお子様がいらっしゃる事例が、今この協会のほうではたくさんのデータが出ております。私がインターネットで引いたこの講演会のデータは40ページ、50ページの活動報告が載っております。また、そういったものも教育委員会の中で見ていただきまして、これからの推進にぜひ、校長先生たちがまず手に触れて使ってみて、あっ、確かにこれは効果があるなと実感された方はすぐに動いていただけるのではないかと思いますので、今後どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、介護ボランティアポイント制度のほ

うでございます。

市長の22年度の施政方針の中に、子供から高齢者まで、障害のある方もない方も、だれもが地域において地域社会を構成する一員として個人の尊厳を持ち、周囲と平等・対等に、かつ自立した生活が送れるよう、地域住民やボランティア、NPO法人や民間事業者などが相互に協力し合い、地域におけるさまざまなサービスや活動を組み合わせ、単に社会弱者へのサービスとしてではなく、地域での多様な生活課題に自発的・積極的に取り組み云々という箇所がございます。

私、今たくさんボランティア登録をさせていただいているこの日置市、これからもこのボランティアというのは大変な大きなポイントになってくると思います。その中で今回介護ボランティアポイント制度のことを申し上げましたのは、全国でも今40歳以上の皆さん、介護保険を支払っております。そして、高齢になって使うわけですが、お元気で使われない方もたくさんおられます。

本市においてこの65歳の高齢者の方で介護制度をお使いになっておられない方の人数をお伺いします。

○介護保険課長（満留雅彦君）

ことしの4月の数値でございますが、高齢者数が日置市におきましては1万4,816人でございます。そのうちに介護のサービスを利用していただいている方が2,390人ということで、差し引きはちょっと計算しておりませんが、使われている方が2,390人ということでございます。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

今お伺いすると、もう2,390人ですので、1万2,000人以上の方は介護サービスは受けておられない。この方たちに介護保険をいずれ使われる方、また使われない方、そして、使いたいけれども、料金等の問題が

ございまして、今使える状況にない等、現実使われておられない方が1万2,000名を超しております。実際は使われていない元気な方たちが介護保険を少しでも軽減させてあげたいと思う気持ちでございます。

しかし、これは制度でございますので、国が制度を変えないとできませんが、今全国で50もの市がそれに向けて厚生労働省のほうに、介護保険の料金を安くしたいということは断られましたので、じゃポイント制度として一生懸命介護ボランティアをされる方たち、中には育児のボランティアも入っている市町村もございしますが、やってくださる高齢者の方たちに軽減のかわりにポイントとして支給をしようという制度になっておりますが、もう一回伺います。この1万2,000人を超える皆様が現在介護サービスは受けておられない中で、本市にとっても大変皆様が喜んでボランティアに参加できるのではないかなと考えますが、ご見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたこの介護のポイント制を含めた制度でございますけど、さきも課長のお話ございましたように約1万2,000人、65歳以上の方でそのような状況、介護保険制度は40歳以上ですので、まだまだたくさんの方がそのような恩恵を受けていないというのは事実でございますけど、保険料の設定の中におきましては、やはり介護につきましては、みんなで支えていこうというのが趣旨でございます。

その中で、それぞれの地域におきましてもこの介護ボランティアのポイント制度をやっているところもあります。特にどういところでポイントを設けていけばいいのか。また、きちっと施設、いろんな中におきまして、そういう方々とも、私ども行政もですけど、施設等、また別なところをどうすればいいのか、ちょっとそこあたりの組み合わせも私のとこ

ろではまだ検討しておりませんが、今後こういうしてない方々に対しますポイント制度で、基本的には市のほうで予算を組みまして、それじゃ5,000円程度を1年間したときに還元すると、それが恐らく介護ポイントであるというふうに思っておりますので、ここあたりの実施をするに当たっては、さっき申し上げましたように、社会福祉協議会とも十分打ち合わせをしながら、また施設の皆様方とも打ち合わせをしながらやっていきたいというふうに思っています。

○1番（黒田澄子さん）

既にこの介護ボランティア制度を導入されていらっしゃるところのボランティアをされている方たちの声が届いております。和気あいあいと活動できて楽しい。また、ボランティアを通じてよい人間関係をつくれる。ボランティアを気兼ねせずに行けるようになった。ポイントがたまると励みになる。体を動かすから健康にもいい。ボランティアを始めるきっかけになった。たくさんのボランティアが入ることで施設の活性化にもなる。これは施設側の方ですね。登録研修会の内容が勉強になった。

私は先日、日置市内にお住まいの60代の女性の方より、私はコミュニティカフェをやりたいんですというご相談をいただきました。60代を過ぎた女性がこれからの人生をどのようにして生きていこうかとお考えになられるときに、最後行き着くところはこのボランティア精神なんだなというのを、最近多くの高齢になられた方々のお話の中で感じます。今までは夫のため、子供のため、また、おしゅうとめさんやおしゅうとさんたちの世話のために生きてきた、そういった方々がいよいよ自分の人生をもう一度最後までやり上げるというときに、本当に人のために尽くしていくという生き方を選ばれるんだなというのを感じております。子育て世代の方々は一生懸

命毎日をこなしていくのに必死でございます。まだまだボランティアをしたいと思っただけでも、なかなか行動にはできない状況がある方が多いですが、やはり65歳を超えられた年代の方たちは、そのように感ぜられる方が多いんだなというのを、市民の皆様と対話をする中で感じました。

そして、自分がボランティアをすることでボランティア先のそういう人たちから元気をいただいて、ああって、自分が行くことを楽しみにしてくださっているんだな、また自分もいいことができたな、自分で自分に拍手を送りたくなる場面もあったり、また期待をされているという。リタイアされた皆様はなかなか期待をされない。もう家の犬ぐらいがえさを与えるのを待っているのよと、そういうリタイア組の、これまで企業戦士で働いてみえたお父さん方も、もうだれからも電話も来ない、名刺もない、そういうときに向ける先が、人のために尽くしていく生き方なんだなというのを、最近たくさんの方とお会いする中で、私はとっても強く感じました。

それで、この介護ボランティア制度を霧島市が導入をしておりますけれども、霧島市にお伺いしましたら、目標は高齢者の1%だったそうですが、もう半年あたりでそれは既に目標値を超えるボランティアの登録がございましたというのがありました。

本市においても、多くのボランティアの中でこの65歳以上というところを限定をして介護ボランティアポイント制度ということでお話をしておりますが、私もまだ65歳になっておりませんので、そのときになった気持ちはまだ今からもうちょっとたたないとわからないのでございますが、元気で長生きをするということは、病院にも行かないわけでございます。その年代の方たちはほとんど国民健康保険に加入されておられますので、今大切な問題である国保税。国保税って未納が多

いとか、料金が高くてとかいう問題がございますが、そちらのほうも使われない方がふえるということは非常にいいことではないかと思っておりますが、どう思われますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ボランティアという、その考え方なんですけど、それぞれ人のためもなんですけど、やはり自分のためであると、私は基本的に人のためもなんですけど、さっき言いましたように、自分たちがそういう生きがいを感じて一生懸命やる、ああ、喜んでいただいたら、自分が力をいただく、私はそういうやはり気持ちでしていただいているというふうに思っております。えてしてこういうポイント制を知ってしまったら、そのポイントを稼ぐためにされるという、趣旨が本当違ってくるのもちょっと怖いものがあります。そこあたりでしてるところもございますけど、やはりボランティアという意味合いをやはりみんなが十分理解していただかなければ、余りこのポイント制にしたら、ポイント制を5,000円としたら、5,000円のために応募するとか、いい部分もありますけど、やはりそういう部分もやはり懸念しながらこういう制度というのはつくっていかなきやならないというふうに思っています。

○1番（黒田澄子さん）

怖い部分があるとおっしゃいましたけれども、毎月、月に1回ぐらい行って、今横浜市とか、いろんなところであっているそのデータをとりますが、5,000ポイントもらっている方が全員ではございません。4,000ポイントとか3,000ポイント、1,000ポイントの方もたくさんおられます。行きたいと思っただけけれども、なかなか都合がつかなくて行けなかったとか。

ただ、この介護ボランティア制度を導入したら何がいいかというと、あっ、そういうのがあるから自分もボランティアしたいと思っ

てたけど、やってみようかなと連れ立って登録に来られたりして、1人ではできないけれども、連れ立ってボランティアに参加できる、それが先ほど言われた、自分のための生き方という部分で好評を受けて、全国で50もの市町が取り入れているわけでございます。

本県内では5,000ポイントが限界のところ、霧島、薩摩川内が今行っております。できれば宮路市長、6,000ポイントを挑戦をしていただきたいというふうに、ちょっとでも高いほう在全国でも目立っているかなと思います。本県でもし6,000ポイントが始まると、県内で一番すぐれた介護ボランティア制度になると私は思っておりますので、これがたくさんになると恐ろしいと言われると、非常にちょっと残念な気持ちなんですけれども、このボランティアの機会を与えるという部分ではどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この機会を与える啓発、このポイント制度の中で一つの意義はあるというふうには思っております。今でもそれぞれいろんなあらゆる部門の中でも、私は市民の皆様方はそういうポイント制があるから来ているということじゃなく、自分みずからそれぞれの献身的に施設に行ったり掃除をしたり、こういう光景も見ております。

逆にポイント制度をして、またさっきもちょっと心配する部分もあると言ったのはそこでございます、今ご指摘でございますとおり、5,000ポイントより6,000ポイントしたから大変ボランティアが活発であるとか、ここまで私はないと思っております。今でも十分それなりにたくさんの方が参加していただいて、私は介護にしても、またいろんなスポーにしても、子供にいたしましても、言えば、本当に高齢者の皆様方も、基本的に本当に朝、交通整理をしていただいたり、あらゆる

分に入って、ここに上がっていないいろんな中で日置市民の皆様方は貢献していただいているというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

この制度は私が勝手につくり上げて申しあげているものではございません。先ほども申しあげたとおり、平成19年度に厚生労働省がこの導入を決定して全国の市町村に通知されたものでございますので、今後本市におきましても、この通知どおりに何とかこの制度を導入されますように期待を申しあげて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、18番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔18番長野瑛や子さん登壇〕

○18番（長野瑛や子さん）

さきに通告しました3項目について質問いたします。

まず、読書に親しむ環境づくりについてお尋ねします。

ことしは国会で決議された「国民読書年」に当たり、市民総ぐるみの読書活動推進計画がスタートしました。読書離れの社会状況の中で、子供の読書を習慣化していくための環境をどう醸成するのか。また、子供の発達段階から小学校低学年における読書活動が特に重要であります。幸い、日置市の児童図書貸出数はトップクラスだと聞いており、今回、日置市民推薦図書200冊スタンプラリーの計画も大いに期待いたします。

そこで教育長にお尋ねします。

1点目、各学校の図書室、地区公民館、市立図書館のさらなる利用拡大の検討、そして図書館サービスの向上と効率的な運営の両立を実現するため、民間のノウハウを生かした指定管理運営導入等の活性化を図るべきと考

えますが、どうなのか。

2点目、日本を代表する児童文学者椋鳩十の「親子20分読書」提唱50周年にちなみ、家族で本を読み、語り合う、家族のコミュニケーションを深めることを目指す「家読（うちどく）の日」を設定するお考えはないのか。

3点目、日置市の読書関連の基準財政需要額に対する予算措置の減額や事業の見直しもある中、今後の対応をどうお考えなのか。

次に、職員人材育成等の取り組みについてお尋ねします。

対等合併への町政から市政へ移り、節目の5年目になります。今、中央集権体制から自治体の裁量権を拡大し、地方が自立できる多様性に富んだ地域主権型の国づくり改革が叫ばれております。

そのような中、公務員制度改革が進められ、職員も市民との協働意識、専門的知識、経営感覚、政策立案など一層の能力開発が求められています。

そこで市長にお尋ねします。

1点目、以前職員人材育成方針見直しの質問をいたしました。その後具体的な取り組み状況は十分なのか。

2点目、全職員を対象とした人事評価研修の取り組み状況はどうか。

3点目、旧町の構成で合併し市となった4市の連絡協議会の取り組みやその成果はどうか。

次に、日置市まちづくりへの取り組み等についてお尋ねします。

対等合併から5年目に、地区振興計画の実施や地域づくり課の設置、市民まちづくりアンケート調査も行われ、市民と行政が協働して取り組むまちづくりの推進が展開されている状況にあります。

また、「より豊かな暮らしと次世代に誇れる都市づくりを目指す」と題したプロジェクト創の市勢要覧には、日置市の人づくりや地

域づくりの活性化のために、人、物、心の醸成を図るとあります。市長、副市長、教育長は、日置市の特徴を「歴史や文化の風格のあるまち」と口にされます。郷土の自然は、先人は、文明・文化をはぐくんできました。市民が歴史を振り返り理解することを、誇りを持つとともに、まちづくりの礎となります。

そこで市長にお尋ねします。

1点目、市民まちづくりアンケート結果を総合計画や施策の見直しなどの判断材料にするところがあるが、分析後の問題点等をどう受けとめているのか。

2点目、まちづくりの核となる日置市の顔の必要性をどうとらえておられるのか。

以上で1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2番目の職員人材育成の取り組みについて、その1でございます。

職員人材育成基本方針の取り組み状況につきましては、この方針では、社会情勢が激変するこの時代において、さまざまな変化に的確に対応できる自立型職員を育成することを基本に、職員一人一人の資質を高め、精鋭化していくとともに、あわせて今まで以上に市民から信頼を受け、市民が満足できる行政サービスを提供できるよう、創造性豊かで柔軟な、かつ弾力的に対応できる人材育成に努めることとしています。

現在の取り組みといたしましては、職場内外において研修を基本に職員育成を実施しており、職場内研修ではこれまでに外部講師を招いての法制研修や人権同和研修、接遇研修、メンタルヘルス研修など全職員を対象に実施。職場外研修といたしましては、県内の自治体職員と合同による自治研修センターでの階層別やテーマ性を持ったチャレンジ研修への参加、専門性をより高め、全国からの自治体職員との交流機会が持てる県外研修などに職員

を派遣し、定期的を実施していく研修や、その時勢や本市の状況に応じたテーマでの研修などを効果的に実施し、人材育成に努めていきたいと考えております。

研修参加者における報告は、改めて自己の課題を発見する者や、公務員としての意識改革を図ろうとする者、自己啓発の意識が芽生え、能力開発に努めようとする研修報告を受けております。また、他市町村との職員の仲間づくりも積極的に取り組まれ、今後の公務における大切な財産になろうと考える、期待しているところでございます。

2番目でございます。人事評価につきましては、制度実施に至る法改正の時期を見きわめながら導入を進めることとしておりますが、現時点では、全職員を対象とした研修実施までは至っておりません。

また、本年度においては、管理職を対象に、評価者研修実施を実施し、研修準備を進めているところでございます。

3番目でございます。職員の人材育成において4市連絡協議会の取り組みにつきましては、年1回の意見交換を初め、担当者レベルの情報交換は随時実施しており、職員管理面や研修等の実施状況など成果があると思っております。

また、本年度から始良市も入りまして、5市でこの協議会の運営をやっていききたいというふうに考えております。

3番目の日置市まちづくりへの取り組み等について、その1でございます。

アンケート調査は、行政改革行動計画に基づき実施したもので、総合計画に基づく施策やまちづくりに対する市民の評価や意向を聞き、今後の施策や事務事業の見直し、予算配分など市政運営の基礎資料、判断資料とするために実施しました。

施策等に対する調査のほか、合併の効果について7つの項目ごとに調査しています。す

べての項目で「特に変わらない」という声が多くを占めたものの、「観光や交流活動の活性化」「施設の有効利用」「地域のイメージアップ」「行財政の効率化と経費削減」といった項目では、効果があったと一定の評価を得ました。一方では、「住民の利便性向上」「住民サービスの高度化と多様化」につきましては、低い評価にとどまっています。合併ですべての面でいい効果ができたと思われたいことはなかなか難しいことだと思っておりますが、利便性やサービスの向上というものは、市民に直接かかわり、実感できる部分でありますので、結果を真摯に受けとめ、市民の満足度が向上するよう努めていきたいと考えております。

また、総合計画に基づく施策分野の中で、今後力を入れるべき項目といたしまして、「子供から高齢者まで安心に暮らせるまちづくり」を挙げた人が最も多く、次いで「不便さを感じない都市基盤づくり」「活力ある産業群の育成」といった分野が高くなっています。さらに、「快適に居住できる都市づくり」のためには、「利用しやすい公共施設の確保と充実」が一番で、「産業経済の振興」に向けては、「雇用の促進」や「企業誘致」などを挙げた人が多く、社会経済情勢を反映した結果であり、また市が重要課題として位置づけている方向性とほぼ一致していると受けとめております。

アンケートの結果につきましては、厳しい財政状況の中ですべてを受け入れるということは難しいこととございます。今後、施策の見直しや事務事業の選択、予算配分を検討する際に基礎資料、判断資料として活用していきたいと考えております。

2番目でございます。まちづくりの核となる「日置市の顔」とは、日置市らしさをアピールできる地域ブランド、代表的な地域資源といったことだと認識しております。それ

は観光的な景観であったり、特色ある物産であったり、あるいは歴史上の偉人であったりと自治体によってさまざまではないかと思っております。

日置市では、現在特に具体的な顔といったものは決まっているわけではありませんが、吹上浜に代表される雄大な自然や、豊かな歴史や伝統文化などの資源といったものになるのかなと想定をしておるところでございます。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

読書に親しむ環境づくりにつきまして、まず各学校の図書についてですが、公共図書館等についてですが、公共図書館におきましては、平成19年度より日置市4館の図書館システムが統一され、それぞれの館で読書推進計画に基づいた地域の特色ある活動を行いながら利用の促進を図ってきております。

蔵書冊数につきましては年々ふえており、21年度現在、4館合わせて18万4,581冊の蔵書を保有しているところでございます。これに対しまして、利用された冊数は21年度19万4,263冊でございます。これを住民1人当たりの貸出冊数で見ますと、鹿児島県の平均が住民1人当たり3.16冊となっておりますが、日置市は4.12冊となっており、県の数値を大きく上回っております。このことから利用状況は良好であると考えております。

このような現状の中で、平成21年度から「日置市民総ぐるみの読書活動推進」を重点施策に位置づけ、学校、家庭、地域が一体となった読書活動を一層推進しているところでございます。また、新学習指導要領におきましても、読書活動を推進することにより児童生徒の言語力を向上させることがうたわれております。

そこで、学校の図書室の蔵書冊数や児童生

徒の貸し出し等を含めた利用拡大について、今後も積極的に推進していかなければならないと考えております。

各地区館の読書関係の整備状況につきましては、図書室または図書コーナー等を設置しているところがあり、公共図書館の廃棄本や巡回文庫等を活用して利用してもらっているところもあります。

ただ、会議室や児童館などとも兼ねており、利用者数の把握は難しいようでございます。来館者がその場で時間調整に読んだりしているようで、こういう活動が読書の動機づけにもなると考えており、今後、地区館への配本についても検討していきたいと考えております。

また、図書館の指定管理者制度につきましては、現在、鹿児島県内で5カ所ほど行われているようですが、これまで日置市で行っているサービスについては、職員が中心となっており、このようなサービスが指定管理者制度の導入をしても維持できるのかどうか、これが検討課題であると考えております。

次に、「読書の日」の設定状況であります。平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、毎年4月23日が「子ども読書の日」と定められました。これを受けて、鹿児島県でも県内45市町村の公共図書館で構成される県図書館協議会で毎月23日を「子どもと一緒に読書の日」として推進しており、日置市においても、図書館だより等による広報やポスター、チラシなどによる啓発に努めているところでございます。

また、各学校においては、朝読書やPTAによる読み聞かせなどを行うなどして、読書意欲を喚起させる活動を行っております。また、親子読書20分間運動や「うちどく」の奨励など、家庭での読書活動の推進も図っております。

「親子20分読書」の取り組みについてで

すが、「日置市民総ぐるみの読書活動推進計画」の中に、家庭での役割として「親子20分読書の推進」を位置づけております。ご存じのとおり、ことしは国民読書年でもあり、椋鳩十が「親子20分読書」を提唱して50周年に当たるわけですが、近年この「親子20分読書」の意味合いが大変薄れてきているのが現状であります。

そこで、もう一度この「親子20分読書」を見直し、母親が夕食づくりの間に子供がかたわらで本を読んでいる姿や家族みんなでテレビを消して読書をしている姿などを取り戻していきたいと考えているところです。

そのために、子供や親が集まる会やPTAなどにおいて、積極的に広報・啓発を進めていかなければならないと考えております。また、現在PTAなどにおいて、「ノーテレビデー」や「読書の日」などを設定して取り組んでいるところでもあり、こうした取り組みを市内全域に広げていければと思います。

次に、日置市の読書関連予算についてですが、今年度は新たに「日置市民推薦読書200冊を」を制定いたしました。けさの南日本新聞に大きく掲載をされたところがございます。この200冊は、各小中学校児童や一般市民の方などから寄せられた「わたしのおすすめの本」約650冊と、推薦図書リスト作成委員により推薦された150冊、合計800冊の中から、幼児の部、小学生の部、中学生の部、一般・成人の部、それぞれ50冊ずつを選定したものであります。選定した図書については、市内の全小中学校、市立幼稚園にそれぞれの部の50冊ずつを配本します。また、地域の図書館には、200冊すべてをそろえていきます。

さらに、スタンプラリーを通して、3年間にそれぞれの部を読破した方の認定を行っていきます。こうした活動を通して、日置市民総ぐるみで読書のまちづくりを進めていき

いと考えているところです。

経費としましては、総額385万1,000円ほどの図書購入費となります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（長野瑳や子さん）

質問事項について、市長、教育長に答弁いただきましたが、再度お尋ねします。

まず、1番目の読書に親しむ環境づくりについて、教育長にお伺いします。

26の各学校における図書司書は現在13人と聞きますが、専任性の確保と一斉読書、この取り組みについてはどうお考えなのか。

○議長（成田 浩君）

教育長、もう一回質問してもらいましょうか。いいですか。

○教育長（田代宗夫君）

各学校の司書補の件ですが、私どもは全校に1人ずつ配置をまずいたしております。

（発言する者あり）

専門家だということですかね。各学校の司書補につきましては、正規の職員もおりますし、期限つき、それからパートの職員の方もおられます。当然募集をかけまして、そして面接、話をしまして、その中から決定をして配置をいたしております。

○18番（長野瑳や子さん）

26の学校で図書司書13人、私はこれは少ないと思いますけども、パートの方とかもいらっしゃるとは思うんですけども、やはり専任性の確保ということが必要じゃないかなと思っております。あと朝読みの一斉読書、これもあるところもあるとさっき聞いたんです

けども、やはり朝の読書の習慣、先ほども言いましたように、習慣をつけるということが大事ですので、まだやっていないところの取り組みをまた検討されたいと思います。

図書館法第3条に公民館との連携を綿密に図るとありますが、地区公民館の図書の実、先ほど地区公民館はやっているところもあると言うんですけども、吹上は10地区公民館がありますので、図書室もあります。けども、全然本は入れかわってないし、こういう読書年におけるこれからのスタートにちなんで、やはり本の入れかえとか、そういうのもやってほしいなと思うんですけども、この件についていかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

地区館の図書の充実につきましては、先ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、まだ公民館そのものの、施設そのものも整備されていないところもございます。

したがって、現在のところは、先ほど申し上げましたように、今そこに来られた方が読んで帰ると、そういう感じのところはほとんどでございます。

したがって、今後やはり地区館のほうをどんな形にしていくのか、これらを、割と吹上のほうはほぼある程度のものが準備されているようでございますが、ほかのところについては、ただ本棚に入れてあると、そういう程度でございますので、これからやはり全体的な市民の方の読書活動をどうしていくかという視点に立って考慮していきたいし。

ただ、本の配布等については、配本等を利用したりしていきたいと思うんですけども、今後いろいろ検討させていただきたいと思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり市民総ぐるみのこれをやられますので、図書館のやはり高齢者の方々も近くまで、図書館は無理でも、地区公民館に整備された

ら、そこに足を運ばれるし、あとコミュニティバスの巡回の、こういうのも回るような方向でされたら、どんどんこういう活動に向けて推進されるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ検討されたいと思います。

4つの図書館は閉館時間や休館日にも差がありますけども、また日吉分館には専任の司書もいない図書室でありますね。図書館は800平米以上が最低と聞いておりますが、図書室の状況でありますし、市民総ぐるみの読書活動拡大にはどうしても十分な環境整備、これが必要だと思いますけども、日吉分館の改善策、またその開館時間とか休館日にも差があることについてはどう考えますか。

○教育長（田代宗夫君）

ご指摘のとおり、日置市のほうは図書室となっております、館になっていないんですが。大変手狭であることは事実でございます。今後司書の活用というのか、そういうものも含めながら、できたら今後もっとゆとりある場所になればいいがなど、そういうことは今検討はいたしておりますが、いつ、何を、どうというところまでは至っておりませんが、何とか少し改善していきたいという気持ちは持っております。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり図書館のサービスは無償のサービス、図書館法にちゃんと載っていますし、やはり公平な図書館活動を展開されたいと思います。このことはぜひ早急に検討されたいと思います。

幸い、日置市には地域また家庭、学校が連携して、年間を通じて読み聞かせ活動とか、ボランティアの方々が継続的な読書活動を展開されております。人材確保はできていると思うんですけども、やはり共生・協働の理念、また市民雇用の面からも、私はこういうNPOの形にして指定管理の導入をされたら、やっている人たちも雇用の確保、またやる気を

出して、もっともっと民間のノウハウが生かされるんじゃないかなと、休館日、また開館時間等のそこら辺も解消されるのじゃないかなと思いますけども、こういう視点での指定管理導入はどうお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

図書館等の指定管理制度についてということでご質問いただきましたけれども、今現在、伊集院の中央図書館には正規職員が2人ほどおりますが、吹上には正規職員が1人、東市来に1人、日吉のほうは兼務でやっております。

そういう関係でございまして、正規の職員は司書の資格を持っております。あとは期限つきとパートの方と、こういう方ですべて運用をしております。司書の資格を持っている正規職員については、長年の経験を積んでおまして専門職であると私は思っております。

したがって、この専門職を中心にしながら、みんなで知恵を絞っていけば、今課題となっているような開館時間の問題は予算がつけばすぐ解決できる問題でございまして、図書館の運営についてもいい形でできるのではないかなと思います。

ちなみに、私どもの日置市の貸し出しの利用状況は先ほど申し上げましたが、県下の18市、前のですね、の中で利用率を言いますと、市の中で、町は別でございまして。市の中で言いますと、出水、志布志、日置市という順番でございまして、何とか努力はしていると。まだまだ、もちろん満足ではございませんで、これからいっぱい努力することはたくさんございますが、何とかそのあたりで頑張っていると思いますので、こういうやはり専門職を使って、もっともっと努力をしていきたいなと今のところは思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

地方自治法が改正されて、図書館の民営化

というのでも考えなさいという通達が来ていると思うんですけども、やはり民間活用という、今現在でも開館時間がまばらですよ、吹上だけ7時までですけども。やはり図書館運営に指定管理を導入したところを聞いてみますと、もう本当まだうちの図書館よりも規模も小さく、駐車場もないようなところなんですけども、鹿児島県でも一番先に導入された阿久根ですけども、本当それはNPOを立ち上げて、今までボランティアでやって読み聞かせ等をされていた方たちを引き上げて人材育成をしてNPOにした、その結果、本当最初はコストは考えなかったんですけども、最終的にはコスト削減になったと、800万円から1,000万円ぐらいですね。私もそのお金のことは、図書館だから無償のサービスですので、それは言いたくないんですけども、私は今こういう不景気のときに一生懸命されているボランティアの方ですね、月に1度か2度、そういう読み聞かせをされている、この方たちの育成というのでも考えたときに、もっともっとやる気が出るんじゃないかなと思うんです。

それと、吹上の図書館ができるとき、私、今の次長また福祉部長等も一生懸命図られたと思うんですけども、私ももちろんかかわりましたけども、日本一の湖東町、滋賀県の、これが日本一ということで、1万弱の人口です。ここで日本一の図書館の運営をとということで、民間の人を起用して、やはり館長次第だと。その方が本当私に言われたことが頭に残っているんですけど、あとスタッフは若い人、館長は専任制をと、そういうのが頭に残っているんですね。

だから、せっかく吹上もぬくもりのある図書館ということで、あれは町有林を圧縮して、真ん中にはひいおじいさん、ひいおばあさんが育てた100年杉を持ってきて、手で触れるようにと、そこまでやっているんですね。

だから、それだけ思いを込めてつくったとこだわったら、もっともっと、先ほど教育長は利用率が高いとおっしゃるんですけども、これはまあ県下と比べたとき、全国のあれでも高いんですけども、年に3.16冊ですよ。これは決して私は高いと思いません。湖東町は1万人の人口で10万冊ですね。だから、それでリピーターがまずじいちゃん、ばあちゃんを連れてきて、その次は絶対じいちゃん、ばあちゃんと来た子供が、お父さん、お母さん行こうよということで、そういうとこ、先の先を見てやられて、図書館の横には農協のレストランをつくってくださいということで、食事の後、食事の前、図書館に寄るとか、そういう立地の環境も、立地条件というのも加味されたと聞いて、それがまだ忘れられないんです。だから、やろうと思えばできます。館長次第という言葉が消えないんですけども、思い切って民間の専任のそういう方を起用する考えはないかどうか伺います。

○教育長（田代宗夫君）

私も今の現状のままで当然満足できる状況ではないとは思っておりますので、まだまだ努力をしないとイケないと思います。

せんだって、何年か前、図書館について質問をいただいたときに、図書館というのは、利用すればするほど利益が上がるわけではなくして、むしろ逆に利用すればするほど金は要るし、電気代は要るしというふうな状況でありますので、一般的な指定管理者としてなじめないのではないかとお答えをしたところでございますが。

ただ、問題は、この図書館がどう使われるかということです。あとは人の問題だけのことになってくるだろうと思います。いろんな人の配置については、今ご指摘のところもあったと思いますが、もろもろのことを考えながら、私としては、これは私の教育長としての意見でございますけれども、先ほども申し

ましたように、専門職員もおりますので、これらの職員をもっともって持っているものを生かしながら、もっとまだ頑張る必要はあるとは思っております。

したがって、どういう専門的な方を選んで入れるかどうかというのは考えておりませんが、ただ、指定管理者制度については、私、教育長としてはなくして、また市長部局と十分これは検討をしなければならぬ課題でありますので、本志につけさせていただきたいと思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり日置市の、後からも出てきますけど、先人たちが鹿児島府の精神性、薩摩の士魂というのをつくったところでもあります。いにしへの道を教えたところでもあります。出水市が一番と言われますけども、やはりトップを目指して行かれることを私は希望しております。

「感動は心の扉を開く」という椋鳩十の言葉がありますね。ことしは県立図書館においても、椋鳩十の記念展示パネル、6月からですかね、やられるということですけども、うちの今度の読書期間でも、こういうパネルを貸し出すことができますよとお聞きしていますけども、やはり図書館の今回のテーマは、まだ来月決まりますけども、去年が「思わず夢中になりました」。ことしがまだ決まりませんけども、こういう、その前が「思わぬ出会いがありました」。やはりこういうのを教えの里として展示し、また、そういう昔の「いろは歌」の発祥地でもありますし、舜有和尚も、それを教えた和尚さんが伊集院の資料館にも片隅にほこりをかぶりながら置いてありますけども、こういうのも一緒に「いろは歌」の発祥地として、また読書週間に、椋鳩十のもですけども、展示されるお考えはないですか。

○教育長（田代宗夫君）

今回6月に読書推進大会を開催いたします

が、ここではいろんな読み聞かせやら、いろんなグループの団体の発表等もいたします。今ご指摘のそういうこれまでの先人のことについては、これから、先ほど申し上げましたように、もっともっと現在の図書館の活性化を図るという意味で、あらゆる視点から検討して、市民の方々に新しい情報やこれまでの歴史を振り返るような試みも努力をしてみたいと思います。

○18番（長野瑛や子さん）

3点目に入ります。国の教材整備緊急3カ年の図書整備についてはご存じだと思うんですけども、23年度までに図書基準の標準冊子の整備をします。やはり学校図書関係の図書購入費については、20年度が小中合わせて656万8,000円、21年度が472万6,000円、だんだん48.6%下がってきておりますけども、この減額の理由は何でしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

国のほうは基準財政需要額というのを定めておりまして、今ございましたように、933万8,000円となっておりますが、この額はこのままの額が交付税措置で入ってくるというわけではございませんで、一般的にはこの7割ぐらいが多分入ってくるのかなと思っております。私どもが平成20年度の学校の図書購入費が大体70.3%に当たります、この需要額に比べてですね。県の平均が大体71.2%ですので、20年度は大体県並みと。21年度についてはちょっと48.6%と下回っているんです。

ただ、私どもの市として、各学校に予算を令達をいたしておりますが、これは図書費として令達しているわけではなくして、教育振興費の備品として令達をいたしております。この総額が、例えば、20年でありまして2,055万7,000円でございます。これを各学校に割り振りまして、各学校では、自分

たちの学校の図書室の蔵書の数とか、そういうものとあわせて、今回どれだけ本を買おうかと、これは学校裁量で決めることになっております。その学校の校長がその裁量で決めた額が、先ほど言いましたように、平成20年度が率で言いますと70.3%と、それから21年度が48.6%となっておりますので、学校の図書室の蔵書に応じて、校長が裁量して判断して購入しているという実情でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

先ほどの教材整備緊急3カ年の図書関係については、基準財政需要額に対して本当70%台ですよ。あと今年度は教育振興費、これも図書費が含まれていると思うんですけども、前年対比で50万円減額になっております。国はそういう交付税措置をやっていくと、3カ年緊急整備ですね。だから、これはそこの裁量に任せられると思うんですけども、3年間のこういう市民総ぐるみ図書活動をされるんだったら、やはりもっともっとあってもいいんじゃないかと思っておりますけども、今後こういう交付税措置は裁量ですので、今後どうされるのか。

また、ゆめ基金事業というので、これが廃止になっていきますけども、今年度まではできると聞いていますけども、吹上のボランティアの方々が一生懸命やっておられますね、読み聞かせを。このことについての今後の対応をどう考えておられるのか。

○教育長（田代宗夫君）

まず、今後減額になっていくがということでしたが、先ほどもお答えしましたとおり、ことしは推薦図書の200冊をやっておりますので、別途に380万円ほど図書費を組んでおりますから、それともろもろ合わせますと、予算としては結構なものが入っているのではないかなと思います。

今後もこれを毎年するというわけではござ

いませんが、それぞれの機会をとらえてしていく必要はあると思っています。

なお、先ほどゆめづくり基金の話が出ましたが、これまで、今年度も16万5,000円ほど一応予算が吹上のほうには入るようになっていてございますけれども、今後これがなくなったらどうするかということですが、特に私どもとして、今のところでこれに対して、もし国の予算が切れたから、市のほうで予算をつけてやると、そういうことは今のところは考えておりません。

なぜかと言いますと、ほかの図書館においても、やはりこういう読み聞かせのグループがそれぞれ活動しているわけですので、そういうことを考えたときに、それぞれの枠の範囲内でボランティアでできるだけは頑張っていたきたいなど、そういう気持ちでございます。

○18番（長野瑛や子さん）

図書活動を推進される割には、ゆめ活動も考えないということで、わずかな金額ですけども、ボランティアの育成ということを考えたらこれをやるべきだと思いますけど、今後検討されたいと思います。

次に参ります。2番目の職員人材育成の取り組みについて市長にお伺いします。

私は以前質問をいたしました職員のアンケート調査、また年次計画書ですね、各方策についての年次計画書を、市長の答弁ではつくるということを明言されましたけども、研修制度、採用、人事異動、人事管理全般の職員の意識調査とか、この年次計画が、ホームページでも見てみますと、全然載ってないままですけども、私は先進地の人材基本方針にはちゃんとのせて、やはり検討、実施、見直しのサイクルをつけられていますけども、こととして4年目になりますよね、人材育成の方針が出て。基本方針が今年度見直されるかどうかをお尋ねします。

○総務課長（福元 悟君）

職員の人材育成基本計画に係る、特に職員研修制度のことになるかと思うんですが、これにつきましては、計画を定めてそれぞれ階層別の職員研修の機会を年々増加させてきております。全庁的に全職員で取り組む研修とか、それから管理職、一般職、それぞれの階層に応じた研修、それから派遣研修、そのようなことで中身的に見直しながら、必要なその時々にはふさわしい研修等も取り入れては、実際としては取り組んでまいっておりますが、その研修制度全体を見直すというところまでは現在までは至っておりません。

以上でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

私その見直しというのは、そういう実施計画ですね、これができたなど。先進地においては、やはりちゃんと4年目にまたこれはどうだったのかと検証するという意味でやっています。

だから、ただこの項目別にずっと述べられていますけども、ただ見ればいいという感じで、こういうね。ここには、やはりどこまでどう達成したのかという、ただそういうのが載ってないということを言っているんですけども、やはりこの検証というのは大事だと思います。そして、そこからやはり目標を達成してこそ、またそのことが生きるということに私はいつも考えていますので、これはぜひ4年目に当たりますので、やはりもともと市であるところはちょっとレベルが違いますね。私たち、ここも町から市になったところですし、やはりちょっと二、三見てみますけど、少し違うような気がいたしますので、これはぜひ見直しの方向に持っていただければと思います。

2点目に行きます。地方公務員法第40条1項の規定に、任命権者は職員の執務について定期的に評定を行い、その措置を講じな

ればいけないとあります。また、能力、業績に基づく人事管理などの人事院勧告により人事評価制度の導入の傾向がありますけれども、ことし2月に行政のほうにも通達が来たと思うんですよね。だから、これは導入に、先ほどは準備をしていくということですが、やはり能力、業績、これに基づく評価ですね、あと本人のそういう自己の申請と言うのかな、そういうのも含めて、この人事評価制度は非常に難しいんですけれども、年次的にやはりしていけないといけない、被評価者、評価者、そういう研修、またそれを周知させる職員に、こういういろんな過程があると思うんですけれども、実施計画の検討はどうか伺います。

○総務課長（福元 悟君）

既に国家公務員等につきましては、平成21年の4月からご質問の人事評価、新たな人事評価ということでスタートはいたしておりますが、地方公務員法によりましては、まだそこは制度化に至ってはおらないわけですが、そういった中で、今ありますように、そういうステップアップした人事評価をというご質問でございます。

これまでも職員の勤務評定という中では、毎年11月1日で職員の適性、能力、業績、そのようなところの評価はいたしているわけですが、今回、国が国家公務員に適用しましたところまではもっともっと研究して、評価者の管理している管理職の一つの見方を、やっぱり公正な視点、それから客観性、そのようなところで評価はしていけないと非常にこれは難しいところでもあるということで、これにつきましては、これまで1回は全体の研修会も実施いたしました、さらに今年度も評価者になる管理職の研修制度は導入していこうというふうに進めてきているところでございます。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり人事評価制度と定員、給与等の適正

化は、ちょっとこれは一緒の同じ方向性でしていくことだと思うんですけども、通達でも、やはり定員管理及び給与の適正化においてというのが通達が来ていると思うんですけども、やはり22年1月ですね、一律の勤勉手当とか、または住宅手当支給、年1回の定期昇給等のこの判例もありますけれども、こういう問題がいろいろ起こっているということで、他市町村においても実施計画を明らかにして、評価者、被評価者、全職員を対象とした研修、また導入においてのシステムの周知、こういう準備があるんですけども、ぜひプロジェクトチームでもつくっていただいて、また評価された人がまたそこでただ能力ももちろんですけども、いろんな面の評価の角度があると思うんですけども、これは組合の方々との対話というんですかね、そういうのも必要だと思うんですけども、ぜひ今後とも研究されたいと思います。

3点目です。連絡会議の目的には、行政情報の共有化、先ほども情報交換をしたり、いろんな管理面でやっているちゅうことですが、その中のメリットとか、国・県への共有する陳情等はあったのか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

特に今回、今ご指摘ございましたとおり、町から市になったところでしている部分につきましては、やはり先進的に市という部分の中で、いろんな制度上を含めて、いろいろと先進的であるというふうに思っております。私どもは後発部隊でございますので、やはり基本的にはお互いのレベルアップをしながら、それぞれの今までの市の行政におきます方々にやはり早く追いついていかなきゃならない。そういう意味の中でこれを立ち上げたということでございまして、特にいろんな法制のもの、条例のもの、またそれぞれの、これもたくさん分野で、分野別にはいろいろございんですけど、やはり職員のレベルアップを図るた

めにも、このような研修でいろいろと相互意見交換をしているということが実情でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

県・国への検討の陳情があったのか、答えがなかったんですけど。結局は、先ほど市長もおっしゃったように、町からの合併ですよ。だから、市政と町政とはやはり違うと思うんですね。職員自体も今まで4年間には本当惑われながら、また、いろんな条例なんかも違いますし、制度も違うから、一生懸命努力されたと思うんですけど。曾於市の市長は、私もよく存じておりますけど、一緒に勉強した仲間でもありますけども。市長と話したら、おたくが一番進んでいるから、おたくを見本にしたいと、こんなおっしゃるんですよ。

だから、そういう状況じゃいけないでしょう。私は言ったんですけども、やはりもっと本当レベルアップして、もともと市政のところの方々、こういうところのいろんな制度とかやり方、接遇ももちろんです。何か私らも感じることがあるんですけども、先進地に行ったときですね。だから、そういうのもどんどん吸収されたいと思うんですけども。地域人材力活性化事業というのがありまして、これは先進地市町で活躍している職員、また民間専門家の紹介・派遣、地域力創造のため、外部人材活用制度というのがありますけども、こういう、もともと市であるところのそういう先進地の職員を派遣するような制度、これはもうちゃんと国からのあれがあるんですけども、こういう取り組みの検討はどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、それぞれの講師を招いて、またいろいろと学んでいかなきゃならないと、これも一つの手段でございます。ちょっと先ほど答弁しなかった、これは国や県へ陳情する団体ではございません。自

分たちがみずから学んで、それぞれの教養を深めていこうという一つの協会でございます。

また、今ご指摘ございましたとおり、今後、今も財政とか企画、やっぱり今後どうしても提案型、提案型という一つのフレームの中で行政が進んでいくというふうに思っておりますので、やはりそういう部分のあり方の中で、やはり講師も招いたりしながら、そのつくり方といいますか、そういうものを今後していく必要があるというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

先ほど陳情の団体ではないとおっしゃいますけども、やはり合併は国からおりてきましたよね。だから、町同士の合併でやはりそういうマイナス面もありますし、いろんな検討されることが同じにする意見なんかもあると思うんですよ。だから、そういうのを国・県に持っていかれたのかどうかというのを聞き取ったんですけども、そういうことはなかったちゅうことですね。了解いたします。

それでは、3番目の日置市まちづくりへの取り組み等について市長にお伺いします。

市民アンケートですが、これが回答者が30%、70代で、30代までが18%、業種では農林水産業が5%とありました。施策の回答にも偏りが見受けられますが、今回の調査の本位が達せられたのかどうか、お伺いします。

○企画課長（上園博文君）

今ご指摘のありましたとおり、年齢別では70代の方々が特に多い状況でございますけれども。ただ、皆さん方のこのアンケートの中で、私どもが非常に重要視している内容は、現在までの評価とあわせて、今後の行政で最も取り組んで力を入れてほしいという内容の結果が出ましたので、これらは特に市長が冒頭に申し上げましたとおり、公共交通の関係に対する取り組みを充実してほしい、あるいは雇用の機会あるいは企業誘致、こうい

ったものが全面的に皆さん方のご意見から出てまいりましたので、総合計画なり、こういったものへの反映をしてみたいと思っております。

したがって、今回の回収率は52.34%ですけれども、貴重な意見はいただけたんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

その中でやはり新聞にも載せられましたけど、「市政を考える機会がない」とか、「若者の関心の低さ」などが掲載されましたけど、これは行政や議会の説明責任、活動が問われておるように思いますが、議会ももちろん反省の点もあるんですけども、やはりあと市民サービスへの職員の接遇ですね、こういうのも掲げられていましたけれども、市長はどう受けとめておられますか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございました、この接遇の問題につきましては、私ども職員を含めまして、やはりいつも丁寧な接し方というのをしていかなきゃならないというふうには認識しております。

さっきも申し上げましたとおり、このアンケートを通じまして、次の後期計画をつくるに当たりまして、市民とやはり私ども行政が進んでいく道というのは一緒になきゃならない。そういう目線のためには、今回のアンケートの中でやはり基礎的なデータというのは得られたということで、大きな収穫があったというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

2点目であります。まちづくりの基本方向、先ほどから日置市の顔の必要性は認めておられますけれども、「古のロマンが織りなす歴史と伝統」、私はこの4町一体となるのはやはり歴史だと思えますね。伊集院には、先ほどもしました「いろは歌」の発祥地、梅岳寺

跡があります。舜有和尚の木像もあります、400年前の分だと思いますけども。鹿児島ふるさと維新館には、日新公の業績とともに展示をされています。「君が代」、薩摩枇杷の名曲から歌詞を出典と題して、薩摩藩が日本最初の軍楽隊を組織して、そのときの教えた人がイギリスのフェントンちゅう人ですけども、この人がここは国歌がない、国旗もない、じゃ大山巖さんという人が、薩摩枇杷歌の非常にこの方も愛好されていたんですけども、「蓬莱山」から「君が代」の一節を歌詞に選んだということです。これは事実ですので、「蓬莱山」の枇杷歌から選んだというのがここなんです、ここがキーポイントと思うんですけども、このことにつくられて、明治3年、明治天皇の前で薩摩藩軍楽隊によって初演されました。現在の国歌「君が代」に至っているんですけども、これは日新公作です。私は日置市が薩摩枇杷発祥地でもあり、また国歌発祥地と言っても過言ではないと思います。実際「蓬莱山」から引用されたちゅうことですので。また日本赤十字精神の創始者、博愛の使者とも、十数年前の世界大会でもこの博愛の使者ということで日新公が表彰されていますけども、この日新公を私は日置市の顔に生かすことで、日置市の風格ある町として市民の心の醸成になるんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先ほど申し上げましたとおり、日置の顔、本当に基本的に、さっき申し上げましたように、歴史的な偉人の、偉人といえますか、素晴らしい方がおられたというのは認識しております。今ご指摘ございました日新公をお話し申し上げましたけど、この方は、大変「いろは歌」を含めまして、私どものいろんな教えに大変大きく貢献しているというのは、もう十分認識しております、日新公が日置の顔でいいのかどうか、いろいろとまた幅広い

いろんなご意見をいただかなければ、ただ、この日新公が本当に顔というふうに匹敵していけるのかどうか、ちょっとまだ今の段階におきまして、ちょっと私もまだここまで認識をしていないというふうに感じておきまして、今後やはりこういう歴史的な偉人はまだたくさんいらっしゃるというふうには感じております。そういう方々を含めて、顔になり得るのかどうか、本当に幅広い意見を聞かなければ、一人で、みんながこの日新公が日置の顔となることも大変ちょっと早いのかなというふうには思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

市長の地元が梅岳寺跡、あそこが「いろは歌」の発祥地と書いてありますよね。「いろは歌」は、薩摩枇杷歌の端唄です。端の歌と書きますけど、本当は薩摩枇杷ですね。これはもうそう枇杷から来ているんですけども、やはり枇杷というのは天皇陛下がひかれる高尚な音楽だと言われてますね。私はもったいない気がしますよ。私はよそからの人間ですけども、こんなところはないと最初は思いました、議員になって。なぜ生かされないんだろうか、観光に、また教育に。よその人はうらやましいとおっしゃいます。何もしてないじゃないですか。だから、ぜひやってほしいんですけども。

先月、NHKの福岡放送局から、日新公の孫で、義弘公の弟、戦術の武公、島津家久の撮影に訪れられましたけども、これもまた放映されますけども、この福岡のディレクターの強い要請だったと聞きますけど、せっかくこういうNHKから、向こうから来たのにね、このチャンスを逃してはだめだと思んですけども、この方との対応、また市長の対応はどうだったのか、面会されたのか、また職員の対応はどうだったのか、お願いします。

○市長（宮路高光君）

ちょっと私のほうは面会はしておりません。

撮影とか、いろいろ来るといことは情報が入っております。このことで永吉のほうに行かれたということもお聞きしておりますので、市民の皆様方には、そういう形の防災無線等を通じながら告知はしていきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

やはりこちらからアピールするのが本当です。我が町を本当に愛するのならね、もっともっとアピールするのが私はこれが一番得策じゃないかなと。阿久根も全国的に知られていますが、これは特色かどうか分からないんですけど、私はもっと自分の町の宝は、本当に鈍い光を放っているんですよ。そこをどう磨くかがその力量だと思うんですけども。

市長は、4町の郷土史を読まれたことはありますか。

○市長（宮路高光君）

まだ全体的は読んでおりませんが、表札、いろははじめ、そういうものは読ませていただきました。

○18番（長野瑛や子さん）

やはりトップがまず何でも決定権がありますので、まず市長が熟知されて、それからやはり職員におろさないと、職員もまだ市長が知らないのにやはり、知ってる方もいらっしゃると思うんですけども、この日置市の本当の特色ですね、明治時代の一番もとが中世時代の日置市にありますので、その一番根幹となるものはですね。だから、そこあたりをもっと掘り起こして、なぜ私がこういうことをいつも言うかというのをわかれると思うんですけども。私もよその人間です。よその人間が日置市のよさをわかりつつありますので、ぜひ一緒に共有していきたいと思えます。

それと、まちづくり研究会ですけども、今回「あなたの経験をかしてください」などのキャッチコピーが提案がありました。すばらしいと思えます。けども、やはり一番、先

ほども言いますけども、今後日置市の本当のアイデンティティー、ずっと長いこと一体性は何かと、そこを、アイデンティティーは何かという研究もされなきゃいけないんじゃないかなと、そこがわかってきたら、おのずと観光に、教育に、まちづくりに生かせるものが上がってくると思うんですけども、今後まちづくり研究会のこれをされるかどうか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今回もまた3期目の委員の皆様方に募集して結成をさせていただきました。それぞれまだテーマも決めていかれるというふうに思っております。今おっしゃいましたとおり、4町におきますそれぞれの歴史的な背景を含め、やはりそれぞれ職員がみずから学ぶことはいいことだと思っておりますので、今後このまちづくり委員会の皆様方の活躍といえますか、どういう形ですか、取り組み方を見守っていききたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

長野瑛や子さん、持ち時間があと1分です。

○18番（長野瑛や子さん）

はい。せっかく若者の本当煮えたるような思いを持ってやられていますので、その研究されたのが生かされるように、まずは我が町の郷土史から読まれることを期待いたします、私の質問を終わります。

○議長（成田 浩君）

よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどといたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、田畑純二君の質問を許可し

ます。

〔14番田畑純二君登壇〕

○14番（田畑純二君）

今までの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますが、私は私の立場で私なりにさきに通告しました通告書に従いまして3項目一般質問をいたします。

日置市の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、本市の第1次、第2次、第3次産業の振興についてであります。

（1）第1次日置市総合計画は、旧4町の歴史や文化とこれまでの発展の成果を継承しながら、新しい日置市の都市像、おおむね平成27年度末における目指すべき日置市の姿を明らかにし、市政を進めていく上で最も重要な計画と位置づけ、それを実現するために市民と行政が協働して取り組むまちづくりの基本的な方針を示したものです。

この総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成されておりますが、基本計画は、基本構想で定めた施策の大綱を実現するための基本的施策を体系的に明らかにしたものです。また、これは基本構想を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応し、より実効性の高い計画にするため、10年間の計画期間を前期と後期に分け、前期の目標年度を平成22年度、後期の目標年度を平成27年度としてあります。合併して新しい日置市が誕生してから既に約5年間が経過しましたが、この来年3月までの第1次日置市総合計画の前期基本計画の進捗状況と成果及び課題、問題点をまず現時点で総括してみてください。

（2）実施計画に掲げる事業は、社会経済情勢や行財政制度の変化に対応した十分な見直しを行い策定し、毎年作成する予算編成の根拠となる計画です。また、実現性を確保しなければならないものであることから、計画期間は3年間とし、これを毎年度見直すローリング方式となっております。

そこでお尋ねいたします。来年4月から平成28年3月までの後期基本計画の概要と実施計画を含めた策定スケジュールと工程を具体的にわかりやすくお知らせください。

(3) 古いデータで申しわけありませんが、日置地方合併協議会が平成16年11月に作成した新市まちづくり計画案によりますと、日置市の就業人口の産業別割合は次のようになっております。資料平成12年国勢調査、すなわち第1次産業が10.5%、2,551人、第2次産業が30.6%、7,444人、第3次産業が58.9%、1万4,301人となっておりますが、この時点で鹿児島県全体と比べると第2次産業、県全体24.2%の比率が高くなっています。また、平成11年度所得推計によりますと、市内純生産額の産業別割合は、第1次産業が3.3%、約36億2,000万円、第2次産業が37.6%、約410億7,500万円、第3次産業が59.1%、645億8,800万円、合計1,092億8,300万円となっております。この時点で鹿児島県全体と比較しますと、就業人口と同様に、第2次産業の比率、県全体23.2%が高くなっています。

本市の最新の就業人口の産業別割合や純生産額の産業別割合は、第2問目で質問しますが、この市にとりまして、第1次産業の振興が大命題であることは変わりないと思います。本市の農林業生産基盤の整備につきましては、昨年、平成21年度施政方針、それから今年度の施政方針でも述べています。本市では、農林業生産基盤のハード面の整備を実際具体的にどのような事業でどのように実行し、その成果はどんなところにどのように目に見える形であらわれているか、市長の答弁を求めます。

(4) 平成21年度と今年度22年度、施政方針でも一部触れてはおりますが、新規就農・後継者育成事業等、農業漁業後継者育成については、ソフト面で本市ではどんな政策、

事業をどう進め、どう実行し、その成果は目に見える形で具体的に、実際にどのように出していますか、市長、具体的にわかりやすく明確に答えてください。

(5) 昨年、平成21年度の施政方針では、商工部門、観光部門について述べられております。さらに、今年度の施政方針でもほぼ同じようなことが述べられていますが、どちらも水産業の振興については何も触れていません。本市では水産業、商工業、観光面での育成振興を図るために、実際具体的にどんな政策や事業を実行中で、その効果は具体的に目に見える形でどのように出ているか、市民に納得のいく責任がある答弁をしてください。

第2点、行財政改革推進についてお伺いいたします。

平成18年度から22年度までの行政改革行動計画アクションプランの進捗状況と成果及び課題の3月時点での総括につきましては、3月議会での一般質問をし、答弁もいただいておりますが、今回は別の観点、角度から再度質問いたします。

(1) 本市では、ぬくもりある共生・協働の地域づくりのために、平成20年度から26カ所の地区公民館ごとに地区振興計画がつくられ、地域の資源を生かして、それぞれの地区公民館の課題を解決していこうとしております。今までの共生・協働の地域づくりの取り組みの中で、我々一般市民が日ごろの日常生活を営んでいく中でそれらの成果、効果、安心・安全感、快適・利便性は具体的にどうあらわれていると市長は見ておられるのか。身近な例でも挙げて、具体的にわかりやすく披露してください。

(2) 日置市自治基本条例の制定について、私は昨年の9月議会の一般質問でも質問しました。すなわち市長は市政2期目へのマニフェストで、市民総参加による自治基本条例の制定を掲げていたが、どのような作業を進め

ており、いつごろ制定予定ですかと質問しました。これに対する答弁は、本年度後半にまちづくりに関心の高い市民を公募し、グループワーク等による自治への関心を高める自主グループをつくっていききたい。次年度から専門家等もまじえ、随時パブリックコメントもいただきながら作業を進めて、制定は平成23年末ごろを予定とのことでした。その後の作業の進捗状況はどのようなのでしょうか。市民との役割分担の再構築の一方法である自治基本条例の制定をその後どう考え、今後どうしていくつもりなのか、予定に変更にないのかも含め、お尋ねいたします。

(3) まちづくりへの市民参加として、政策や条例等の策定過程において、市民の意見聴取する機会を積極的に設けていくことが必要であります。市民の意見を反映した意思決定を行う仕組みをつくり、公平性と透明性を確保した行政経営を図るために、パブリックコメント制度を早急に本格的に導入し、その充実を図るべきと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。また、各種審議会等の委員につきましては、市民の公募枠の拡大に取り組むべきであり、委員の男女の比率、委員の兼職、在任期間等に配慮し、可能な限り公募枠を設け、より多くの市民がまちづくりに参加する機会を設け、市民参加にする開かれた行政経営を図るべきであります。

審議会等の整理合理化につきましては、3月議会でも一般質問し、答弁もいただいておりますが、今回は審議会等委員の公募枠の拡大についての市長の見解をお伺いしますので、お答えください。

(4) 本市は、市総合計画の後期基本計画策定に生かすために、市民まちづくりのアンケートを昨年12月からことし2月にかけて実施し、7項目について合併効果を質問しました。先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、その結果を踏まえ、今後の市政運

営にどう生かしていくかは今後の課題であり、行政執行部でも今後とも真剣に研究していくべきであります。これに関連して、住民満足度調査につきましても、今後定期的に着実に実施し、市民が求める政策、施策、事務事業の優先順位などを検討すべきであります。市長はこのことについてどう思われ、今後市政にどう反映させていかれるつもりなのかなど、市長の本件に対する方針をお聞かせください。

本市の行政・財政の仕組みを本市民と共通理解、共通認識して、本市政を進めることが重要であります。現在本市では、地域審議会が年数回、4地域ごとの行政嘱託員、自治会長向けの市政説明会が年に1回程度、限られた時間で限られた市民にのみ行われています。しかし、行政改革行動計画アクションプランや、さきに述べました第1次日置市総合計画の基本構想、基本計画、実施計画の方針などに即して、行政・財政の仕組みをさらにきめ細かく、より多くの市民にわかりやすく説明することが必要であります。そのための住民説明会等を一般市民にももっと多くやるべきではないでしょうか。そして、一般市民にも本当のことを知っていただき、この厳しい現実や危機感も共有する必要があります。これに対する市長の見解をお知らせください。

(5) 共生・協働のまちづくりをより効果的・効率的に推進するためには、情報を共有することが重要であり、積極的な情報の公開と容易な取得方法を講ずることが必要となっております。そのためには、これまでの広報ひおきとお知らせ版の発行、市ホームページの開設、地域審議会、市政説明会の開催、アンケート調査などによる情報の公開について見直し、より効果的な改善を図るのも一方法であります。そして、新たな方策の実施について検討をし、市民にとってより身近で透明性の確保された行政を目指すとともに、市民が主体のまちづくりを進め、徹底的に情報公開

し、市民パワーを発揮できるように行政がしっかり支援していくべきです。

また、広報ひおきにつきましても、行政情報や地域情報等を新鮮にわかりやすく提供するために、市民が情報、課題を共有するコミュニケーションツールとして市民参加型紙面内容等の充実を図り、情報提供に努めるべきであります。つまり、広報ひおきやホームページの充実等はもちろん、行政情報の提供公開の推進をあらゆる機会により積極的に行うべきであると考えているのですが、市長、いかがでありましょうか。

第3点、最後であります。活力ある市政組織づくりと人材育成についてお尋ねいたします。

この点は、3月議会の一般質問でも一部をお尋ねし、ある程度の答弁もいただきましたが、不十分な部分もあり、また別な観点からも質問いたします。

(1) 職員の能力開発と人材確保を本市ではどのように考え、どのように実行しているか。その成果はどう出ているか、まずお答えください。今までの質問とダブる点もありますが、あえてお聞きします。

(2) 人材育成の基本は、市民の期待にこたえられる施策を実現する職員の意識や市政の変革、職務能力の一層の向上を図る努力が不可欠であり、これまで以上に人材育成の取り組みを強化すべきであります。今後の人材育成に当たっては、先ほどからも答弁がありましたですけども、職員研修、特に民間企業における研修や職場内研修をより一層充実させていくべきであります。本市でも人材育成基本方針を策定済みですが、具体的にどのように進めているか、答弁願います。

(3) 多様な行政課題に的確に対応するため、職員の能力開発、意識改革を進め、従前の組織運営を見直し、新たな組織理念、原理の確立を推進するために、総合的な人事制度

の確立を図るべきであります。公務員制度改革等で示される能力実績評価による人事考課制度の導入を進め、能力、実績、適性を的確に把握した公正で客観的な人事考課システムを構築し、適材適所の人事配置と適切な処遇を行うべきです。また、人事考課制度の効果的運用のため、研修制度の充実を図り、職員提案制度をさらに充実させるべきであります。

私は3月議会の一般質問で、人事考課制度の導入を提案したところ、地方公務員法の改正時期も見きわめながら検討してまいりたいという答弁でした。その3月議会後、どう進めているか、答弁を求めます。

(4) 最後です。行財政改革の正否のかぎは、職員の意識改革にあると言われております。職員の意向を的確に把握し、市民の意向を的確に把握し、迅速に対応する心構えを徹底し、緊張感を持って職務に当たるような職員の意識改革をより強く図っていくべきであります。

また、職員には、住民要望を政策化する立案能力と、市民にわかりやすく提示し、理解を求めることができる能力が一層要求されています。同時に、事業を裏づける財源に配慮するコスト意識や経営感覚の涵養も必要であります。人材育成基本方針の運用、人事考課制度の確立、研修の充実等に取り組み、職員一人一人の意欲、やる気、真摯の気性、情熱、気概を喚起し、資質の向上を今後とも今まで以上に強く図っていくべきです。市長は、職員の意識改革により一層の推進を日ごろからどう進め、その効果、実績をどう実感されているか、わかりやすく答えてください。

以上申し上げ、具体的に明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市の第1次、第2次、第3次産

業の振興のその1でございます。

日置市総合計画は、合併協議会で策定した日置市まちづくり計画を基本に、平成18年から27年度のまでの10カ年を計画期間とし、平成18年4月に策定しました。基本計画は、分野別振興方策と4地域の分野別振興方策、6つの創生プロジェクトに分けられ、取り組みを進めてきておりますが、今年度が前期5カ年の最終年度になります。前期は主に旧町で計画された事業を新市に引き継ぐ形で施策を進め、新市としての一体性の確立を図り、均衡ある発展につながるよう取り組んできました。

財政状況の厳しい中で、集中改革プラン等に基づく徹底した行財政改革に取り組みながらの施策の実施ですので、計画どおりに進まない部分もありましたが、社会基盤や生活環境の整備、産業経済や保健医療福祉、教育文化といった分野別の施策については、ほぼ計画どおりに進められ、一定の成果が達成できたと考えております。

2番目でございます。後期基本計画には、新たに計画策定ということではなく、基本計画の見直しということになります。基本的には7つの分野別振興方策ごとの32の政策体系はそのままとし、そこで実施できた前期5カ年の基本計画の実績を踏まえ、既に実現したもの、継続するもの、新たに計画するものなどを整理し、社会経済情勢の変化や新たな行政課題等に対応しながら見直していくこととなります。

3番目でございます。本市の農業も、担い手不足や高齢化等により衰退傾向が続いています。これに対応するためには、生産基盤の整備による生産性の向上、作業の効率化が不可欠と考えております。現在、各種補助事業を導入しながら、基幹農道整備による流通機能の強化、用排水路整備による維持管理作業の軽減を図るとともに、圃場整備事業やかん

がい排水事業においても、作業の効率化や慢性的な水の解消による生産性の向上を進めているところでございます。

4番目でございます。新規就農・後継者育成事業については、新規就農支援事業補助金、新規就農者住宅改装支援事業助成金、農業後継者支援事業補助金等、補助金交付の要綱を定め、若年労働力や農業後継者の定着による農業の振興を図っております。

また、市農林水産課を窓口といたしまして、農家からの相談等を鹿児島地域振興局、農業委員会、農業協同組合、関係機関と調整し、課題解決に当たっていきます。さらに、担い手農家の皆様への情報提供や新たな各種担い手支援策が最大限活用できるよう支援を行っております。

5番目でございます。本市の水産業は、江口漁港及び吹上漁港を拠点に操業をしていますが、近年の漁業は漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業就労者の減少・高齢化、後継者の不足等、厳しい状況にございます。

農林水産業の振興のために、農業生産の担い手育成確保事業の実施や、豊かな海づくり広域推進事業を継続的に実施中でございます。また、中小漁業者の漁業活動・経営のための水産金融の融資制度もあります。

商工業の育成につきましては、商店街の活性化や経営改善の専門的な指導を行っている日置市商工会に対しまして運営補助をしており、商工会の経営指導者が商工業者の金融・税務・経理等経営全般について、会員ニーズに合わせた相談指導や改善指導を行うことで、商工業者の育成振興が図られております。

観光面につきましては、日置市観光協会の運営とイベントに対する補助を行い、観光資源や特産品等の情報発信と地域の活性化が図られております。

2番目の行財政推進改革について、その1でございます。

本市における共生・協働による地域づくりのエリアとして、小学校区等を定め、そこに地区自治会26カ所を設置いたしました。地区自治会公民館では、複数の自治会が集い、女性や高齢者、産業の異団体とともに、規模のメリットを生かし、新しい意思決定の仕組みを構築しているところでございます。この仕組みの構築こそ、コミュニティプラットホームになると考えております。

共生・協働のまちづくりの推進には、各地区の足もとの見直しを行い、地域課題の解決策をまとめた地区振興計画が策定されました。昨年度から計画に基づき、優先的に解決すべき公共的課題を地区で選定し、公共事業や、市との協働で取り組む地域づくり振興事業として展開しつつ、共生・協働を多角的に行っております。

2番目でございます。自治基本条例は、市民や市議会、市の役割分担、ルールづくりのために必要だと考えております。その必要性は、市民みずから求めるべきであり、決して市長や議会が主導してはならないと認識しております。

自治基本条例制定の意義の一つは、市民がまちづくりのために議論する過程でございます。そのためには、市民の自治や協働への意識を高めることが求められております。市民がこの日置市をどんなまちにしたいのか、その機運の高まりの上で役割分担の明確化が必要になると考えております。公募のワーキンググループ等をその契機に、市民参画という意識を醸成することから取り組んでまいります。

3番目でございます。市行政の推進に係る基本的な計画、構想を策定するに当たっては、平成18年度からパブリックコメントを導入し、計画案の段階で事前に計画内容等をホームページや広報ひおき「お知らせ版」で公表しているところでございます。

これにより、市民の皆様から計画に対する意見や情報、改善案等を広く聴取し、提出された意見を考慮した意思決定を行うことにより、よりよい計画の策定に反映させております。

4番目でございます。本市は、市民の皆様方のご意向やご意見を施策等に反映することを目的に、ご承知のとおり、平成18年度に「日置市主要施策等市民満足度調査」を、平成21年度に「市民まちづくりアンケート」を実施してまいりました。今後とも市民の皆様方の声を把握できるよう、さまざまな手段の検討や適宜実施を図りながら、市民の皆様方と一緒に施策等の推進を図ってまいりたいと考えております。

5番目でございます。市民にとってわかりやすく開かれた市政を公開し、かつ市政と行政の情報の共有化を図るため、広報ひおきを月1回、広報ひおき「お知らせ版」を月2回、市内各地に配信しております。また、最新の行政情報発信を行うため、インターネット上では日置市ホームページを開設しているほか、さらに日置市の情報が携帯電話からもアクセスできるよう、携帯サイトも開設し、行政情報の公開を行っております。

3番目の活力ある組織づくりと人材育成について、その1でございます。

職員の能力開発につきましては、この激動の時代において的確に対応していくためにも、組織的な取り組みはもちろんですが、みずからの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、体質の強化が重要で、そのためには職員の資質のより一層の向上を図り、個々の職員が有している能力・可能性を最大限引き出していくことが大切であると考えております。

2番目でございます。人材育成基本方針の進め方につきましては、職員の意識改革を図り、一人一人の資質向上を基本として、職場

内外での職員研修を通して、市民から信頼を受け、行政サービスを提供できるよう、創造性豊かで柔軟かつ弾力的に対応できる人材育成に努めていることとしています。

3番目です。人事考課制度の導入につきましては、今後、地方公務員法改正時期の見きわめが大事なポイントだろうと考えております。現時点では、評価者となる管理職の知識技術の習得が必要であると考えておりますので、評価者研修の講習等の選定を進め、研修を実施していくつもりでございます。

4番目でございます。意識改革につきましては、今後さらに本市を取り巻く環境、公務員を取り巻く状況が非常に厳しいと考えられることから、職場内外の研修等により管理監督者を含めた組織の活性化を図るための職場の学習風土づくりと多様化する市民ニーズに対応できる職員の育成に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○14番（田畑純二君）

市長から、ただいまそれぞれ答えをいただきましたが、さらに深く突っ込んで別の角度、視点からいろんな重点項目に絞って質問していきます。

まず、本市の第1次、第2次、第3次産業の振興について、先ほど平成12年度の古いデータを述べましたんですけども、ここでは最新の日置市の就業人口の産業別割合と純生産額の産業別割合をお聞かせ願うとともに、市長はそれらの割合をどう分析・評価し、本市の第1次、第2次産業の振興策にどのように役立てていくつもりであるか、市長の見解をお知らせください。

それで、今の日置市政は、市長が明確な政治理念と方針に基づいて強力な指導力を発揮していくことが何よりも求められていますので、あえてこの場でお尋ねするものです。

○市長（宮路高光君）

数字的なことについては、課長のほうに答弁させます。特に農林水産業におきましての振興、大変大きな課題もあるわけでございますけど、私ども日置市におきます重点施策としてやっていかなきゃならないというふうに考えております。

また、2次産業、特に製造業を含めた企業の育成でございますけど、このことにつきましても、大変こういう昨今厳しい状況でございます。私どもも異業種交流ということで二十数社入っております。こういうことを起点に今後ともそれぞれの横の連携をやっていきたいというふうに思っております。

○企画課長（上園博文君）

ご質問のありました市町村民所得推計によります産業別の人口あるいはその生産額でございますが、この4月に鹿児島県の統計協会が報告書をされております。その中では、第1次産業の生産額でございますけれども、日置市全体で38億900万円、そして第2次産業が437億6,100万円、第3次産業が937億1,400万円でございます。なお、従事者数でございますけれども、最近では、まだ国勢調査が今年度10月でございます。前回の平成17年の国勢調査の数字でございますけれども、第1次産業の人口が2,716人、11.3%、第2次産業が6,182人、25.8%、第3次産業が1万5,034人、62.8%となっております。

以上でございます。

○14番（田畑純二君）

次に、昨年、平成21年度施政方針で本市の農林業生産基盤の整備につきましては、農道等施設整備事業や流域育成林業整備事業等のハード面の整備を進めてまいりますとありました。そして今年度の施政方針でも、地域づくり振興事業と農道等の施設整備に関する原材料等支給事業を併用しながら、また流域育成林整備事業等によりハード面の整備を進

めてまいりますと述べております。

先ほども言いましたように、しかしながら、どちらも水産業の振興については何も触れていません。先ほど市長の答弁があったんですけども、今年度は本市の水産業の振興について、ハード面とソフト面でどのような施政方針で臨まれるのか、具体的にもう一回わかりやすく明確に答えてください。

○市長（宮路高光君）

基本的には江口漁港につきましては、大方もうある程度の整備も終わっておりますけど、吹上漁港につきましては、やはり浚渫といいますか、こういうことも実施していかなきゃならないというふうに思っております。また、ソフト的な部分につきましては、やはり魚の鯛を含めまして放流していく、こういうものもやはりやっていく必要があるかと思っております。

今後やはり中薩といいますか、川薩——いちき串木野市、日置市を含めたこの川薩地域におきます振興計画といいますか、ございますので、団体がございます。ここでやはり広域的にいろいろと施策を図っていく必要があるかというふうに考えております。

○14番（田畑純二君）

それと、ちょっと見方を変えまして、政府は去る3月5日、国と地方の協議の場設置法案や地域主権推進一括法案とともに、地方自治法改正案を閣議決定しました。自治法改正案では、自治体の自主性、自立性発揮の観点から、市町村の基本構想、総合計画策定義務の撤廃が盛り込まれております。

1969年の自治法改正で義務化されてから40年余り経過し、これまで地方自治体の最上位計画と位置づけられてきた総合計画の策定義務撤廃で岐路に立つ総合計画とも言われております。そして改めて総合計画の意義、さらに自治体の計画行政がどのように変貌していくのか、展望していく必要があるとも言

われております。市長は、このような動き、現状をどう認識し、どう受けとめ、本市の今後の後期基本計画の策定にどう生かし、どう反映させていくつもりかなど、市長のこれらに対する基本的見解、考え方をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今、国のほうで、今回の地域主権、分割を含めまして、まだ法案が通らなかったということでございます。今ありますとおり、今の民主党政権におきましては、今言ったように、この総合計画の策定の義務ということにつきましても、今それぞれの考え方の中で緩和という形があるというのも認識しております。

昨今やはり考えた場合に、10カ年というふうな非常に長い部分がございます。せめて5カ年計画をつくり、それをローリングするぐらいの中でいかなきゃ、10カ年をつくってみても、やはり基本的にこういう財政状況の中で、また今後におきましても、税制を含めまして大変大きく変わってくるというふうに考えておきまして、本当に私、自分自身もこの10カ年計画というのが正しいのかどうか、ちょっと今までも疑問を持っている一人でございます。

○14番（田畑純二君）

それでは、この自治体の総合計画について、ちょっと考え方、こういう考えもありますということで、先ほど答弁があったんですけど、もうちょっとまだ踏み込んだ答弁をお願いします。

これからの自治体の総合計画の足がかりは、つくる計画からする計画の転換であるというふうに言われております。つくりたくない計画、させない計画を含んで、PDCAサイクルという計画サイクルにおけるプロセスの重視ということです。要するに、だれがどのように計画を立案し、決定し、進行管理し、評価し、修正するか撤回するかということが、計画そ

のものの質を保障するというふうに言われております。

それで、議決事件の追加や市民自治の成熟によって、こういう環境が整っている自治体あるいは整いつつある自治体は、日本全国の自治体には多数見受けられるようになっていきます。市長は、本市のこういう面での日置市民自治の実態、先ほど答弁はあったんですけども、この日置市民自治の実態はどう受けとめ、本市のよりよい市民自治の成熟に向けてどのようにしていくつもりか、ここで披露してください。

それと、先ほど十分な答弁がなかったんですけども、この観点から本市の後期基本計画と実施計画の策定スケジュール、工程、これを先ほどの答弁でなかったんですけど、もっと踏み込んでどういうふうにやっていくつもりであるか、改めてこの2点お示しください。

○市長（宮路高光君）

先ほど後期計画の策定につきましては、基本的にそれぞれ大きな変化というのではないというふうに考えております。特に今それぞれの各課におきまして、それぞれの見直しをしております。これに基づきまして、地域審議会と、また審議会等におきましてご意見を集約をしていかなきゃならないというふうに思っております。12月ごろまでには計画書が策定できればいいというふうに思っております。

また、この地方自治のことでございますけど、やはり市民の意識高揚と申しますか、やはりこういういろんな財政状況を含めた中、いろんな中におきます自治の市民の意識高揚というのが一番大きな課題でございますし、また、そのためには私どももやはりそのような啓発と申しますか、情報も流していくべきだろうというふうに思います。

○14番（田畑純二君）

それと、さらに言いますと、政策をめぐつ

て厳しい取り組みが要求されておりますけども、その原因は、例外的な自治体を除けば、明らかに自治体財政が縮小傾向に入ったということによります。財政縮小、少子・高齢化、人口減少が自治体の減少をあらわすキーワードですが、拡大から縮小へという環境が変化しており、今後長期にわたって自治体財政はこのまま推移すると考えるべきです。このことは自治体において事務事業の見直しを迫り、より厳格な選択と集中が求められます。財源の減少に伴う事業の取捨選択は当然のことですが、新たに発生する事業の財源を確保するための事業縮小も行わざるを得ません。削減を前提とした事務事業の選択は、市民、議会、行政間の合意形成を不可欠なものにすることになっており、その削減はまさに自治体の行っている事務事業優先順位をつける作業であります。この作業を個々の部や課で行っても意味がなく、組織横断的に行ってこそ意味を持ってくるのであり、この意味でそれができるのは総合計画だというふうに言われました。しかも、総合計画策定においては、基本構想については議会の議決が求められており、市民、議会、行政間の合意形成を必須の条件としますので、総合計画の策定を通して取捨選択を行うことは大きな意味を持ってきます。

市長はこのような政策選択の時代での総合計画策定の意義をどう認識し、どう対処されるつもりか、お答え願います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、この総合計画というのは私は必要であるというふうに思っております。さきも言いましたように、10年というスパンでいいのかどうか、これを5カ年ぐらいにしなければいけないのか、こういうものは論議しなければいけないということでございます。

今ご指摘ございましたとおり、このような大変人口減少していくこの構造、社会の中におきます私どもも予算も縮小していかざるを

得ない。その中のご指摘ございましたように「集中と選択」、やはりこれが一つのキーポイントになりまして、やはりいろいろと見直しをしていくべきであろうかというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

それと、さらに今日、自治体はそれぞれのセクターの過程において、地域社会、自治体の状況について認識を持ち、身の丈に合った自治体経営を行うことが求められております。これまでの拡大型、利益誘導型、要求型の自治体政治のありようを変えていくことが最も大事になってきます。こうした自治体制に対する発想の転換を行え得るかが問われておりまして、こうあるいはこうした発想を持った自治体の首長の登場が期待されております。そして、総合計画を機軸としてみずからをコントロールすることのできる自治体づくりが行えるかは問われています。

市長は、以上のような自治体政治に対する発想の転換の考え方をどう思われ、自分自身どのように対処されていくつもりか、市長の姿勢をお示しください。

○市長（宮路高光君）

それぞれ町には総合計画もあられますし、また市長として、それぞれ立候補する中におきまして、マニフェストといいますか、やはりそれなりの市民との公約、これをうたって、それぞれ市長選に出るわけでございますので、基本的にはそういうマニフェストを大事にしながら進めていくべきであるというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

行財政改革推進についてお尋ねします。

平成18年度から22年度までの行政改革行動計画アクションプランにつきましては、3月議会でも一般質問いたしまして、22年度までの実績は55プランのうち、87%に当たる45のアクションプランでほぼ計画ど

おり進めており、効果額は約38億5,000万円の実績で上がっておりますという答弁をいただきましたですけれども、まだ不十分な点がありましたので、またあえて質問いたします。

このアクションプランの中の項目は、次の6つです。

1、行政ニーズへの迅速かつ的確な適応、対応を可能とする組織。2、定員管理及び給与の適正化。3、自主性、自立性の高い財政運営の確保。4、地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化。5、人材育成の理解。この中で人材育成が最も計画どおり進んでいなくて、最も効果が上がっていない項目は何で、それへの対応はどのようにしていますか。また、それらは最終年度の22年度末までに計画を達成できそうですか。また、これにかわる23年度からの行政改革アクションプランはどうされる予定か、これらについて市長の具体的でわかりやすく明確な答弁を求めます。

○市長（宮路高光君）

アクションプランにつきましては、先般の議会でもございました。おおむね順調に進行していると。さきに言いましたように、また特に職員におきます資格取得という部分で、まだなされていない部分もあるようでございます。このことにつきましては、やはりまたそれぞれの次におきます計画を含めながら、やはり行革の中におきますこの集中改革プランというのを作成しながら、年次的にやっていく必要があるというふうに思っています。

○14番（田畑純二君）

次に、行財政改革の推進についての一環として、自主財源の確保についてお伺いいたします。

自主財源が少ないことが本市の将来の不安となり、継続的な財政運営をしていくことに大きな支障を生じる、こういうことは今さらここで申すまでもありません。そのため、継

続的税収を確保する上で、企業誘致や住宅団地の販売、市有の未利用土地の販売などが最重要課題と考えられます。

本市でも企業誘致はもちろん、ゴミ袋の広告やホームページの活用、また未利用土地の売却など、現在も自主財源の確保に努めております。

しかし、また新たな自主財源確保については、最近各自治体でも行っている広告事業、すなわち印刷物、車、庁舎、施設での壁面や看板等や行事、イベント等も含めて、もっと広く深く研究していく必要があると思います。また、出水市のように企業誘致アドバイザーを配置して、企業誘致に向けて今まで以上にさらに努力していくという方法も考えられます。

市長はどうでありましょうか。これらに対して市長はどうお考えか、方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

一般財源の充実というのは一番大事であるというふうに思っております。基本的には税収もございますけど、税収以外の一般財源をどう確保していくのか、今ご指摘ございましたように、未利用地の売却を含め、またそれぞれの民間の皆様方に広告、こういうものをいただきながらやっていかなきゃならない。今ご指摘ございました企業誘致におきます、これは3号といいますか、この経済を活性化して、これが行く行くは税収につながってくる、こういう中で今ご指摘ございましたアドバイザー的な役割というのはあられるというふうに思っております。

やはり今この中におきましては、一つずつこつこつとやっていく以外しかない。そのためにも、やはり私ども市民を含め、また、いろんな市内外におきます広告媒体を含めた形で一般財源等の確保を図っていきたいというふうに思っています。

○14番（田畑純二君）

今度はまた別の観点から、公有財産の有効活用について質問します。

市有未利用財産については、厳しい財政状況において、その利用状況や将来計画を踏まえ、その活用策を検討するとともに、不要なものについては売却、貸し付け等、適正処理を行うべきであります。近年度中に公有財産有効活用計画を検討し、できるだけ早く策定して、総合的かつ効果的な公有財産の利活用を図る必要があります。

また、公共施設用敷地として借用している用地があれば、当該施設の管理運営面の見直しや維持管理費用などの財政的視点から、縮小、廃止なども含め、検討する必要があると思います。

身近な例を言いますと、東市来、日吉、吹上各支所には、旧議事堂、旧議員控室、旧各委員会室、旧総合支所長室、さらには課統合による部屋など、現在利用していないで、あいている部屋、空間が多数あります。市長は、この公有財産の有効活用について、今後どうしていかれるのか、公有財産有効活用計画を検討し、策定していく考えはないのかも含め、市長のご見解をお示してください。

○市長（宮路高光君）

公有財産の活用ということで今例がございました庁舎の問題、本当に活用の方策があれば一番いいわけがございますけど、今しておるのは、過去いろいろと集約する中で、もうあきはあきで置いていこうと。本当に集中的にそれぞれの課の統廃合を含めた中で利用して、例えば、3階はもう全部使用しない。そういうやはり節減的な部分を含めてやらなきゃならない。今おっしゃいましたとおり、この活用というのはもう5年間いろいろとみんなで検討してきましたけど、まだ本当にいい方策といいますか、使用していただける業者、一般の民間、ここあたりの部分も含めて、今

後も検討していかなきゃならないことだというふうには考えておりますけど、今後にも、またいろんな皆様方からいろんなお恵がございましたら、またいろいろと教えていただきたいと思っております。

○14番（田畑純二君）

それで、今市長の答弁で、私が提案しましたこの公有財産有効活用計画を策定するかどうか、検討していくということだったですけど、こういう計画はぜひ前向きにとらえて、今市長が言われましたような、あらゆる角度から行政、市民、それから我々議員も含めて、一致協力しながらこの公有財産の有効活用を図っていくべきだと思いますので、行政サイドでもぜひその気持ちで取り組んでいただきたい。これは希望でございます。

それと、今度は。

○議長（成田 浩君）

時間がありません。

○14番（田畑純二君）

はい、あと1分でございますから、本市のこの公共施設の計画的維持管理について、これも似たような感じなんですけど、これもやっぱり計画的にやっていくべきじゃないかと。それで、公共施設維持管理計画ちゅうのを早急に作成すべきじゃないか。と言いますのは、日本の各自治体の中でもそういうことをやっているところがありますので、それをぜひ日置市でも研究していいんじゃないかと。もう時間がなくなりまして、詳しいことは申し上げられませんけど。

それで、現在日置市には公共施設が299あり、そのうち平成18年9月よりの指定管理者制度の施設は31施設ある。それで、この公共施設維持管理計画について、市長はどう思われ、今後どうされていくつもりか、これは調べてもらえばわかりますけど、日本全国の自治体の中でそういうことをやっているところがありますので、ぜひそれを参考にして、我

が日置市でも研究していくべきじゃないかと。公共施設活用というのは、非常に今後とも重要になってきますんで、ぜひそれは前向きに検討していただきたいと、そういう希望を申し上げて、これに対する市長の答弁を期待をしまして、これで終わります。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、公共施設、大変数多くございます。それぞれのところにおきまして、今後におきます維持管理運営を含めた中でどうすべきかということはおつっていききたいというふうに思っています。

○議長（成田 浩君）

次に、8番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔8番花木千鶴さん登壇〕

○8番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告してありました3件について伺います。

1問目は、伊集院地域の消防分団車庫管理についてであります。

伊集院地域の消防分団消防車庫は、中央分団、町部以外は各分団の住民が費用を負担して建設し、管理をしています。

一方、東市来、日吉、吹上地域は、旧町において町が建設、管理してきました。合併後はすべての車庫を市が管理すべきところですが、6年を迎えた今日まで依然として伊集院地域だけが住民管理のままです。合併直後から伊集院地域についても市が管理すべきだと、自治会長を初め、関係者からも市長へ声が届けられていました。合併当初、私の所属していた総務常任委員会の審査でも、早期に対処すべきとの指摘もありました。

しかし、当局はもう少し待ってくれと言って2年ぐらいがたち、まだかと詰め寄れば、分団の再編もしなければならぬので、それまで待ってくれと言ひ、分団の再編はいつになるかと聞けば、もう少しかかると引き延ば

されて、ようやく来年度から年次の再編が始まることとなりました。来年度は中央分団が東、西、妙円寺と3つの分団に独立する予定です。

そこで、今年度当初予算には、東分団の車庫予算が組まれました。しかしながら、既存の車庫棟管理についてははっきりした方針は出ていません。そんな中で消防関係者からは、妙円寺は車庫があるんだから全域の再編が終わってから引き取るらしいと言われる始末です。私の居住する妙円寺団地にはポンプ車を配置していただいています、その分やかたも大きいわけですが、その分やかたも大きいわけですが、毎年公民館総務部会では、各自治会からの消防車庫管理負担金について、一体いつまで続くのか、おかしいじゃないかと毎年もめているわけですが、市の方針が決まらない限り、規約の改正もできずにあります。

そもそも分団再編問題と車庫管理を混同するのはおかしな話です。行政が車庫をつくるという方針が出たら、即刻引き取るのが基本であります。どうしても難しい永田については、個別の問題として対処していくべきではありませんか。大体同じ事柄に住民に負担させるところと行政が面倒を見るというのは間違っています。合併して6年間も地域不平等感を続けるようでは、共生・協働とは押しつける共生という意味なのかと疑いたくなります。本当に伊集院地域の消防団車庫をいつから市の管理にするのか、市長の明確な答弁を求めます。

2問目は、環境問題についてお尋ねいたします。

市長は、5月26日から28日、福岡県筑後市、大川市、大木町で合同開催された第18回環境自治体会議に参加されました。私も参加いたしました。2日目の分科会では、午前が職員の方と一緒にありまして、午後からは市長と一緒にありました。19の分科会

があり、市長も2つの分科会のコーディネーターを務めておられました。

そこでお尋ねいたします。既に日置市環境基本計画を作成し、実施計画など急ぐべき課題が山積する中で、今回の環境自治体会議参加は、今後の施策にどう生かされていくのでしょうか。また、昨年9月議会一般質問において、環境自治体会議を本市で開催する考えはないかという私の質問に、次の九州ブロック担当は5年ぐらい先だと思うが、本市で開催できるよう次回の会議に諮ってみると答弁されました。それが先日開かれた会議のことです。初日の夜開かれた会議の結果はどうだったのでしょうか、お答えください。

3問目は、地域づくりについてであります。

このことは、これからの自治体運営で大変重要なことだと私は認識しています。ですから、12月議会、3月議会と続けてこの問題について質問をしていますが、今回は市民との共生・協働を推進する上で大変重要な住民への情報提供や説明責任は十分果たされているのかを伺います。

もう一点は、自治体担当職員配置事業で職員の役割が示されてはいますが、よくわかりません。担当職員としてできる範囲での手助けとは、具体的にどのようなことで、職員としてできない範囲とは、例えばどのようなことでしょうか。

自治会の要請による相談業務、自治会内の事情の把握に努めるとは、具体的な仕事が見えません。大体その自治会の会員でない職員も多いと思いますが、どのようにして事情を把握するのですか。これまでも担当職員という方はいましたが、どのような役割なのかさっぱりわからないという声がたくさんありました。具体的に住民にもわかりやすい説明を求めます。

以上、1問目といたします。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時10分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の伊集院地域の消防分団車庫管理についてのご質問でございます。現在、伊集院方面では、6分団22部で消防活動を行っております。伊集院方面団だけが自治会で消防分団車庫を管理しておりますが、自治会長さんたちの要望により、19年度から電気料・水道料・ガス代については、年度末に実績に基づき支払っております。

特に、伊集院方面団の再編につきましては、消防幹部会でいろいろと検討をいたしまして、22年度から4年間で車庫やポンプ車を整備していく計画になっております。

現在は、中央分団町部と妙円寺部はポンプ車、それ以外の22部は軽積載車に小型ポンプを積み込んで災害に対応しております。来年度からはこの2つと同じように、分団車庫を市有地に建てて、各分団に1台ずつポンプ車を配備してまいります。

その1年目として、伊集院小学校区については、現在の中央分団・第一分団・第五分団を再編し、中央西分団、中央東分団、それに妙円寺小学校の妙円寺を妙円寺分団として活動していくこととなりますが、その段階で現在の妙円寺分を23年度より市の管理してまいります。

2番目の環境問題について、その1でございます。この環境自治体会議は、現在59の自治体が参加しております。この会議に平成10年度から参加させていただいておりますが、自治体が抱える環境問題は、地域の特性

や人口規模でそれぞれ異なり、互いの情報・施策を共有できることが大きなメリットとなっております。

今回、福岡県筑後市・大川市・大木町の合同環境自治体会議に参加いたしまして、「ごみゼロ・資源循環」「脱温暖化」「環境学習・地域の自然」「食・農・環境」をテーマに19の分科会に分かれて研修会が開催されました。

ごみ処理費の負担軽減を目指して、行政と住民の負担によって成り立つ循環型社会を目指して、徹底したごみの分別、生ごみの堆肥化によって、家庭から出されるごみの量の削減など市民・企業が共同で取り組んでいたことは学ぶべきことだと考えております。

この会議は、2011年、来年は愛媛県新居浜市で、2012年は福井県の勝山市で開催されるということが首長会議で報告ございました。その後につきましては、まだどこもないということでした。その中、会議の中におきまして、本市といたしましては、2013年度に開催したいということで申し入れたわけでございますけど、またことしの年度末にその申し込みの文書等が来て、常任会議の中で最終的には決定されるということでございます。その結果を見なければわからないということでございます。

3番目の地域づくりについてでございます。日置市総合計画では、市民参画のひとつとして、市との協働による地区振興計画を策定し、市民の声を施策に反映するとしています。そして、自治及び共生・協働の地域づくり拠点として地区自治公民館を設置いたしました。

地区自治公民館を設置し、そのエリアについて地域課題を発見し、解決策を協議していく活動に取り組むことは、広報ひおき平成20年3月号に掲載するとともに、地区振興計画の策定趣旨や要領等の説明を地区自治公民館の館長、指導員に実施しました。

その後、地区ごとに、自治会長や専門部長を集めた話し合いが何回も聞かれ、その都度自治会でも協議がなされました。地区自治公民館や自治会からは面倒くさいとか、役所がすべきとかの意見が多くありましたが、協働を理解していくには有意義な取り組みであったと認識しております。

また、共生・協働の概念の必要性、さらに市内で行われている実践例につきましても、1年間、広報ひおきに「共生・協働の地域づくり」を掲載しております。この掲載は共生・協働が身近にあることに理解していくために継続したいと考えております。

また、地区振興計画における課題解決のうち、身近な社会基本整備に協働で取り組むために行った地域づくり振興計画では、事業の実施については、自治会や地区で話し合いが行われ、地域により密着した公共課題の解決が図られたと認識しております。

地区振興計画策定時に課題の把握は十分でなかったことにより、追加して対応したものもあります。市民が参加することができ、その声が事業に反映され、原材料支給等による取り組みも高まるなど、理解は着実に進んでいると考えております。

一部には、行政の仕事の押しつけの指摘もありますが、引き続き、出前講座等の機会をとらえて、少子高齢化や人口減少社会の中で共生・協働の重要性を説明してまいりたいというふうに考えております。

2番目でございます。自治会職員配置は、市民と行政が一体となってまちづくりを進めるために、情報を共有し、課題と対策を一緒になって考え、それぞれの役割で効率的な行財政運営と地域活性化を推進することを目的にしております。

今ご指摘ございましたとおり、担当職員におきましても、それぞれの自治会におきまして178ございますけど、出身者でない方もい

らっしゃいます。そのような中におきまして、地域もわからない部分もあろうかという部分もございます。特に自治会長さんとの相談役といたしますか、そういうものがやはり職員としてあるべきことだということもありまして、先般の行政嘱託説明会の中におきましても、今議員ご指摘いただいたような部分も言われました。その中で、やはりまだ担当のところの説明がないとかということもございましたので、担当職員には自分の分担のところには自分からでも行きながら、また行政嘱託員の皆様方と話をしてくださいと、そういう指示もいたしたところでございます。

これからはおきましても、やはり担当職員ということもございますけど、基本的には災害を含めたり、いろんな問題もあると思いますので、お互いにそういう情報共有できるように職員の役割ということをやっていくべきなことであろうかというふうに思っております。

以上で終わります。

○8番（花木千鶴さん）

それでは、ただいまの答弁の中で、これまでいろいろお尋ねしてきても見えてこなかったものが少し見えてきたかなと思う部分、なかなかさきが見えないなというものがありますので、一つずつ伺ってまいりたいと思います。

まず、消防団車庫についてですが、少し訂正したいと思います。私が総務にいましたときに伺っていたときには、もう既に東市来地域は、町が管理してたということですので、経緯が町の建設だとか思っていたんですけども、実際は、地域で建てて管理をしてきて、新しいものを建てたところについては町が管理していた、その後市が管理しているというのがあるようで、経緯としては見たところでもあったようです。それは、それとして、ただいま市長から4年かかってポンプ車を入れていく、再編に向けてという話。

23年度からは、妙円寺を、これまで光熱水費はもうもちろん管理していただいていたんですが、私どもは、壁をどうしたとか、詰め所の畳がどうだとか、保険を掛けなきゃいけないとか、そういうところがありました。そういうのをすべて行政が管理費を賄ってくれるということではありますが、それ以外のところは、まだ新しいものを建てていかないところは、これどおりの管理をしていくということでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、さっきご指摘ございまして、平等性といいますか、そのことのご指摘もいただきました。その辺の中におきまして、電気料、水道料、ガス代につきましては、19年度からしたわけでございます。特に、今回の再編、大変消防団幹部の中におきましても、この分団をつくるべきなのか、今までの小規模の中で行くのか、大変長い年月の中におきましていろんな論議がございました。いろいろと今までのやり方の方法でもいいという方もいらっしゃるしまして、それぞれ話し合いがつかなくて、今回このように遅くなったわけでございます。

その中で、今ご指摘ございました特に残されたところにおきます来年度以降のことでございますけど、これは基本的には火災保険の問題が1つちょっと残っておりまして、それぞれ22部の中におきまして、2つの部が火災保険を掛けておりまして、ほかは掛けておりません。その中におきまして、この問題につきまして、まだ、次23年度どこにするかということは、本年度を含めた年度末に次の計画の箇所も決めるということでございます。ここあたりを見ながら、今2つのところで共済か掛金をしている、これは基本的に市のほうでも見なきゃならないかなというふうに考えておりますけど、特に今それぞれの部でも分団だけでいいところもありますし、ちょっ

と距離があったからまた1つどっかの分団を残すとか、ちょっとこの詰めが特にまだされてない部分がございますので、早い幹部の会の中におきまして、どこのどこの部分のこの分団を残すのか、そういう部分をもう少し整理をしていただかなければ、今言いましたような中におきまして、まだちょっと積み残しがあるというふうには思っております。

○8番（花木千鶴さん）

私は、冒頭の質問でも言ったんですが、分団の問題はそれはいろいろあるかと思えます。今お答えいただいたとおりだろうと思えます。それはそれとしても、この館の管理については別だと私は思うんです。

先ほど保険の話がありました。2カ所掛けているところがあると。市長の答弁の中では、それは掛けてあげてもいいかなということもありました。私は当然それをしてあげるべきだろうと思うんです。ほかのところは小さな小型の消防車ですので、館も小さかったり、古かったり、保険掛けてないところもありましょう。でも、保険を掛けているところは、それなりに新しかったりとかあると思うんですが、それについては、やっぱりもう保険料を必要として掛けている地域については掛けてあげればいいじゃないかとも思うんですが、もう一カ所このところもはっきりしていただけませんか。

○市長（宮路高光君）

さっきも言いましたように、その分団を潰すところがあるといいますか、もう館も全部もう新しい分団つくりますので、今この中で全部掛けてないところも含め、掛けたところだけですけれども、そこをひよっとしたら潰す部分もございますので、ことしの12月の中でそれぞれの新しくまた次からの年度があるときも、もうどの分団車庫はもう潰してしまう、自治会に返す、そういう部分になってくると思っております。市のほうは、もう

基本的には分団のところのポンプ車と小型ポンプ車が入る館を市のほうで管理しますので、そこあたりがまだ22ある分団で、どこどこをもう潰してしまえば、もうポンプ車も、小型ポンプも入りませんので、その後もそこで何か使うのかどうか、それも壊してするかちょっとそこあたりがまだいろいろと詰めをしてないということですので、ことしじゅうの中におきまして、そこあたりも十分整理して、さっきご指摘ございました保険料の問題は整理をさせていただきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

私の立場から言いますれば、自分の地域は問題が解決したというところがありまして、いいんじゃないか、そんな細かいこと言わなくって言う人いるかもしれません。言われたりもしました。よかった、ありがとうございますぐらい言ってけどうかというんですが、きっと私はそういう問題じゃないなこれは思っているんです。どうして、市民が負担しなければならぬのかということなんです、問題は、私そこだと思っんです。とても些細なことのようなんだけど、本当はでも実はこんなことがきちんとできないということが大問題だと私は認識する必要があると思っっているんです。地方自治法においては、住民は行政サービスを等しく受ける権利を有し、負担を分限する義務を負うとなっているわけです。これが大原則ですよ。それからすれば、市の現状は全く不平等そのものなわけです。私はそういうふうにしてやっぱりきちっと抑えないと、こういった些細なことできちんと整理ができなければ、それは大変なことを間違っていくと思っんです。

特別な事情があれば、それは、特別な事情があるんだということであれば、納得ができるように説明する、これが求められているんだと思っんですが、今後いろいろる市長は

今後のこととお話をされました。それで、その方向性については、だれに一番説明をする必要があると思っいらっしやるんですか。市民の人たち、住民の人たちは、こういったこともわからないと思っんです。これは消防団の人がわかっていればいい問題なんじゃないか。それとも、どんな人たちにわかってもらわないといけないと認識しておられるかをお答えください。

○市長（宮路高光君）

特にこの後援会といひますか、自治会を含め校区におきます後援会費というのをいたひいて、それで運営しているところでごひますので、基本的には、消防団の皆様方が次の方向性を示し、自治会長さんにはきちっと説明し、自治会長さんからまたそれぞれの自治会の会員の方々にお知らせをしていくべきであらうというふうに、そのように思っおります。

○8番（花木千鶴さん）

消防団もそうですし、車庫の管理もきちっとそうでしょう。後援会が管理をしていますよね。ですから、おっしやるように、ぜひこれらの問題はきちっと市の方向性がもう決まると、今年度中には決めていたひいて、そして、きちんと説明をして、納得をしていくようにしていただひきたい。今以上の行政不信になることがないように、執行されたいと申し上げまして、次の環境問題に移りたいと思ひます。

市が環境基本計画をつくって、立派なことを書いているんだけど、何かしているのかね、具体的にという声を聞きます。市長お笑いになりましたけど、そんなこと言うのが、特別に関心のある人だけだろうと思っらっしやるのかしれない、今お笑いになったのは。それが、これがまた結構いろんな人が異口同音にそうおっしやるんです。主婦の方だったり、会社にお勤めの方だったり、いろんな人が環境というけど、何かうちではこれやって

ますというのがあるけえとおっしゃるんです。市民の方たくさんいらっしゃいます。

そこでは、先ほどいろんなことを勉強する機会になったんだと、市長がおっしゃいました。そこで、具体的に市が基本計画をつくる中で、課題が幾つかありまして、それで、解決しなければならぬ問題って幾つかある。その中で、今回言ったこのことが、この問題の解決に向けて参考になりそうだから、すぐ解決するとか、そのことを真似するとかじゃなくても、これは研究してみたい、うまくいけば、うちのほうもこの問題をこういった方向に転換してみたいことがあったというものが幾つかあるのかどうか。今回職員の方も含めて3名で行かれました。その辺の話をなさったと思うんです。なさらなかったかもしれない。その辺が方向性が出たのか、どんなことを参考にした、なったというふうに今回の成果をまとめられているのかをお答えください。

○市長（宮路高光君）

19の分科会があったわけでございまして、私もこの中で2つほどしか出会できなくても、ほかのところには出会しておりません。特に、私が出会した中におきます環境センターといいますか、この大木町の環境センターを見させていただきました。その中におきますと、やはりごみ、し尿、そういうものをして、メタンガスでそれぞれ発酵して処理をしていると。大変画期的な施設であったというふうに思っております。これが自分たちのところに当てはまるかどうか、これはまた私どもし尿処理にいたしましても、いろいろと広域的な部分もございまして、また、ごみの中におきましても、またいろいろと今クリーンセンターの中でもやっております。

特に今一番感じたのはこの生ごみのそれぞれの分別をして、これをメタンガスに発酵して、それを電気に変えてやっている、大変い

い勉強になったということと。

もう一つ分科会に行きましたのは、廃プラをやはり原油に返してといいますが、重油に返している装置を、特にこの民間のベースの中でやっておったようでございます。こういう廃プラにおきまして、私どもが今しているのは、今ペレットといひまして、焼却の方法、循環型というのは、これに原油に返す、ここあたりが今この私ども地域でペレットでして、そのペレットを燃焼させて、重油との比較をしてどうなのか、こういうもろもろ勉強をさせていただきました。今、特に私どもも計画書をつくっておりますけど、また幅広い中におきまして、さっきもお話ございましたとおり、自分たちがこういう会を開くに至って、担当も含めて、またいろんなテーマを決めていろいろとやらなきゃならない。幅広い中におきまして、このことについては、行政だけじゃなく、市民も、また企業も入っていただかなければ解決できない問題だというふうに認識しております。

以上です。

○8番（花木千鶴さん）

私たち議員は、政務調査とか、行政視察とか行かせていただきます。報告書を出すことになっておりますが、市長の報告書というのを市民や私たちは見る機会がございませんので伺ったところです。ぜひその成果を上げていただきたいと思いますが、政策の結果が見えるというのはなかなか時間のかかることでありまして、そうすると目標に向かってどんなふうに取り組んでいくんだということをわかしてもらうこともとても重要なことですので、その段階をどんなふうにわかしてもらおうかという工夫もされたいと思うところであります。

会議の開催についてお尋ねしますが、行政だけでなく市民も巻き込むことができなければ、もちろん企業とかも巻き込みながら開催

することになるわけですが、したがって、いやが応でも先ほど市民の方がいろいろおっしゃるといふ話もしましたけれども、開催に向けてはいやが応でも市の環境施策を進めなければ恥ずかしい目に遭うわけですし、そしてまた、市民の意識をどうしたらつけるかと言うけども、おのずと開催に向けて高まってもらわなければならないという。ですから、格好の機会になるかと思っているわけですが、本市で開催するとすれば、どんな効果が市長自身は期待しておられるのか。そして、23年、4年までは決まっているんですか。来年、再来年までは勝山で決まっています。それで、その次はことしいろいろ年末に調整をするということですが、市長はこの会議の最古参とまでとは行かないいまでも、首長として、もう古参格のメンバーでいらっしゃるわけですので、その中で、市長、やっぱりもう全体3年後はうちにやらせてくれという意気込みといいますか、それを開催することの意義、期待と、その辺の熱意をもう一回伺わさせていただきませんか。

○市長（宮路高光君）

いろんな分野にこの環境というのは、大変幅広い分野に多岐にわたるといふふうに認識しております。私ども、一番この環境の中にはするのは、私は基本的には、日置市はウミガメという大変環境と関係のあるものである。ほかのところはない、こういうものも特性をしながら、お互いがやはりさっきもお話いたしましたとおり、市民とみんなこういう意識を広く持って共有していただく、この自治体の会議を開催する目的が大事なのか、プロセスが大事なのか、やはり基本的にこのプロセスを、みんなの一つテーマを含めてましてやっていかなければならない。特に、こういうことをするには、恐らく基本的には民間を入れた実行委員会というのを設立していかなくちゃならない。ご指摘ございましたとおり、

この年度末にはある程度の方向性というのは決まってくると思っておりますので、その年度に向けまして、まだあと2年、3年ぐらいございますので、それぞれのテーマを決めて、いろんな方々に参加していただき、このことで、私どものこの日置市におきます環境問題に対します意識高揚が上がっていくことが私は大事なことであるというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

1点確認をさせていただきます。3年後が決まっていないということは、積極的に3年後に開催するというを目的に積極的に動かれますか。

○市長（宮路高光君）

先般の首長会議の中でも、一応事務局のほうには私のほうからも申し入れをしております。さっきも申し上げましたように、これは3名の常任幹事がおりまして、最終的にはそこで決定をして、またやっていくということでございますので、事務局のほうには、もう非公式の中、私のほうからお話を伝えてございます。

○8番（花木千鶴さん）

わかりました。3年後の開催に一応名乗りを上げたということでございますね。わかりました。あとは常任幹事の調整によるということでございますので、そのことはわかりました。重要な課題であります環境施策を推進させるための手段ですので、早いほうがいいですよ。しっかりとまた申し入れを働きかけていただきたいと思います。

そのことは、市長の頑張りとお報を期待して次の質問に移りたいと思います。頑張ってください。

まず、住民説明会についてお尋ねをいたしますが、合併してからどんな住民説明会を開催してきたのか。先ほど少し共生・協働のことについて住民に理解してもらうための説明

会というものはあったかと思うのですが、少し私の通告も足りなかったと思いますけれども、先日いろいろお話をさせていただいておりますのでおわかりと思うわけですが、ここのところは、その共生・協働の意味とか、住民がそのことを協力するのかということばかりではなく、共生・協働を進めていくというのは、あらゆる分野において必要なことですので、市の住民に対する説明でありますとか、情報公開でありますとかということが十分に果たされているかということもお尋ねしたいということでございますので、その辺のところでも市民への情報公開のあり方、説明のあり方ということでお尋ねしたいわけです。

それで、この市が新市になってから、大きな住民説明会というものを、どんなものを開いてきたのか、そして、その住民の方々の説明会への参加の度合いはどんなもんだったのかを、何人だったということまでは必要ありません。参加の状況をどのように把握しておられるかをお答えください。

○市長（宮路高光君）

それぞれの物件といいますか、住民説明会にはいろんな説明会があります。特に、今日置市におきますケーブルテレビを含めたときにおきましては、もう不特定多数の中で説明会をさせていただきまして、約23会場で790名の方が来ていただきました。地デジに対します新たな難視聴区域におきまして、20地域で325名、また先般しました乗合タクシーの説明会等におきましては、3会場22名、そのほか都市計画決定をする場合につきましては、その区域の方々になりますけど、それぞれの下水道の問題を含めまして、地区の説明会もさせていただきますし、また、農政の問題につきましても、それぞれの地域におきまして、今の米需要の戸別補償を含め、そういう部分も説明会もやっていっております。基本的には、やはりその目的といいます

か、それぞれの直接市民にいろんな影響をするときにおいて、それぞれ担当部署におきましてそれぞれの説明会を今までやってきたということでございます。

○8番（花木千鶴さん）

今その開催の状況説明がありました。その参加人数等々についてもお話されました。どれぐらいを参加してたくさん来てくれたというのかわかりませんが、印象として、十分来てもらったと思っているのか、なかなか集まってもらえないなと思ったのか、どんな感じですか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、1会場大体20人からその校区を含めて30人程度ということで、私ども市民の全体からすれば、この会、説明会でも十分であったとは思っておりません。私どもの広報が足りなかったのか、そういうところに理解を示さなかった市民がいらっしゃるのか、それはそれぞれあるかと思っておりますけど、それぞれの会の説明会に至っては、参加人員が少ないというのが事実でございます。

○8番（花木千鶴さん）

情報公開とか、それから説明責任というのは、もう表裏一体みたいもんでくるワンパックです。説明会を開こうとしても情報が行き届かなければこないし、関心も持ってもらわなければ行き届かないし、それは一緒だと思うんです。市長は、今反省めいたことをおっしゃったんですけども、私この場で何度聞いても同じお答えが返ってくるんですよ、これ。どれくらい工夫をなさったんだろうかと思うわけですが、今のお答えを聞いておんなじなんだなという印象を受けました。

ここで、何度私がこのことを聞いて、何度そうお答えになってもこの問題解決しません。工夫が足りてないと思います。努力していただきたい。具体的に情報公開についてお尋ね

したいと思います。

先ほどもパブリックコメントの質問が出てたようではありますが、パブリックコメントを実施するとき、これってすごく重要な位置づけですよ。市の政策に対して、こんな政策を出します。市民の皆さんどう思いますか。ご意見くださいって言うんですから、住民への情報提供が十分になっているのか、市民が関心を持ってきているのか、そこら辺が物すごくパブリックコメント制度というのは問われるわけです。

お尋ねするんです。もう市は始まっています。お知らせ版で紹介したり、詳しくは支所にいけばわかるように内容になっています。ホームページでは、もう一目瞭然できるようになっていますが、市民への情報提供への媒体としてインターネットは欠かせないということで、予算措置をした割には、イントラをやめるといったときにでも、インターネットの時代は来るんだから、整備をしますよといって、そこには投資をすることに決定しています。その割には、先日一般質問にお答えになりました、市のホームページも30%の人は利用しているのかなという感じではありましたが、パブリックコメントに寄せてくれるコメントはほとんどありません。

そういった意味からすると、なかなかこの辺のかみ合わせはうまく行っていないなと感じます。そこで、ほかの市町村では地域独自の情報を、例えば、日置市の気象情報とかというの、ホームページに載せたりですとか、それとか、特産品があれば、その市場の状況を載せるだとか、いろんな工夫をして、市民が自分の生活や仕事に直結している情報を載せれば、毎日その町のホームページにアクセスすると。そこで情報も知る。そういった関係をつくっていく中で、ホームページにどんどんどんどん市民が参画してもらって、そこを情報の拠点にするというやり方ですよ

ね。

本市では、江口浜の波情報というのをリアルに放映してくれてますんで、これは東市来町時代に苦戦して大変やったろうって私は評価したいんですが、でも、サーファーの人と釣りの人とかが波の状況を見ているのは役に立つかもしれない。でも、多くの市民に情報提供してもらえらるための誘導策としてはうまくいってないのかもしれない。そんなふうにして、よその町の情報調べれば、いろんな工夫をしていることがわかるかと思いますが、その辺のところをもっと工夫をしてみて、もっとたくさんの市民に、1台でも多くインターネットを設置してもらって、利用してもらって、情報を手に入れてもらってという、そこら辺の工夫をしてみようというお考えはありませんか。

○市長（宮路高光君）

この情報の共有ということで、いろんな情報がもう煩雑といいますか、している部分もあるというふうに思っております。人によっては、自分のためになる、ためにならない、私どももやはり市民全体の中で、あれどういうものを欲しているのか、そこあたりも十分また調査もしなきゃならないという部分もございます。

今のご指摘ございましたとおり、この情報の共有の中でパブリックコメントを含めまして、インターネットの接続の問題を含まして、まだ大きな数値は上がっていないのも事実でございます。今後、このインターネットの情報のあり方というものもやはりまたそれぞれ担当部署の中で整理をさせていただきながら、ホームページの中で、瞬時にまた改正するところは改正していかなければならないというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

そうですね。もう前向きに取り組んでいただきたいと思います。

今からこういう仕組みを導入してはどうかという話ではありません。今あるものをもっと有効に活用するための1工夫、2工夫が必要なんじゃないかと申し上げているわけですので、工夫していただければ幾らでも展開していくんじゃないかと思えます。

とにかく市民が行政に関心を持ってもらわないと、共生・協働は成り立たないという話をしたいわけです。

そこで、関心を持った市民からの声にどのように対応しているのかということで、説明責任のあり方についてを伺いたいと思います。

これは、1年半くらい前になるでしょうか。私はこの一般質問でパブリックコメントに関する市民への対応がまずかったのではないかという質問をしたことがありました。当局は、あれは間違っていた。今後こんなことがないように対処すると答えられたんです。

もう先日この件がまだ終わっていないということを知って驚きました。私はここで、もう一回この件の経緯をぐだぐだ言いたいわけでもありませんし、そのことが何だかなって言いたいわけでは、今時間がありませんのでありませんが、ただ、どうしてこんなに長引いているのか不思議なんです。

初めは、取り扱いの失敗だったという、単なるごめんなさいのことだったんです。それが今までもう大変なクレーム処理のようなもう状況になってしまっているなっていう印象を受けるわけです。それで、本当にそういう問題だったんだっけということなんです。

私はある企業のクレーム担当者の特集したテレビ番組を見たことがあるんですけども、失敗や苦情をさっと処理できるかどうかは、その会社が説明責任をどう考えているのかがあらわれるんだと言っていたのを思い出したわけです。スピードと誠意が大事なんだと。そのことに対していかに誠意を持って説明をし納得していただくか、ここが一番問題なん

だと、もう力説していたわけです。

今回のこのことはいろんな事情があったのかも知らない。だけれども、本当にこういった問題にどう向き合って対処して納得してもらおうという姿勢を持っているのか。そして、今よく言われるその危機管理の問題にも、こんな分野は入ってくるわけですけど、本市では苦情処理でもいいわけですけども、対応マニュアルというものをお持ちですか。

○企画課長（上園博文君）

ただいまのパブリックコメントに対するマニュアルはつくっておりませんが、ただ、それに伴います要綱あるいは手続の仕方なり回答の仕方なり明確にしておりますので、その辺はそれで十分ではないのかなと感じておりますけれども、ただ今ご指摘のありました内容につきましては、それ以降、パブリックコメントを出していただいた際に回答文をお出ししなければいけません、その際には担当課長あるいは担当係長含めまして、どういった対応をしなければいけないのか、その都度対応するようにしておりますので、今後もそういった形で、せっかくのご意見でございますので、慎重に取り扱って対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○8番（花木千鶴さん）

私は今の答弁が今回のこの長引いた理由を意味しているのかなとも思ったりもしました、率直に。パブリックコメントのマニュアルは私も存じております。そして、そこの共通認識がなかった。そのマニュアルに沿って考えれば、市の対応は間違っていたという出発です。その後、じゃあその問題をどう処理するかというところでうまくチームが働かなかったのか、いろんな原因はあるでしょう。ただ、私は、やっぱりこれをこんなに長引かせるのは、今の体制に問題があるんだろうとやっぱり思うわけです。それは、そののと

ころのまたちょっとしたかみ合わせの違いかもしれないけれども、対策を講じていただいて、今後、ここに引っ掛けるわけじゃありませんが、共生・協働を進めていくというのは、この辺がきちっとかみ合っていないかなければ、信頼を得ることができませんので、もう少し頑張っ、この辺は乗り越えていかないと難しいんじゃないかなと思うので、本市のパブリックコメント制度がうまく回っていくように、そして、市民からの意見がきちんと対応できるようにしていただかないと困るんじゃないでしょうか。説明会とかパブリックコメントが住民参画や説明責任の免罪符になっているんじゃないか、そう思うわけです。格好だけで説明しました、意見ももらいました、情報も提供していますという免罪符になっているんじゃないか。これは多くの方が指摘しています。そんなふうにならないように実のあるものにしていただきたいと思います。

では、次の問題に移りたいと思いますが、先ほどの問題ですけれども、市長は、担当職員のことを説明されましたけれども、私が具体的にしてほしいというのは、私は大分県日地町に行ったんですが、行政から自治会への文書はもう職員が公民館長に届ける。住民が行政に届けてほしい文書があったら、もう担当職員に頼んで持って行ってもらうとか、熊本県の氷川町は、まちづくり推進体制に明記してあるんですけれども、総会に出席すること。地区の要請、要望書等の書き込みの協力をすること。相談窓口になること。これは、住民がいろんなことをやりたくても、文書をつくるのが役所のが大変だから、それを協力員がやっていくという、担当職員がやっていくというものです。もう一つは、地区願みたいのを一緒に協力してやっていくということです。

伺った話では、役所の業務中に担当地区の人が相談や現地を見てくれとあって相談が来

れば、業務を置いても、そちらを優先しないということになっているんだそうです。

今後に改善に向けて、私はどれを導入してくれとか言うんじゃないんですが、具体的に、もう地域の人たちがこれから共生・協働が始まって、やれサロンも立ち上げましょうとあって、5枚も6枚も何枚も書類をわけのわからないの書くの嫌だといってされないよりも、そういうことをしてあげますよってあって、そういう具体的な仕事の内容をしたほうが良いと思うんです。

先ほどの市長の話なんかでも、担当職員の意識によって全然違いますもん、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

共生・協働という中におきまして、大変この部分が職員に対します負担の問題をどこまでするのか、基本的にやはりそれぞれ仕事もしておりますし、今おっしゃいましたのは、私は職員が文書を持って行って、今私どもは何ですか、郵送しておりますけれども、もうそれが一番いいという部分はわかっております。その中におきまして、やはり職員の仕事量の分担をどうすべきなのか、ここあたりもまたいろいろと大きな課題もあるというふうに思っております。それぞれの先進地におきまして、今おっしゃいましたように、総会に出るとか、タイプはこっちで打つとか、もう恐らく自治会長にしてもそういう書類的な面倒くさいという部分もあろうかという部分は十分理解をしておりますけど、これを私どもの職員をどういう形の中の職員担当としての仕事、ここあたりがお答えの中におきまして、今これとこれとこれとという、ちょっと今の中で約束はちょっと難しい部分があろうかと思っております。

その中で、今後のやはり役割分担という規定等はございますけれども、この部分につきまして、そして何をどうするのか、もう少し

よっと時間をいただいて、職員同士の中を含めまして話し合いをさせていただきたいと思っております。

○ 8 番（花木千鶴さん）

私も、今のこれを全部やったらどうかと言ってるわけじゃないんです。できるところをきちんとして、具体的というのは、今言ったようなことは具体的です。とてもわかりやすい。うちがこんなことをまずはしますということをはっきりとその仕事を明記していただきたいということです。

ぜひそのうちじゃなくて、来年見直しの中では採用してください。そうでないと回っていきません。自治会担当職員のほかに地域づくり協力員という方もいますね。でも、この人は別の地区の自治会担当職員なわけです。地域づくりは、自治会と切っても切れないんですけれども、どうもこの辺はかみ合っておりません。自治会を束ねたんだったら、担当職員の人のだれかがその協力員でもいいじゃないかということになるじゃないでしょうか。その辺もかみ合うようにしていかなければ、うまいものにはなっていないんじゃないでしょうか。

最後に、私は市長が自治基本条例をつくると言っておられます。先ほども出ましたが、自治基本条例というのは、自治の理念を明らかにして、市民自治を確立することを目的にしているという面があります。私もよりよいものができるように期待しているわけですが、それを意識して今回は質問をさせていただいたつもりです。私は今回の一般質問の最後の最後ということになっておりますので、たくさんの課題が出され、宿題をもらった面もたくさんあるかと思えますね、市長。それで、今後の取り組みに向けて市長がこの一般質問を締めくくりに当たって、私の質問ですから、みんなの分までというわけにはいかないでしょうが、今後の熱意をもって市政に取り組ん

でいこうとメッセージをいただいて、それを私の質問として一般質問を終わりたいと思います。お答えください。

○市長（宮路高光君）

質問の中でもできるものとできないもの、すぐできるものそれぞれあるというふうに思っております。ほかの方も今回14名の皆様方が質問いただきました。その中で、皆さん方が言うとおりの、全部ぱっとできればそれでよろしいございますけど、やはり時間も要さなきゃならない部分もございますので、そこあたりはご理解をさせていただきたいというふうに思っております。

終わります。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は全部終了しました。6月30日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午後2時58分散会

第 5 号 (6 月 3 0 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 58号 上神殿辺地総合整備計画の変更について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2	議案第 62号 日置市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3	議案第 65号 平成22年度日置市一般会計補正予算（第2号）（各常任委員長報告）
日程第 4	議案第 66号 平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第 67号 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第 68号 平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第 69号 平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	陳情第 6号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9	陳情第 3号 「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書（産業建設常任委員長報告）
日程第10	意見書案第6号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書
日程第11	意見書案第7号 改正国籍法に関する意見書
日程第12	議案第 70号 平成22年度日置市一般会計補正予算（第3号）
日程第13	閉会中の継続審査の申し出について
日程第14	閉会中の継続調査の申し出について
日程第15	議員派遣の件について
日程第16	所管事務調査結果報告について

本会議（6月30日）（水曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長兼地域づくり課長	上園博文君
税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	有村芳文君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
日置市診療所事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長 瀬川利英君
上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 肥田正和君
会計管理者 朴木義行君
農業委員会事務局長 福留正道君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 地頭所 浩君
社会教育課長 芝原八郎君
監査委員事務局長 石塚澄幸君

午前10時00分開議

△開 議

○事務局長（住吉伸一君）

皆さん、ご起立願います。一同、礼。おはようございます。ご着席願います。

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第58号上神殿辺地総合整備計画の変更について

△日程第2 議案第62号日置市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（成田 浩君）

日程第1、議案第58号上神殿辺地総合整備計画の変更について及び日程第2、議案第62号日置市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についての2件を一括議題といたします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっております議案第58号上神殿辺地総合整備計画の変更についての総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る6月7日の本会議におきまして本委員会に付託され、6月8日に委員全員出席のもと委員会を開催、同日現地調査を実施し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑を行いました。

本計画変更の理由につきましては、さきの本会議でも説明がありましたが、平成18年度から22年度までの5年間の整備計画に新たに市道1路線を追加し並びに整備中の市道1路線及び飲用水供給施設の事業費を増額することに伴い、この計画を変更するものであります。

事業名とその変更内容は、まず「道路・橋梁区分の市道麦生田上神殿線」の改良舗装事業に、舗装工事160メートル、のり面保護工事の面積1,670平米を追加するものであります。21年度中に地権者が多数のため、相続関係がおくれ、事業費の確保ができなかったためであり、変更にする予算はおよそ500万円で、辺地対策事業債を見込んでいるとの説明であります。

同じく、路線追加で新たに上神殿自治公民館先の三差路から左へ入る「市道小間線」延長1,200メートル、幅員5メートル、水路1メートルを含む6メートル市道の改良舗装工事で、平成22年度から26年度までの5年間計画とし、そのための「測量設計委託」を今回追加するものであります。変更にする費用は約1,787万円で、5年間の総事業費はおよそ2億7,400万円を見込み、「辺地総合整備計画の延長」も必要となります。

また、「飲用水供給施設区分の伊集院北地区水道未普及地域解消事業」に導水管、送配水管敷設1,807メートルを追加しようとするものであります。

事業は平成25年度までの予定であります。21年度の進捗が早く、安心できる水の供給を早く始め、少しでも辺地整備計画年度内に進めたいとの理由から、今回の追加となったとあります。

なお、今回の3件の事業計画の変更については、5月7日に県と協議し、5月19日に知事の下承を得ているとのことでした。

次に、主な質疑の概要について、申し上げます。

飲用水整備計画と、小間線の改良計画は工事年度に違いもあるが、連携はとれているのかとの問いに、平成18年度から22年度までと22年度から26年度までと違いはある

が、計画の延長などを含め連携をとって事業に取りかかりたいとの答弁。

小間線の用地買収は、うまくいきそうかとの問いに、地域全体からの要望なので、地域を挙げての買収活動でうまくいくと思うとの答弁。

飲用水については、水質が悪くて不便だとの声も聞く。生活用水としての重要性から、早急な工事が望まれるがとの問いに、5メートルのくらいの深度の井戸水が多いため、100%普及を目指し急ぎたいとの答弁。

以上のほか、現地での質疑など多数ございましたが、担当課長などの説明で了承し、翌6月9日に委員会を再開し討論に入りましたが、討論はなく採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第62号日置市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についての本委員会における審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

本案は、去る6月7日の本会議におきまして本委員会に付託され、6月8日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長等の出席を求め質疑を行いました。

提案理由につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業に要する費用の一部を事業者から分担金として徴収するために条例を制定するものであります。

趣旨は、鉄塔施設の設置及び管理に要する費用の一部に充てるため、分担金を徴収し、その対象となる者は、電気通信事業法に規定する事業者で、この事業の施行により設置した鉄塔施設を利用する者となることとあります。

分担金の額は、事業に要する費用に、その対象となる地域の世帯数が100世帯以上の場合、21分の4、同じく世帯数が100世帯未満の場合、63分の8となり、事業完了

後30日以内に一括して徴収することとするものであります。

事業者とは、今回の場合、NTTドコモであり、対象となるのは、平鹿倉・高山外5局、いずれも100世帯未満の地域であります。採算の取れない地域に設置する鉄塔で、国やその他の交付金で建設され、後々市で管理するものであり、事業者が独自に設置する鉄塔は含まれておりません。

この条例が最初に適用されるのは、さきに述べた「平鹿倉・高山外5局」に設置される鉄塔を利用する事業者であり、合わせた徴収金額の見込みは約131万8,000円となります。

ただし、今回の事業費には「交付金」も含まれており、その額は通常より少なくなります。

次に、主な質疑についてその概要を申し上げます。

負担金が発生することで、事業者が不通話地域など、いわゆる「いなか」に展開しにくくなるとの問いに、たとえ利用者が少なくても、通話料収入は発生するし、行政側も管理費用が必要になるため、国が条例制定を想定しているとの答弁。今回の事業費総額は幾らかとの問いに、事業費は2億5,843万3,000円と予定しているとの答弁。事業費の国・県補助の内訳はどうかとの問いに、国が3分の2、県が15分の2、残額の93%が交付金、残り229万円のうち210万円を起債で、差し引き19万円が一般財源。この他に条例の分担金131万8,000円が収入となるとの答弁。そのほか多数の質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承をいたしました。

翌6月9日に委員会を再開し、討論・採決の結果、討論はなく採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第58号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第65号平成22年度
日置市一般会計補正予算
(第2号)

○議長（成田 浩君）

日程第3、議案第65号平成22年度日置市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっております議案第65号平成22年度日置市一般会計補正予算（第2号）は、去る6月7日の本会議におきまして本委員会にかかわる部分を付託され、6月8日、9日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本案についての本委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

ご承知のように、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ9億1,077万9,000円を追加し、総額をそれぞれ223億7,332万9,000円とするものであります。

なお、詳細については、市長の提案理由の説明やら、あるいは予算書及び説明資料にも記載されておりますので、割愛をいたします。

まず、本委員会にかかわる歳入の主なものについて内容をご説明申し上げます。

共聴施設整備事業費国庫補助金3,436万2,000円は、吹上地域の小永吉地区を初め、当初予定していた9地区に、日吉町・毘沙門地区の改修を加え、市内10カ所の難視聴地域の事業費変更に伴う事業費の増額であります。

ふるさと雇用再生特別基金事業費県補助金の1,332万円の減額は、補助事業を始めるためには3名1組の事業推進が条件であるが、2名しかなく、事業を断念したためであります。

指定寄附金480万円は、株式会社西酒造からの花火大会実施のための寄附金で、1地

区30万円のうち3分の2の20万円を助成し、24地区公民館が実施を予定しているものでございます。

民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進助成金60万円は、4月5日付で決定した「日本防火協会」からのもので、訓練用の水消火器・標的・粉末消火器の購入に充てるものであります。

次に、歳出の主なものについて、説明をいたします。

議員報酬・共済費の減285万9,000円は、報酬の3%カットによるものであります。

人件費の全体の削減額は2,221万4,000円であります。負担率の改正による共済費が2,749万4,000円ふえ、差し引き449万円の増となります。

財産管理費の工事請負費・単独事業180万円は「伊集院町・中川の通称青線」がさきの大雨により被害を受け、国道3号線の通行にも影響を及ぼすおそれがあるために緊急に整備をするものであります。

地域づくり推進費の工事請負費7,790万5,000円及び高山地区巡回バス購入費、永吉・野首地区芝刈り機購入費など備品購入費は1億5,000万円の推進基金のうち、今回実施する事業費1億181万6,000円の振興計画推進費の一部であります。

次に、主な質疑の概要について申し上げます。

「財政管財課関係」では、中川の排水路工事では、境界確定などをやり、原因者にも工事費の負担をお願いすべきだが、協議はしているかとの問いに、上流の水田や国道への影響も考慮し、原因者とも相談しながら工事を進めたいとの答弁。

公営住宅の建設予定地は、市有地との交換なども考慮すべきではなかったとの問いに、基本的には市有地がベストだが、立地場所が限られた関係もあり民有地となったとの答弁。

「総務課関係」では、公平委員会は定期的な開催か適宜開催かとの問いに、職員の処分に対して不利益があった場合の訴えにより開催することになるので、不定期になると思うが、今回は委員会の規則やルールづくりなどもあり、ある程度の日数を見込んでいると答弁。

「企画課・地域づくり課関係」では、事業仕分けの影響などコミュニティ助成事業は今後も継続できそうかとの問いに、宝くじ協会の本部の家賃などに批判があった。これからは、まだ明らかになっていないとの答弁。今回は5件の決定であるが、希望している自治会・団体がまだあるのかとの問いに、立野・下与倉野田・荻などあと8件の希望があるとの答弁。日吉地域からの申し込みがないが、全域に広報しているかとの問いに、広報は行き届いていると思うが、現在のところ日吉地域からの応募がないとの答弁。

高山地区のバス購入について、どのような理由からかとの問いに、高山地区全体の最優先課題が地区内の移手段の確保であった。昨年、介護福祉空間整備事業で地区館の改修がされ、その活用のためにも地区内だけの限定で、小型バスが必要とのことであり、地域づくり振興基金から購入し、今後、管理・運営のための組織も立ち上がると思うとの答弁。この「バス」については、管理する団体など組織の立ち上げのほうか先ではないか、また、コミュニティバスやデマンドタクシーなどとの整合性についても検討しなければ、今後ほかの地域から似たような事例があればどうするのかとの問いに、コミュニティバスの停留所にも遠い地域、デマンドタクシーの関連も含めて、今後については地域の実情を十分把握して慎重に対応していくとの答弁。

花火の打ち上げについて、26地区館のうち、24地区館が実施することだが、実施しない2つの地区の理由は何かとの問いに、

消防法の関係や安全な打ち上げ場所がないなどの理由で、扇尾・鶴丸の2地区が実施しないとの答弁。

「商工観光課関係」では、ふるさと雇用再生助成金の減額は早過ぎないかとの問いに、早い段階で定数確保ができないと、これからの事業展開は3人共同での取り組みになるので、困難が予想され、県とも協議して減額したとの答弁。江口浜荘の閉館後の片づけ賃金は過大見積もりではなかったかとの問いに、幸いに少なく済んだが、当初でも説明をしたが、どれだけの仕事量があるか予想不可能であったためとの答弁。

市民病院の解体主事はおよそ44%で落札をされた、江口浜荘の解体工事予算は妥当かとの問いに、解体費用の見積もりは、設計業者が正式な公共単価で積算をしている。解体工事については最低制限を設けてなく、業者の落札額については予見しにくいとの答弁。

「税務課・特別滞納整理課関係」では、税務課長は、2つの課を統括することになるが、管理職としての機能に支障はないかとの問いに、業務はふえると思うが、行革の中でも、職員の体制は充実し、参事もいるので大丈夫との答弁。

税だけでなく、すべての債権について関係する各課との連携はとれているのかとの問いに、債権主管課から報告のあった約8億6,400万円の滞納額のうち6億9,300万円が税金である。今、各課の状況を調査中で、関係各課の滞納分に対する認識も確認をしている。自力執行権と非自力執行権があり、独自に徴収努力できるものと裁判所などの許可・権限が必要なものもあり、徴収に対する基準なども関係課・支所とも統一していきたいとの答弁。

課の新設による新たな徴収率の目標とその方針はどのようなものかとの問いに、昨年度まで徴収できなかった理由などを検証し、徴

収率を上げていく。税の公平負担の意味からも善良な市民納税者を基準として取り組みたいとの答弁。

「不納欠損処理」に対する考え方はどうかとの問いに、「取れないことに固執する」より、発生を抑えるための努力をし、「債権管理条例」の整備などで債権の適正な管理を行いたいとの答弁。「子ども手当」の窓口支払いで、滞納者との接見効果が期待できるかどうかとの問いに、保育料の滞納者については、主管課において手当の口座振込でなく、直接支払いを行っている。接見し、納付をお願いすることで大半は応じていただいた。しかし、あくまでも本人の同意が必要であるとの答弁。

「消防本部関係」では、民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進助成金は、自衛消防組織などの活動に使うべきではないかとの問いに、助成団体から使途についての指定もあった。各種防火・防災訓練を含めて、民間団体の訓練にも当然使用していきたいとの答弁。

そのほか多数の質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

[文教厚生常任委員長漆島政人君登壇]

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっております議案第65号平成22年度日置市一般会計補正予算（第2号）について、本委員会に分割付託された部分について委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月7日の本会議におきまして、委員会付託されました。それを受け、6月8日、9日、担当課長の説明のもとで、改修が必要な施設等の現地調査を実施した後、

第2委員会室におきまして全委員出席のもと、委員会を開会し、市民福祉部長、教育次長ほか、関係課長等の出席を求め、審査いたしました。

まず、市民福祉部所管に関する補正内容について申し上げます。

提案された補正額は、1,581万3,000円を追加し、予算の総額を89億3,105万1,000円とするものであります。

それでは、それぞれの所管課における補正予算説明の概要と主な質疑応答について申し上げます。

初めに、市民福祉部所管から申し上げます。

2款3項1目の戸籍住民基本台帳費から3款の民生費、4款の衛生費の人件費に関する増減額補正の主な理由は、人事異動に伴うものであるとの説明でありました。

また、老人福祉費の中に計上されている需用費や委託料及び工事請負費・備品購入費の増額補正は、昨年度、東市来地域高山地区館を整備した「地域介護福祉空間整備推進交付金事業」を今回日吉地域の扇尾地区公民館と吹上地域の藤元地区公民館において事業を取り組もうとするものである。

工事の内容については、扇尾地区では、建物内のバリアフリー化や駐車場の整備、調理室の改修、また、藤元地区においては「屋根外壁の改修やあずまやの建設とフェンスの設置」などが主な工事内容である。

また、備品購入費については、両地区館にエアロバイクやエアロウォーカー等を整備するものである。また、この事業費については100%の国庫補助事業であるとの説明でありました。

これに対する質疑といたしまして、藤元地区のフェンス整備については、高さを1.8メートル、長さを36メートル整備するとのことであったが、現地を調査した結果では、フェンスの高さを低くし、延長を長く

した方が、まだ効果的ではないのかの質疑に、まだ具体的な設計はしていないのでそのことは考慮して進めていきたいとの答弁でありました。

次に、4款1項5目の保健指導費の中の賃金、報償費、旅費、需用費等の補正は、自殺対策事業に係る県の補助事業が採択されたことによる増額補正であるとの説明でありました。

これに対し、自殺対策に関する講師の講演会や体験発表者による謝金が計上されているが、どういった人材を考えているのかの質疑に対し、講師については、県内・県外を含め検討中である。体験発表者については、相談事業所・自殺をされた方の遺族・うつ体験者・ケアナースの4人を考えているとの答弁でありました。

また、自殺対策のための普及啓発パンフレットの印刷について、当初単価が200円で500枚の作成を計画していたものが、単価10円で3万枚に変更されているが、この違いはどういった理由かの質疑に対し、質的に落としたわけではない、自前で原稿をつくったことや全戸配布に変更したことにより単価が下がったとの答弁でありました。

次に、教育委員会所管に関する補正内容について申し上げます。

提案された補正予算は、371万9,000円を減額し、総額を23億5,258万6,000円とするものであります。

初めに、10款教育費に関する補正の主なものは、日置南給食センター開設などによる人事異動に伴う人件費の増減や地域づくり課への事業費組み替えによる減額補正であるとの説明でありました。

また、小学校費の中の備品購入費や需用費等の増額は、今回、飯牟礼小学校と日新小学校に特別支援学級が新設されたことによる机や教材等の購入費であるとの説明でした。

この説明に対し、特別支援学級に使用する教材関係の選定はどういった方法で決めているのかの質疑に対し、学校からの要望に基づいて決めているとの答弁。9月から日置南給食センターがスタートするが、給食費の徴収体制はどうなるのか。また、今まで使用してきた調理器具等は今後も使用していくのかの質疑に対し、給食費の徴収については、今までどおり各学校ごとの徴収になる。また、その方法が徴収率も高い。また、今まで使用していた調理器具等は、新しい給食センターがドライ方式になったことや設置場所等の影響で、使用できるものは1割程度であるとの答弁でありました。

以上が本委員会に分割付託された部分の審査の経過であります。

委員会では、審査終了後、討論採決に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第65号の文教厚生常任委員会に分割付託された部分につきましては、全委員一致で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第65号平成22年度日置市一般会計補正予算（第2号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る6月7日の本会議におきまして、本委員会の所管にかかわる補正予算を分割付託され、6月9日に委員会を開会し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

提案されました補正予算のうち、農林水産

業費にかかわる予算は、1億3,808万7,000円増額し、総額を9億6,443万7,000円にしようとするものであります。

歳入の主たるものは、農林水産業費分担金として、県営中山間地域総合整備事業、受益者負担分の増額補正。

農林水産業費県補助金として、活動火山周辺地域防災営農対策事業、園芸産地育成事業、産地づくり対策事業の事業採択による増額補正。

農林水産業費県委託金の林道船川野下線の立ち木伐採事業費は、計画変更による減額補正。

農林水産業債としては、県営事業の新規採択の事業決定に伴う市の負担分の過疎債、一般公共事業債での充当による増額補正であります。

次に、歳出の主たるものは、農業委員会費として、職員の人事異動に伴う給料、手当等の増額補正。

農業総務費は、委託費として、ふるさと雇用再生特別基金事業の離職者就農促進緊急対策事業で委託予定でありましたが、補助事業の導入要件を満たすことができず、組み替えをし、負担金補助及び交付金による日置市農業公社21年度研修生3名分と事務局長の人員費の増額補正であります。

農業振興費は、地産地消支援拠点整備事業としての日置市直売所等ネットワーク推進協議会への具体的な事業予定として、こけけ直売所の駐車場舗装、ふれあい飯牟礼館の建物整備、かめまる館のトイレ整備への県補助内示による増額補正。

活動火山周辺地域防災営農対策事業として、「吹上茶生産組合」への茶摘採前洗浄施設、園芸産地育成対策事業として、生産組合「空と大地」へのソリダコのハウス附帯施設一式、産地づくり対策事業として、「日置高設いちご生産組合」へのイチゴ高設施設など事業採

択による増額補正。

さらに、市単独の農業振興育成事業として、日吉の「キタカタ営農生産組合」への大豆選別汎用荷受ホッパー導入への補助の増額補正であります。

畜産業費は、口蹄疫発生に伴う競り市延期、中止の影響を受けた子牛、飼料代金補助の増額補正。

農地費は、県営中山間地域総合整備事業として、ゆすいん地区、東市来地区の暗渠排水・大田地区と中神殿の集落道整備・高山野下地区の用排水路整備など・中山間地域総合農地防災事業として、日吉山田地区のため池改修、ため池等整備事業は、日吉下太郎池の整備、河川工作物応急対策事業として、伊集院上神殿清水地区・吉利樗木島地区の頭首工改修工事などの事業費決定による増額補正。

林業振興費として、林道舟川野下線の立ち木補償は、県の事業費から、土地開発基金で対応する計画変更による減額補正。

水産業振興費は、日置市、いちき串木野市の西薩地区6漁協の地産地消関連施設のネットワーク構築のための負担金、漁港建設費として、船舶航路の海砂堆積除去のための潮流調査・深淺測量のための負担金の増額補正であります。

次に、土木建設費にかかわる予算は、4億3,312万2,000円増額し、総額を26億9,950万1,000円にしようとするものであります。

歳入の主たるものは、土木費・街路事業費の国庫補助金は、事業費内定に伴う増額補正。

住宅費と土地区画整理事業費の国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業への組み替え等による減額と事業費内定による増額補正。

土木費の県補助金は、通常及び交付金の補助内示に伴う減額補正であります。

歳出の主たるものは、土木総務費の備品購入費は、吹上支所の気象観測装置の購入によ

る増額補正。

道路新設改良費は、道整備交付金事業の新規採択に伴う25路線分の増額補正。

河川総務費は、急傾斜地崩壊対策事業の県割当に伴う負担金の増額補正。

都市計画総務費は、人事異動等による減額補正。

土地区画整理費の委託料は、徳重地区の仮換地先の地盤調査に伴う増額補正。

工事請負費は、都市再生整備計画変更に伴う増額補正。

街路事業費は、活力創出基盤整備事業の伊集院駅北口広場測量設計に伴う増額補正。

地方道路整備事業に対する負担金内定に伴う増額補正。

住宅管理費の委託料として、公営住宅の地上デジタル放送設備改修に伴う増額補正。

住宅建設費の公有財産購入費及び補償費として、上市来・花熟里・和田地区の土地購入に伴う増額補正であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

まず、農林水産課関係は口蹄疫について、防疫体制の経過と効果、今後の予防対策についての質疑がなされ、宮崎で発症があった後、4月30日に対策本部を立ち上げ、各関係機関と連携を図り、すぐに消毒の徹底を図った。県内外から多くの人が集まる場所、例えば、東市来の運動公園等は、すぐ近くに畜産農家があるので、運動公園の入り口の2カ所のうち1つを閉鎖し、特に人が多く集まる時間に合わせてタイヤや靴等の消毒を徹底した。

今後の予防対策としては、発症初期の対応として、現在、日置市には、産業動物獣医師が共済組合に5名おり、免許は持っているが、開業していない潜在獣医師もおり、飼育頭数に対し、適正な獣医師数で対応できていると考えている。しかし、やはり日常的予防対策として、豚の場合は、もともとかなりシビアに予防対策を講じているが、今回のことを教

訓として、例えば、小規模の生産農家に消毒槽を設けるように指導しているが、もっと周知徹底していきたい。

また、畜産業を始める条件として、口蹄疫が発生した場合、処分するための土地が必要であるので、その予定地を確保しておく必要性を強く感じたとの答弁でありました。また、競り市が延期され、農家の影響は大きいですが、今回の1万円の補助が適正額なのか。また、競りの見通しはどうかの質疑に対し、1万円は飼料費の約7割ということで補助した。また、農協のほうで、競り市に出荷予定の人たちに前渡し金の希望を確認し、雌で15万円、去勢で20万円渡してある。また、鹿児島県の競り市の再開は、防疫措置、いわゆる殺処分・埋却・畜舎の消毒処理が完了した時点から10日以上経過した時期を中央畜連の会議で決定されるとの答弁でありました。

県営中山間地域総合整備事業のゆすいん地区の用地買収の進捗状況はどうか。簡易水道の計画とは、どのように連携を図るのかとの質疑に対し、用地買収を伴う事業は、大田地区と中神殿の集落道である。大田地区の着工は、相続関係があと1件残っているが、県が図面等の改修を行っているので、それが終わり次第の9月前後を予定。中神殿は、ことから用地買収に入り、来年工事着工となるので、上下水道課と工程的な打ち合わせをしていくとの答弁でありました。農業公社事務局長の人选のいきさつと給与水準はとの質疑に対し、事務局長の人件費は市から、次長の人件費はJAから相互に出す申し合わせがある。現在の事務局長は、JAを退職し、事務局次長として勤め、事務内容に精通し、経験豊富ということで、今回事務局長に選任された。人件費の内容は、給与が月額21万4,200円、賞与・福利厚生を含めた総額は、408万8,000円であるとの答弁でした。

大豆選別汎用荷受ホッパー施設の補助を受

けるキタカタ営農生産組合の実績はとの質疑に対し、平成19年度に設立され、19年度の作付10.6ヘクタール、販売金額69万6,100円、10アール当たり136キログラム、単価キロ48円、20年の作付11.5ヘクタール、販売金額139万6,000円、10アール当たり139キログラム、単価キロ87円。そして、21年度の作付は13.2ヘクタールであったが、2町歩が干ばつで収穫ができなかった。しかし、単価がキロ112円とよい大豆ができたため、販売金額は156万3,000円であった。10アール当たり105キログラムで、国が定めている10アール当たり154キログラムには、排水等の関係で難しい状況である。21年度までは、国の交付金等があった関係で、全体収入が上がっていたが、今後は補助金が減額となり、組合運営も大変厳しい状況になるだろうとの答弁でありました。

次に、建設課関係では、まず伊集院駅周辺整備について、JR九州と本市の負担割合が示され、工事着工は来年度からとの説明を受けているが、実施計画の策定状況、協議会の設定・進め方はとの質疑に対し、JR九州とは、今から管理協定や負担区分を協議していく段階で、県の都市計画決定・実施許可を受けるための協議である。駅周辺整備検討委員会は、学識経験者2名・関係機関等3名・地域代表2名、その他各種団体として4名計画している。それぞれの立場から整備計画に係る意見を出してもらい、計画に反映していく予定である。住民説明会も考えているので、それに向けての検討会を開き、意見集約をしていくとの答弁でありました。

新規7団地の計画について、どういう目的で箇所を選定し、どのくらいの戸数を計画しているのか、また、土地の選定については、本市の財政難の中で、市有地の活用を考慮に入れていなかったのかとの質疑に対し、小規

模小学校の複式学級をできるだけなくそうという目的で、地区振興計画で課題として挙げられていた箇所と地域からの要望が強かった7カ所を選定し、計画した。今年度は、上市来・花熟里・和田の3団地を用地買収して設計し、23年度から2カ年計画で建築する。美山は24年度から調査に入り、逐次建築する。永吉と伊作田は、24年度に設計し、25年度から建築する。土橋は、25年度に設計し、26年度に6戸建築する。他の箇所は10戸程度計画している。土地の選定は、地域のほうで学校に近く、住宅団地にふさわしいところということで、PTAも含めて検討した結果である。

ただ、伊作田については、土地開発公社を土地を地域の要望もあって検討しているとの答弁であった。

備品購入に気象観測装置とあるが、市内の設置状況はどうか、また、その観測結果の利用状況はどうかとの質疑に対し、今回の購入は吹上支所の2月に故障し、修繕ができなかった風向計と設置してから30年以上経過した雨量計である。市の観測施設としては、東市来支所・消防本部・日吉支所・吹上支所に各1カ所ずつある。気象情報の生かし方は、住宅や農産物の被害があった場合の観測データとして利用している。住民の建物の保険請求にもデータを利用している。また、本市は局地的に降雨もあるので、洪水予想のデータに役立てている。県の観測施設として、上神殿・地域振興局の土木事務所・郡山・農業大学校等もあり、養蚕試験場跡地には、気象庁独自のものもあるとの答弁でありました。

以上のほか多くの質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第65号平成22年度日置市一般会計補正予算（第2号）の産業建設常任委員会所管につきましては、全員一致で原案とお

可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第65号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。議案第65号は各委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第66号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第5 議案第67号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第6 議案第68号平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第7 議案第69号平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第4、議案第66号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

から日程第7、議案第69号平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました議案第66号、67号、68号、69号について、委員会審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

これらの議案は、去る6月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました。

それを受け、6月8日と9日、第2委員会室におきまして、全委員出席のもと委員会を開会し、市民福祉部長ほか、関係する課長、事務長等の出席を求め、審査いたしました。初めに、議案第66号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）からご報告申し上げます。

補正予算の概要につきまして、歳出の中の増減組み替えだけで、補正による予算の増減はない。したがって、予算総額は当初予算の68億898万3,000円が変わりはないとの説明でありました。

また、歳出の中の増減内容につきましては、2款2項の高額療養費の中の一般被保険者と退職被保険者の高額介護合算療養費見込みによる117万7,000円の減額補正。また、8款2項の国保ヘルスアップ事業及び生活習慣病予防対策支援事業については、国の国保保険事業の見直しに伴い、今年度から国保保健指導事業として取り組むこととなったため、特定健康診査・特定保健指導未受診者対策について、重点的に取り組むことになったとの説明でありました。

質疑もなく、討論に入りましたところ、討論もなく、採決の結果、議案第66号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号平成22年度日置市特

別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

初めに、平成22年6月1日現在での青松園の概要につきましては、定員80名に対し、日吉地域で52名、吹上地域で20名が入所しており、9割が市内出身者となっている。また、待機者については約60名となっている。年齢層については、70歳代が11名、80歳代が35名、90歳以上が31名で最高年齢者は100歳である。

入所者されている期間は1年から5年未満が約7割で、入所者の介護区分は要介護4と5の方が全体の68%となっている。

また、職員体制は、正規職員16名、臨時職員34名の計50名となっているとの報告がありました。

続きまして、補正予算の概要につきましては、正規職員が1名減になったことによる人件費の削減分を新たに男性の臨時職員を1名採用したことによる賃金の増額と残額を予備費に入れたことにより、歳入歳出予算の増減はないとの説明でした。

したがって、予算の総額は当初と同じ3億163万8,000円が変わりはありません。

質疑もなく、討論に入りましたが、討論もなく採決の結果、議案第67号については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

初めに、所管課から提出された資料の一部を紹介しますと、平成22年度4月1日現在で、本市の高齢化率は28.8%となっています。また、要介護認定者数は2,985人で、昨年度対比125人の増です。また、1カ月当たりの介護サービス給付費も平成22年度決算見込みで3億4,852万7,000円となっており、高齢化率の上昇に伴い、ほかの数値も

今まで微増傾向にあったものが、昨年度ごろから急増傾向にあるのが今の状況です。

次に、補正予算の概要について申し上げます。

今回の補正は、328万5,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,786万5,000円とするものです。

増額補正の内容につきましては、東市来地域のグループホーム秋光園の1ユニットB棟365平方メートルに係るスプリンクラー設備整備事業補助金328万5,000円を追加するもので、補助額の算定基礎は平米当たり9,000円である。

なお、グループホーム秋光園を初め、スプリンクラーを設置すべき対象施設の整備は今年度ですべて終了する予定であるとの説明でありました。

質疑もなく、討論に入りましたが、討論もなく採決の結果、議案第68号につきましては、原案のどおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第69号平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

今回の補正は2,264万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,521万8,000円とするものです。

補正予算の説明概要につきましては、歳出で医師1名減等に伴う人件費の減額補正を行った。また、医業費の備品購入費で、内視鏡用洗浄消毒器を購入するため170万円を計上した。

なお、歳出で減額となった分は、歳入の診療収入と過年度分の外来患者減少分の595万3,000円の減額を見込み、また、諸収入の雑入で1,669万4,000円を減額したとの説明でありました。

主な質疑応答については、歳出で減額が出たからといって、今の時期で歳入の事業収入

を減額し、歳入歳出調整をしようとする考え方については、どう認識しているのかの質疑に対し、当初歳出減の一部を予備費に入れて調整することも考えたが、過年度の外来実績や現況での事業実績等を考慮すれば現段階で事業収入の減額が適当であると考えたとの答弁でありました。

現況での具体的な事業実績はどういった状況かの質疑に対し、ベット数19床に対し、現在12床稼働している。また、外来者数については当初1日60人程度を見込んでいたが、4月で45人・5月で44人となっている。

見込みより少ない要因として、旧市民病院の解体作業の準備等で出入りに支障を来している部分もあると思うとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、討論もなく採決の結果、議案第69号については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会では、診療所事業について次のことが意見集約されました。

診療所経営に当たっては、予算計画に基づく事業収入確保のことや後年度の医師確保のことなど難しい課題がある。

しかし、住民の方々にも今後の事業計画等をお示し、その上で診療所経営をスタートさせた経緯がある。また、今後においても、地域医療施設として維持していかなければならない責務もある。このことは、当局も十分緊張感を持って事業運営に当たっていただきたいとの意見集約がなされましたので、あわせてご報告申し上げます。

以上、4議案に対する報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第66号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第8 陳情第6号子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第8、陳情第6号子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書を議題といたします。

本件について、文教厚生常任委員会の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました陳情第6号子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める

陳情書について、文教厚生常任委員会における審査の結果と経過について、ご報告申し上げます。

本陳情は、去る6月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました。それを受け、本委員会では6月9日、第2委員会室におきまして全委員出席のもと審議いたしました。

初めに、陳情趣旨につきましては、子宮頸がんは、日本の20代女性では乳がんを抜いて発症率が一番高いがんで、年間1万5,000人の人が発症し、約3,500人が命を落としている。原因はHPVの感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんである。

HPVは性交渉で感染するため、性行動を始める前の10代女性の接種が対象となる。皮下注射による3回の接種で約5万円の全額が自己負担となり、公的援助が不可欠である。

したがって、子宮頸がん予防ワクチンを無料で接種できるよう公費助成を行うこと、このことが陳情の趣旨でございます。

そこで、本委員会では、子宮頸がんに対する本市の実態がどういった状況にあるのか、所管課に説明を求めました。

その結果、対象となる本市の人数は、12歳（小学校6年生）で245人、13歳（中学1年生）で278人、14歳（中学2年生）で235人、15歳（中学3年生）で274人、合計1,032名である。

仮に、この対象者全員に予防接種を行った場合、総額で約5,000万円が必要になり、後年度については、1学年ずつの繰り上がり人数が約250人で、その分の接種費用が毎年約1,200万円必要になる。

また、本市においては、平成21年度で2,520の方が子宮頸がん検診を受診され、平成20年度では2人の方に子宮頸がんが発見されている。

そのほか、日置市内での接種状況は、市内の主な小児科に照会したところ、ワクチン接

種について保護者からの問い合わせは数件寄せられているが、現在まで接種を受けた方はいないとのことの説明がなされました。

その後、本委員会では所管課の説明資料やそのほかの説明資料をもとにいろいろ討議した結果、共通した結論として集約された意見は、子宮頸がんは、予防ワクチンを接種することで予防できる。

しかし、ワクチンは日本でも認可はされているものの、その費用となる約5万円は自己負担となるため、任意での接種率は低いのが現状である。

女性の命を守ることは、少子化問題の観点からも重要なことであると同時に、医療費抑制の観点からも予防ワクチン接種への公費助成の必要性は十分理解できる。しかし、本市が全額助成することは、財政上難しい。

現在、予防ワクチン接種助成については、政権与党である民主党のマニフェストにも掲げており、国による公費の助成体制を整備する必要があるとの意見集約でありました。また、その後の討論の中でも、同じ趣旨の討論がなされ、採決の結果、本陳情は全委員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第6号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから陳情第6号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第6号

は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

△日程第9 陳情第3号「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第9、陳情第3号「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書を議題といたします。

本件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております陳情第3号「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書についての産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本陳情は、平成22年第2回定例議会で、本委員会に付託されたものであります。陳情の趣旨は、国においては、景気は回復傾向と言っているが、地域経済においては、景気回復は見られず、消費購買力は低下し、疲弊し切っている。本市の中小零細業者みずからの経営改善、経費削減等の努力にも限界がある。そうした中、地域経済への波及効果が極めて大きいと思われる地元の中小建設業者の仕事確保に効果を上げ、悪質なリフォーム業者を駆逐し、住宅改善を欲する市民に安心感を与えると考えられている住宅リフォーム助成制度を創設してほしいとの趣旨であります。平成22年第2回定例会におきましては、税金を使った助成のあり方を、すなわち中小企業

の経済対策ではあるが、個人財産の助成という点、また、本市の現在の小規模事業者への対応、市民のリフォームの要望状況、悪質な業者による消費者相談等の実態調査をして判断をしたいとの意見が複数の委員より出されたため、継続審査を申し入れておりました。今6月定例会において、再度審査をいたしましたので、ご報告申し上げます。

本陳情について、本委員会を6月9日に委員全員出席のもと開会し、関連する所管、財政管財課・商工観光課・介護保険課・福祉課・建設課の課長等の説明及び資料を求め、審査をいたしました。

そこでまず、それぞれの担当課の説明内容を要約しますと、財政管財課においては、市が発注する公共事業の関係で、予定価格が1件50万円未満の工事等については、小規模修繕工事ということで、希望者を募り、発注する仕組みをつくり、平成19年6月から名簿登録を始め、大工・建具・内装・電気・造園・ガラス・畳など、現在67の個人・法人が登録をしている。実績としては、平成20年度は、件数で387件、金額で1,356万9,000円、平成21年度は、件数で349件、金額で1,605万4,000円となっている。維持修繕の関係で、発注のない業者もあるが、年次に内容の違いもあるので、地域の業者の仕事の供給には、幾らか貢献できているのではと考えている。また、財政関係については、補助金等については見直しを行っているが、決算ベースで平成18年度は12億9,800万円、平成19年度は11億9,800万円、平成20年度は12億8,500万円である。その中には、中小零細事業者の経営安定のための利子補給制度、年間140件から150件の利用があり、補助額が1,200万円から1,300万円ぐらいある。さらに、セーフティーネット貸付制度で、信用保証料を補助したり、新たな支援策を講じている。そうし

た状況の中で、市単独で業種を限定した新たな補助制度は非常に厳しいが、例えば、地域づくりの地域振興計画の実践の中で、地域の業者にできるだけ業種・工種をまとめ、発注していくとの説明がなされた。

次に、商工観光課にリフォームに関する特定の業種だけではなく、もっと経済波及効果を図るために、商品券の利用ということと消費生活相談における悪質な業者とのトラブル相談の現状について説明を求めました。商品券を利用すると、現在、300店舗の事業所への経済効果はあると考えられるが、商品券は商工会が主体的に運営をしており、現行の商品券の有効期限は6カ月である。リフォームの助成に充てるとなると、金額が大きくなり、通常の発行額では収まらなくなり、追加発行をし、総額を大きくすることによる事務手続的なこと、また金額が大きい場合、利用者が全額を使わないうちに有効期限が切れてしまうおそれなどの問題点の指摘がなされました。

また、消費生活相談では、平成20年度は全体で146件、そのうちリフォームの相談と特定できるものが8件、平成21年度は全体で108件、うち7件でありました。しかし、苦情相談というよりも増改築の相談であるとの説明でありました。

介護保険課には、介護保険等を利用した住宅改修の現状の説明を求めました。平成22年4月現在、65歳以上の人口数1万4,833人、その中で、後期高齢者は8,674人、そのうち要介護・要支援認定者が2,985人、平成21年度介護サービス給付費の中で、住宅改修の実績は271人の申請があり、給付額は2,654万9,000円でありました。住宅改修の内容は、手すりの取り付け、段差解消が主なもので、改修をした事業者は、市内業者26、市外業者33であった。ケアマネジャーが利用者と事業者との間に入り、手続代行するので、ト

ラブルはなかった。利用者は一度全額を業者へ支払い、後で償還払いを受ける。20万円が上限で、うち1割の2万円が自己負担となる。高齢化率が上がってきており、認定を受ける方がふえてきているので、住宅改修もふえていくだろうとの説明でありました。

福祉課における重度障害者等の日常生活用具給付等にかかわる住宅改修の実績は、過去2年間で2件でありました。

最後に、建設課に新築・リフォームについての現状の説明を求めました。新築の実績は、平成19年度395戸、平成20年度306戸、平成21年度229戸と年々減少している。新築については、住宅建築確認申請等で確認できるが、リフォームについては確認ができない。増改築相談員は、12名名簿登録があるとの説明でした。

委員会では、そういった所管課の説明内容や資料等をもとに自由討議をいたしました。その中で主な意見は、地元の中小零細建設業の仕事確保の支援策として、現段階でも各種現行の制度の中で対策が講じられている。現に4,000万円から5,000万円の支出もある。行政改革の中で補助金のカットをしながら努力しているさなかに、あえて単独の補助制度を新設するほどの経済効果があるとは思えない。本陳情に否定的な意見が大勢でありました。

そこで、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で、本陳情は不採択することに決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第3号について討論を行います。

す。発言通告がありますので、順次発言を許可します。

本件に対する委員長報告は不採択です。

まず、山口初美さんの採択することに賛成討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、陳情第3号「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書に対する賛成討論を行います。

長引く不況のもとで、地域経済を担う中小零細業者は仕事が減り、このままでは休業、廃業に追い込まれるものが続出する可能性があります。この住宅リフォーム助成制度は、地域経済への波及効果が1.5倍から3.0倍もあるとして、全国的に注目されています。市民が市内の建設業者、地元業者に新築、増築、リフォームなどを発注した場合に、その費用の一部を助成する制度で、まちの第2の公共事業として位置づけて力を入れている自治体もあるようです。

市民にとっても、住まいの改善に役立ち喜ばれています。また、リフォームをすると、基礎や製材、サッシ、建具、内装、畳などたくさん業種がかかわってきます。地元業者に仕事をふやし、地域経済も活性化します。そしてさらに、住居の整備にあわせて家具や家電製品、調度品などの購入も行われるため、経済効果は予想よりも大きく広がる可能性があるわけです。事によっては固定資産税など市税の増収にもつながっていくと考えられます。

また、本市で発行されるとくどくひおき券、プレミアム商品券を1割のプレミアムをつけて発行しておりますが、ただ買い物をするだけの商品券よりも経済波及効果は比べものにならないと思います。かたく締めた市民の財布のひもをちょっと緩めていただく、そのきっかけにもこの住宅リフォーム助成制度はなると思います。中小業者の仕事起こしにつな

がること、間違いありません。経済活性化と市民の住環境の改善のための住宅リフォーム助成制度の創設に私は大賛成です。

以上、賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、出水賢太郎君の採択することに反対討論の発言を許可します。

○4番（出水賢太郎君）

私は、陳情第3号を採択することに反対の立場から討論をいたします。

まず、陳情の趣旨でございます。

長引く不況による中小零細業者の厳しい経営状況については、私も十分承知をいたしております。しかしながら、日置市ではその対策として、先ほど委員長報告でもありましたとおり、小規模修繕工事等の契約希望者の登録制度を設けております。また、介護保険で小規模な住宅の改修の助成も起こっております。また、重度障害者等の住宅改修、それから、中小企業の経営を支援する制度としてセーフティネットの保証制度の実施、また、景気対応緊急保証制度における融資の信用保証料の2分の1の補助、これを日置市は単独で行っております。また、経営安定を目的に運転資金や設備投資の利子補給の補助制度も行っております。

これらをあわせますと、日置市では中小業者への支援策として既に年間5,000万円ほどの予算措置を行い、中小企業の経営安定と地域経済の活性化に取り組んでいる状況でございます。合併後、厳しい財政状況の中で、行財政改革を進めており、各種団体への補助金もそれぞれカットされております。そのような中で、一般財源を使った新規の補助制度を創設するという事は、今までの行革の流れに反しており、削減されたほかの団体との整合性も問われる問題となります。市が今現行で行っている補助制度を活用した形で、中小業者の支援を行うべきと考えます。

さらに申し上げれば、個人財産である一般の住宅の管理は家主自身が自己責任で管理することが原則でございます。その住宅のリフォームに対し、市の公金を支出するということは行政の公平性、また公共性が問われかねません。

以上の理由から、私は陳情第3号「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書については、採択することに反対といたします。以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、坂口洋之君の採択することに賛成討論の発言を許可します。

○7番（坂口洋之君）

私は、陳情第3号「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める陳情書に対して採択することに賛成の立場で討論をいたします。

公共工事が削減される中で、第2の公共工事と言われ、零細企業へ波及効果が期待できるものです。現在、全国で100以上の自治体、鹿児島県においても、薩摩川内市、曾於市で、現在実施されております。例えば、一定額のリフォーム工事を実施すれば、本来の工事業者はもちろん、豊業者や家具や電化製品の業者まで波及し、その幅広い業者への波及効果が期待できます。市民のかたくなった財布をいかに吐き出させるか、そういう視点からもこの事業は経済効果が期待できます。先ほど2番議員が発言した同様、日置市のプレミアム商品券が4月5日から販売されます。得した気分が市民にとって得られる半面、経済効果が果たしてどれだけあったのかという、そういったことも疑問になります。

そういう意味でも、この事業は波及効果が幅広く広がるという観点から、私はこの陳情について、賛成の立場で討論をいたしました。

討論を終わります。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立少数です。したがって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

△日程第10 意見書案第6号子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書

○議長（成田 浩君）

日程第10、意見書案第6号子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書を議題といたします。

本件について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました意見書案第6号子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書（案）について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択された陳情第6号の願意は「子宮頸がん予防ワクチン接種に対し全額公費助成を求める」内容でした。

しかし、先ほども申し上げましたとおり、本市が全額助成することは財政上難しいのが実情です。とは申し上げても、この問題は、女性の命を守ることによる少子化対策や医療費抑制の観点からも国が先頭に立って公費助成を行うべきであり、日置市議会、会議規則第14条第2項の規定に基づき、ここに提案するものであります。

意見書案の内容につきましては、お手元に

配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、地方自治法第99号の規定により、政府へ意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第6号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第6号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 意見書案第7号改正国籍法に関する意見書

○議長（成田 浩君）

日程第11、意見書案第7号改正国籍法に

関する意見書を議題といたします。

本件について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

ただいま議題となっております意見書案第7号改正国籍法に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

さきの3月議会最終日の3月30日に大方の議員の皆様の賛同を得て採択をされました陳情第9号の願意が関係機関への意見書提出でありましたので、日置市議会会議規則第14条第1項の規定により、ここにご提案するものであります。

意見書案につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、意見書案の朗読は省略をいたします。

なお、この意見書の趣旨は、改正国籍法によって生じ得る違法な国籍取得を防止し、厳格な制度運用がなされることを政府に求めるもので、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出先は、法務大臣千葉景子殿宛てであります。

よろしくご審議くださるよう、お願いを申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第7号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書

案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

○2番（山口初美さん）

私は、意見書案第7号に対する反対討論を行います。

この改正国籍法に関する意見書案は、改正国籍法によって生じ得る虚偽の認知を防止し、厳格な制度運用がなされるよう要望するとして、1つ目に、審査時におけるDNA鑑定の推奨、2つ目に、申請者や外国籍の親の日本における居住実態や日本人の親による扶養実態等の綿密な調査（国籍付与後の継続調査を含む）、3つ目に、審査情報の開示、4つ目に、罰則の強化とあります。これらはプライバシーの侵害や人権侵害に当たり、また、外国人を差別するものであると私は考えますので、この意見書に反対いたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

○5番（上園哲生君）

意見書案第7号改正国籍法に関する意見書案に賛成の立場で討論いたします。

ご承知のように、平成20年6月4日、最高裁判所が「準正のあった子と認知されたにとどまる子との間に日本国籍の取得に関する区別が生じるのは、憲法第14条に違反する」との判決を出し、その判決を受け、平成20年の12月国会で国籍法が改正され、平成21年1月1日施行され、今日に至っております。その間に、平成21年の2月には中国人夫婦による偽装認知事件も起こりました。そうした事件の背景には、生活保護、子ども手当などの我が国の社会保障制度に引きつけられるということもあったと思います。

また、昨今のマスコミ報道等によれば、世界最大の人口を抱える隣国中国が1979年

から人口増加に歯どめをかけるため、一人っ子政策を実施してきましたが、経済的に豊かになった都市住民が子供を2人、3人と欲しがり、違反者への罰金は年々強化され、戸籍を持っていない子供が増加していると伝えております。

本市議会も市民からの国籍取得に対しての実質審査を厳密にとの陳情を受け、その旨の陳情を3月議会において採択したところであります。それに基づいた今回の法務大臣への意見書案であります。我が国の他の制度においても、厳密な実子審査がなされ、それを添付書類として、それぞれの担当行政窓口で形式審査を受けております。そして、当然それらのことにかかわる人たちは申請者のプライバシーに配慮し、厳格な守秘義務が課されております。

そのような観点から、ただいま提案されました意見書案に賛成をいたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

○12番（漆島政人君）

意見書案第7号につきまして、反対の立場で討論いたします。

この意見書案に記載されてます国籍法が改正されたことによって、日本の国籍取得を目的とした虚偽の認知が行われることが懸念されるとあります。これは私も理解はいたします。その懸念されることを払拭するために今回審査時におけるDNA鑑定の推奨、また、申請者や外国籍の親の日本における居住実態や日本人の親による扶養実態等の綿密な調査、また、国籍付与後の継続審査も含めてするよという内容であります。

ここでこの制度をつくること自体は私も理解できますが、仮にこの制度が国によって制定されれば、その事務の流れはすべて市町村の窓口でやるようなこととなります。仮にこういった煩雑な事務を市町村レベルでやると

なれば、小規模自治体の窓口においては人的にも経費的にもかなり大変な状況になります。

したがって、こういった書類の受理とそういったものについては市町村窓口でやってもいいでしょうけど、こういった高度な知識を必要とするDNA鑑定の推奨、また、事務的に相当煩雑である、こういった追跡調査等こういうものについては、国の責任、また、国が認める団体によってやるべきものであって、そういうところまで含めて意見書に記述すべきだということで、この意見書には反対いたします。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第70号平成22年度日置市一般会計補正予算（第3号）

○議長（成田 浩君）

日程第12、議案第70号平成22年度日置市一般会計補正予算（第3号）を議題いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第70号は、平成22年度日置市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億8,132万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、平成22年5月の豪雨災害により、災害が発生し、災害復旧に要する経費についての予算措置による増額補正でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金の災害復旧費国庫負担金で、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金319万2,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金320万8,000円を増額計上いたしました。

市債では、災害復旧債で、現年補助公共土木施設災害復旧事業債160万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費で、施設維持修繕料を250万円増額、工事請負費を550万円増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから議案第70号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第70号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は可決されました。

△日程第13 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第13、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおりに、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおりに、閉会中の継続調査にしたいとの申し出があり

ました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第15 議員派遣の件について

○議長（成田 浩君）

日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおりに、会議規則第159条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおりに、議員を派遣することに決定しました。

△日程第16 所管事務調査結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第16、所管事務調査結果報告についてを議題といたします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は市長へ送付することに決定いたしました。

皆さん、ご起立願います。一同、礼。

午前11時56分閉会

△閉 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月7日の招集から本日の最終本会議までの24日間にわたりまして、地区振興計画に基づく共生・協働による地域づくりの推進と地域の課題解決に向けた地域づくり推進基金及び農林水産業の産業基盤の整備、道路、住宅等の新たな社会資本整備総合交付金の創設などに関連する平成22年度一般会計補正予算を初め、上神殿辺地総合整備計画の変更とそのほか各種の重要な案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして心から厚くお礼申し上げます。

審議におきましては、議員各位からいろいろなお意見、ご指摘のありました点につきまして真摯に受けとめ、熟慮の上、円滑な市政の運営に努めますとともに、予算の執行につきましても、これまで以上に慎重を期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分健康に留意され、市政運営に一層ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（成田 浩君）

これで平成22年第3回日置市議会定例会を閉会いたします。皆さん、本当にご苦勞さまでした。

○事務局長（住吉伸一君）

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 成田 浩

日置市議会議員 中島 昭

日置市議会議員 田畑 純二